

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

豊島区基本計画 答申

【2011～2015】

豊島区基本構想審議会

平成23年1月28日



目次

第1編 総論

第1章 基本計画の基本的考え方

1 計画の目的・将来像と性格	2
2 計画の期間	2
3 計画の構成	3
4 時代の変化に対応した見直しの仕組み	3
5 基本構想と事業の状況に体系の見直し	4

第2章 後期基本計画策定の背景

1 社会の動向	6
2 豊島区の動向	8

第3章 地域経営の方針

1 戦略的な施策展開に関する方針	14
2 安心戦略と成長戦略の好循環	15

第4章 将来像を具体化した都市の姿

1 豊島区が目指す姿	16
2 安全・安心創造都市づくり	18
3 福祉増進都市づくり	20
4 生涯健康都市づくり	22
5 教育都市としまの実現	24
6 文化創造都市づくり	26
7 環境都市づくり	28
8 都市再生	30

第2編 各論

第1章 計画の姿

1 施策の体系	34
2 施策の重点化	36
3 計画事業の選定	38

第2章 8つの地域づくりの方向

1	あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	40
2	すべての人が地域で共に生きていけるまち	42
3	子どもを共に育むまち	44
4	多様性を尊重し合えるまち	46
5	みどりのネットワークを形成する環境のまち	48
6	人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	50
7	魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	52
8	伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	54

第3章 計画事業

	計画事業一覧	56
1	あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	67
2	すべての人が地域で共に生きていけるまち	77
3	子どもを共に育むまち	105
4	多様性を尊重しあえるまち	133
5	みどりのネットワークを形成する環境のまち	143
6	人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	159
7	魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	191
8	伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	203

第4章 公共施設の再構築・区有財産の活用

1	公共施設の再構築・活用に関する方針	223
2	施設別再構築・活用の方針	226
3	学校跡地の再構築により、生まれ変わる施設	228

第5章 新たな行政経営

	行政経営のあり方	229
1	スリムで変化に強い行政経営の確立	230
2	持続可能な財政構造の構築	231
3	多様な主体との協働による新たな公共の構築	233
4	新庁舎の整備	235
5	新庁舎整備を契機としたサービスの向上	236
6	新庁舎を契機にした情報化の推進	238

参考資料

○	豊島区基本構想審議会審議経過	243
○	豊島区基本構想審議会名簿	244
○	諮問文	245

■	豊島区基本構想	246
---	---------	-----

第1編

總論



第1章 基本計画の基本的考え方

1 計画の目的・将来像と性格

豊島区では、平成15年3月激しい時代の変化に的確に対応しつつ、豊島区が豊島区らしく個性ある豊かな地域社会を、区民と行政とが、また、区民が互いに手を取り合って、創造していくための区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定しました。

この基本構想では、21世紀の第1四半期を構想の期間として、目指していく豊島区の将来像を下記のように挙げています。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

東京において魅力ある個性と存在感を発揮しつつ、**高密都市としての責任**を果たし、**未来への信頼**を高めていきます。「住みたいまち、訪れたいまち」としての信頼を確かなものとしていく、それが「未来へひびきあう 人 まち・としま」として、豊島区が目指す姿です。

この「豊島区基本計画」（以下「基本計画」といいます。）は、豊島区が目指す姿を具体化することを目的としています。そのため、計画期間内に取り組む施策・事業を体系的に示すとともに、政策の5年後の目標を明示するものです。また、基本計画は、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるもので、区の各分野における計画を総合的に調整するものです。

2 計画の期間

基本計画は、平成18年度を初年度として、平成27年度までの10か年を計画期間とし策定され、計画期間を前期と後期に分け、前期5年間の社会経済状況の変化等を踏まえ所要の見直しを行うこととしていました。

そこで、見直したものが、この基本計画（平成18年に策定された基本計画と区別するために、「後期基本計画」といいます。）です。後期基本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とします。

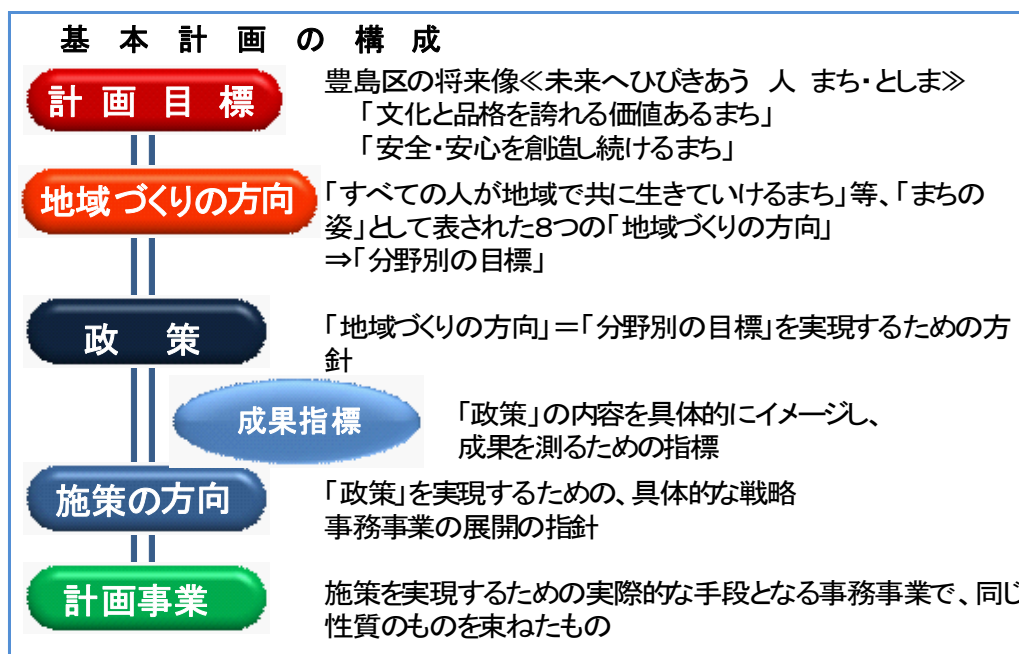


3 計画の構成

この後期基本計画は、第1編「総論」と第2編「各論」からなっています。

第1編「総論」では、区の現状、社会変化の潮流や人口の推移と予測、財政の状況と予測などの背景、計画の目標とする豊島区の将来像を示しています。

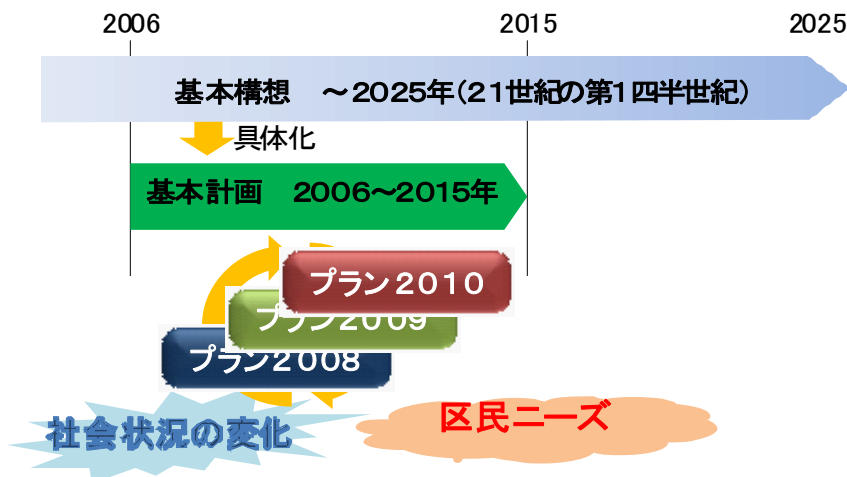
第2編「各論」では、まず基本構想が示す地域づくりの方向を示し、計画期間内に取り組む政策・施策・事業を8つの分野に分けて体系的に示すとともに、各政策の5年後の目標と主な取り組み、さらに公共施設の整備方針、行政経営のあり方等を明らかにしています。



4 時代の変化に対応した見直しの仕組み

基本計画の実施計画として「未来戦略推進プラン」を策定します。新たなニーズや社会状況の変化に対応するため、毎年度見直しを行いながら、基本計画が示す「地域づくりの方向」の具体化を図ります。

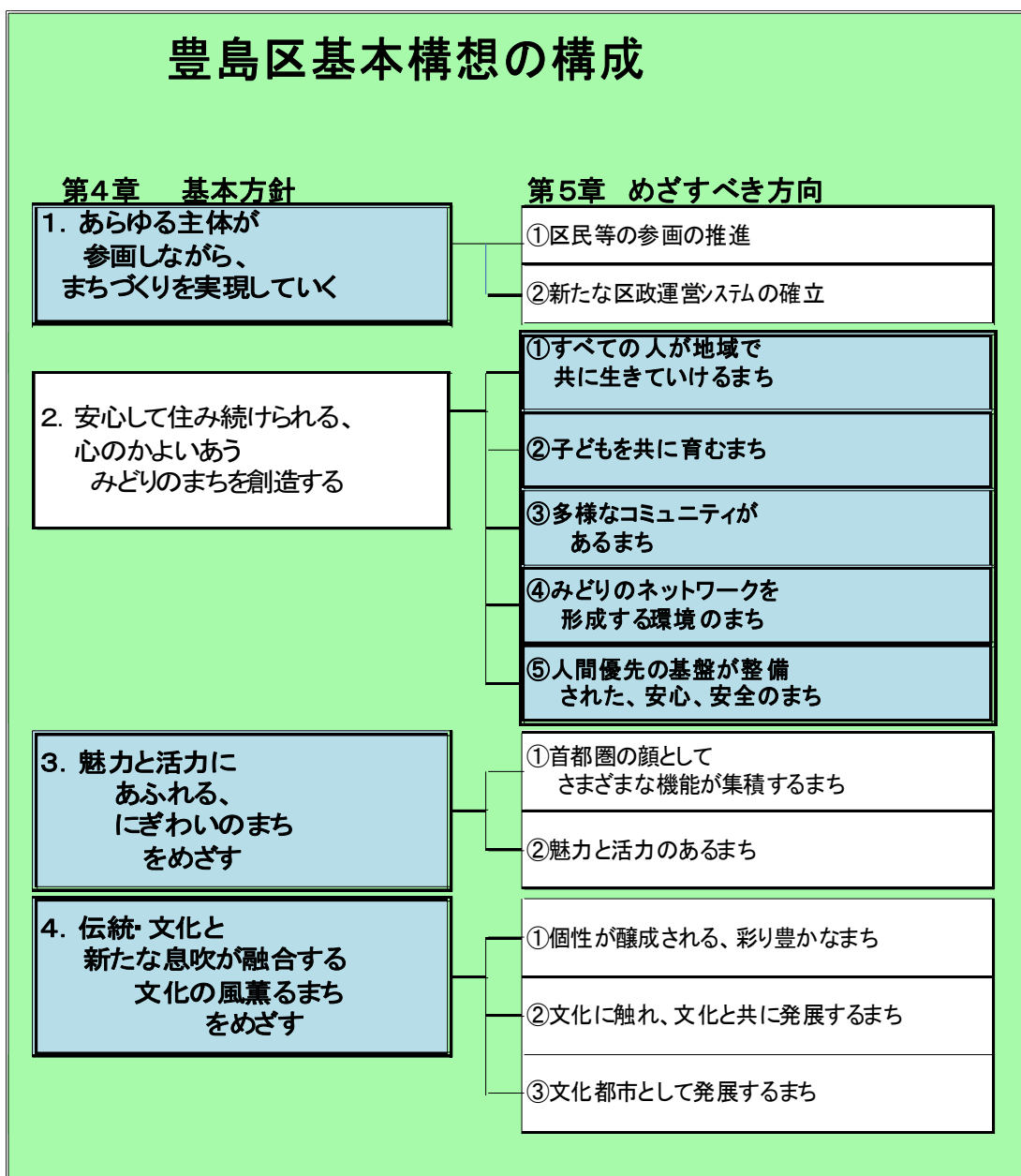
毎年度、行政評価を踏まえて基本計画の進捗状況を確認するとともに、基本計画が定める「計画事業」のほかに新たな事業の展開が必要となる場合には、未来戦略推進プランで新たに計画事業を加えるものとします。



5 基本構想と事業の状況に応じた体系の見直し

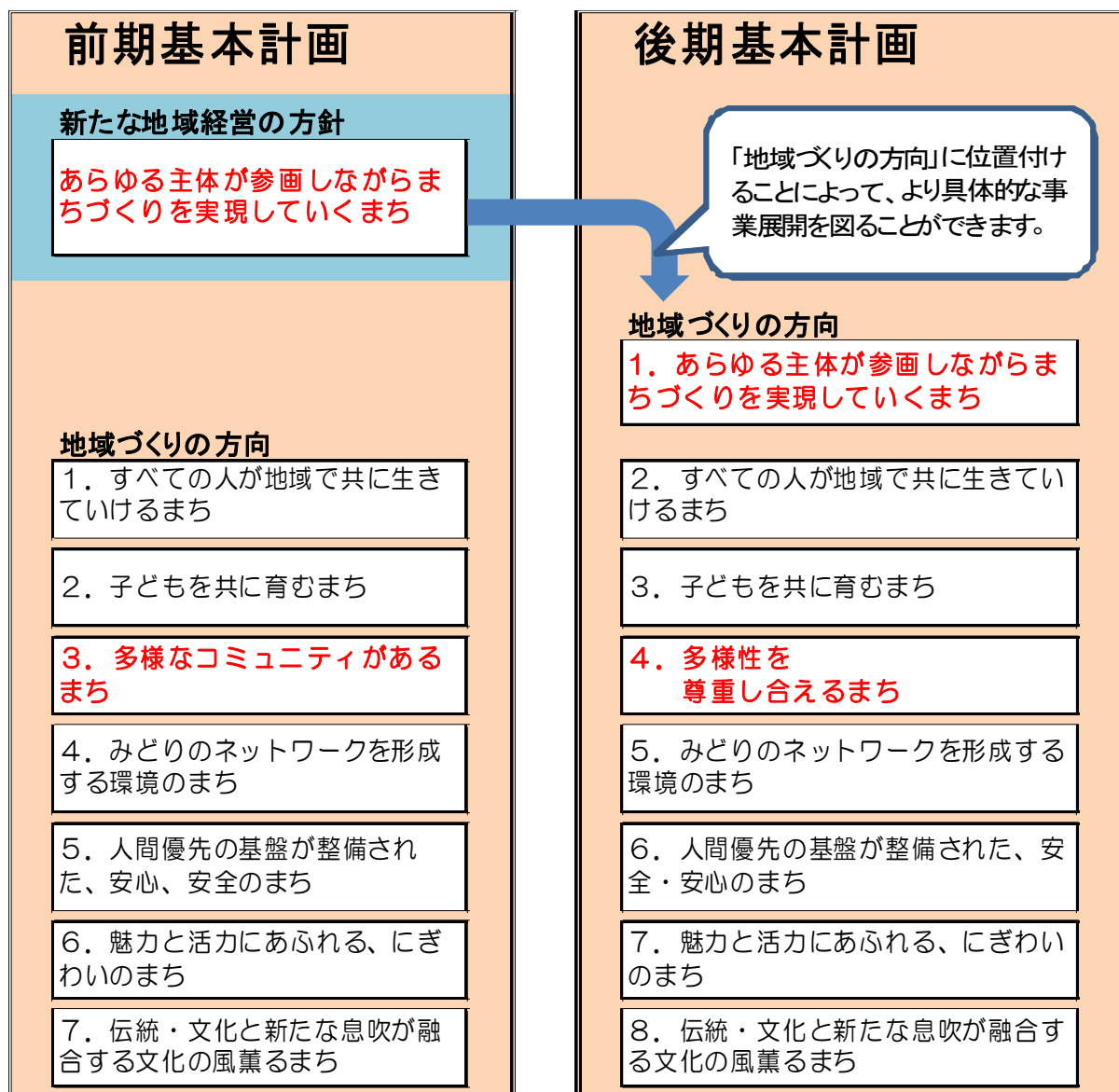
基本構想では、今後の都市経営に必要な「基本方針」を第4章で掲げ、つづく第5章で「めざすべき方向」として具体的なまちの姿を示しています。

基本計画は、基本構想を具体化するための計画です。後期基本計画が「地域づくりの方向」として掲げている分野別の目標は、基本構想の「第4章 基本方針」と「第5章 めざすべき方向」から、取り上げたものです。



基本構想が「第4章 基本方針」の第一に掲げている「あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく」は、全ての政策に通じる共通の考え方であるとして、基本計画では「新たな地域経営の方針」と位置付けられてきました。地域の多様な主体の参加と協働によって「新たな公共」を実現することは、今後の自治体経営における最大の課題であり、さらに重要性をましていくと考えられます。

豊島区では、基本計画の策定後、地域区民ひろば事業の展開が進み、さらに地域協議会のモデル事業が開始されるなど、具体的な事業が展開されてきました。そこで、後期基本計画では、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」を新たに「地域づくりの方向」に加え、成果指標を設けるとともに、計画事業による進行管理を行っていくこととしました。



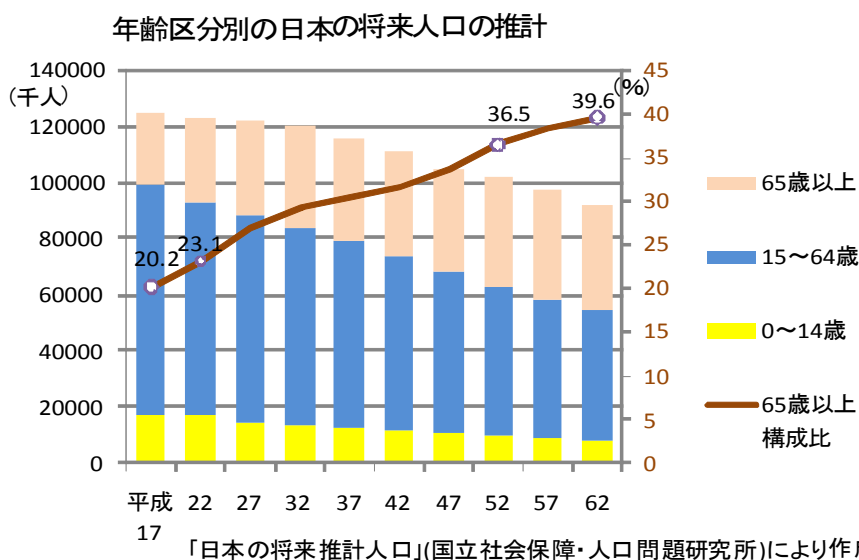
第2章 後期基本計画策定の背景

1 社会の動向

(1) 少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成17年の総人口が1億2,777万人で高齢者人口2,576万人、65歳以上の構成比は20.2%だったのに対し、平成52年の総人口は1億569万人で高齢者人口が3,852万人と予測されており、平成17年と比べると、平成52年には総人口が2,200万人減るのに対し、65歳以上の高齢者はおよそ1,300万人増え、65歳以上の構成比は36.5%にまで達するとしています。

人口が減少する一方で高齢人口は増加するために、年金や医療、介護など支え合う仕組みづくり、社会保障制度の持続性を確保していくことや、子育ての不安感や負担を軽減し、次世代を担う子どもが健やかに育つ社会づくりを進めることが求められています。



(2) グローバル化の進行

これまで私たちの社会生活は、国や民族を枠・単位として成立すると考えられてきました。

これらの枠が急速に消え去りつつある中で、経済、政治、文化にとどまらず、私たちの日常生活全般が、特定の限られた枠や空間の中だけで成立するのではなく、異なる社会経済、異なる文化との間での関係に拡大し、情報化の一層の進展とも相まって、国境を越えた人、物、資金、情報の流通が進んでいくことが想定されます。

多様化が進む経済、文化の動向に柔軟に対応し、共生しながら、地域経済や地域独自の伝統や文化の特色を高め内外に発信していくことが求められています。

(3) 地方分権改革の進展

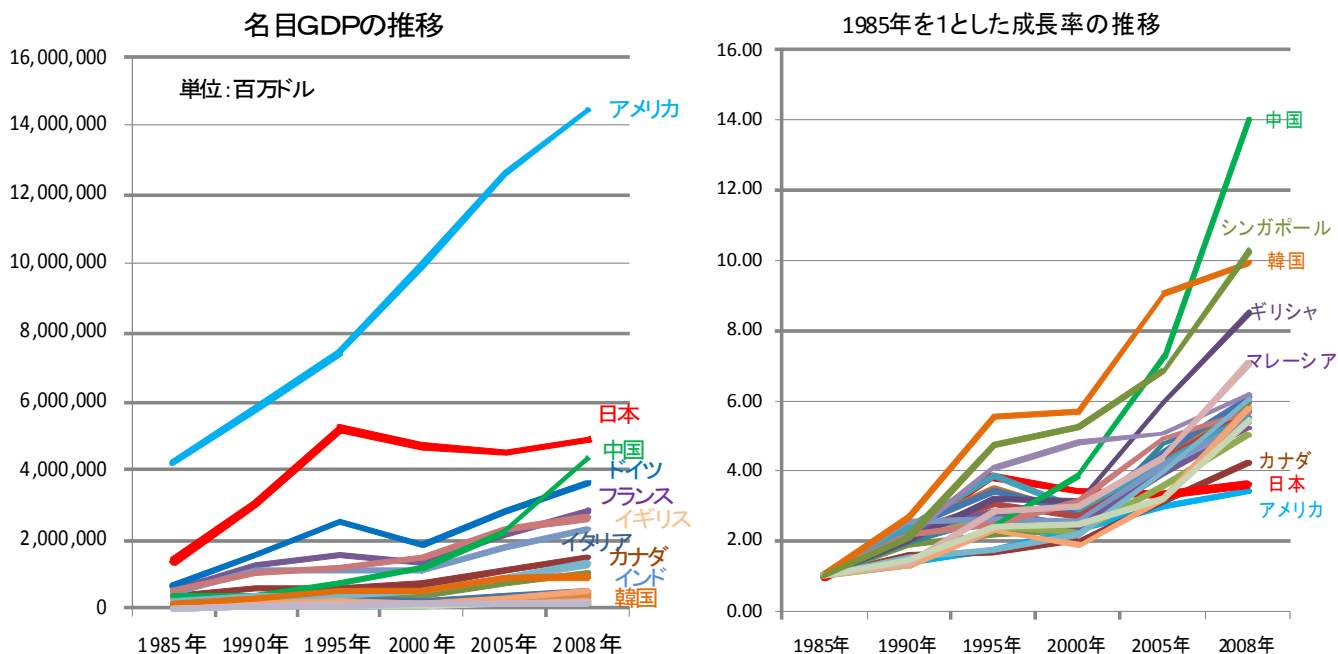
平成 18 年 12 月に「地方分権改革推進法」が成立し、平成 19 年 4 月に地方分権改革推進委員会が発足しました。同委員会が調査審議を行い、平成 21 年 11 月には第 4 次勧告が行われたほか、閣議決定に基づき内閣府に地域主権戦略会議が設立され、平成 22 年 12 月には地方分権改革推進計画が平成 22 年 6 月 22 日には地域主権戦略大綱が閣議決定されました。

この流れにより、国と地方の適切な役割分担により、二重行政等の無駄を排除し、国、地方を通じた行財政改革に寄与し、住民に身近な行政が、住民に身近な自治体等で決定できるようになり、地域の個性を生かした地域づくりが可能になるとされています。

地方自治体の権限が拡大される一方で責任も増大します。地方自治体には、自立的な財政力と政策形成能力を高め、住民に身近な政府としての責任を担うことが求められています。

(4) 我が国の活力・生産性の国際比較

GDPの推移（下図左）をみると、日本はアメリカに次いで世界第二位を占めてきました。しかし、1995年以降は横ばいが続いています。一方、1985年を1としたGDPの成長率（下図右）をみると、日本はアメリカとともに成長率が鈍化しているのに対して、中国、シンガポール、韓国、マレーシアなどアジア諸国の成長が顕著になるなど、日本の経済力が相対的に低下していくことが想定されます。



2 豊島区の状況

(1) 人口の動向

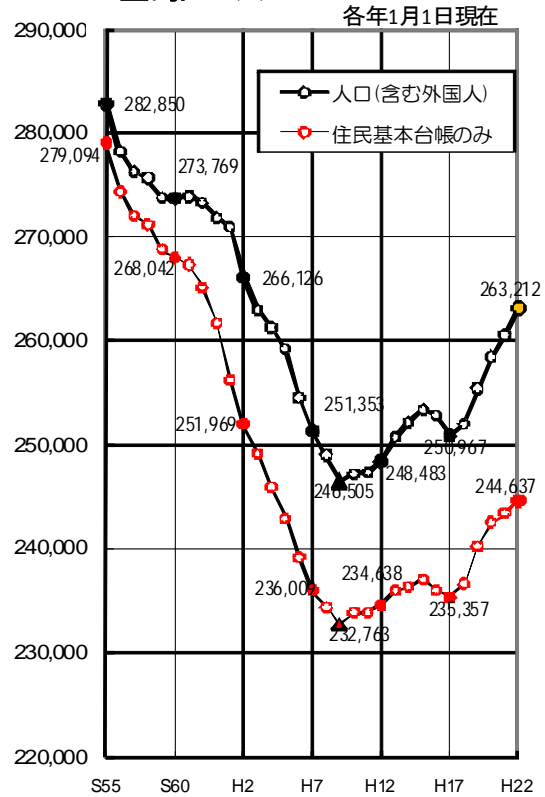
全国一の高密都市に

平成9年を底に平成14年まで増加傾向が続いていた区の人口は、社宅の廃止が集中したことや都市計画道路整備に伴う建物の除却などが主な要因となり、平成15年、16年の2年間一時的に減少しましたが、平成17年には再度増加に転じ、平成22年1月現在263,212人となり、4年連続して1年で2,000人を超える増加をしています。

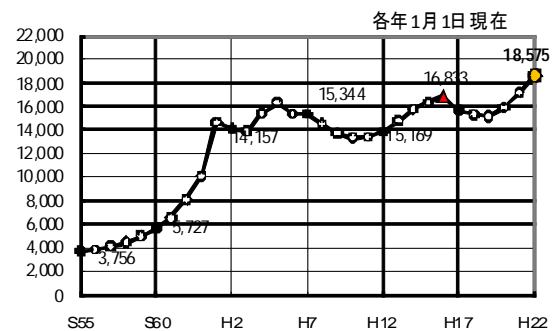
また、区の人口密度は、平成22年1月現在ヘクタールあたり202.3人となり、全国一の人口密度の高さを維持しています。

外国人登録者数は、昭和60年以降急速に増加しました。平成22年1月現在18,575人となっています。右上の住民基本台帳人口の推移とは、全く異なる線形を示してきたために、これまでは、外国人の方の動向は予想がつかないと考えられてきましたが、平成7年以降の線形は、住民基本台帳人口の推移と同様の動きを示しています。

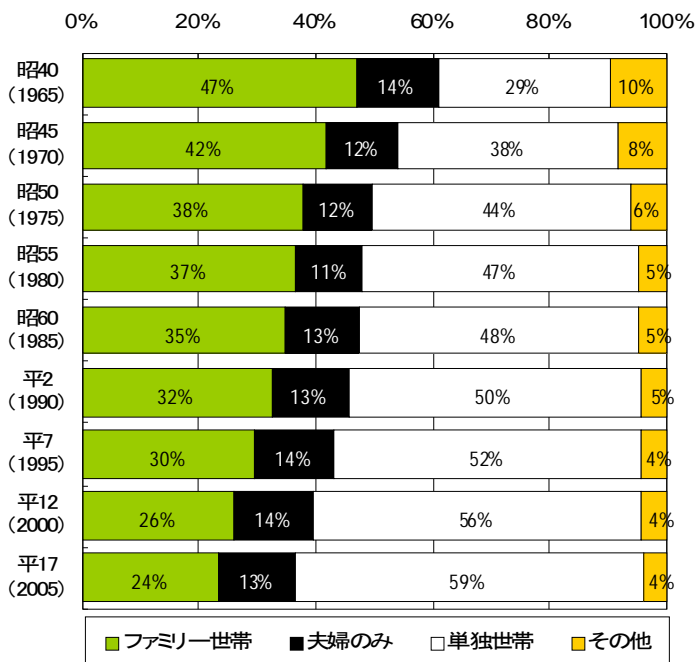
豊島区の人口の推移



豊島区の外国人登録者数の推移



豊島区の世帯類型別構成比の推移



著しく増加してきた単独世帯

世帯類型別にみると、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加する一方、「ファミリー世帯(※)」は一貫して減少を続けています。

特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、平成17年で約6割となっています。一方、「ファミリー世帯」は24%まで低下しています。

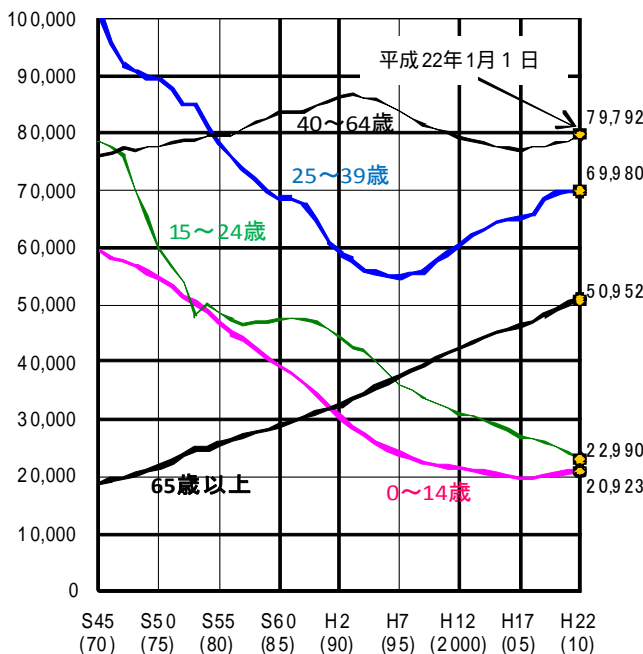
(※「ファミリー世帯」は、「夫婦と子の世帯」、「ひとり親と子の世帯」、「三世帯世帯」の合計)

超高齢社会へ

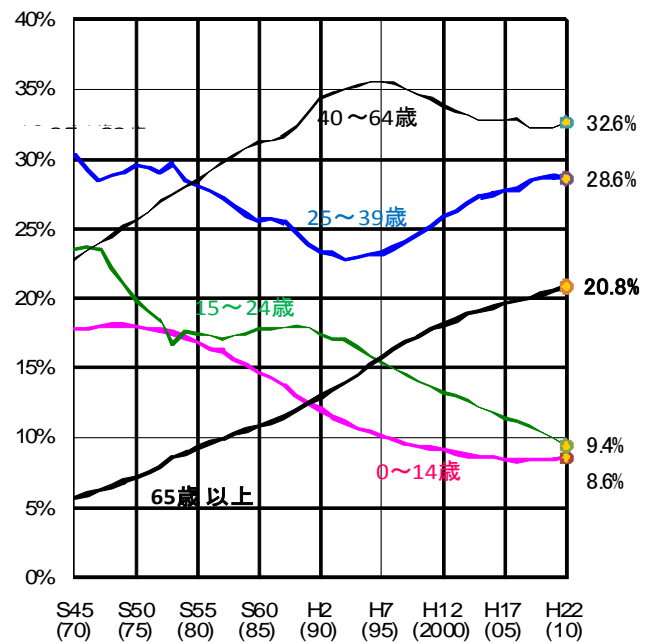
年齢構成別に人口の推移をみると、65歳以上は従来と同様の増加傾向を示しているものの、これまで一貫して減少を続けてきた0～14歳の子どもが、平成18年から4年連続して増加を続けています。これは、昭和40年代以降初めてのことで、また、25～39歳の人口も増加傾向が続いており、良質なマンション供給により、子育て世帯の流入が続いていることがうかがえます。

この結果、平成22年1月時点では、0～14歳の子どもの割合は、昨年より0.1ポイントプラスの8.6%を維持する一方、65歳以上の高齢者の割合は0.2ポイントプラスの20.8%となっています。高齢化率による区分によれば（高齢化社会（7～14%）、高齢社会（14～21%）、超高齢社会（21%～））、豊島区は間もなく「超高齢社会」の段階に入ることになります。

豊島区の年齢構成別人口の推移



豊島区の年齢構成別人口構成比の推移



減少を続けてきた出生率ですが・・・

昭和から平成にかけて減少を続けてきた出生数は、平成7年以降、1,400～1,500人前後でほぼ横ばいで推移してきましたが、平成17年以降は、3年連続して増加を続け、平成19年には1,654人となりました。平成20年も1,650人と増加数を維持しています。

また、合計特殊出生率についても、平成13年以降、1.00を下回るかたちで推移していますが、平成18年、19年と増加に転じ、平成20年も0.82を維持しています。

（※合計特殊出生率：その年次の出生率で子どもを産むと仮定した時の、一人の女性が一生のあいだに産む子どもの数）

合計特殊出生率と出生数の推移



(2) 人口の推計

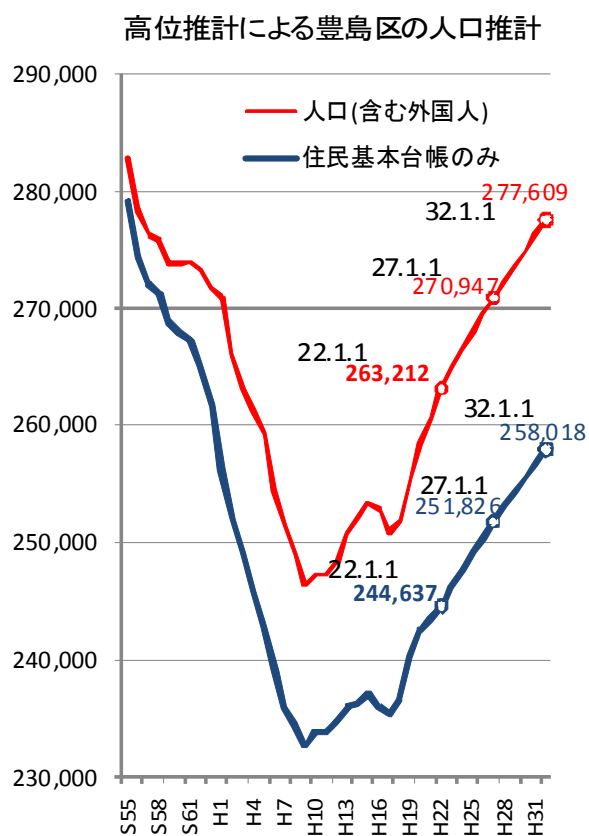
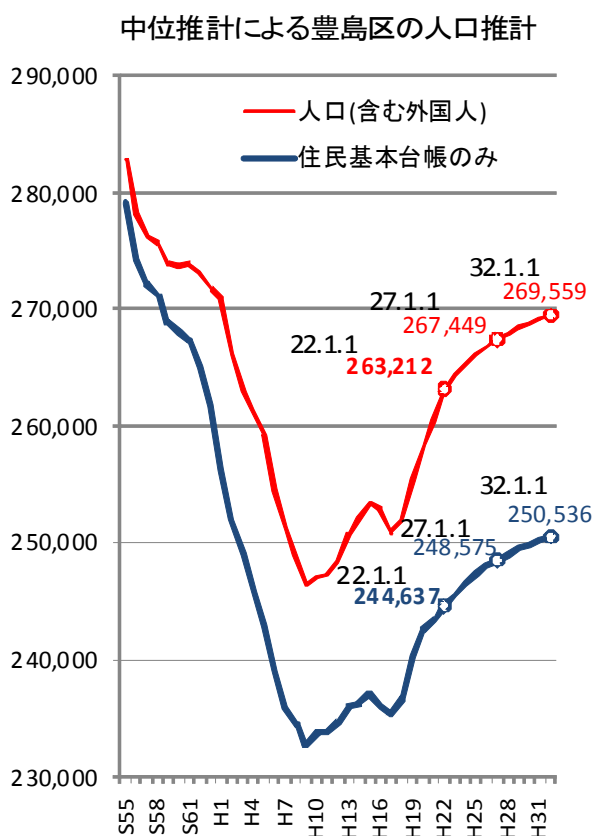
平成 27 年の計画人口は 27 万人、目標は 28 万人を目指します

様々な条件で推計を試みた中から、出生率や移動率を中程度に設定した場合の予測（「中位推計」といいます。）が下左のグラフです。5 年後には 26 万 7 千人、10 年後には約 27 万人となります。

一方で、出生率や移動率を高めめに設定した場合の予測（「高位推計」といいます。）が下右のグラフです。5 年後には約 27 万 1 千人、10 年後には約 27 万 8 千人となります。

以上から、後期基本計画の目標年次である平成 27 年の人口は約 27 万人と予測されます。

日本全体が人口減少段階に突入した中であっても、「文化と品格を誇れる価値あるまち」そして「安全・安心を創造し続けるまち」を実現することによって、多くの方に豊島区のまちなり方に共感していただくまちを目指すことから、後期基本計画の目標年次である平成 27 年の目標人口を 28 万人とします。



(3) 財政の状況

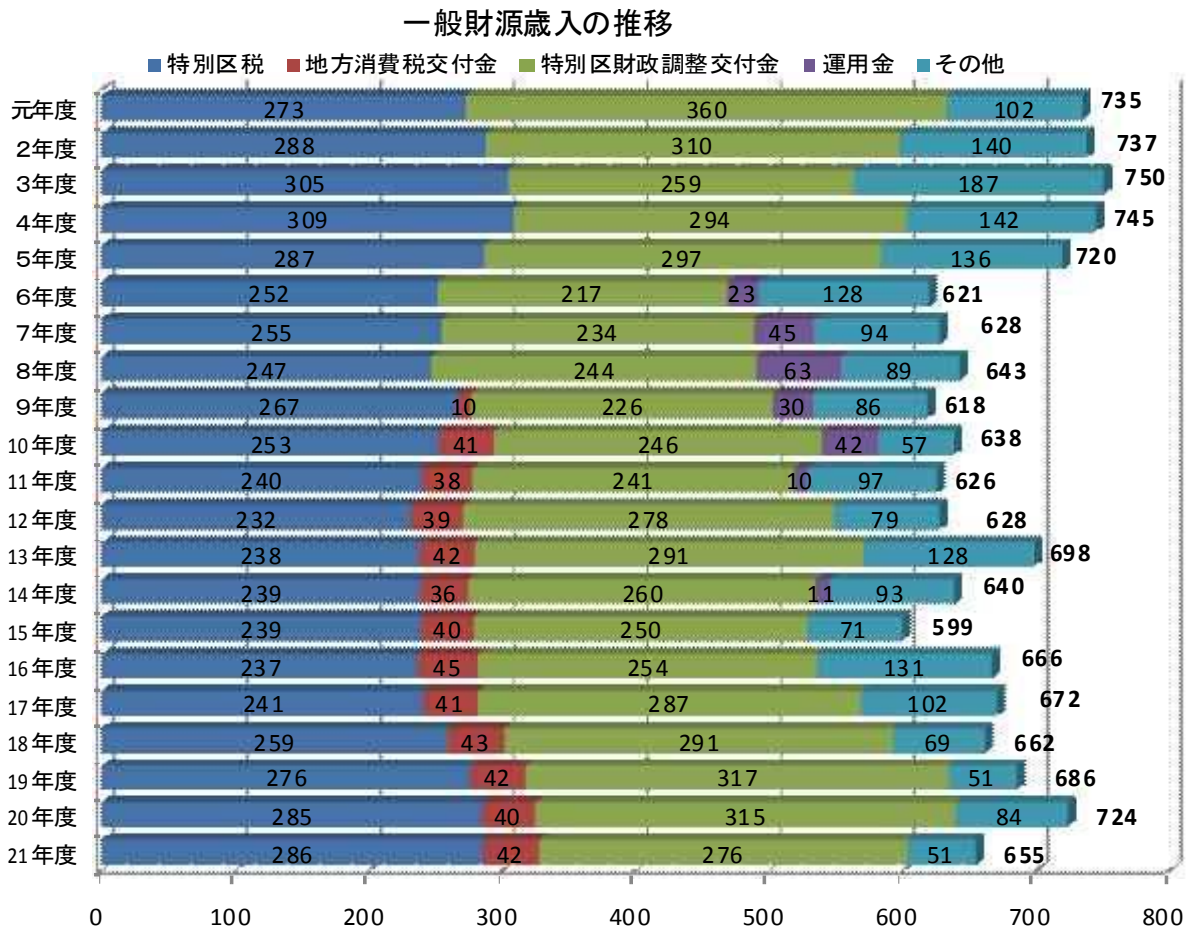
世界的不況の影響により、厳しい状況に（歳入）

一般財源歳入とは、用途が制約されずどのような経費にも使用できる収入をいい、特別区税や特別区財政調整交付金などによって構成されています。平成 21 年度は 655 億円と、前年度に比べ 69 億円、9.5%のマイナスとなっています。

特別区税、地方消費税交付金、特別区財政調整交付金でその大半を占め、平成 21 年度ではこれらの合計が 605 億円で、一般財源歳入全体の 92.4%となります。

一般財源歳入は、景気の動向に左右される個人及び法人所得あるいは消費動向等によって増減し、いわゆるバブル経済の崩壊に伴い平成 6 年度に大きく落ち込んだ後、長引く景気の低迷や減税措置の影響等により、ほぼ横ばいを続けてきました。平成 17 年度からは景気の回復等により特別区税と特別区財政調整交付金が堅調に伸びたため、一般財源歳入総額も増加傾向にありましたが、平成 21 年度は一昨年秋以降の世界的な景気悪化の影響を受け、特別区財政調整交付金が大きく落ち込んだことからマイナスとなりました。

特別区税は、平成 4 年度の 309 億円をピークに、いわゆるバブル経済の崩壊によって減収に転じ、その後も長引く景気の停滞や区民税減税措置の影響等により 240 億円前後で推移していました。平成 17 年度以降は景気の回復や課税人口の伸びによって増加に転じましたが、一昨年秋以降の景気後退を反映し、平成 22 年度以降は減収が見込まれる状況となっています。



生活保護費の増加により、扶助費が増加しています（歳出）

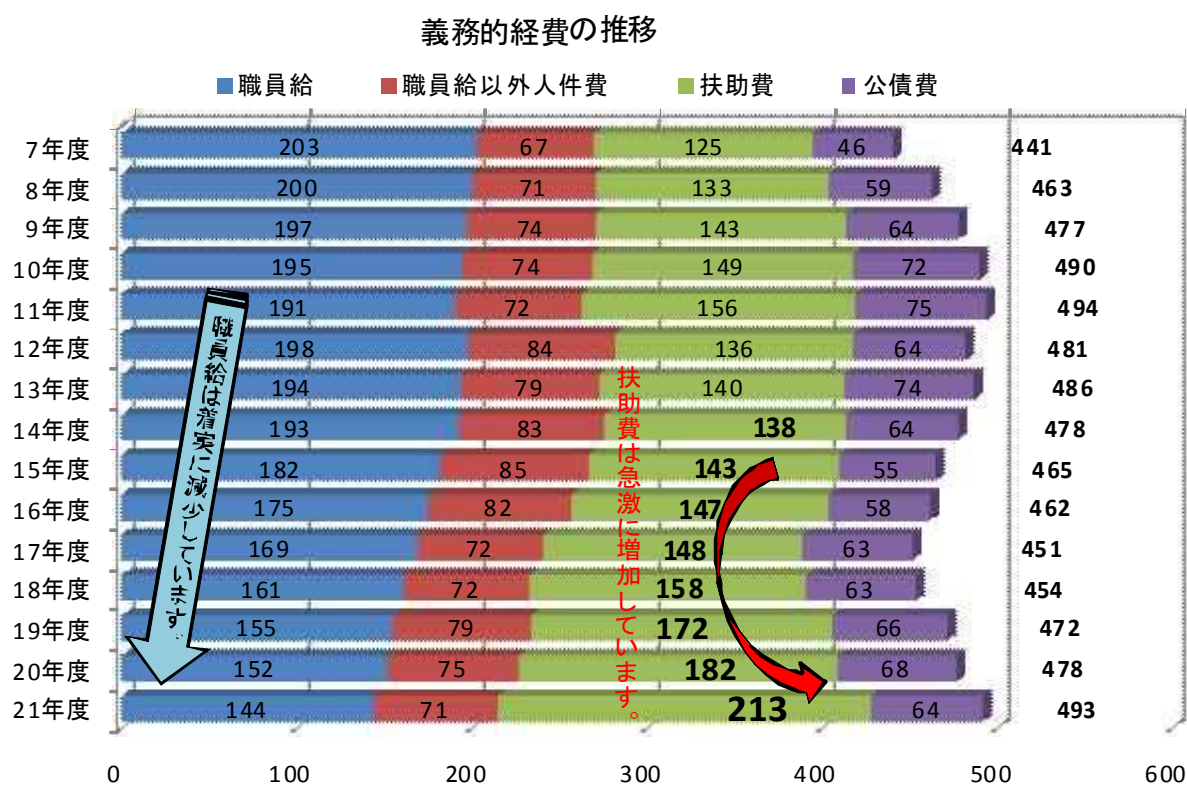
「義務的経費」とは、職員の給与（「職員給」）や借金の返済（「公債費」、あるいは法律により支出が義務付けられている事業に充てる経費（「扶助費」）のように、必ず支出しなければならない経費をいいます。

「義務的経費」の推移は下グラフのとおりです。人件費総額（職員給とそれ以外の人件費の合計額）は、平成9年度に初めて減少に転じ、平成11年度まで3年連続で減少していました。平成12年度は、都区制度改革に伴い清掃事業が移管され、清掃従事職員の人件費が加わったことから一時的に増加しましたが、その後は再び減少が続いています。

また、介護保険事業会計や国民健康保険事業会計などの特別会計への繰出金と扶助費の増加が顕著となっています。

扶助費は、平成15年度以降、生活保護費の増加や児童扶養手当の区移管、児童手当の拡充などにより増加の一途をたどっており、平成21年度は雇用情勢の悪化に伴う生活保護費の急激な増加などを反映し、前年度比17.1%、31億円の大幅な増となっています。このような社会経済状況が当面続くものと考えられることから、扶助費は、今後も増加傾向が続くものと考えられます。

また公債費は、50億から60億円台と依然として高い水準で推移しています。



(4) 財政状況の見通し

今後5年間で一般行政経費にかけられることができるのは、
1,500~1,600億円と見込まれます

計画期間内実施できる事業を想定するためには、裏付けとなる財政状況を想定することが重要です。しかし、一般財源の大部分を占める財政調整交付金や特別区税は経済の状況に大きく左右されるため、確定的な想定をすることは困難です。そこで、歳入・歳出ともに、非常に大づかみの試算を行ったものが下表です。

行政の支出は、性質別には「義務的経費」「投資的経費」そして「一般行政経費」に区分することができます。このうち、計画事業などに充てる経費が「一般行政経費」になります。今後5年間で一般行政経費にかけられることができるのは、概ね1,500~1,600億円であり、前期の計画期間とほぼ同レベルの経費で、事業展開を図っていかなければならないこととなります。

前期5年間の財政収支と今後の見通し

単位:億円

前期5年間 平成18年度~22年度		後期5年間 平成23年度~27年度	
18~21年度は決算、22年度は当初予算		見通し ※	
歳入	4,799億円	歳入	4,900~5,200億円
一般財源歳入	3,357億円	一般財源歳入	3,200~3,400億円
うち特別区民税	1,207億円	うち特別区民税	1,200~1,300億円
うち特別区交付金	1,480億円	うち特別区交付金	1,300~1,500億円
うち財調基金繰入	51億円	うち財調基金繰入	0億円
うち前年度繰越金	48億円	うち前年度繰越金	0億円
		うち現庁舎地活用	182億円
特定財源歳入	1,442億円	特定財源歳入	1,700~1,800億円
うち義務的経費充当	730億円	うち義務的経費充当	1,100億円程度
うち一般行政経費充当	389億円	うち一般行政経費充当	300~400億円
うち投資的経費充当	323億円	うち投資的経費充当	300億円程度
歳出	4,653億円	歳出	4,900~5,200億円
義務的経費	2,435億円	義務的経費	2,700~2,800億円
人件費	1,129億円	人件費	1,000億円程度
扶助費	977億円	扶助費	1400~1,500億円
公債費	328億円	公債費	300億円程度
一般行政経費	1,514億円	一般行政経費	1,500~1,600億円
うち繰出金	427億円	うち繰出金	500~600億円
投資的経費	704億円	投資的経費	700~800億円
うち開発公社償還等	169億円	うち新庁舎等整備	180億円

平成17年度末
起債残高 518億円
開発公社残高 168億円
基金残高 117億円
(財調基金 45億円)

前期5年の増減
△168億円
△134億円
+ 71億円
(+ 12億円)

平成22年度末(予算ベース)
起債残高 350億円
開発公社残高 0億円
基金残高 188億円
(財調基金 57億円)

第3章 地域経営の方針

1 戦略的な施策展開に関する方針

1. 安心戦略

暮らしの「安全」を守り、「安心」を実感できる施策を戦略的に展開します

豊島区は、基礎自治体として区民の生活・財産そして命を守る責務があります。間もなく超高齢社会に入る豊島区にとっては、増加し続ける高齢者への対処など区民生活の基盤をなす基本的な施策である「福祉」をはじめ、「健康」「子育て・教育」「コミュニティ」「防災・治安」の施策が総合的に適切に実施されることによって、区民は生活が支えられていることを確信し、安心を実感することができます。

そこで、豊島区では、これらの基本的な使命である施策を「安心戦略」と位置付けます。

安心戦略を推進し、持続可能性に配慮しつつ、サービスの質的向上に努めることによって、区民のみなさんが安全に暮らせることを確信し、安心を実感できるまちを築きます。

安心戦略

区民生活を支え、暮らしの安心を守る



安全・安心創造都市

区民の安全が確保され、
区民が安心を実感できるまち

2. 成長戦略

価値あるまちづくりを促し、まちの信頼と活力を高める施策を戦略的に展開します

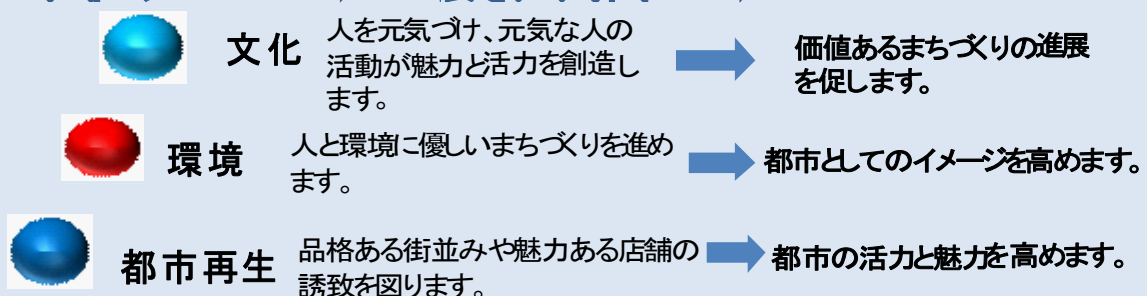
一方、「文化」「環境」「都市再生」を成長戦略として位置付けます。

「文化政策」により、人を元気づけ、元気な人の活動が魅力と活力を創造することで、価値あるまちづくりの進展を促すとともに、池袋副都心の「都市再生」をドラスティックに進めることで、品格ある街並みや魅力ある店舗の誘致を図り、さらに「環境政策」により、人と環境に優しいまちづくりを進め、**都市としてのイメージを高め、都市としての信頼と活力を高めていきます。**

そして、こうした価値あるまちづくりに取り組むことで、地域の個性あるにぎわいや多様なコミュニティと未来を担う人を育て、**郷土の誇り**を高めていきます。

成長戦略

価値あるまちづくりの進展を促す都市づくりのエンジン



2 安心戦略と成長戦略の好循環

成長戦略が生む活力により、安心戦略の水準を高める好循環を生みます

豊島区が持つ強みを最大限に活かしながら、成長戦略のエンジンを熱く回し続けることで、新たな価値と活力を創造し、そこから生まれる経済力と財政力によって、区民生活の基盤をなす安心戦略の水準を押し上げていくような、好循環をつくりあげていきます。

地域社会の“公共”を広げる「協働」を基本としつつ「文化」「都市再生」「環境」の3つの政策を展開することで、“人”と“まち”の響き合いを興して未来の扉を開くエネルギーを生み出し、「文化と品格を誇れる価値あるまち」そして「安全・安心を創造し続けるまち」を織り成していきます。



第4章 将来像を具体化した都市の姿

1 豊島区が目指す姿

豊島区基本構想では、21世紀の第1四半期を構想の期間として、目指していく豊島区の将来像を下記のように挙げています。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

この将来像をさらにおしひろげ、地域から新たな価値を生み出し、都市の未来への信頼を高める豊島区の姿を

魅力と活力にあふれた、住みたいまち、訪れたいまちの姿として

活力

文化と品格を誇れる価値あるまち

を挙げます。

これは、未来の子どもたちに豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぎ、日本一の高密都市として地球環境と生態系に対する責任を果たし、さらに、暮らしと経済活動の安全で快適なステージが作りあげられたまちの姿を表します。

さらに、安心を肌で感じることができ、住んで良かった、住み続けたいまちの姿として

安心

安全・安心を創造し続けるまち

を挙げます。

これは、行政にとって最も基本的な使命である、福祉、子育て、教育、防災、治安、健康施策を充実させることで、乳幼児期から高齢期まで安全で安心して暮らせることができるまち、さらに、行政を含めたあらゆる主体と地域から見守られることによって、安全・安心を肌で感じ、住んで良かった、住み続けたいと思っただけのまちの姿を表します。

この2つのまちの姿を実現することで、東京において魅力ある個性と存在感を発揮しつつ、**高密都市としての責任**を果たし、**未来への信頼**を高めていきます。「住みたいまち、訪れたいまち」としての信頼を確かなものとしていく、それが「未来へひびきあう 人 まち・としま」として、豊島区が目指す姿です。

一方で、分野ごとに目指す姿を明確にした都市像を掲げてきました。これらは、前頁の将来像の実現に至る分野別の理想像です。これらの都市像が展開されることによって、総合的に豊島区を目指す将来像が具体化することになります。

安全・安心創造都市

福祉増進都市

見守り、支え合う ふくしのまち

高齢の方、障害のある方を地域で見守るとともに、安心して子育てができる福祉の施策を進めます。

生涯健康都市

健康づくりに取り組むまち

乳幼児期から高齢期まで健康づくりに取り組むことができる環境を整備します。

教育都市

未来を切り拓くとしまの子を育てるまち

知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに子どもたちを育成する教育を進めます。

文化創造都市

文化の力で価値を創造し続けるまち

伝統文化を引き継いでいくとともに、個性と存在感を発揮する文化を創造し、人と街を元気にし、情報を発信します。

環境都市

人と環境にやさしいまち

高密でありながらも、豊かなみどりを育て、環境に配慮した省エネルギー・資源循環型のまちづくりを進めます。

都市再生

個性ある魅力を発信するまち

高密でありながらも、美しい街並み景観、アメニティを形成するとともに、震災等の災害に強いまちづくりを進めます。

文化と品格を誇れる価値あるまち

未来の子どもたちに豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぎ、日本一の高密都市として地球環境と生態系に対する責任を果たすとともに、暮らしと経済活動の安全で快適なステージをつくりあげる都市再生に取り組みます。

安全・安心を創造し続けるまち

乳幼児期から高齢期まで安心して暮らすことができ、さらに、行政を含めたあらゆる主体と地域から見守られることによって、安心を肌で感じることができるよう、行政にとって最も基本的な使命である、福祉、子育て、教育、防災、治安、健康施策を充実させ、区民の生活と命を守ります。

未来へひびきあう 人 まち・としま

2 安全・安心創造都市づくり

セーフコミュニティを推進力として「安全・安心創造都市」の実現を目指します

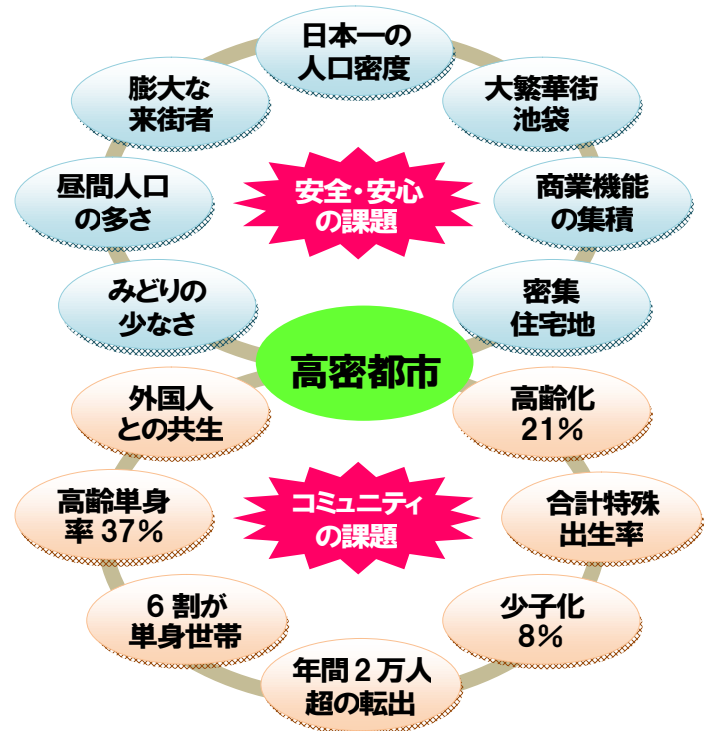
セーフコミュニティの意義

WHO（世界保健機関）協働センターは、世界共通の指標を設け、不慮の事故やけがの予防について住民と行政とが継続的に取り組みを行っている都市を「セーフコミュニティ」として認証しています。

豊島区は、日本一の高密都市であり、様々な機能が集積し、多様な人々が暮らし、活動することで活力を生み出す一方、犯罪や交通事故、災害対策など高密都市ならばこそこの課題も持ち合わせています。

また、1年間に2万人を超える転出入、単独世帯が6割を占めるという世帯構成、一人暮らし高齢者の割合の高さなどは、豊島区の特徴であると同時に、地域のコミュニティづくりにおける大きな課題です。

セーフコミュニティは、こうした「安全・安心」と「コミュニティ」という豊島区の基本的課題に同時に対応するまちづくり活動です。これまでの取り組みをさらに発展させていくため「セーフコミュニティ」の認証取得を目標として、あらゆる政策の融合を図ります。



II 分野の垣根を超えた横断的な連携・協働

セーフコミュニティでは、原因を探り、有効な予防対策を実施するうえで、安全の向上を担う団体、組織などによる分野の垣根を超えた横断的な連携・協働を大切にします。課題を解決していくために地域が持つ資源（人、モノ、資金）を有効に結びつけて考えようとしています。

具体的な事故やけがについて、行政、警察、消防などの機関と協力しながら情報やデータを集めて分析し、科学的な手法を活用して新たな改善策を生み出していきます。



III 取り組み方針

- 「事故やけがは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できる」というセーフコミュニティの理念を推進力として、安全の向上を担う様々な団体、組織などによる分野の垣根を超えた横断的な連携・協働を広げながら、安全と健康の質を高めるまちづくりを継続的に展開します。
- 「セーフコミュニティ認証に向けた基本方針」（平成 22 年 11 月策定）で設定した「10 項目の重点テーマ」を中心とする取り組みを進め、平成 24 年度における認証取得を目指します。
また、区立朋有小学校を「学校の安全」のモデル校として位置づけ、インターナショナル・セーフ・スクールの認証取得を目指します。

- セーフコミュニティの認証取得は、安全・安心を高めるための新たなスタートであるとの認識のもと、認証取得後における 5 年に一度の再認証を節目として、常に長期的視点に立ち、予防活動を継続します。

セーフコミュニティ重点テーマ

1	一人暮らし高齢者の見守り
2	障害者の安全
3	子どものけが予防
4	児童虐待の防止
5	学校の安全（セーフスクール）
6	自殺・うつ病の予防
7	がんの早期発見
8	自転車利用の安全
9	繁華街の安全
10	地震災害の防止

- 「地域区民ひろば」や自治の推進に関する基本条例に基づく「地域における協議会」など、コミュニティ政策との連携を強化するとともに、セーフコミュニティ活動を通じて、政策相互間の横の連携を深めます。
- 警察や消防等の関係機関との連携を強化し、事故やけがなど、区民生活の安全・安心について、客観的なデータの収集と科学的な分析に関する技術的向上に努め、予防活動の効果を高める改善策に活かします。
- 日本一の高密都市として、安全と健康の両面にわたる豊島区の地域特性を踏まえたセーフコミュニティの姿をつくりあげていきます。
また、国内外において、セーフコミュニティの普及に努め、その活動を通じて、「住みたい、住み続けたい、訪れたいまち」として、豊島区のイメージアップを図ります。

3 福祉増進都市づくり

1 高齢者福祉の増進

2 4時間365日 高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます

豊島区の高齢化率は、平成17年(2005年)に19.6%でしたが、平成22年(2010年)では20.8%と年々高まる傾向にあり、今後、いわゆる団塊の世代が高齢期に達することにより、高齢化がさらに加速するものと考えられます。また、高齢者の3人に1人以上が単身で生活をしており、一人暮らし高齢者が多いことも豊島区の特徴となっています。

このため、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の機能強化を図り、支援が必要な高齢者の実態把握に努めるなど、高齢者福祉施策をさらに充実させることにより、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供につなげます。

また、民生・児童委員や町会をはじめとした地域の力と連携し、24時間365日安全・安心な見守り体制を構築するとともに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設等の整備を推進し、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに暮らせる福祉増進都市づくりに取り組みます。



【小規模多機能型居宅介護施設】

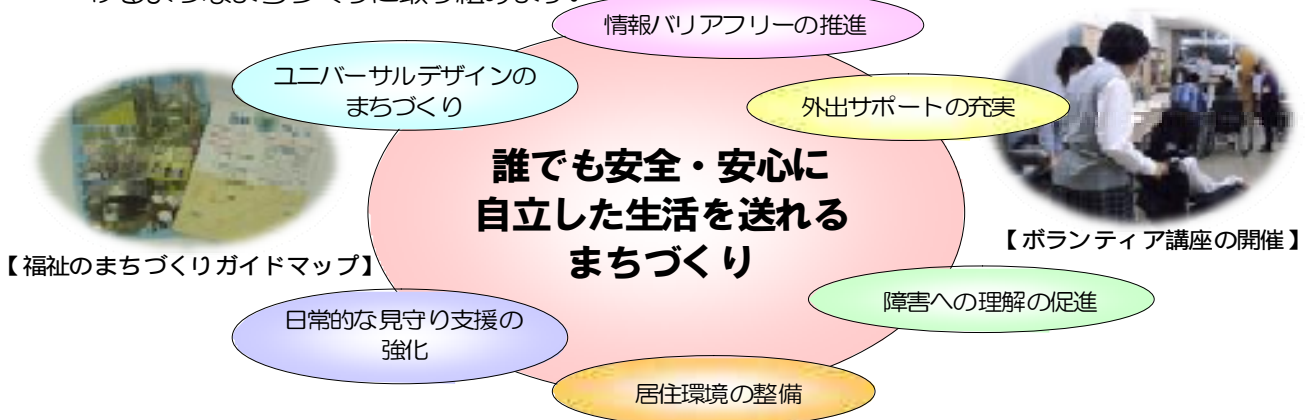
II 障害者福祉の増進

ハンディを感じさせない思いやりにあふれたまちを目指します

障害のある方もない方も共に、住み慣れた地域で安全・安心に自立した生活を送れるまちづくりを進めます。

このため、豊島区では、エレベーターの設置や障害者用トイレの普及等ハード面のバリアフリーを推進するとともに、グループホームなどの居住環境の整備を図ります。

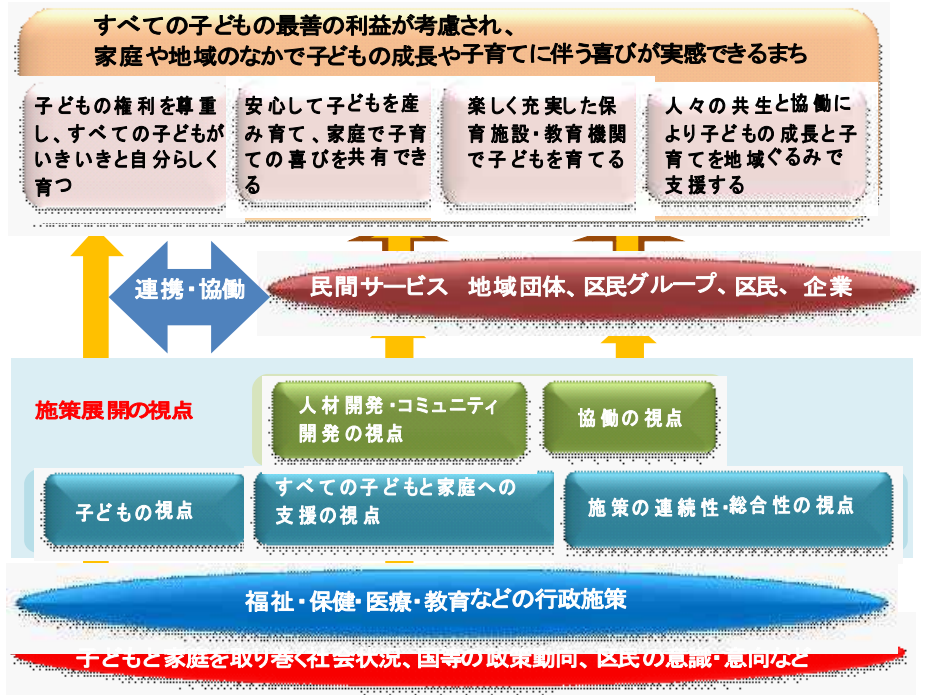
また、心のバリアフリー化を進め、街なかで困っている人に、区民が自然に手助けしていただけるようなまちづくりに取り組みます。



III 児童福祉の増進

安心して子どもを産み育て、子どもたちの健やかな成長が笑顔となって地域にあふれるまちをつくります

少子化や核家族化が進み、子どもと家庭を取り巻く社会状況が変化していく中で、地域の見守りと支えあい、公的な子ども施策と健全な社会環境の整備が一体となって緊密な関係を築き、安心して子育てができる地域社会を創造していきます。



待機児童解消を目指します！

都心回帰による人口増や、家庭の経済的事情・女性の社会進出などの要因により保育所の待機児童も増加しています。豊島区では、「保育計画」(平成22~26年度)に基づいた保育基盤の強化を進めるとともに、様々な子育て支援サービスを充実させながら、待機児童の解消に向けた積極的な施策を展開しています。

- ①認可保育園の設置
- ②認可保育園の大規模改修
- ③認証保育所の誘致

300人分の受入れ枠を拡大します！

4 生涯健康都市づくり

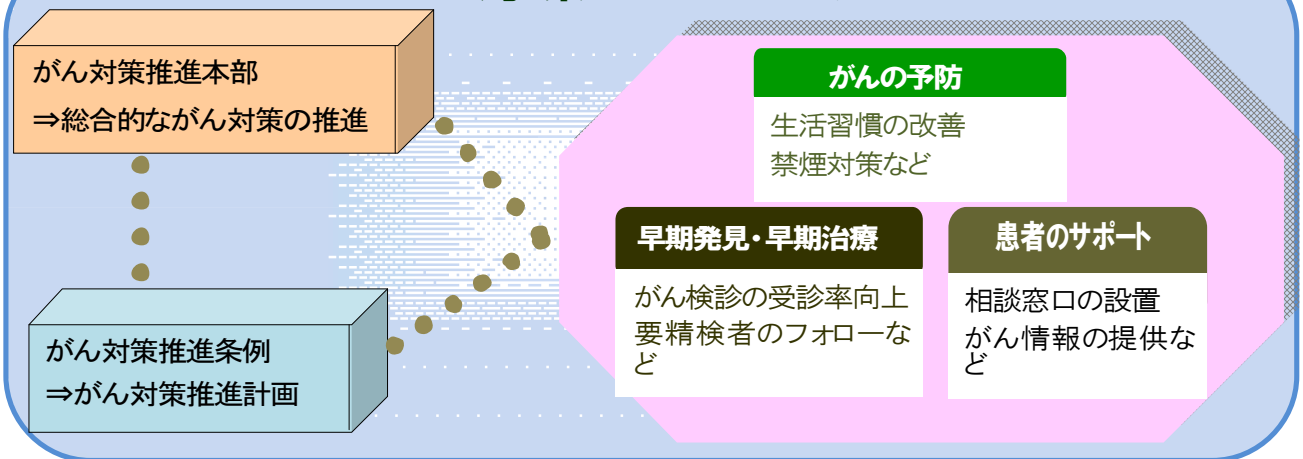
区民の死亡原因の第一位である「がん」対策に取り組みます

日本人の平均寿命は、平成 21 年(2009 年)では女性 86.44 歳、男性 79.59 歳と世界一の水準を示しています。WHO（世界保健機関）の調査によると日本人の女性の健康寿命は 77.7 歳、男性の健康寿命は 72.3 歳でともに世界一となっています。平均寿命と健康寿命の差は、7~9 歳ほどありますが、この差を短くすることが、豊かでより充実した人生を送ることになります。

区民の死因の約 6 割を占めるがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の早期発見・早期治療などの二次予防を進めるとともに、生涯にわたって健康を増進し、疾病の発症を予防する一次予防対策にも取り組み、生涯健康都市づくりを推進します。

また多様化する新たな保健課題や健康危機管理へ対応するため、地域医療体制を整備し、関係機関との連携強化を図ります。

がん対策のイメージ



【がん検診受診勧奨イベント】

○がん検診の受診率 50%以上を

目指します！

厚生労働省は、「がん対策推進基本計画（平成 19 年閣議決定）」でがん検診の受診率を 50%以上にすることを目標に掲げています。

豊島区では、がん予防・がんに関する知識の普及啓発、早期発見・早期治療のためのがん検診の受診勧奨、またがん患者及び家族への支援等の総合的ながん対策を推進し、がん検診受診率 22.5%を目指します。これにより企業による職場検診、個人検診と併せて国の目標である 50%以上の受診率を達成します！

あらゆる世代の健康づくりの拠点となる「健康センター構想」を実現します

生涯健康都市の実現に向けて、あらゆる世代の区民の健康づくりと健康確保を目的とした健康施策全般の行動計画と位置付け、地域医療・健康情報の発信・健康危機・女性支援・介護予防等の拠点的な施設として、池袋保健所に隣接した健康センター構想の実現を図っていきます。



いつまでも元気で活動的な地域ライフを実現します

地域において介護予防・認知症予防が普及し、多くの元気高齢者がいきいきと地域を支える活力となっている社会の実現を目指します。

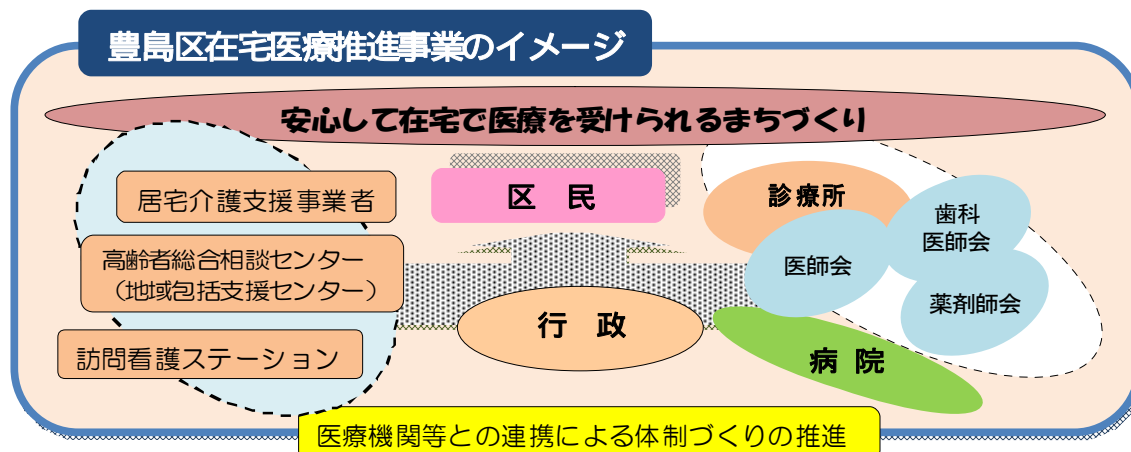


【介護予防自主グループ交流会】



医療体制の充実と連携による生活者重視の地域医療を目指します

区民が誰でも安心して在宅で医療を受けることができるよう、医療・介護・看護が連携した体制づくりを推進し、患者中心の医療実現を目指します。



5 教育都市としまの実現

豊島区では、「子どもに意欲と学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を！」を合言葉に、活力と魅力ある教育を推進し、「夢に向かって未来を切り拓くとしまの子」を育成します。

「教育都市としま」とは、以下の3つの特性を融合した都市の姿です

- ① 公立私立の学校教育発祥の地としての歴史と伝統を継承する都市
- ② 幼児教育から大学教育まで多様な選択を可能にする利便性の高い都市
- ③ 時代の変化に対応し区民から信頼される質の高い教育を推進する都市

「教育都市としま」の実現に向けた教育政策3つの目標

「生きる力」を育む教育の推進

「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」の調和的な成長を促す教育活動を展開するとともに、子どもの成長や学びの連続性を考慮した教育を推進し、子どもたちの「生きる力」を育みます。また、教育の崇高な使命を深く自覚し、高い志をもって、子どもたちの目標の実現を支援する教師を育成します。

時代の変化に対応する**教育環境**の整備

これからの「知識基盤社会」や「高度情報化社会」を生き抜く子どもたちが、必要な知識・技能を習得し活用できるようにするために、教育環境を整備します。また、施設・運営・教育の総合的な観点からエコスクール化を進め、環境保全のために主体的に行動する態度や資質の向上を図ります。



学校、家庭及び地域の**連携協力**の推進

区内大学、NPO、企業等との連携により、地域の特性を生かした教育活動を充実していきます。また、家庭との連携により、子どもたちの生活習慣・学習意欲・体力などの向上を図るとともに、地域の様々な人々の協力を得て、地域の一員としての子どもたちの自覚を高めていきます。



教育内容の充実

(1) 「確かな学力」を育成します。

教科の基礎的・基本的な学力を定着させ、課題を見出し解決する力を育成し、自ら学ぶ意欲を高めます。

- 各教科等における知識・技能の習得・活用
- 課題解決的な学習・探究的な活動の充実
- 言語活動の充実 等

(2) 「豊かな人間性」を育成します。

人権や道徳を重んじ、他者との豊かな人間関係を築き、伝統・文化・芸術に親しむ態度を育みます。

- 心の教育の充実
- 体験活動の充実
- 伝統・文化を尊重する教育の充実 等

(3) 「健やかな心と体」を育成します。

体力づくり、健康教育、生活習慣の改善や食育を推進します。

- 体力の向上
- 体育・健康教育の充実
- 食育の推進 等



(4) 「未来を切り拓くとしまの子」を育成します。

幼児期からの一貫教育プログラムや都市型環境教育など、今日的な課題や地域の特色を踏まえた教育を推進します。

※ICT(Information&Communication Technologyの略)コンピュータや情報通信ネットワーク(インターネット等)などの情報コミュニケーション技術のこと

- 幼児教育の充実と幼・保・小・中一貫教育プログラムの推進
- ICT活用能力の育成
- 都市型環境教育の推進 等

教育施策推進体制の充実

(1) 「教師力」を向上させます。

区独自の教員育成指針に基づく人材育成と、多忙な教員に対する支援を充実します。

- 「教育都市としま」を担う若手教員の育成
- 授業力の向上
- 子どもと向き合うための教員への支援 等

(2) 「地域に信頼される学校運営」を推進します。

家庭との緊密な連携、地域と一体となった学校運営により、教育活動を充実します。

- 開かれた学校づくりの推進
- 地域人材等の活用の推進
- 家庭教育支援の充実 等

(3) 「質の高い教育環境」を整備・充実します。

学校図書館や情報環境を整備するとともに、老朽化した学校の計画的な改築を進めます。

- 学校図書館の整備・充実
- 学校情報環境の整備・充実
- 学校改築計画の推進 等



6 文化創造都市づくり

豊島区では文化芸術活動がもつ創造性が地域経済も含めたまちづくり全般に波及していく「文化創造都市としま」の実現に向け、文化政策を展開していきます。

「文化創造都市としま」とは以下の3つの都市の姿です

- 1 文化芸術を担う人材を育て、創造的な活動がまちの魅力と誇りを生み出す都市
- 2 文化芸術活動の成果や過程を身近に体験し、豊かさを享受できる都市
- 3 文化芸術の創造性がまちづくりへ波及し、さらなる活力にあふれていく都市

「文化創造都市としま」の実現に向けた文化政策6つの目標

質の高い文化芸術 創造環境の整備



質の高い文化芸術活動は、区民の創造性を刺激し、人々の生活や環境、都市の姿に革新をもたらす原動力となります。

地域文化・伝統文化 の継承と発展

豊かな文化資源を再発見し、現在、未来へと発展させていくことによって、地域への理解を深め、区民の誇りや連帯感を育むまちづくりを展開します。



文化を支え、発展させる 人材の育成



地域の自主的な文化活動を支援し、大学やNPO等との連携を図りながら、地域活動の活性化を通して、文化の創造・推進を担う人材を育てます。

まちづくり等と連携 による文化政策の推進

都市に関わるさまざまな人々が、文化的・創造的な交流によって区内の文化資源を活かした多様な活動を展開し、まちづくりへ発展させていきます。



福祉と教育 における文化活動の展開



文化芸術活動を通して高齢者や障害者、子ども、学生などが社会参加し、立場の異なる人々が関係性を持ち相互理解を深めることが可能になります。

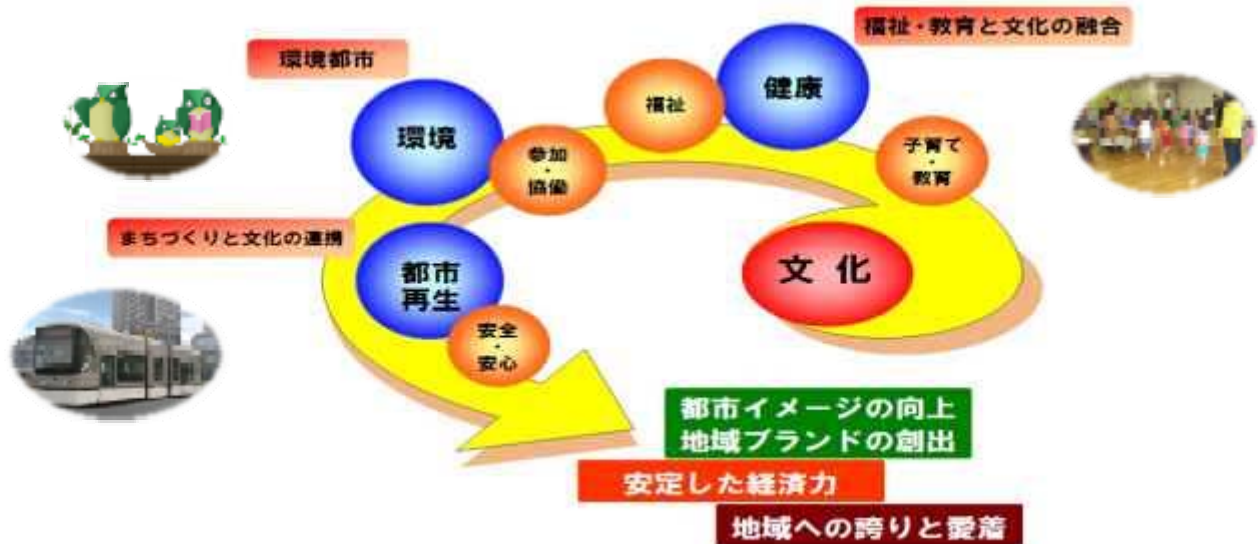
文化資源を活かした 地域産業の活性化

文化芸術を中心とする知的財産を蓄積、活用し、既存の地域産業を活性化すると同時に、新たな文化関連産業を育成するための環境づくりを推進します。



“文化の力”と各分野の政策の融合

“文化の力”によって、あらゆる政策の効果的な融合を図り、総合的にデザインをすることで、地域が持てる力を最大限に引き出し、「住みたいまち、訪れたいまち」の実現に向けて、新たな挑戦を続けていきます。そして、都市イメージを向上させ、地域ブランドを創出し、さらに安定した経済力を高め、地域への誇りと愛着を醸成し続けていきます。



“文化の力”で未来への扉を開く力を生み出します

“文化の力”とは、芸術の領域にとどまるものではなく、心豊かに生きるための「人間力」、地域の絆とアイデンティティを深める「地域力」、そして、新たな価値を生み出す「創造力」という側面を持つものです。これら「人・地域・創造」の力は、力強く明日を開く「経済力」を生みだし、それぞれが相互に響き合い、循環しながら豊かな流れを創るエンジンです。文化を中心に政策全体をデザインすることで、未来への扉を開く力を生み出していきます。

●新たな価値を生み出す**創造力**

都市に新しいエネルギーと持続的な成長をもたらし、個性ある魅力を発信します。

●心豊かに生きるための**人間力**

人々の能力を引き出し、子どもの感性を育て、人間尊重の社会を築きます。



●地域の絆を高める**地域力**

豊かなつながりやネットワークを広げ、街や伝統を守ることで、地域への誇りと愛着を深めます。

●明日をひらく**安定した経済力**

これら「人・地域・創造」の中心に文化を置き、政策全体をデザインすることで、力強く明日をひらく「経済力」を生み出していきます。

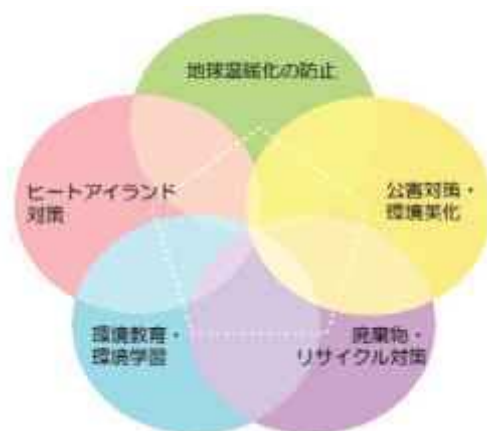
7 環境都市づくり

環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密都市を目指します

豊島区は、池袋副都心を中心に、周囲に魅力的な住宅街が広がるなど、便利で快適な都市として、多くの人々に選ばれ、日本で一番高密な都市となりました。

豊島区には、まちの活力を維持しながら、環境への負荷を最大限減らす都市としていくという将来の世代への責任があります。

池袋副都心の飛躍的再生を進めつつも、品格ある都市としての高いプライドを持ち、区民と力を合わせながら、低炭素地域社会の実現に向けた環境政策を力強く展開し、環境負荷の低減と高度に集積した商業・業務機能からもたらされる都市の活力の双方を享受することができる、快適かつ持続可能な都市を目指します。



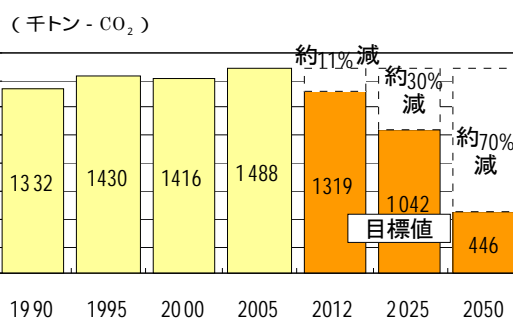
低炭素地域社会の実現

温暖化の進行を食い止めるためには、もはや一刻の猶予もありません。

CO₂の排出量を削減するためには、区民・事業者・区がそれぞれ自分のこととして主体的に取り組むことが必要です。豊島区では、あらゆる主体の取り組みを通じ、CO₂の大幅削減を目指します。

- ◆短期：2012年度までに05年度比で11%（1990年度比1%）削減し早期ピークアウトを目指す
- ◆中期：2025年度までに05年度比で30%以上の削減を目指す
- ◆長期：2050年度までに05年度比で70%以上の削減を目指す

- (1) エネルギー利用の変革によるCO₂削減
- (2) 良質な建築物のストックによるCO₂削減
- (3) 中小規模事業者によるCO₂削減
- (4) 家庭でのCO₂削減
- (5) 交通対策によるCO₂削減
- (6) 環境に経済的な価値を持たせた取り組み



区有施設におけるCO₂削減と緑化

「カーボンマイナス施設づくりガイドライン」

「区役所環境配慮ガイドライン」の策定

- 全職員によるCO₂削減・省エネ行動
- グリーン購入、環境配慮契約の導入
- 区有施設におけるCO₂削減と緑化
- エコ街路灯の導入、保水性・遮熱性舗装

区施設エコアクション21 認証取得

区が事業者として環境活動に取り組む姿勢を明確に表明し、行動するため、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証・登録を受けます。

環境まちづくり

熱をためやすいアスファルトやコンクリートに覆われ、自動車や建物の空調システムなどから大量の熱が排出される都市部では、熱帯夜や真夏日が増加し、熱中症や健康被害のリスクが増大し、冷房需要の増加によるエネルギー使用量の増大、光化学スモッグ発生の増加などの影響が懸念されます。豊島区でも、ヒートアイランド現象への対応策を強化していきます。

- (1) 人工的な被覆面や建物からの排熱などの顕熱を低減させることにより、地区・街区スケールにおける高温化を抑制します。
- (2) 緑地の保全・再生やネットワーク化、風の通り道の確保など、自然の力を活用した環境負荷の低い都市づくりを推進します。

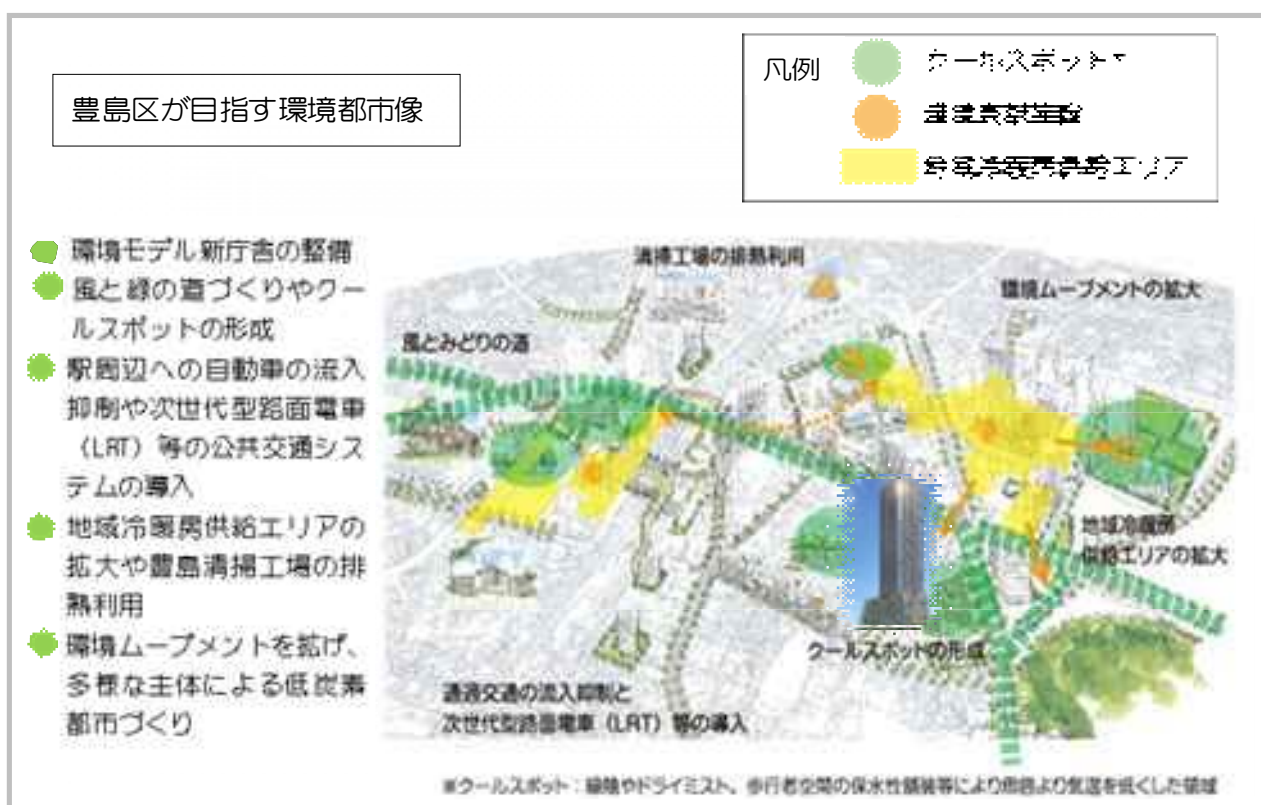
グリーンとしま再生プロジェクト → 緑が少ない高密度都市だからこそその挑戦

平成21、22年度、区立小中学校及び区公共施設において、植樹を実施しました。今後も、公園等へのみどりの拡大、まちなか緑化を推進し、区民、事業者、行政がそれぞれの立場で緑化を推進するムーブメントを拡大していきます。

**10年で10万本を目標に
毎年1万本の苗木を植樹します。**

地域ぐるみで緑被率の向上に取り組みます

- 道路の緑化
- 建築物の屋上緑化
- 植樹運動の展開
- 地区計画制度による緑化推進
- 大学、寺社、霊園等の緑の保全・活用
- 幹線道路の「グリーン・ロード」化
- 商店街等まちなか緑化の推進
- 公共施設の緑化、小中学校校庭の芝生化
- 「みどりの条例」「アメニティ形成条例」の活用



8 都市再生

池袋副都心では、環状5の1号線、補助81号線、補助173号線など都市計画道路の整備が大きく進みつつあります。新庁舎建設が具体化する一方、東西デッキの整備、LRT構想など、池袋副都心は今後大きく生まれ変わる可能性を秘めています。

日本一の高密都市の中で、これからの超高齢社会に備え、価値ある都市を築き、培われた「歴史や文化」を、世代を超えて大切に引き継いでいく仕組みをつくっていきます。そのために、地域の繋がりである地域コミュニティの形成を基本とした上で、生涯健康都市、環境都市、文化創造都市を築きながら、集大成である安全・安心を確保していきます。

豊島区は、区内の各地域に豊かな歴史と文化資源を持つまちです。区内の地域ごとに個性ある「地域ビジョン」づくりを進め、持てる個性と魅力を引き出すことで、「住みたいまち、訪れたいまち」を実現していきます。

西部地域

旧千川小学校跡地
公園等整備計画

第十中学校跡地
屋外スポーツ施設
の整備計画

平和小学校跡地
西部地域複合施設
の整備

椎名町駅周辺整備

長崎中学校跡地
(仮称)南長崎中央公園の整備

西部地域は、第十中学校跡地を活用した屋外スポーツ施設、平和小学校跡地を活用した地域複合施設、長崎中学校跡地を活用した南長崎中央公園を整備します。

椎名町では、駅舎と駅前の改善だけでなく、椎名橋の桁下空間に駐輪場と広場を整備することに加え、トキワ荘やアトリエ村などの文化資源を取り入れたまちづくりを進めます。

南部地域は、池袋駅周辺の自動車混雑の解消と、緑豊かな地上道路の整備により雑司が谷地区の生活環境を守るための環境整備に向けて、環状5の1号線地下道路の整備が本格的に動き出す他、目白小学校の改築や高田小学校跡地の公園整備を進めます。

文化

文化によるぎわいの創出

ユニバーサル
デザイン

都市
再生

人と環境への優しさ

環境

補助173号線

西口駅前街区まちづくり

立教大学

東京芸術劇場

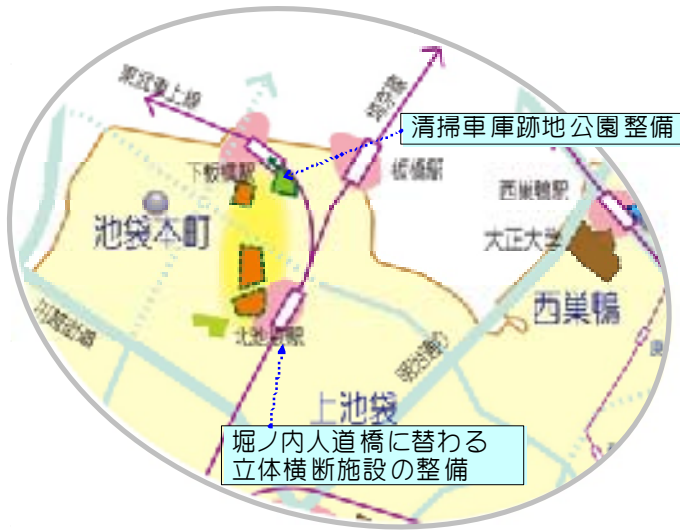
東西デッキ

池袋駅



北部地域

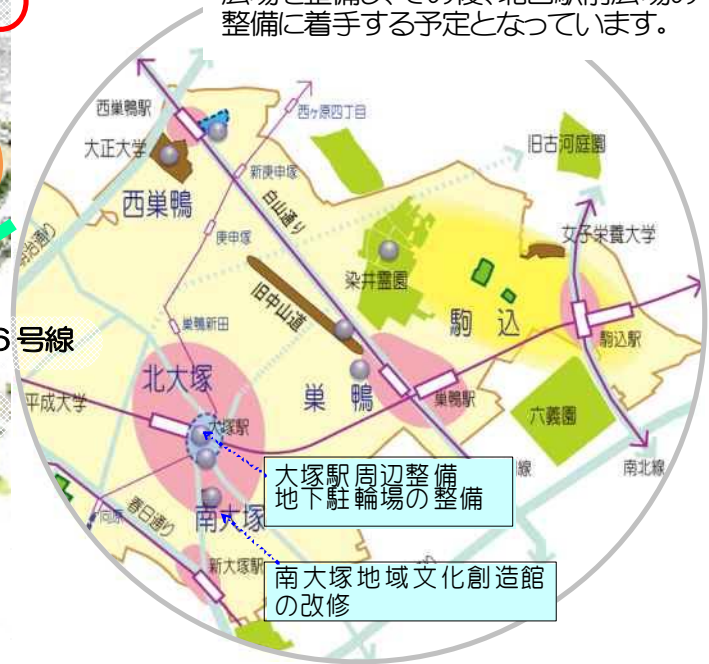
北部地域は、下板橋駅近くの清掃車庫跡地を公園として整備します。東武東上線とJRを跨ぐ老朽化した堀ノ内人道橋は、立体横断施設として整備します。



～文化と活力、みどりにあふれ
新たなチャレンジの舞台となる「まち」池袋～

東部地域

東部地域は、大塚駅で南北自由通路が開通しましたが、引き続き、駅から街へとつながる歩行者優先の街づくりを展開します。南口に地下駐輪場と駅前広場を整備し、その後、北口駅前広場の整備に着手する予定となっています。

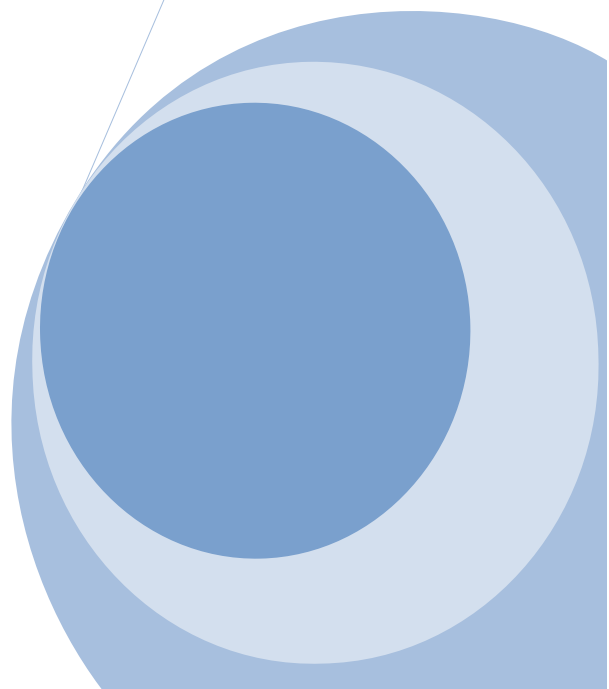
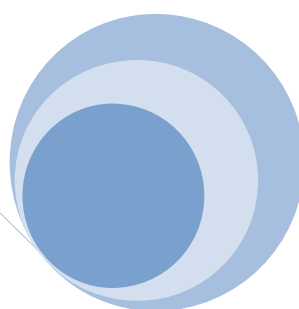
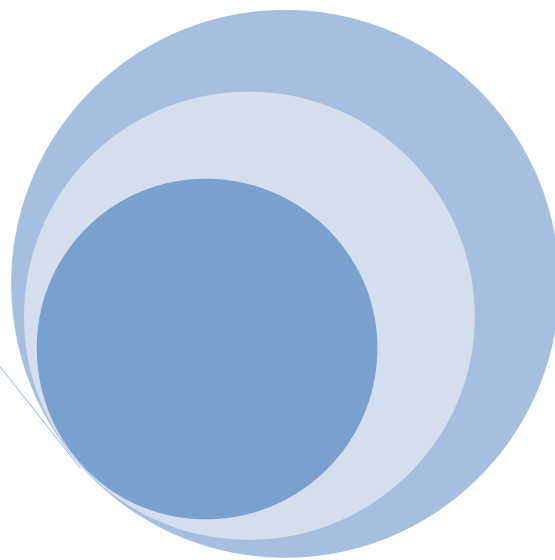


重点行動目標『池袋のチャレンジ』

- チャレンジ1 池袋駅とその周辺を再生する
- チャレンジ2 文化を創造・発信する
- チャレンジ3 環境対策を率先する
- チャレンジ4 交流をはぐくむ舞台をつくる

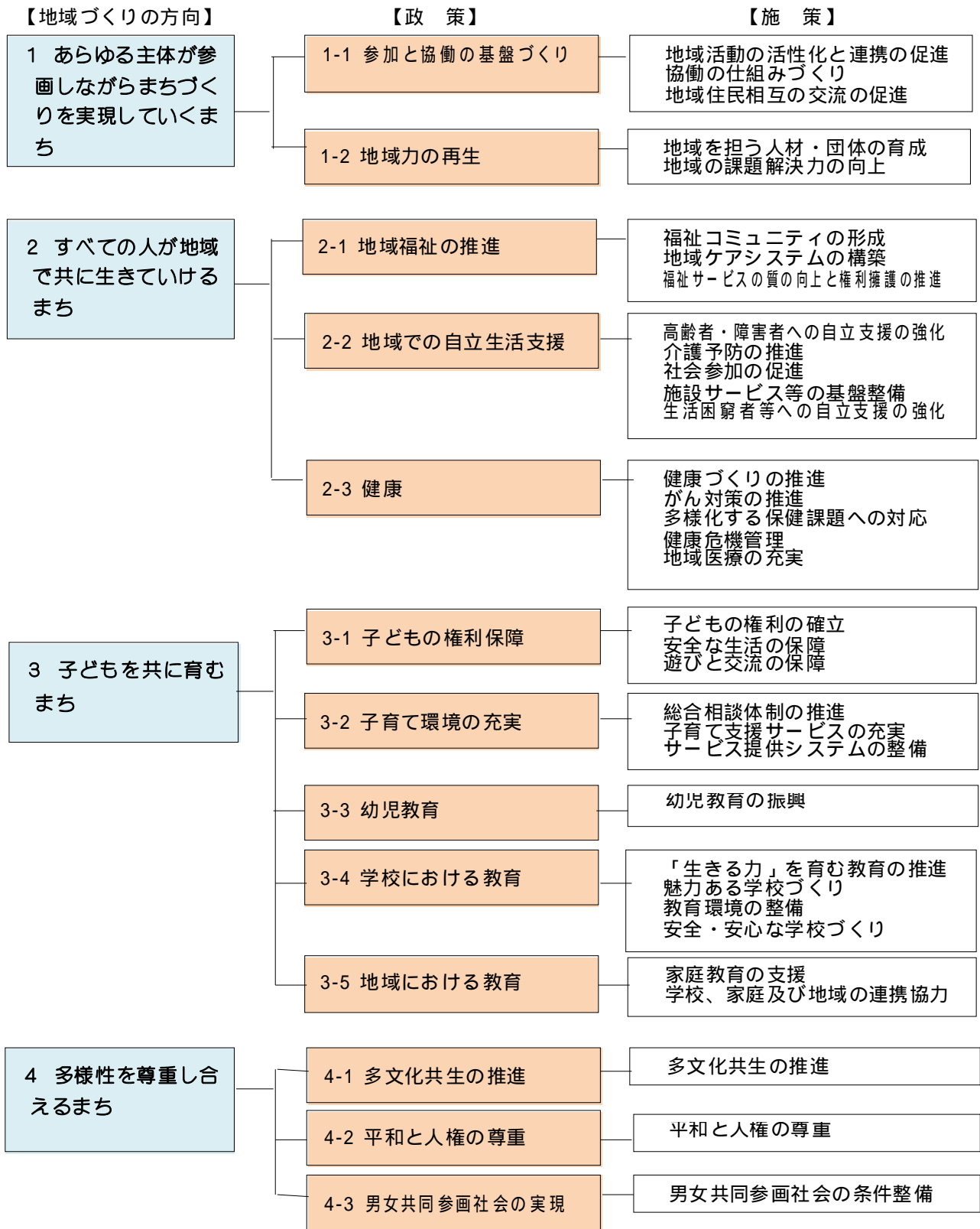
第2編

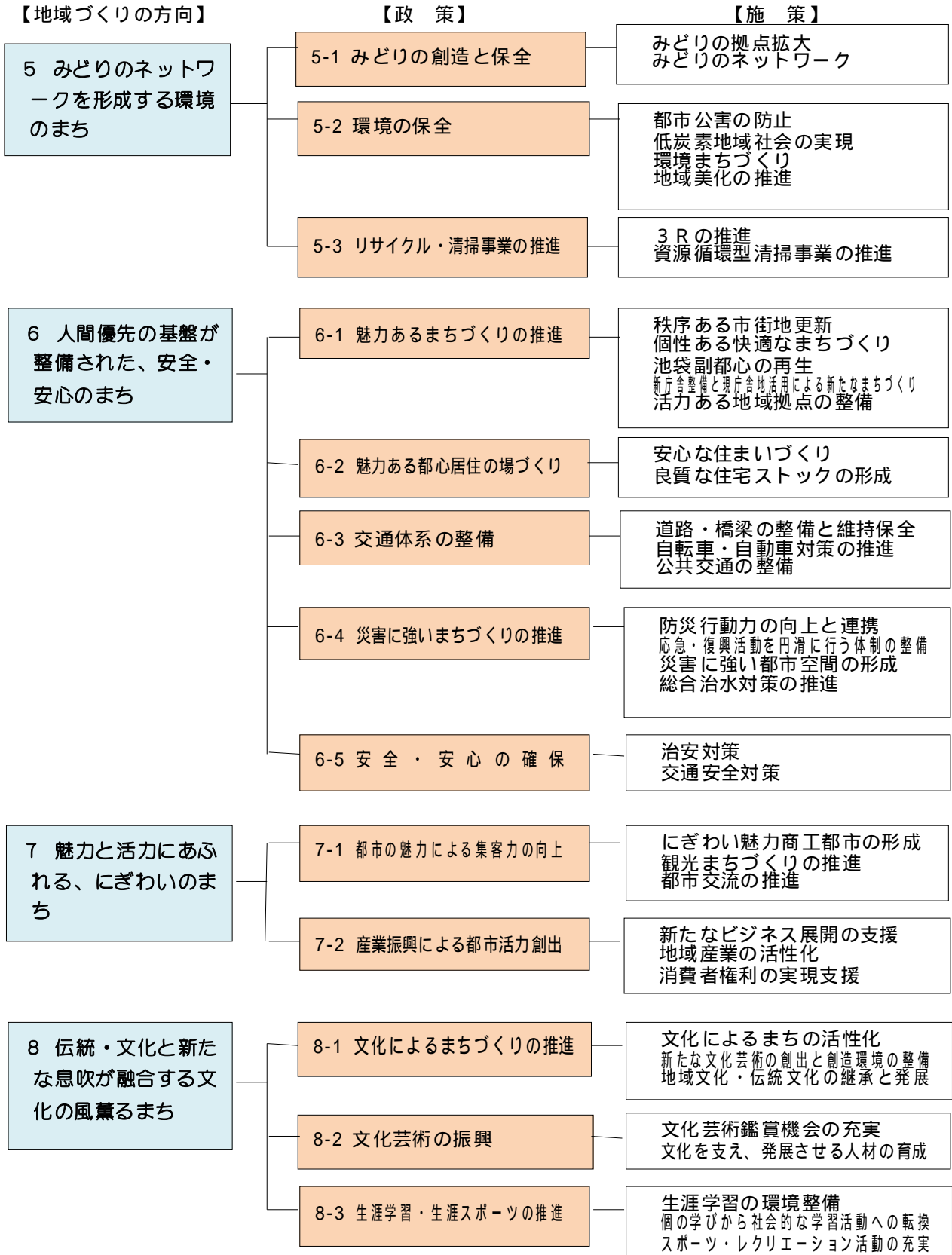
各論



第1章 計画の姿

1 施策の体系





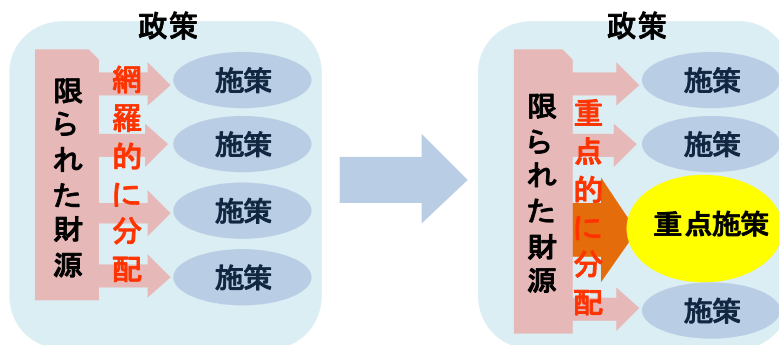
2 施策の重点化

(1) 「選択と集中」の仕組みとしての「重点施策」の選定

従来は、行政の計画は、区が取り組むべき政策や施策を「網羅的」に横並びで示してきました。しかし、成熟社会で収入の増加が見込まれない中にあるには、限られた財源を効率的・効果的に活用する必要があります。

そこで、基本計画では、計画自身が主導して「選択と集中」を志向するために、一定の広がりを持った「施策」レベルでの重点化を図る仕組みとして「重点施策」を選定しています。

後期計画では、72の「施策」の中から22の「施策」を「重点施策」として選定しています。



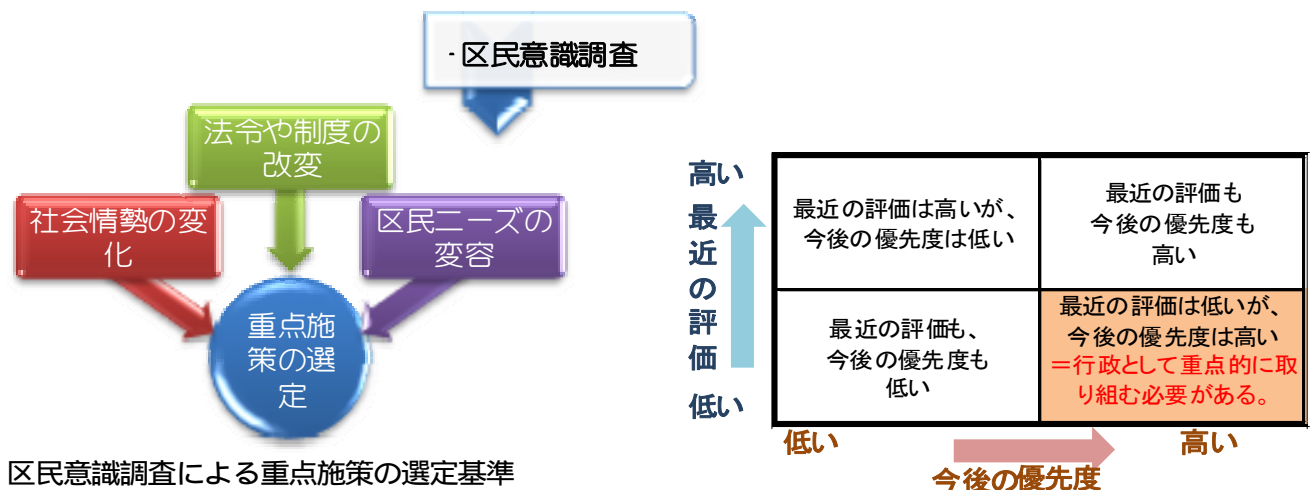
財源を平均的に配分するだけでは、政策が期待している効果を引き出す事業展開をすることができません。

政策ごとに重点的に取り組む施策を定めることによる「選択と集中」によって、限られた財源を効果的・効率的に活用することができます。

(2) 重点施策選定の考え方

選定にあたっては、区民意識調査等に基づき、現在の地域環境の満足度や今後の優先度等を踏まえ、改革の必要性なども含めて、総合的に判断します。

なお、重点施策の選定にあたっては、新たな区民ニーズや社会状況の変化に対応するため、原則として3年ごとに確認し、見直しを行います。



政策	施策	政策	施策	政策	施策
1-1	参加と協働の基盤づくり	3-4	学校における教育	6-3	交通体系の整備
	地域活動の活性化と連携の促進	重点	生きる力を育む教育の推進		道路・橋梁の整備と維持保全
	協働の仕組みづくり		魅力ある学校づくり	重点	自転車・自動車対策の推進
重点	地域住民相互の交流の促進		教育環境の整備		公共交通の整備
1-2	地域力の再生		安全・安心な学校づくり	6-4	災害に強いまちづくりの推進
重点	地域を担う人材・団体の育成	3-5	地域における教育		防災行動力の向上と連携
	地域の課題解決力の向上		家庭教育の支援		応急・復興活動を円滑に行う体制の整備
2-1	地域福祉の推進	重点	学校、家庭及び地域の連携協力	重点	災害に強い都市空間の形成
	福祉コミュニティの形成	4-1	多文化共生の推進（※注）		総合治水対策の推進
重点	地域ケアシステムの構築		多文化共生の推進	6-5	安全・安心の確保
	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	4-2	平和と人権の尊重（※注）	重点	治安対策
2-2	地域での自立生活支援		平和と人権の尊重		交通安全対策
重点	高齢者・障害者への自立支援の強化	4-3	男女共同参画社会の実現（※注）	7-1	都市の魅力による集客力の向上
	介護予防の推進		男女共同参画社会の条件整備	重点	にぎわい魅力商工都市の形成
	社会参加の促進	5-1	みどりの創造と保全		観光まちづくりの推進
	施設サービス等の基盤整備	重点	みどりの拠点拡大		都市交流の推進
	生活困窮者等への自立支援の強化		みどりのネットワーク	7-2	産業振興による都市活力創出
2-3	健康	5-2	環境の保全		新たなビジネス展開の支援
	健康づくりの推進		都市公害の防止	重点	地域産業の活性化
重点	がん対策の推進	重点	低炭素地域社会の実現		消費者権利の実現支援
	多様化する保健課題への対応		環境まちづくり	8-1	文化によるまちづくりの推進
	健康危機管理		地域美化の推進	重点	文化によるまちの活性化
	地域医療の充実	5-3	リサイクル・清掃事業の推進		新たな文化芸術の創出と創造環境の整備
3-1	子どもの権利保障	重点	3Rの推進		地域文化・伝統文化の継承と発展
	子どもの権利の確立		資源循環型清掃事業の推進	8-2	文化芸術の振興
重点	安全な生活の保障	6-1	魅力あるまちづくりの推進		文化芸術鑑賞機会の充実
	遊びと交流の保障		秩序ある市街地更新	重点	文化を支え、発展させる人材の育成
3-2	子育て環境の充実		個性ある快適なまちづくり	8-3	生涯学習・生涯スポーツの推進
	総合相談体制の推進	重点	池袋副都心の再生		生涯学習の環境整備
重点	子育て支援サービスの充実		新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり		個の学びから社会的な学習活動への転換
	サービス提供システムの整備		活力ある地域拠点の整備	重点	スポーツ・レクリエーション活動の充実
3-3	幼児教育（※注）	6-2	魅力ある都心居住の場づくり		
	幼児教育の振興	重点	安心な住まいづくり		
			良質な住宅ストックの形成		

注：「幼児教育」、「多文化共生の推進」、「平和と人権の尊重」、「男女共同参画社会の実現」については、「政策」に対応する「施策」が一つであるため、重点施策を設定していません。

3 計画事業の選定

(1) 計画事業選定の必要性

基本計画は、豊島区の将来像を実現するために、8つの「地域まちづくりの方向」を基に、その下に26の「政策」を、さらに72の「施策」を位置付け、体系化しています。

計画を着実に実現していくために、すでに実施している事務事業、さらには、計画の目的をより効果的に実現するために、計画期間内に新たに実施する新規事業等を体系に対応させて分類します。

これを「計画事業」といい、計画期間中で実施する内容（事業量）と事業費を示し、進行を管理していきます。

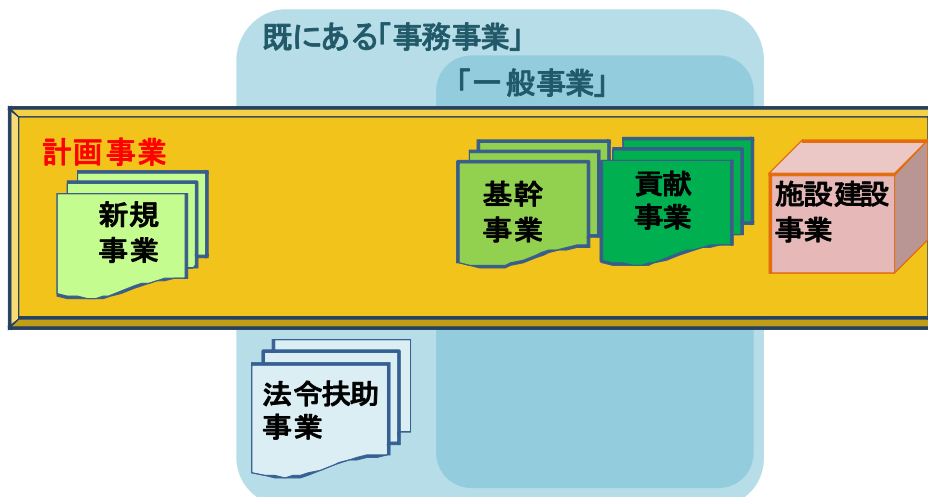
しかし、区が実施する事業数は多く、全ての事業について事業量を示しながら管理することは困難です。そこで、特に進行状況を管理する事業を「計画事業」として選定する必要があります。

(2) 計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

- (ア) 事務事業を、施設建設事業、法令扶助事業、一般事業に分けます。
- (イ) 投資的な性格を持つ**施設建設事業**については、計画事業として位置付けます。また、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。
- (ウ) 一般事業の中で、当該施策を実施するにあたって根本的な内容であり、不可欠な事業を「**基幹事業**」、特に施策の効率性や効果の拡大に寄与する事業を「**貢献事業**」として一般事業数全体の1/3を目安に重要性の高い事業を選定します。
- (エ) 政策・施策の目的を達成するため、計画期間中に新しい事業の展開が必要とされる事業を「**新規事業**」として、計画事業に位置付けます。
- (オ) 計画事業として選定した事業の中から、特に事業の進捗状況を管理すべき事業については、実施計画に当たる「未来戦略推進プラン」による進行管理を行います。

「計画事業」選定のイメージ



第2章 8つの地域づくりの方向

1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち

■参加・協働分野

- まちづくりなど地域の課題について、地域住民自らが決定し、解決に取り組める体制を整備します。
- 区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、事業者、区の役割分担を明確にし、それぞれがその能力を十分に発揮できるよう、支援していきます。

政策1-1 参加と協働の基盤づくり

参加と協働によるまちづくりを推進するため、区民、町会、NPO、事業者をはじめとする地域の多様な主体が情報や課題を共有し、協議する場や機会を設けるとともに、区民や各主体の活動の活発化、相互交流の拡大をはかる環境を整備します。

① 地域活動の活性化と連携の促進

参加と協働によるまちづくりの基盤となる、多様な区民と地域団体のネットワークづくりや「地域協議会」の導入に向けた検証を行うなど、区民の地域活動への参加意識を高める環境整備を進めます。



【北池袋モデル 地域協議会】

② 協働の仕組みづくり

様々な主体が公共的サービスの担い手となる「新しい公共」の実現を目指し、地縁団体やNPOなどの公益的活動への支援や区との協働に向けた取り組みについて、仕組みづくりを進めます。

③ 地域住民の交流の促進 **重点施策**

「地域区民ひろば」を地域活動の拠点として整備し、多様な地域活動や世代を超えた交流を促進するとともに、住民主体の自主運営化を推進して、地域コミュニティの活性化を図ります。



【地域区民ひろば運営協議会による主催事業】

政策1-2 地域力の再生

地域環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、次第に弱くなってきた地域の力を再生していくため、地域活動団体等への支援を充実、強化し、地域住民自らが課題へ取り組み、解決することができる地域社会を実現します。

① 地域を担う人材・団体の育成 **重点施策**

地域住民の主体的な活動を支援するとともに、地域団体の充実・強化を図り、地域活動の担い手の育成を推進します。

② 地域の課題解決力の向上

地域における人材やネットワークといった資源を活かし、地域自らで課題の解決に取り組むことができる環境を整備します。



【セーフコミュニティ GIS ワークショップ】



2 すべての人が地域で共に生きていけるまち

■福祉・健康・保健分野

地域福祉を推進する支え合いのネットワークを広げるとともに、支援を必要とする人に生活状況やニーズに応じたサービスが総合的に提供される仕組みを構築します。

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護予防や社会参加を促進するとともに、在宅福祉サービスの充実とあわせ、介護施設等の基盤整備を推進します。地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備します。

政策2-1 地域福祉の推進

住み慣れた地域でその人らしく日常生活が送れるよう、地域住民、福祉事業者、福祉活動に従事する人などが協力しあいながら福祉サービスを必要とする人を支えていくことが求められています。

すべての人が地域社会を構成する一員であるとの意識を醸成しつつ、福祉・保健・医療など暮らしの基盤となるサービスや地域における支え合いのネットワークが充実している福祉のまちづくりを目指します。

① 福祉コミュニティの形成

地域住民、ボランティア、社会福祉協議会などの保健福祉関係団体、医療機関や社会福祉事業者等との相互の連携を強め、福祉サービスを必要とする人の自立生活を支援できる福祉コミュニティづくりをすすめます。



【介護予防イベント】

② 地域ケアシステムの構築 **重点施策**

地域住民の生活課題は、福祉、保健、医療その他様々な生活関連分野に及んでいます。在宅の介護や生活支援を必要とする人に対して、個々の状態に応じたきめ細かなサービスを総合的に提供することができるしくみづくりをすすめます。

③ 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

介護保険や障害者福祉制度において適切なサービスの選択ができるよう、利用者に的確な情報を提供するとともに、良質なサービスが提供されるようしくみづくりをすすめます。また、権利擁護体制のネットワーク化、虐待対応の取り組みなどをすすめます。



【介護予防イベント】

政策2-2 地域での自立生活支援

高齢になっても障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、利用者の多様なニーズに対応できる在宅サービスの充実とともに、入所型施設等の基盤整備も重要な課題となっています。

利用者の自立支援と社会参加を促進するための取り組みをすすめ、高齢者や障害者など誰もが地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

① 高齢者・障害者への自立支援の強化 **重点施策**

介護保険法や障害者自立支援法の改正などの動向を踏まえ、高齢者や障害者の地域での自立生活を支える支援サービスの充実を図ります。

② 介護予防の推進

介護予防の普及啓発を図るとともに、多様な介護予防事業を展開し、地域に根ざした介護予防活動が行われるよう支援していきます。

③ 社会参加の促進

年齢や障害の有無にかかわらず、自己実現のための文化活動などの社会参加ができる環境整備をすすめます。

④ 施設サービス等の基盤整備

施設サービス等の量的確保や質的向上を図るため、多様な事業者の参入を促進するとともに、支援策を充実します。

⑤ 生活困窮者等への自立支援の強化

支援を必要とする人が安心して地域生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用とあわせ、支援策の充実を図ります。



【がん検診勧奨イベント】

政策2-3 健康

メタボリックシンドローム対策や生活習慣病の早期発見・早期治療などの二次予防に加えて、生活習慣を見直し、生涯にわたって健康を増進して、疾病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。また多様化する新たな保健課題や健康危機管理へ対応するために関係機関と連携強化を図ります。

① 健康づくりの推進

区民一人ひとりがメタボリックシンドロームや生活習慣病などにならないよう、個人の力と併せて区や関係団体、地域が区民の主体的な健康づくりを支援し、すべての区民が健康で心豊かに暮らせる健康なまちの実現を目指します。

② がん対策の推進 **重点施策**

がん予防・がんに関する知識の普及啓発、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の受診勧奨、またがん患者及び家族への支援等の総合的ながん対策を推進します。

③ 多様化する保健課題への対応

健康を取り巻く複雑化かつ多様化している問題に対して、成人保健・精神保健・母子保健・歯科保健・公害保健など即応した保健施策を推進します。

④ 健康危機管理

安全な生活環境の確保と予防接種等の健康対策を推進するとともに、健康危機発生の予防や被害の拡大防止・被害者の心のケア等のために迅速に対応できるよう関係機関との連携の下に健康危機管理体制を整備します。

⑤ 地域医療の充実

子どもから高齢者まで、誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を受けられる体制づくりを推進するとともに、都と医療関係機関と連携して患者中心の医療を実現し、医療・介護・看護が連携した体制づくりを推進します。

3 子どもを共に育むまち

■子育て・教育分野

子どもが人として尊ばれ、安全で安心してのびのび育つ環境づくりをすすめます。

子ども一人ひとりの成長と子育てを地域全体が温かく見守り、支援していくネットワークを整備します。

個性を尊重し、社会性を培う学校教育を目指します。

地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実していきます。

政策3-1 子どもの権利保障

子どもの権利が尊重され、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つことができるよう、子ども施策を展開していきます。

① 子どもの権利の確立

「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、子どもの意見を反映させながら施策を推進していきます。

② 安全な生活の保障 **重点施策**

悩みをもつ子どもや、子育てに不安を感じている親が気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守るサポートシステムを構築します。

③ 遊びと交流の保障

小学生・中学生等が安心していきいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流等ができるよう、子どもの居場所・活動の場を整備します。



【子育て訪問相談事業】

政策3-2 子育て環境の充実

子どもが健やかに発達・成長できるよう、地域における子育て支援体制を整備するとともに、「子育ての喜び」を実感できる環境づくりを進めます。

① 総合相談体制の推進

だれもが安心して子育てができるよう、相談体制や保護者に対する支援・情報提供機能を強化し、関係機関のネットワークを充実させていきます。

② 子育て支援サービスの充実 **重点施策**

家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て家庭の交流を促進していきます。

③ サービス提供システムの整備

子育てに関する区民ニーズの多様化に対応して、多様な担い手との協働体制を進め、充実した子育て支援サービスを提供していきます。



【保育園の様子】

政策3-3 幼児教育

家庭と幼稚園・保育園等が十分な連携を図り、地域の協力を得て、幼児の望ましい発達を促していく教育環境を整備します。

① 幼児教育の振興

幼児期の特性を踏まえた教育・保育を実践し「生きる力」の芽生えを築くとともに、その後の学校教育の基礎が培われるよう内容を充実します。また、保護者のニーズや社会の変化を的確に捉え、家庭における幼児期の教育を支援していきます。

政策3-4 学校における教育

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学校教育の根幹である教師力を向上させ、知識基盤社会に生きる子どもたちを支える質の高い教育環境を整備します。

① 「生きる力」を育む教育の推進 **重点施策**

児童・生徒の「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」を調和的に育み、「生きる力」の育成を図ります。

② 魅力ある学校づくり

学校運営や教育活動の公開を推進し、地域・保護者に学校教育への参画を促し、地域の特性や児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。

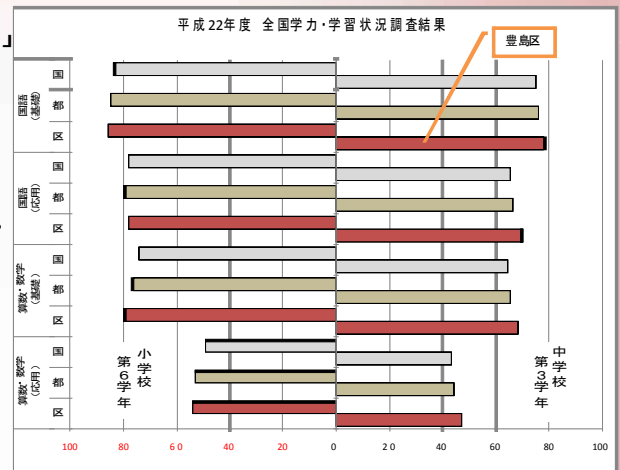
また、学校教育の根幹である教師力の向上を図ります。

③ 教育環境の整備

学校図書館・学校情報環境等を充実し、学校環境を向上させるとともに、老朽化した校舎の計画的な改築・エコスクール化など教育環境を整備します。

④ 安全・安心な学校づくり

学校・家庭・地域が一体となった安全・安心の活動を展開するとともに、セーフコミュニティの視点に立った対策にも取り組み、学校内・外の安全体制の確立に努めます。



政策3-5 地域における教育

子どもの教育の第一義的な責任は家庭にあることを踏まえ、家庭がその本来の役割と責任を果たすことができるよう、家庭における教育を支援していく体制をつくとともに、学校、家庭及び地域が連携・協力して子どもたちの育成にあたります。

① 家庭教育の支援

地域の協力を得ながら、家庭教育に関する啓発を進め、共通理解や協同化を促進します。

② 学校、家庭及び地域の連携協力 **重点施策**

学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協力し、子どもたちの規範意識や地域社会の一員としての自覚を育て、PTA、青少年健全育成団体、大学、NPO などとも連携しながら、地域の教育力によって様々な課題の解決を図ります。

4 多様性を尊重し合えるまち

■平和・人権分野

- それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくりま
す。
- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくりま
す。

政策4-1 多文化共生の推進

人種・国籍を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。

① 多文化共生の推進

豊島区は、外国人登録者が人口の7.1%（平成22年1月1日現在）を占めるなど、多くの外国人が暮らしています。

人種や国籍などを問わず、共に豊島区に暮らす区民として、共に地域を創っていくための環境を整備します。



【イベントでの交流】

政策4-2 平和と人権の尊重

豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。

① 平和と人権の尊重

豊かな地域社会の基盤をなす、平和を大切に
する心を育てていきます。

また、人と人との交流を大切にし、お互い
に相手を思いやり、尊重する地域社会を築きます。



【人権週間パネル展】

政策4-3 男女共同参画社会の実現

区民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、だれもが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。

① 男女共同参画社会の条件整備

男女がともに、その個性と能力を存分に発揮できるよう、区民の意識改革をすすめます。

あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、「豊島区配偶者等暴力防止基本計画（仮称）」（計画期間：平成24年度～平成28年度）に基づく配偶者等による暴力の根絶、仕事と家庭生活の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。さらに、その実現のため、関連機関との連携を積極的に図ります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



【ワーク・ライフ・バランスフォーラム】

男女共同参画についての意識づくり



【エンパワーメント講座】

としま男女共同参画推進プラン

女性に対する暴力の根絶を目指して



【女性に対する暴力をなくす運動】

すべての人にとっての男女共同参画



【登録団体との共催講座】

5 みどりのネットワークを形成する環境のまち

■ みどり・環境分野

公園をはじめとした緑化をすすめ、みどり豊かなネットワークを形成します。

低炭素地域社会の実現及びヒートアイランド対策に積極的に取り組み、人と自然が調和した環境都市づくりをすすめます。

区民、事業者、区3者が協働して役割分担を明確にしつつ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進と、適正な処理による環境負荷の低減をはかります。

政策5-1 みどりの創造と保全

地域の活動拠点ともなる広々とした公園づくりを重点的に行い、「みどり」をつくり、守っていく体制を整備します。

① みどりの拠点拡大 **重点施策**

みどり豊かな公園等の拡大を目指し、地域のみどりの重要な資産である街路、寺社、公共施設等の緑化を率先して進めます。

② みどりのネットワーク

公園をはじめ、学校や寺社などの緑地をみどり豊かな道路で結び、宅地や商業ビルにも働きかけ、四季感あふれるみどりと広場のネットワークを形成します。



【植樹祭】

政策5-2 環境の保全

地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。

① 都市公害の防止

多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。

② 低炭素地域社会の実現 **重点施策**

あらゆる区の施策に低炭素地域社会実現の視点を取り入れていくとともに、区民・事業者、国・東京都と力を合わせて、それぞれが主体的に温室効果ガスの削減をはかる社会づくりを進めます。



【太陽光パネル】

③ 環境まちづくり

ヒートアイランド対策に積極的に取り組み、区民のムーブメントを興し、環境に配慮された活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。

④ 地域美化の推進

街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・地域団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。また、路上喫煙を防止するための施策についても、取り組んでいきます。



【ガム取り活動】

政策5-3 リサイクル・清掃事業の推進

豊島区の現状にあった資源循環型社会の構築を目指し、「3Rを実践し、ごみ半減に取り組むまち・としま」を基本理念に、ごみを大幅に減量し、限りある資源を有効に活用するとともに、ごみを適正に処理することにより環境負荷を軽減します。

① 3Rの推進 **重点施策**

さらなる資源循環型社会の構築を目指し、ごみ減量・リサイクルの推進、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、区民・事業者・豊島区が一体となって3Rに取り組むことにより、ごみの大幅な減量を目指していきます。

* 3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制Reduce（リデュース）

再使用Reuse（リユース）

再生利用Recycle（リサイクル）の

3つの用語の頭文字をとったもの。

② 資源循環型清掃事業の推進

地域実態に応じたごみの適正かつ効率的・効果的な処理を行うことにより、最終処分場の延命化や環境負荷の低減とさらなる資源の有効活用に貢献する資源循環型清掃事業を展開していきます。



【3R推進キャンペーン】



【収集作業】



6 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

■まちづくり・交通、防災・治安分野

地域特性を踏まえた都市全体の魅力を高めるまちづくりをすすめ、池袋副都心の都市機能を充実・更新し、人にやさしい快適な環境を将来世代に引き継ぎます。

安全・安心を確保したライフスタイル、環境を大切にしたい住まいづくりを実現します。

歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した体系的な道路網を形成します。

まちの基盤や地域の防災力を向上させ、安全・安心のまちづくりをすすめます。

安全・安心な都市の実現に向け、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。

政策6-1 魅力あるまちづくりの推進

地域特性に応じたまちづくりをすすめます。池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実・更新し、都市全体の魅力と活力を高めます。

区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、地球温暖化とユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。

① 秩序ある市街地更新

市街地再開発等の都市開発諸制度を活用し、基盤整備をすすめるとともに環境都市づくりへの取り組みを促進し、商業・業務機能の秩序ある発展をすすめます。

② 個性ある快適なまちづくり

区民や事業者との参加と協働のもと、街並みや景観はもとより、自然、文化、歴史、にぎわいなどの地域財産を生かした人にやさしいまちづくりを推進し、個性ある快適なまちの形成を図ります。

③ 池袋副都心の再生 **重点施策**

広域的な商業業務、生活、交流、文化活動等の拠点として整備をすすめていきます。ユニバーサルデザインの理念に基づく都市環境を整備するとともに、低床式路面電車（LRT）の導入や東京芸術劇場等の文化施設と連携した文化発信拠点の整備などを検討し、魅力的な副都心を創造していきます。



④ 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり

全国の環境対策のモデルとなる「環境庁舎」を実現し、区民利用の視点から新庁舎整備を進めるとともに、現庁舎地区の活用によるまちづくりを推進します。



【豊島区新庁舎】

政策6-2 魅力ある都心居住の場づくり

人と環境にやさしい都心居住の実現を目指して、安全・安心を確保したライフスタイル、

環境を大切にしたい住まいづくりをすすめます。

① 安心な住まいづくり **重点施策**

住み慣れた地域に住み続けられるよう福祉施策と連携した住宅を確保していきます。

② 良質な住宅ストックの形成

ユニバーサルデザインが普及し、安全に移動し暮らすことのできる住環境の形成を進めていくとともに、マンション・戸建住宅の適切な維持管理をすすめていきます。

政策6-3 交通体系の整備

区民、事業者、警察等関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立を目指します。

① 道路・橋梁の整備と維持保全

みどりの確保や防災面に配慮しながら体系的な道路網を形成します。

② 自転車・自動車対策の推進 **重点施策**

意識啓発や撤去による違法駐輪対策を充実し、自転車の適正利用促進のため駐輪場を整備します。



【劇場通りの自転車道】

③ 公共交通の整備

バス交通等の地域の需要と実情に応じた公共交通のあり方について再検討します。

政策6-4 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い、安全・安心のまちづくりをすすめます。

① 防災行動力の向上と連携

防災意識の普及啓発をすすめるとともに、地域防災組織等との連携を強化し、防災行動力の向上を図ります。

② 応急・復興活動を円滑に行う体制の整備

区内各種団体との防災協定をすすめ、復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制を整えるとともに、震災発生後の震災復興の手順を時系列的にまとめた「震災復興マニュアル」を整備します。

③ 災害に強い都市空間の形成 **重点施策**

木造住宅密集地域内の都市計画道路については、早期整備を図り、道路整備と併せて沿道地区の不燃化や狭あい道路の改善を行います。

④ 総合治水対策の推進

集中豪雨による都市型水害を防止するため、雨水流出抑制対策を総合的に推進します。

政策6-5 安全・安心の確保

区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。

① 治安対策 **重点施策**

犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。

② 交通安全対策

児童・生徒、高齢者、障害者等の安全を確保するため、交通安全対策を推進します。

7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

■ 商工・観光分野

- 東京を代表する都市として、商工業、観光、文化、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを目指します。
- 地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめ、国内外の都市との交流を促進します。

政策7-1 都市の魅力による集客力の向上

豊島区は、池袋副都心をはじめ、巣鴨、大塚、駒込、目白等、地域ごとに様々な特色を有しています。

人々が魅力を感じ、多くの人々が訪れる都市を実現するため、それぞれの個性を生かし、ハード、ソフト両面での整備を促進します。

にぎわい魅力商工都市の形成重点施策

人々が魅力を感じ、多くの人々が訪れる都市を実現するため、にぎわいの中心である池袋の活性化とイメージアップを図ります。

また、区内の各地域の商業拠点における集客の拡大を図ります。



【東京芸術劇場】

②観光まちづくりの推進

文化芸術に彩られた独自の歴史を持つ区として、多様な目的を持った内外の来街者を快く受け入れ、楽しさと満足、やさしさと親しみが感じられる観光都市を目指します。



【雑司が谷案内処】



【ふくろまつり】

都市交流の推進

豊島区は、国内外から、多くの人々が訪れ、住み、暮らす特性を生かし、国際的な観光都市としての取り組みを進めます。



【友好都市観光物産展】

政策7-2 産業振興による都市活力創出

全国すべての事業所を対象とした事業所・企業統計調査によれば、区内の事業所数は平成16年を境に微増していますが、区の地域経済は極めて厳しい状況が続いています。

人口の集中と多様な機能が集積する豊島区の特長や特徴を生かした産業の振興、育成を図り、都市の魅力と活力を創出します。

①新たなビジネス展開の支援

新たなビジネス展開を支援するために、人材育成、起業環境の整備などを進め、起業の促進とその定着を図ります。事業者に対して、コンサルティングやサポート機能を強化するなど、支援事業を充実させます。



【ビジネスサポートセミナー】

②地域産業の活性化 **重点施策**

地域の商店街を活性化するため、空き店舗対策、装飾街路灯等の施設整備、ITを活用した販売促進など、商店街が取り組む活性化事業を支援します。

また、商店街や地域が一体となって取り組む商業イベントを支援します。さらに製造業の再生を図るため、同業・異業種交流の促進、取引範囲の拡大支援、融資制度等の充実を図ります。



【としま商人まつり】



【ものづくりメッセ】

③消費者権利の実現支援

適切な消費者相談が受けられるよう体制を整備するとともに、消費生活に関する必要な情報と消費者教育の機会を提供することにより、消費者の権利を実現し、その自立を促進します。



【悪質キャッチセールス追放
街頭キャンペーン】

8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

文化分野

都市の風景や街並みを含めた多様な文化芸術を生み出す都市を目指します。地域の歴史や伝統文化等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造に努めます。文化に触れ、文化と共に発展するまちを目指します。

政策8-1 文化によるまちづくりの推進

文化は人の心を豊かにするとともに、新たな交流とにぎわいを生み出し、都市の魅力と活力の源泉となります。区内の各地域において、多様な主体による創造的な文化的活動が活発に行われるとともに、まちづくりや産業、福祉、教育、環境、青少年育成など諸分野の施策と結びついて、区全体が活力をもって発展することを目指します。

文化によるまちの活性化重点施策

豊島区固有の文化資源の再発見と保護に努め、その積極的な活用を図るとともに、文化関連産業等の活性化を支援します。

また、文化芸術はもとより、まちづくりや産業、観光、教育、子ども施策等、豊島区らしさを大切にしながら、総合的な文化政策を推進し、地域を活性化させていきます。

さらに、文化を基軸とした地域コミュニティの形成と促進を図りながら、区民一人ひとりが暮らしの中に豊かさや潤いを見出すことのできる活力あるまちづくりを目指します。

②新たな文化芸術の創出と創造環境の整備

質の高い創造活動を支援し、豊島区の文化芸術の全体的な質の向上と活性化を図ります。

区への来街者や他都市との文化的・創造的な交流を通じて、多様な文化芸術活動を展開し、まちづくりへ発展させていきます。

地域文化・伝統文化の継承と発展

豊島区の芸術作品や文化財、文化芸術活動、まちのにぎわいなど、様々な文化資源の魅力をわかりやすく伝える工夫を行いながら、区の内外に発信していきます。

また、地域に根付き、育まれてきた伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域のまつりやイベントを支援していきます。



【新地袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館】



【あうるすぽっと（区立舞台芸術交流センター）】



【伝統工芸体験教室】



【長崎獅子舞（豊島区指定無形民俗文化財）】

政策8-2 文化芸術の振興

区民が日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌づくりを進め、文化芸術を活発化し、文化の風薫るまちを目指します。

文化芸術の担い手である区民の主体性を尊重しつつ、活動の意欲の向上や交流を支えるとともに、より質の高い文化芸術創造活動への展開を目指します。

①文化芸術鑑賞機会の充実

既存の施設を文化芸術創造の拠点としてより有効に活用するための取り組みを積極的に図り、東京芸術劇場や民間の劇場、映画館等との連携を進めながら、区民が優れた文化芸術を鑑賞する機会を拡充します。また、文化芸術活動団体や文化人、アーティスト等との連携により、区民が身近に文化芸術に接する機会の拡充を図ります。



【区立熊谷守一美術館】

②文化を支え、発展させる人材の育成 **重点施策**

区民の自主的な文化芸術活動が活発に展開できるよう支援します。大学やNPO、企業等の多様な担い手と連携を図りながら、地域活動の活性化を通じて、文化の創造・推進を担う人材を育てます。



【アーティストによる
保育園ワークショップ】

政策8-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

人々がさまざまな学習資源を生かし、生涯にわたっていつでも学習機会を選択して学ぶことができる環境を整備します。学んだ成果を地域に還元し、地域を担う人づくりや地域コミュニティの活性化を図るシステムの構築を目指します。

また、生涯を通して、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる豊かな暮らしの実現に向け、区民やスポーツ団体等と連携し、スポーツに親しむ機会と場の提供に努めます。

①生涯学習の環境整備

図書館や地域文化創造館など、多様なニーズに対応した身近な生涯学習の場づくりをすすめるため、区民がともに学びあい、地域文化を創造・発信する拠点として整備します。ITを活用し、生涯学習情報等のデータベース化を図り区民が必要な情報を容易に検索できるシステムを構築します。

②個の学びから社会的な学習活動への転換

学習が個人のレベルで完結することなく、学習過程や学習の成果を地域に還元し、自ら社会参画しながら学びあう仕組みづくりやネットワークの構築を図ります。



【としまコミュニティ大学】

③スポーツ・レクリエーション活動の充実 **重点施策**

高齢化の進展などにより、健康づくりに対する関心が高まりを見せ、スポーツ・レクリエーションへの需要が増大しています。

地域を中心としたスポーツクラブ活動の普及・振興、青少年スポーツの活性化や活動の場の確保など、地域における区民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動への支援を充実します。

第3章 計画事業

計画事業一覧

1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち

参加・協働

1-1 参加と協働の基盤づくり

68頁

1-1-1 地域活動の活性化と連携の促進

地域協議会モデル事業《再掲 1-2-2》
区政協力活動事業
区政連絡会運営事業
区民集会室管理運営事業

1-1-2 協働の仕組みづくり

区民活動センター管理運営
協働推進プロジェクト事業《再掲 1-2-1》

1-1-3 地域住民相互の交流の促進

地域区民ひろばの推進
地域区民ひろば施設の改修
地域区民ひろば自主運営移行モデル事業
地域区民ひろば運営協議会活動支援補助金
地域区民ひろば運営協議会はばたき支援事業
地域区民ひろばセーフコミュニティステーション普及啓発事業
地域区民ひろば安全・安心マップ作成事業

1-2 地域力の再生

73頁

1-2-1 地域を担う人材・団体の育成

町会活動活性化支援事業
町会連合会事業への補助
再掲 協働推進プロジェクト事業《1-1-2》

1-2-2 地域の課題解決力の向上

区民活動支援のための事業補助
再掲 地域協議会モデル事業《1-1-1》

2 すべての人が地域で共に生きていけるまち

福祉

2-1 地域福祉の推進

78頁

2-1-1 福祉コミュニティの形成

見守りと支えあいネットワーク事業
地域保健福祉計画の改定
社会福祉協議会助成事業
保健福祉審議会の運営
障害者自立支援協議会の運営

2-1-2 地域ケアシステムの構築

閉じこもりうつ対策・訪問支援事業《一部介護保険事業会計》
民生・児童委員事業
地域包括支援センターの運営《介護保険事業会計》
コミュニティソーシャルワーク事業運営費助成

一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業
認知症介護者等支援事業
介護認定調査事業《介護保険事業会計》

2-1-3 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

福祉サービス権利擁護支援室運営費助成事業
成年後見事業《一部介護保険事業会計》
障害者福祉広報活動事業
認知症・虐待専門対応事業《介護保険事業会計》

2-2 地域での自立生活支援

84 頁

2-2-1 高齢者・障害者への自立支援の強化

シルバー人材センター運営費助成事業
寝たきり高齢者紙おむつ支給及び購入費等助成事業《一部介護保険事業会計》
心身障害者紙おむつ支給及び購入費等助成事業
障害者就労支援センターの運営
高齢者配食サービス事業
高齢者緊急通報システム事業
重度身体障害者緊急通報システム事業
福祉ホーム「さくらんぼ」の運営
発達障害者支援事業
視覚障害者外出支援事業
敬老の日事業
障害者訪問入浴サービス事業
居宅介護（介護予防）住宅改修・福祉用具購入受領委任払い事業《介護保険事業会計》

2-2-2 介護予防の推進

介護予防運動プログラム事業《介護保険事業会計》
介護予防生活機能チェック事業《介護保険事業会計》

2-2-3 社会参加の促進

高齢者クラブ運営助成事業
手話通訳派遣事業
敬老入浴事業
障害者文化活動推進事業
心身障害者等移動手段提供事業
高齢者元気あとおし事業《介護保険事業会計》
おたっしや給食事業

2-2-4 施設サービス等の基盤整備

地域密着型サービスの基盤整備
高齢者福祉基盤等整備費助成事業
保健所、健康相談所、保健福祉センターの再構築

2-2-5 生活困窮者のへの自立支援の強化

奨学基金援護事業
路上生活者応急援護事業
被保護者自立支援事業
高次脳機能障害者支援対策事業

健康・保健

2-3 健康

94 頁

2-3-1 健康づくりの推進

成人保健対策：健康教育事業
女性のしなやかな健康づくり
食育の推進
特定健診・特定保健指導事業
生活習慣病予防健診事業
介護老人施設入所者健康診査事業

健康チャレンジ！事業
緊急肝炎ウイルス検査事業
健康プラン推進事業
福祉健康診査

2-3-2 がん対策の推進

がん検診事業
がん対策推進事業
子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業
がん対策基金関連事業

2-3-3 多様化する保健課題への対応

障害者等歯科診療事業
精神保健対策：相談事業
妊産婦健康診査事業
乳幼児健康診査事業
母子保健対策：相談事業
こんにちは赤ちゃん事業
歯周疾患検診事業

2-3-4 健康危機管理

感染症及びエイズ対策事業
結核予防事業
医務・薬事事務
環境衛生関係事業
食品衛生関係事業
食の安全推進事業
人と動物の共生事業
新型インフルエンザ対策事業
高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業
小児用肺炎球菌ワクチン接種助成事業

2-3-5 地域医療の充実

休日診療・夜間小児初期診療事業
在宅医療推進関係事業

3 子どもを共に育むまち

子育て

3-1 子どもの権利保障

106 頁

3-1-1 子どもの権利の確立

子どもの権利推進事業
子どもの権利擁護センター（仮称）の設置
「子どもプラン」の推進事業
青少年問題協議会運営

3-1-2 安全な生活の保障

子ども虐待防止ネットワーク事業
児童虐待防止に向けた見守り・支援
親の子育て力向上支援事業《再掲 3-2-1》
子育て訪問相談事業《再掲 3-2-1》

3-1-3 遊びと交流の保障

子どもスキップ事業
池袋本町プレーパーク事業
子どもスキップの施設改修
中高生センター運営事業
中高生センターの整備（西部地区施設）

3-2-1 総合相談体制の推進

子ども家庭女性総合相談事業
 緊急一時保護宿泊費助成事業
 私立母子生活支援施設委託及び助成事業
 子ども家庭支援センター事業
 障害児相談事業

再掲 子育て訪問相談事業《3-1-2》
 「愛の家ファミリーホーム・愛の家保育園」の建替え支援

再掲 親の子育て力向上支援事業《3-1-2》
 母子及び女性に対する貸付・就労支援事業

3-2-2 子育て支援サービスの充実

認可保育所の運営・助成
 ひとり親家庭医療費助成事業
 一時保育事業
 ショートステイ事業
 病後児保育事業
 休日保育事業
 保育ママ事業
 短期特例保育
 産後サポーター事業
 育児支援ヘルパー事業
 発達支援事業
 ファミリー・サポート・センター事業
 認証保育所保育料負担軽減補助事業
 保育ママ保育料負担軽減補助事業

3-2-3 サービス提供システムの整備

認証保育所運営費等補助事業
 保育所の民営化
 区立保育園の改築・改修
 私立保育所の建替え支援

教育

3-3 幼児教育

3-3-1 幼児教育の振興

私立幼稚園児保護者援助事業
 区立幼稚園特別支援事業
 私立幼稚園教育環境整備費補助事業
 幼小連携施設の検討
 区立幼稚園児徳性育成事業
 区立幼稚園の預かり保育事業

3-4 学校における教育

3-4-1 「生きる力」を育む教育の推進

特別支援教育推進事業
 「確かな学力」育成事業
 「豊かな人間性」育成事業
 「健やかな心と体」育成事業

3-4-2 魅力ある学校づくり

「次世代文化の担い手」育成事業
 魅力ある授業づくり事業
 「教育都市としま」を担う人材育成事業

がんに関する教育の推進
都市型環境教育推進事業
教育委員会運営事業
学校運営連絡協議会事業
教育に関する事務の点検・評価委員会運営
小規模校支援事業

3-4-3 教育環境の整備

エコスクール化事業《再掲 5-1-1》
学校改築計画推進事業
ICT環境整備・活用事業
特別教室等の冷房化
学校図書館整備・充実事業

3-4-4 安全・安心な学校づくり

安全教育の充実
学校施設の安全管理《再掲 6-5-1》
インターナショナルセーフスクールの認証取得事業

3-5 地域における教育

128 頁

3-5-1 家庭教育の支援

家庭教育推進事業
教育相談等充実事業《再掲 4-1-1》
家庭教育支援ネットワーク事業

3-5-2 学校、家庭及び地域の連携協力

青少年育成委員会運営
子育て人材開発支援事業
地域・大学連携事業
放課後子ども教室事業
学校開放事業
子ども地域活動支援事業

4 多様性を尊重し合えるまち

平和・人権

4-1 多文化共生の推進

134 頁

4-1-1 多文化共生の推進

外国語ボランティア事業
[再掲] 教育相談等充実事業《3-5-1》
[再掲] 地域防災組織育成運営事業《6-4-1》

4-2 平和と人権の尊重

136 頁

4-2-1 平和と人権の尊重

憲法・非核平和・人権思想周知関係事業
法律・人権身の上・行政相談事業
非核都市宣言 30 周年記念事業

4-3 男女共同参画社会の実現

139 頁

4-3-1 男女共同参画社会の条件整備

男女共同参画啓発事業
男女平等推進センター「エボック10」管理運営事業
相談事業
ワーク・ライフ・バランス推進事業
男女共同参画推進プランと配偶者等による暴力防止基本計画の策定
住民意識調査
第4次男女共同参画推進プランと第2次配偶者等暴力防止基本計画の策定

5 みどりのネットワークを形成する環境のまち

みどり環境

5-1 みどりの創造と保全

144 頁

5-1-1 みどりの拠点拡大

公園等維持管理運営事業
椎名町公園の改修
上池袋東公園の整備
南池袋公園の再整備
高田小跡地における公園整備
地域で取り組む 緑被率の向上
近隣公園の整備

再掲 エコスクール化事業《3-4-3》

5-1-2 みどりのネットワーク

「グリーンとしま」再生プロジェクト
サンシャイン60通りみどりのネットワーク事業

5-2 環境の保全

149 頁

5-2-1 都市公害の防止

水質・土壌・ダイオキシン対策事業

5-2-2 低炭素地域社会の実現

エコ住宅普及促進事業
環境基本計画の推進・改定
中小規模事業者等CO₂削減円滑化事業
エコ事業者普及促進事業

再掲 新たな公共交通システムによる交通戦略調査《6-1-3》

産官学連携による家庭の省エネ診断

5-2-3 環境まちづくり

身近な環境配慮行動支援事業
クールシティ推進事業
子ども環境教育推進事業

5-2-4 地域美化の推進

環境美化事業
指定喫煙所整備関係事業
路上喫煙防止推進事業

5-3 リサイクル・清掃事業の推進

155 頁

5-3-1 3Rの推進

新資源回収事業
集団回収事業
マンション資源集団回収事業
計画推進事業

5-3-2 資源循環型清掃事業の推進

廃棄物収集事業

6 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

都市再生

6-1 魅力あるまちづくりの推進

160 頁

6-1-1 秩序ある市街地更新

地区計画推進事業

違反建築物取締
建築確認 審査
都市計画マスタープランの改定
南池袋二・四丁目地区まちづくり推進事業

6-1-2 個性ある快適なまちづくり

まちづくり団体支援事業

6-1-3 池袋副都心の再生

南池袋二丁目地区街区再編まちづくり推進事業
池袋駅及び駅周辺整備事業
池袋副都心整備ガイドプラン推進事業
池袋駅西口駅前街区まちづくり推進事業
新たな公共交通システムによる交通戦略調査《再掲5-2-2》《再掲6-3-3》
池袋西口駅前エレベータ運営・保守・点検事業
池袋北口駅前エスカレータ整備事業
東池袋エリアまちづくり推進事業

6-1-4 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり

南池袋二丁目A地区市街地再開発事業
新庁舎整備の推進
現庁舎周辺地区まちづくり推進事業

6-1-5 活力ある地域拠点の整備

大塚駅周辺整備事業
椎名町駅周辺整備事業《再掲6-3-1》
巣鴨地区まちづくり事業

6-2 魅力ある都心居住の場づくり

168 頁

6-2-1 安心な住まいづくり

区営住宅等維持管理事業
高齢者等の入居支援事業
高齢者向け優良賃貸住宅の整備
子育てファミリー世帯への家賃助成事業
高齢者世帯等住み替え家賃助成事業

6-2-2 良質な住宅ストックの形成

分譲マンション建替え・改修支援事業
住宅マスタープラン重点プロジェクト推進事業
分譲マンション管理士派遣事業
民間建築物に係るアスベスト台帳整備事業

交通

6-3 交通体系の整備

173 頁

6-3-1 道路・橋梁の整備と維持保全

区道の安全・安心通行空間確保事業
街路灯事業
都市計画道路の整備事業
区道の整備（特定道路分・一般道路分・まちづくり交付金事業分）
区道のバリアフリー化の促進
堀之内人道橋に替わる立体横断施設の建設
道路構造物の整備
橋梁点検調査

再掲 椎名町駅周辺整備事業《6-1-5》

6-3-2 自転車・自動車対策の推進

放置自転車等対策の推進事業
自転車駐車場等管理運営事業
自転車利用空間ネットワークの整備

自転車駐車場等の整備
自転車保管所の再構築
豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の推進

6-3-3 公共交通の整備

再掲 新たな公共交通システムによる交通戦略調査《6-1-3》
地域公共バス運行支援事業

防災・治安

6-4 災害に強いまちづくりの推進

180 頁

6-4-1 防災行動力の向上と連携

地域防災組織育成運営事業《再掲 4-1-1》
駅周辺混乱防止対策
救援センター・避難場所等の案内標識の更新

6-4-2 応急・復興活動を円滑に行う体制の整備

災害対策本部及び通信システム整備
震災復興マニュアルの作成

6-4-3 災害に強い都市空間の形成

居住環境総合整備事業（東池袋4・5丁目地区）
居住環境総合整備事業（池袋本町地区）
居住環境総合整備事業（上池袋地区）
居住環境総合整備事業（東池袋4・5丁目地区）〔施設建設〕
居住環境総合整備事業（上池袋地区）〔施設建設〕
狭あい道路拡幅整備事業
東池袋地区補助81号線街路整備と沿道まちづくり
居住環境総合整備事業（池袋本町地区）〔施設建設〕
民間住宅耐震改修助成事業及び耐震シェルター助成事業
建築物耐震診断助成事業（木造・非木造・緊急輸送道路沿道建築物）
分譲マンション耐震化助成事業
緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成事業

6-4-4 総合治水対策の推進

風水害・雪害対策事業

6-5 安全・安心の確保

187 頁

6-5-1 治安対策

地域安全対策事業
青色防犯パトロール車の運用
地域防犯力向上設備助成事業

再掲 学校施設の安全管理《3-4-4》

6-5-2 交通安全対策

交通安全施設整備事業

7 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

商工・観光

7-1 都市の魅力による集客力の向上

192 頁

7-1-1 にぎわい魅力商工都市の形成

商工団体等振興助成事業

再掲 新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館事業《8-1-1》

再掲 としまものづくりメッセ《7-2-2》

産業振興計画改定

7-1-2 観光まちづくりの推進

観光情報センター運営事業

観光イベント支援
観光振興プラン改定
トキワ荘・並木ハウス関連事業（第3ステージ）
椎名町駅改修に伴う駅周辺観光情報発信事業
（仮称）池袋北口路上美術館事業

7-1-3 都市交流の推進

友好都市観光物産展

7-2 産業振興による都市活力創出

197 頁

7-2-1 新たなビジネス展開の支援

創業起業推進事業
としまビジネスサポート事業（セミナー事業）

7-2-2 地域産業の活性化

中小企業支援事業
区内公衆浴場支援
空き店舗対策事業
としまビジネスサポート事業（相談事業）
としまものづくりメッセ《再掲 7-1-1》
商店街電灯料補助事業
中小商工業融資事業
商店街イベント事業支援
就業支援事業

7-2-3 消費者権利の実現支援

消費者被害防止啓発事業（消費者情報提供及び被害防止事業）
消費生活相談事業
消費者教育事業

8 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

文化

8-1 文化によるまちづくりの推進

206 頁

8-1-1 文化によるまちの活性化

文化資源の保護と活用事業
（仮称）西部地域複合施設文化拠点準備事業
（仮称）西部地域複合施設の整備
「池袋演劇祭」助成事業《再掲 8-2-1》
新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館《再掲 7-1-1》
「フェスティバル/トーキョー」開催事業
豊島区アートステーション事業
新公会堂のあり方検討

8-1-2 新たな文化芸術の創出と創造環境の整備

舞台芸術交流センターの管理・運営
文化芸術創造支援事業《再掲 8-2-2》

8-1-3 地域文化・伝統文化の継承と発展

雑司が谷旧宣教師館の管理・運営
郷土資料館の管理・運営
伝統工芸振興事業
民俗芸能 in としま助成事業
郷土資料館区民利用の情報基盤の整備
旧鈴木信太郎邸の保存・活用

8-2 文化芸術の振興

211 頁

8-2-1 文化芸術観賞機会の充実

- 再掲** 「池袋演劇祭」助成事業《8-1-1》
 美術作品等展示・管理事業
 区立熊谷守一美術館の管理・運営
 としま区民芸術祭助成事業
 区民参加によるアート・ステージ助成事業
 庁舎ロビーコンサート実施事業

8-2-2 文化を支え、発展させる人材の育成

- 再掲** 文化芸術創造支援事業《8-1-2》
 ジュニア・アーツ・アカデミー助成事業
 「としま文化フォーラム」助成事業
 区民参加による演奏会助成事業
 子どものための文化体験プログラム
 文化ボランティアの育成事業

8-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

217頁

8-3-1 生涯学習の環境整備

- 地域図書館の図書資料収集貸出事業
 中央図書館の図書資料収集貸出事業
 点字図書館障害者サービス事業
 地域文化創造館の管理・運営
 図書館電算システムの維持管理
 生涯学習センターの整備
 みみずく資料館の運営
 南大塚地域文化創造館大規模改修

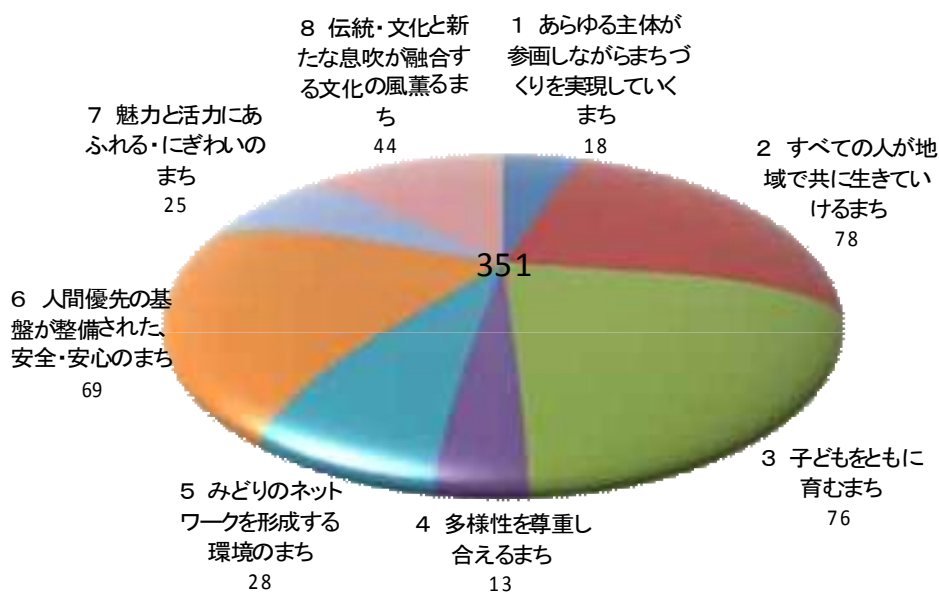
8-3-2 個の学びから社会的な学習活動への転換

- 大学との協働による「としまコミュニティ大学」
 生涯学習センターモデル事業
 ボランティア人材バンク運営事業

8-3-3 スポーツ・レクリエーション活動の充実

- スポーツ施設の管理・運営
 (仮称) 南長崎中央公園の整備
 スポーツ・レクリエーション活動の振興
 ジュニア育成・シニアスポーツ振興事業

地域づくりの方向別の計画事業数



【計画事業の記載例】

1-1-1-1	① ② ③ 基幹	地域協議会モデル事業	
【事業内容】区民との協働による新たな地域経営の仕組みづくりに向け、地域の多様な組織・人をつなぐ「地域協議会モデル事業」を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
協議会設置数	1か所	協議会設置数	5か所
部会等開催数	延べ 21回	部会等開催数	延べ 500回
④		⑤	
⑥	1,792	⑦	34,048
事業費			

【計画事業の記載内容】

	項目	内容
①	計画事業の番号	後期基本計画の計画事業番号 前期基本計画より番号を引き継いでいるため、欠番があります。
②	事業の種類別	基幹 は基幹事業、 貢献 は貢献事業、 建設 は施設建設事業、 新規 は新規事業 「基幹事業」当該施策を実施するにあたって根本的な内容であり、不可欠な事業 「貢献事業」特に施策の効率性や効果の拡大に寄与する事業
③	計画事業名	基本計画における計画事業名 複数の施策に関わる事業については再掲しています。 中心となる施策については、計画事業名の後に再掲先の計画事業の番号を記載しています。 また、再掲先では、計画事業名の前に 再掲 と記載し、計画事業名の後に中心となる計画事業の番号を記載しています。
④	前期事業量	前期（平成18～22年度）の事業量の実績 平成22年度分については、予算計上された事業量
⑤	後期事業量	後期（平成23～27年度）の事業量の目標
⑥	前期事業費	前期（平成18～22年度）の事業費の実績 平成22年度分については、予算計上された金額。単位：千円
⑦	後期事業費	後期（平成23～27年度）の事業費の見込み 単位：千円
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 後期（平成23～27年度）より新たに計画事業に選定された事業については、前期の実績は記載していません。 新規事業については、事業費は記載していません。 施設建設事業の事業費については、事業の枠組みが確定しているもののみ事業費を記載しています。

1

あらゆる主体が参画しながら まちづくりを実現していくまち

1-1 参加と協働の基盤づくり

1-1-1 地域活動の活性化と連携の促進

1-1-2 協働の仕組みづくり

1-1-3 地域住民相互の交流の促進

1-2 地域力の再生

1-2-1 地域を担う人材・団体の育成

1-2-2 地域の課題解決能力の向上

1-1 参加と協働の基盤づくり

現状と課題

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、多様化する区民ニーズに行政だけで対応することは困難になりました。また、地方分権改革によって、自治体はこれまで以上に、自らの責任と判断において、地域の個性を活かした行政運営を行うことが求められています。

そうした流れを受けて、区では、平成15年3月に策定した豊島区基本構想において、その基本方針に「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく」ことを筆頭に掲げました。さらに平成18年には、自治の基本理念・基本原則を明らかにした「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定しています。

参加と協働の理念を実践していくために、上記の条例に基づき、一定の地域において、多様な組織と人々がまちづくりの政策形成に参加し、地域の課題解決に向けて協働するための横断的な組織となる地域協議会の導入に向けて、平成21年度から検証を行っています。

一方、地域における世代を超えた交流の場として、平成18年から事業を展開している地域区民ひろばは、平成22年度時点で、18小学校区に設置され、全ての地区で運営協議会が設置されています。今後は、平成27年度までに22小学校区の全てに地域区民ひろばを設置する予定です。また、住民による自主運営を目的に法人化を果たした運営協議会が現れており、コミュニティの中核的な施設として、より一層地域に定着した運営を目指しています。

さらに、新しい公共の担い手育成を目指しNPO等の活動拠点となる区民活動センターを平成18年オープンさせ、NPOの設立や活動に関する相談事業など、その支援に取り組んできました。

今後、参加と協働によるまちづくりを、より一層推進していくためには、潜在する地域活動の担い手を発掘し、育成・支援していく必要があります。また、多様な活動目的を有する団体同士をネットワーク化し、相互に補完し合って活動を活性化させるとともに、そうした力を地域の発展や活性化に結びつけていくことが、重要となっています。

政策の概要

参加と協働によるまちづくりを推進するため、区民、町会、NPO、事業者をはじめとする地域の多様な主体が情報や課題を共有し、協議する場や機会を設けるとともに、区民や各主体の活動の活発化、相互交流の拡大を図る環境を整備します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	地域区民ひろば運営協議会委員数	702人	900人
2	地域区民ひろば利用者数	631,428人	754,000人
3	協働事業の実施数	124事業	150事業

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 運営協議会の構成は町会、民生・児童委員、青少年育成委員、PTA、個人、団体利用者等からなる。
- 2 利用者数は地域区民ひろばを各種活動、事業参加で利用する延べ利用者数。
- 3 区と地域の主体（町会・自治会等の地縁団体、ボランティア団体、大学、NPO、事業者など）、もしくは地域の主体間で対等な協力関係により実施する事業の数。

1 地域活動の活性化と連携の促進

施策の方向

参加と協働によるまちづくりの基盤となる多様な区民と地域団体のネットワークづくりや「地域協議会」の導入に向けた検証など、区民の地域活動への参加意識を高める環境整備を進めます。

計画事業

単位：千円

1-1-1-1	基幹	地域協議会モデル事業 再掲 1-2-2-2	
【事業内容】区民との協働による新たな地域経営の仕組みづくりに向け、地域の多様な組織・人をつなぐ「地域協議会モデル事業」を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・協議会設置数 1カ所 ・部会等開催数 延 21回		・協議会設置数 5カ所 ・部会等開催数 延 500回	
事業費	1,792		34,048

1-1-1-2	基幹	区政協力活動事業	
【事業内容】町会が行う区政情報の周知、リサイクル・清掃活動、地域コミュニティの活性化に資する活動について活動経費を助成し、区と町会が対等な関係のもとに、住みやすいまちづくりを促進する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・年間活動数 37回	
事業費			64,635

1-1-1-3	貢献	区政連絡会運営事業	
【事業内容】区政に対する区民の理解を深めるとともに、地域の要望を区政に反映させることを目的に、区内12地区で月1回、委員に委嘱された町会・自治会長及び相談役である区議会議員で構成される連絡会を運営する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・年間開催数 121回		・年間開催数 121回	
事業費	58,403		73,755

1-1-1-4	貢献	区民集会室管理運営事業	
【事業内容】区民に集会の場を提供するために設置した貸室を管理する。地域の集会機能を勘察し、総合的に適正配置を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・利用率 49.40%		・利用率 50%	
事業費	691,000		651,575

2 協働の仕組みづくり

施策の方向

様々な主体が公共的サービスの担い手となる「新しい公共」の実現を目指し、地縁団体やNPOなどの公益的活動への支援や区との協働に向けた取り組みについて、仕組みづくりを進めます。

計画事業

単位：千円

1-1-2-1	基幹	区民活動センター管理運営	
【事業内容】NPO等自主的な地域団体の拠点となる区民活動センターを設置し、活動を支援する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・登録団体	21団体（平成22年10月1日現在）	・登録団体	50団体
・施設利用数	延 1,445件	・施設利用数	延 3,500件
・相談件数	延 201件	・相談件数	延 1,500件
事業費	5,801		21,805

1-1-2-2	貢献	協働推進プロジェクト事業 再掲 1-2-1-3	
【事業概要】コミュニティビジネスの推進、NPOとの協働事業の強化、地域貢献活動の支援を通じて、区民活動の活性化を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・講座等開催数	延 3回	・講座等開催数	延 30回
・参加人数	延 438人	・参加人数	延 1,500人
事業費	1,962		4,185

3. 地域住民相互の交流の促進 重点施策

施策の方向

「地域区民ひろば」を地域活動の拠点として整備し、多様な地域活動や世代を超えた交流を促進するとともに、住民主体の自主運営化を推進して、地域コミュニティの活性化を図ります。

1-1-3-1	基幹	地域区民ひろばの推進	
【事業内容】小学校の通学区域を基礎単位として、乳幼児から高齢者までの「世代を超えた交流の場」を創る。自主的な運営をめざし、地域の多様な主体による「運営協議会」づくりを支援する。区民主体の自主的な活動を促進し、広がりのある地域コミュニティの活性化を図ることによって、より豊かな地域社会づくりに貢献する。22地区での区民ひろばの実施をめざす。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・実施地区数		18地区	・実施地区数 22地区
事業費	1,543,526	1,949,726	

1-1-3-2	貢献	地域区民ひろば施設の改修	
【事業内容】地域区民ひろばを展開する上で必要となる施設の改修、改築を計画的に進める。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・実施件数		23件	・実施件数 37件
事業費	619,616	1,983,597	

1-1-3-3	基幹	地域区民ひろば自主運営移行モデル事業	
【事業内容】運営協議会による区民ひろばの自主運営へ円滑に移行するためモデル事業を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・実施地区数	18地区
事業費		234,520	

1-1-3-4	貢献	地域区民ひろば運営協議会活動支援補助金	
【事業内容】設立後2年を経過した運営協議会を対象として、運営協議会が主体的に実施する事業の経費を補助し、支援する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・交付地区数	20地区
事業費		27,300	

1-1-3-5	貢献	地域区民ひろば運営協議会はばたき支援事業	
【事業内容】新設された運営協議会を対象として、運営協議会が主体的に実施する事業に要する経費を2年間にわたって補助し、支援する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・交付地区数	7地区
事業費		1,500	

1-1-3-新	新規	地域区民ひろばセーフコミュニティステーション普及啓発事業
【事業内容】セーフコミュニティステーションとしての区民ひろばの機能や実施する事業をPRするため看板設置やパンフレット作成などを行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・実施地区 22地区

1-1-3-新	新規	地域区民ひろば安全・安心マップ作成事業
【事業内容】セーフコミュニティ活動の一環として、区民ひろばへ地域の安全・安心マップを設置する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・実施地区 22地区

政策 1-2

1-2 地域力の再生

現状と課題

区内には、地域活動の中心的な役割を担う町会・自治会をはじめ、PTAや青少年育成委員会、まちづくり協議会に加え、多くのボランティア団体やNPOなどがあり、それぞれの目的に応じて、各地域で活動を続けています。

一方、マンション建築の増加等に伴い、区民相互のつながりが希薄化し、地域の基盤が損なわれつつあります。また、地縁団体である町会・自治会への加入率の低下とともに、地域活動へ参加する人々の数も減少傾向にあると言われてしています。そこで区は、狭小住戸集合住宅税(ワンルームマンション税)を導入してファミリー世帯の定住化を促進するとともに、一定規模以上の集合住宅を建築する際、条例で事業者に対して、町会加入について地元町会との事前協議を義務付けるなど、各種の対策を講じています。

区が運営する区政連絡会のもとで行政と区民をつなぐ役割をも担っている町会・自治会の加入率の低下は、加入者と非加入者の間に行政情報に接するという面で格差を生じさせています。また、地域の中で、高齢者や子どもたちを見守るために欠かせない良好な近隣関係、相互扶助という観点からも大きな問題があります。同時に、町会・自治会の役員の高齢化や、特定の人が様々な団体の役員を兼ね、責任や負担が偏りがちになることも、役員等の担い手不足に拍車をかけ、組織の力を低下させる要因となっています。


そうした中で、区が実施した「協働のまちづくりに関する区民意識調査」(平成22年9月)では、近隣関係が希薄である現状が浮き彫りになる一方、今後は、このような関係を改善し、地域での良好な関係を望む区民の割合が高くなっています。

日常的にはゆるやかな関係であっても、生活面で様々な困難が生じた場合には、必要な手を差し伸べることができるということ、また、地域全体の課題を地域自らが考え行動するという地域力を再生していくためには、こうした現状を認識した上で、区民の地域活動への参加を促進する環境整備や、活動団体の運営基盤の強化などが、大きな課題となっています。

政策の概要

地域環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、次第に弱くなってきた地域の力を再生していくため、地域活動団体等への支援を充実、強化し、地域住民自らが課題へ取り組み、解決することができる地域社会を実現します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	町会・自治会加入率	53.9%	
2	町会と地域区民ひろば運営協議会との協働事業	-	80事業

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 区内に129ある町会・自治会への加入状況(地域の世帯数に占める加入世帯数の割合)
- 2 コミュニティ活動の基盤となる町会と地域区民ひろば運営協議会両組織による協働事業数。

1 地域を担う人材・団体の育成 重点施策

📌 施策の方向

地域住民の主体的な活動を支援するとともに、地域団体の充実・強化を図り、地域活動の担い手の育成を推進します。

📌 計画事業

単位：千円

1-2-1-1	基幹	町会活動活性化支援事業	
【事業内容】地域住民への情報周知及び中高層集合住宅居住者の町会加入を促進し、町会と協力して入居者の町会活動への参加を働きかけるなど、町会活動の活性化を支援する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・町会掲示板 新設 170 基 改築 100 基 修繕・移設 230 基	
事業費			18,100

1-2-1-2	基幹	町会連合会事業への補助	
【事業概要】町会相互の連携を図り、区政の発展に寄与するため 129 の町会・自治会で組織する連合会の事業に対し補助を行う。区政運営に多大な協力を得ている地域団体として、より活発な活動が可能となるよう支援する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・実施事業数 延 16 事業		・実施事業数 延 20 事業	
事業費	(20年度 50 周年行事 3,000 を含む)6,240		3,240

1-2-1-3	基幹	再掲 協働推進プロジェクト事業	1-1-2-2
【事業概要】コミュニティビジネスの推進、NPO との協働事業の強化、地域貢献活動の支援を通じて、区民活動の活性化を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・講座等開催数 延 3 回 ・参加人数 延 438 人		・講座等開催数 延 30 回 ・参加人数 延 1,500 人	
事業費	1,962		4,185

2 地域の課題解決力の向上

施策の方向

地域における人材やネットワークといった資源を活かし、地域住民自らで課題の解決に取り組むことができる環境を整備します。

計画事業

単位：千円

1-2-2-1	基幹	区民活動支援のための事業補助	
【事業内容】地域力の回復と活性化を促進するため、区民の自主的かつ地域づくりに貢献する活動をしている地域団体の事業に対し補助を行う。広く区民から補助対象事業を募り区民委員を含む審査委員会による審査を経て交付する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・交付件数 延 404 事業		・交付件数 延 425 事業	
事業費	91,658		100,000

1-2-2-2	基幹	再掲	地域協議会モデル事業	1-1-1-1
【事業内容】区民との協働による新たな地域経営の仕組みづくりに向け、地域の多様な組織・人をつなぐ「地域協議会モデル事業」を実施する。				
前期事業量（18～22）			後期事業量（23～27）	
・協議会設置数 1 か所 ・部会等開催数 延 21 回			・協議会設置数 5 か所 ・部会等開催数 延 500 回	
事業費	1,792		34,048	

2

すべての人が地域で共に生きて いけるまち

2-1 地域福祉の推進

- 2-1-1 福祉コミュニティの形成
- 2-1-2 地域ケアシステムの構築
- 2-1-3 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

2-2 地域での自立生活支援

- 2-2-1 高齢者・障害者への自立支援の強化
- 2-2-2 介護予防の推進
- 2-2-3 社会参加の促進
- 2-2-4 施設サービス等の基盤整備
- 2-2-5 生活困窮者等への自立支援の強化

2-3 健康

- 2-3-1 健康づくりの推進
- 2-3-2 がん対策の推進
- 2-3-3 多様化する保健課題への対応
- 2-3-4 健康危機管理
- 2-3-5 地域医療の充実

2-1 地域福祉の推進

現状と課題

これまでの我が国の福祉施策は、長らく行政をはじめとする公的な機関が、限られた人々を主な対象として保護や給付という形で展開されてきました。

しかし、近年の少子高齢化の進展を背景に、かつての家族や地域の相互扶助機能は弱まり、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、「福祉」を取り巻く状況が大きく変化しています。生活課題が各福祉分野にまたがる複雑なケースも多く、また、福祉サービスのニーズも多様化、高度化するなか、これまでのような公的福祉サービスのみで対応するには限界が生じてきています。

併せて、「福祉」の対象者についても、一部の人々から地域で暮らすすべての人々に対象範囲を大きく広げ、人々が抱える生活全般の多様な課題について、地域全体で取り組んでいくことが必要になってきています。

このように、地域社会の役割が大きく変化するなか、新たな地域コミュニティの構築が要請されており、ともに支え合うまちづくりの理念のもと、区民一人ひとりが手をつなぎ、生活の拠点である地域で、安全・安心に、充実した生活が送れるような「新たな支え合い」による地域社会を築くことが求められています。

こうした中、地域コミュニティの構成員でもある区民の地域福祉活動に対する参加意欲は、高まりをみせています。その一方で、区内に点在する地域福祉活動団体の情報が必要なところに行き渡っていない現状や、各団体間の連携、情報共有が十分とはいえない状況もみられます。区民の主体的な地域福祉活動を促進し、孤立しがちな高齢者など支援を必要とする人を地域の力で支えていくためにも、多様なネットワークの中でボランティア、関係機関、各種団体等の連携が強化された厚みのある福祉コミュニティづくりを推進していく必要があります。

また、地域で暮らすうえでの生活課題は、区民一人ひとりで状況が異なります。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症がある高齢者とその家族、障害者においても障害の種別や程度、生活環境等によってもニーズは変わり、利用するサービスも福祉・保健・医療など様々な生活関連分野に及んでいます。このため、支援が必要となる人の生活状況等を的確に把握したうえで、潜在的な需要や問題を早期に発見し、必要なサービス提供につなげる体制の強化とともに、複合的な対応が求められるケースについても、関係機関が連携しながら総合的に対応できる地域ケアシステムの充実を図ることが、今後はより重要になってきます。

福祉サービスの利用に関しては「措置制度」から「契約制度」へと利用者の自己選択・自己決定が尊重される新しい形態に移行するなか、利用者の自己責任のあり方が問われることとなる一方、利用者に不利益が及ばないよう、権利擁護に関わる様々な支援体制の強化が要請されてきています。さらに、地域社会が抱える問題が複雑化するにつれて、高齢者、障害者等への虐待が深刻な社会問題ともなっています。権利擁護体制のネットワーク化や在宅及び施設における虐待防止の取り組みを進め、併せて、人間性の尊重や権利の保障に関する啓発活動を積極的に推進していくことも重要な課題となっています。

政策の概要

住み慣れた地域でその人らしく日常生活が送れるよう、地域住民、福祉事業者、福祉活動に従事する人などが協力しあいながら福祉サービスを必要とする人を支えていくことが求められています。

すべての人が地域社会を構成する一員であるとの意識を醸成しつつ、福祉・保健・医療など暮らしの基盤となるサービスや地域における支え合いのネットワークが充実している福祉のまちづくりを目指します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業による高齢者支援件数	-	➔
2	支援困難ケース検討事例の件数	163件	➔
3	保健福祉や介護等に関する情報や相談窓口が多様であると考える区民の割合	13.2% (平成22年度)	➔

【説明】

- 一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業による高齢者支援件数。
*一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業… 孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の生活状況、健康状態等を把握し、必要なサービスの提供につなげるための訪問活動。
- 保健福祉医療に関わる地域の関係者で構成するケア会議等において、支援困難ケースについて検討した事例の件数。
- 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合



1. 福祉コミュニティの形成

施策の方向

区民の地域福祉活動への参加意欲が高まっており、NPOやボランティア、地域団体の活動が活発となっています。

地域住民、ボランティア、社会福祉協議会などの保健福祉関係団体、医療機関や社会福祉事業者等との相互の連携を強め、福祉サービスを必要とする人の自立生活を支援できる福祉コミュニティづくりをすすめます。

計画事業

単位：千円

2-1-1-1	貢献	見守りと支えあいネットワーク事業	
【事業内容】ボランティアの参加を得ながら、高齢者等を対象に地域での見守りを行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・見守り実施者数 703人		・見守り実施者数 680人	
・協力員実働者数 547人		・協力員実働者数 520人	
事業費		2,344	2,595

2-1-1-3	基幹	地域保健福祉計画の改定	
【事業内容】すべての人々が安心して暮らし続けられるよう、継続的に支えるしくみの構築を目指し、高齢者、障害者分野の計画および保健医療分野の計画をすべて包含した区における保健福祉の総合計画として改定する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・区民意向・意識調査結果（有効回収率） 45%	
		・計画冊子作成 2,400部	
事業費			30,121

2-1-1-4	貢献	社会福祉協議会助成事業	
【事業内容】豊島区社会福祉協議会に対し、人件費及び事業に要する経費を助成することにより、地域福祉の推進を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・会員数 延 50,000人	
事業費			618,465

2-1-1-5	基幹	保健福祉審議会の運営	
【事業内容】区長の附属機関として設置され、区長の諮問に応じ、保健福祉に係る計画の改定その他重要事項について審議、答申する。誰もが地域でともに支え合い、安心して住み続けられるしくみづくりの構築を目指していく。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・審議会開催数 22回	
		・専門委員会開催数 22回	
事業費			14,352

2-1-1-9	貢献	障害者自立支援協議会の運営
【事業内容】障害者（児）が自立した生活が送れる地域社会実現のため、障害福祉に関するシステムづくりに関する協議を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・協議会開催数（部会含む） 100回
事業費		4,540

2. 地域ケアシステムの構築 重点施策

📌 施策の方向

地域住民の生活課題は、福祉、保健、医療その他様々な生活関連分野に及んでいます。

在宅の介護や生活支援を必要とする人に対して、個々の状態に応じたきめ細かなサービスを総合的に提供することができるしくみづくりをすすめます。

📌 計画事業

単位：千円

2-1-2-1	貢献	閉じこもりうつ対策・訪問支援事業 一部介護保険事業会計
【事業内容】在宅の閉じこもり、認知症、うつ等のある要介護者に対して、訪問看護指導員や在宅介護指導員が家庭訪問し、介護予防の観点から本人及び家族等に指導・相談を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・訪問件数 3,742件		・閉じこもり訪問件数 1,000件 ・訪問支援件数 9,000件
事業費	59,934	137,595

2-1-2-4	基幹	民生・児童委員事業
【事業内容】委嘱を受けた委員が対象者の生活を見守り、生活状況の把握に努め、必要な相談・支援を行う。ケースにより区々状況報告するとともに適切な福祉サービスにつなげていく。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・民生児童委員数 延 1,212人 ・相談等活動 385,491件 ・協議会等開催回数 360回		・民生児童委員数 延 1,260人 ・相談等活動 435,000件 ・協議会等開催回数 365回
事業費	159,785	165,803

2-1-2-8	基幹	地域包括支援センターの運営《介護保険事業会計》
【事業内容】高齢者の健康維持、生活安定等に必要な相談・援助・支援を担う拠点として「高齢者総合相談センター」(地域包括支援センター)8ヶ所を運営する。また、外部委員で構成する運営協議会の下で、公正・中立な運営を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・新規（委託施設数延 40カ所）		・運営延 40カ所
事業費	917,921	1,156,600

2-1-2-14	貢献	コミュニティソーシャルワーク事業運営費助成
【事業内容】各地域包括支援センター圏域を活動範囲として、地域の中で支援を必要とする家庭に対し、地域人材や社会資源を活用した「新たな支え合い」の仕組みをコーディネートするコミュニティソーシャルワーク事業を実施している社会福祉協議会に対し、人件費や事業に要する経費を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・実施圏域数 8圏域
事業費		127,905

2-1-2-16	基幹	一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業
【事業内容】一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の生活状況及び緊急連絡先等を把握することにより、高齢者総合相談センターや民生・児童委員の見守り活動に活用するとともに、地域の高齢者の潜在的な需要や問題を早期に発見し、必要なサービスの提供につなげる体制を構築する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・推進
事業費		358,795

2-1-2-17	基幹	認知症介護者等支援事業
【事業内容】認知症に対する介護家族の理解を深め、介護力の向上・介護負担の軽減・虐待発生の防止を図る。また、区民の認知症理解・関心を深め、地域で支える体制を形成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・介護教室 80回
事業費		3,645

2-1-2-18	基幹	介護認定調査事業《介護保険事業会計》
【事業内容】要介護認定申請者に対して、迅速・適正な認定調査及び審査を実施し、可能な限り早期に要介護認定結果を通知するため、介護事業者に認定調査業務を委託する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		委託対象件数 36,750件
事業費		198,800

3. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

施策の方向

介護保険制度や障害者福祉制度は、サービス利用者の自己選択、自己決定が基本となっています。適切なサービスの選択ができるよう、利用者への的確な情報を提供するとともに、良質なサービスが提供されるようしくみづくりをすすめます。

また、権利擁護体制のネットワーク化、虐待対応の取り組みなどをすすめます。

計画事業

単位：千円

2-1-3-1	貢献	福祉サービス権利擁護支援室運営費助成事業	
【事業内容】福祉サービスの利用に係わる相談及び苦情対応など福祉サービス利用者への権利擁護の取り組みや、成年後見制度推進機関として成年後見人への支援及び制度の促進に向けての取り組みを行う福祉サービス権利擁護支援室に対し、人件費や事業に要する経費を助成する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 10,389 件 契約による支援件数 154 件 		<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 14,000 件 契約による支援件数 250 件 法人後見受任件数 130 件 	
事業費	98,537		127,460

2-1-3-2	基幹	成年後見事業《一部介護保険事業会計》	
【事業内容】親族等による成年後見申立てが見込めない高齢者及び知的・精神障害者を対象に、区長申立てにより審判請求手続きを行う。また、家庭裁判所が選任した成年後見人等に対する報酬の助成を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 区長申立件数 63 件 		<ul style="list-style-type: none"> 区長申立件数 110 件 	
事業費	4,106		12,245

2-1-3-7	貢献	障害者福祉広報活動事業	
【事業内容】障害者広報及び障害者福祉のしおり（隔年）を発行する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 障害者広報 22,000 部 障害者福祉のしおり 15,000 部 		<ul style="list-style-type: none"> 障害者広報発行部数 延 20,000 部 障害者福祉のしおり発行部数 延 10,000 部 	
事業費	3,254		2,653

2-1-3-20	貢献	認知症・虐待専門対応事業《介護保険事業会計》	
【事業内容】要介護高齢者・認知症高齢者に対する身体的、精神的暴力、介護放棄等の虐待を早期に発見し、未然に防止することで、在宅福祉の向上を図る。また、虐待対応の第一線窓口となる高齢者総合相談センターへの支援を行い、保健福祉サービスの向上を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 専門相談 175 回 講演会の開催 延 5 回 	
事業費			7,965

2-2 地域での自立生活支援

現状と課題

我が国の人口構成は、平均寿命の伸びや若年人口の減少などにより急速に高齢化が進んでいます。本区においても、65歳以上の人口は、平成22年1月には50,952人となり、総人口（住民基本台帳による）に占める割合は20.8%となっています。とりわけ一人暮らし高齢者は19,049人と増加しており、高齢者人口に占める割合も37.4%と極めて高い状況にあります。

また、障害者手帳を有している人は、平成22年3月末現在で、身体障害者、知的障害者、精神障害者を合わせて9,027人となっており、総じて増加する傾向にあります。さらに、障害の重度化に加え、障害者及び介護者の高齢化も進んでいる状況です。

こうした中、高齢になっても障害があっても、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、在宅での生活を支える各種サービスの提供や、就労を含めた生活支援の充実が強く求められています。現在、検討が進められている介護保険などの社会保障制度の改革や障害者施策の見直しの方向等を踏まえつつ、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応と支援を実施していくことが一層重要になってきています。

併せて、加齢による心身の変化と上手に付き合い、できる限り健康寿命を延ばし、要介護状態となっても重度化を防ぐための介護予防の取り組みは、今後ますます重要度を増してきます。介護保険の要介護・要支援認定を受けている高齢者は年々増加しており、特に75歳以上の後期高齢者ではその割合も高くなっている状況にあります。自立した生活を維持し、住み慣れた地域で充実した生活を送る元気な高齢者を増やすためにも、心身の状況に応じた効果的な介護予防事業を展開するとともに、介護予防の必要性について広く普及啓発を図り、地域における自主グループ等の介護予防活動をさらに促進していくことが求められます。

また、年齢や障害の有無にとらわれずに、多様なライフスタイルを実践したいとする人は増えてきています。高齢者や障害者が、自己実現を図りながら、いきいきとした生活を送るうえでも、積極的に社会参加ができるような環境整備を進めることが強く要請されています。区ではこれまで、外出支援サービスや世代間交流、主体的に文化芸術活動へ参加できる仕組みづくりなどを進めてきました。今後も、ボランティア活動をはじめとする高齢者の社会参加・地域貢献活動の促進や、障害者への情報・コミュニケーション支援などに積極的に取り組む必要があります。

一方、要介護者数が増加する中、本区の特別養護老人ホームの待機者も増え続けており、平成22年9月末現在で1,100人を超え、このうち優先度の高い高齢者も400人近くとなっています。区内での特別養護老人ホームの新規開設は平成17年4月までさかのぼり、用地確保が難しい本区においては大きな課題となっています。加えて、認知症高齢者等が住み慣れた地域での暮らしを継続していくための居住の場の確保や、日常生活圏における地域密着型施設の整備の重要性も高まっています。また、障害者が施設を退所し、地域での自立した生活に移行したいという意欲にも応えていくことが求められます。このため、区内における施設サービス等の基盤整備に向けて、引き続き民間活力を生かしながら、多様な事業者の参入を促進するための環境づくりを進めていく必要があります。

さらに、地域で暮らしていくうえで支援が必要な状況に目を向けると、生活保護の受給者数及び保

護率は、我が国の厳しい経済・雇用情勢を反映し、年々増加している状況にあり、特に若年層でその傾向が強くなっています。必要な保護の実施とともに、就労支援やNPOとの協働による社会参加の場づくりなどの自立支援に向けた取り組みの強化が一段と求められています。また、発達障害や高次脳機能障害などの支援を必要とする人が、安心して地域生活を送るための支援体制を整備していくことも、ともに生き、支え合う地域づくりのなかで重要な課題となっています。

政策の概要

高齢になっても障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、利用者の多様なニーズに対応できる在宅サービスの充実とともに、入所型施設等の基盤整備も重要な課題となっています。利用者の自立支援と社会参加を促進するための取り組みをすすめ、高齢者や障害者など誰もが地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	元気な高齢者の割合 (要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合)	83.0%	➔
2	障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所から一般就労した人数	28人	50人
3	特別養護老人ホームの定員数	630人	830人
4	高齢者や障害者が自立した生活ができ、社会参加しやすいと考える区民の割合	11.4% (平成22年度)	➔

【説明】

- 65歳以上高齢者のうち、介護保険制度による要介護・要支援の認定を受けていない人の割合。
 - 障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所から一般就労した人数。
 - 特別養護老人ホームの利用定員数。
 - 「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合
- *平成22年6月実施の調査では、設問が「必要な支援を受けながら、高齢者や障害者が自立した生活を営むことができる」と「高齢者や障害者が、社会参加し、交流しながら、いきいきと自己実現している」に分割されたため、それぞれの平均値。



【ときめき想造展(障害者美術展)】



【特別養護老人ホーム 菊かおる園】

1. 高齢者・障害者への自立支援の強化 重点施策

➤ 施策の方向

高齢化が進展するなか、とりわけ高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合が高くなっています。介護保険法や障害者自立支援法の改正などの動向を踏まえ、高齢者や障害者の地域での自立生活を支える支援サービスの充実を図ります。

➤ 計画事業

単位：千円

2-2-1-5	貢献	シルバー人材センター運営費助成事業	
【事業内容】高齢者の就労機会を提供し、高齢者の社会参加・生活の充実を図るため、シルバー人材センターへ運営費の助成を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度就業率 74.0% 会員数（保険対象者） 延 6,954 人 家事援助受託件数 延 1,748 件 		<ul style="list-style-type: none"> 就業率 増 会員数（保険対象者） 延 8,250 人 家事援助受託件数 延 4,750 件 	
事業費		202,007	209,350

2-2-1-8	貢献	寝たきり高齢者紙おむつ支給及び購入費等助成事業《一部介護保険事業会計》	
【事業内容】在宅高齢者に対して紙おむつを支給（入院中の寝たきり高齢者に対してはおむつ購入費を助成）する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 助成者数 延 33,787 人 		<ul style="list-style-type: none"> 助成者数 延 63,458 人 	
事業費		206,418	356,085

2-2-1-9	貢献	心身障害者紙おむつ支給及び購入費等助成事業	
【事業内容】在宅の心身障害者に対して紙おむつを支給（入院等で紙おむつの支給ができない場合は購入費等を助成）する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 支給登録者数 160 人 購入費助成登録者数 15 人 		<ul style="list-style-type: none"> 支給登録者数 170 人 購入費助成登録者数 30 人 	
事業費		29,617	63,795

2-2-1-12	貢献	障害者就労支援センターの運営
【事業内容】就労による障害者の自立を促進するため、就労支援員による就労支援及び生活支援を一体的に行うとともに、実習奨励金の支給により就労への動機付けを図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		就労支援及び生活支援相談件数 18,000件 実習奨励金件数 2,000件
事業費		89,490

2-2-1-25	基幹	高齢者配食サービス事業
【事業内容】調理が困難な高齢者に、週5回を限度として昼間に弁当を届けることにより、食の自立を支援し、併せて安否の確認を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・延配食数 336,960食
事業費		153,982

2-2-1-29	基幹	高齢者緊急通報システム事業
【事業内容】65歳以上の病弱な一人暮らし高齢者に対して、家庭内で急病や事故があった場合、消防庁又は民間事業者の受信センターを経由して通報できる機器を貸与する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・新規取り付け台数 1,500基
事業費		111,750

2-2-1-30	基幹	重度身体障害者緊急通報システム事業
【事業内容】一人暮らしの重度身体障害者や常時注意を必要とする難病患者等に対して、家庭内で急病や事故があった場合、消防庁に通報できる機器を貸与する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・利用者 20人
事業費		1,430

2-2-1-31	基幹	福祉ホーム「さくらんぼ」の運営
【事業内容】心身障害者が保護者の高齢化や死亡等で福祉作業所等に通所することが困難になった場合に、住み慣れた地域で生活ができるよう、日常生活の援護や指導を行う。また、一時的に保護者が介護できない状態になった場合に保護を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・利用日数 延 12,025日		・利用日数 延 13,800日
事業費	417,776	485,060

2-2-1-新	新規	発達障害者支援事業
【事業内容】発達障害者・家族・一般向けの講演会の開催やリーフレット作成による啓発・支援事業を行うほか、関係機関とのネットワーク事業を展開する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・ネットワーク会議体設置・会議開催 年3回 ・区民向け普及啓発用講演会開催 年2回 ・区内大学と協働で相談窓口の設置

2-2-1-新	新規	視覚障害者外出支援事業
【事業内容】区施設の音声道案内データの作成、道案内データの保守に協力するボランティアの育成等により、視覚障害者等が安全に区の施設を利用できるよう環境を整備する		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		音声道案内データ250カ所作成

2-2-1-32	貢献	敬老の日事業
【事業内容】毎年度、77歳(喜寿)、88歳(米寿)、新100歳、100歳超、区内最高齢者に対して祝品を贈呈し長寿を祝福する。また、金婚、ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦についても祝品を贈呈する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・敬老祝品 延 16,355人 ・金婚・ダイヤモンド婚祝品 延 1,180組
事業費		180,525

2-2-1-33	貢献	障害者訪問入浴サービス事業
【事業内容】家庭の浴槽での入浴が困難な65歳未満の心身障害者に対し、入浴の機会を提供し、健康保持を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		入浴回数 年52回
事業費		37,675

2-2-1-34	貢献	居宅介護（介護予防）住宅改修・福祉用具購入受領委任払い事業《介護保険事業会計》
【事業内容】従来からの償還払い制度に加え、最初から1割負担で住宅改修等ができる受領委任払い制度を導入することで、居宅要介護（支援）者の経済的負担感を軽減し、住宅改修等を利用しやすくする。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・居宅介護（予防）住宅改修件数 延 3,300件 ・居宅介護（予防）福祉用具購入件数 延 4,200件
事業費		478,790

2. 介護予防の推進

📌 施策の方向

生活機能を維持して要介護状態になることをできる限り防ぎ、健康寿命を伸ばしていくために、介護予防の取り組みが必要となっています。

介護予防の普及啓発を図るとともに、多様な介護予防事業を展開し、地域に根ざした介護予防活動が行われるよう支援していきます。

計画事業

単位：千円

2-2-2-1	基幹	介護予防運動プログラム事業《介護保険事業会計》
【事業内容】特定高齢者把握事業で、運動機能に衰えがあると判定された虚弱高齢者を主な対象として、筋力アップを目的として運動の習慣化を図り、介護予防に資する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・参加人数 延 26,912 人		・参加人数 延 34,650 人
事業費	130,876	166,975

2-2-2-14	基幹	介護予防生活機能チェック事業《介護保険事業会計》
【事業内容】長寿健診、特定健診において生活機能評価の問診票記入と生活機能検査により老年症候群を早期に発見し、特定高齢者を選定する。両健診の対象にならない高齢者については、生活機能評価のみを実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・受診者 延 125,000 人
事業費		414,635

3. 社会参加の促進

施策の方向

高齢者や障害者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるような支援が求められています。年齢や障害の有無にかかわらず、自己実現のための文化活動などの社会参加ができる環境整備を進めます。

計画事業

単位：千円

2-2-3-3	貢献	高齢者クラブ運営助成事業
【事業内容】地域の高齢者の生活を健全で明るいものにするため、自主的に組織された高齢者クラブ（単位高齢者クラブ）の諸事業及び高齢者クラブ連合会の活動、運営に係る費用に対して助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・助成数 延 439 クラブ		・補助金交付クラブ数 延 435 クラブ ・補助金交付連合会 延 5 団体 ・活動支援費給付 延 350 クラブ
事業費	103,445	109,430

2-2-3-4	貢献	手話通訳派遣事業
【事業内容】聴覚障害者等に対し、その社会的活動及び日常生活の利便を図るため、希望に応じて手話通訳者を派遣する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・派遣件数 延 2,845 件		・派遣件数 延 3,730 件
事業費	42,498	49,460

2-2-3-9	貢献	敬老入浴事業
【事業内容】身近な公衆浴場を活用し、高齢者の健康増進と高齢者間の交流を図り、閉じこもりを予防する。併せて浴場経営者を支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・敬老入浴デー 年間 26回 延 130回
事業費		238,800

2-2-3-11	貢献	障害者文化活動推進事業
【事業内容】絵画等障害者の作品を鑑賞できる場を提供し、障害者の文化活動を奨励する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・障害者美術展鑑賞者数 延 5,000人
事業費		7,515

2-2-3-13	貢献	心身障害者等移動手段提供事業
【事業内容】公共交通機関で移動が困難な障害者に福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成を行う。また、障害者を対象にリフト付き乗用車運行を社会福祉協議会に委託して実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・福祉タクシー年度末登録者数 4,300人 ・年度末助成対象者数 400人 ・リフト付乗用車利用時間数 延 8,000時間
事業費		720,295

2-2-3-15	貢献	高齢者元気あとおし事業《介護保険事業会計》
【事業内容】高齢者がボランティア活動を通して社会参加・地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の介護予防に寄与するとともに、地域ケアの担い手となる元気な高齢者を増やし、地域福祉を推進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・参加人数 延 1,815人
事業費		11,550

2-2-3-19	貢献	おたっしや給食事業
【事業内容】高齢者を対象に小学校の給食を利用した会食と健康体操を実施することで、低栄養・閉じこもりを予防するとともに、小学生との交流の機会を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・実施回数 延 360回
事業費		20,425

4. 施設サービス等の基盤整備

施策の方向

高齢化の進展等に伴い、施設等の利用希望者が増加しています。

施設サービス等の量的確保や質的向上に向けて、多様な事業者の参入を促進するため、支援策の充実を図ります。

計画事業

単位：千円

2-2-4-4	建設	地域密着型サービスの基盤整備
【事業内容】介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域での生活を維持することを目的として、民間事業者が整備する地域密着型サービスの基盤整備や、介護予防拠点等に係る基盤整備に対し助成を行い、整備の促進を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 4施設 ・小規模多機能型居宅介護 2施設 ・認知症高齢者グループホーム防火対策 7施設 ・夜間対応型訪問介護 1施設 ・認知症対応型通所介護 1施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 11ユニット ・小規模多機能型居宅介護 5施設
事業費	418,137	627,250

2-2-4-5	建設	高齢者福祉基盤等整備費助成事業
【事業内容】社会福祉法人等が、区内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の高齢者施設を整備する際に、その費用の一部を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・推進

2-2-4-6	建設	保健所、健康相談所、保健福祉センターの再構築
【事業内容】長崎健康相談所を池袋保健所に統合し、平和小学校跡地の（仮称）西部地域複合施設に保健所の健康づくり支援機能のスペースを確保する。長崎健康相談所の跡地については、社会福祉法人等への貸付けにより、小規模特別養護老人ホーム等の整備を図る。また、西部保健福祉センターは、同複合施設に移転する。現在の西部保健福祉センターの施設は、引き続き区の事務所として活用する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・推進		・推進

5. 生活困窮者等への自立支援の強化

施策の方向

近年、若年層の生活保護受給者が増加するなど生活困窮者等への自立支援が大きな課題となっています。

支援を必要とする人が安心して地域生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用とあわせ、支援策の充実を図ります。

計画事業

単位：千円

2-2-5-1	貢献	奨学基金援護事業	
【事業内容】生活保護世帯で高等学校等へ入・在学する生徒及び児童扶養手当受給者のうち、住民税非課税世帯で高等学校等へ入学する生徒に対し、修学に要する費用の一部として奨学金を支給する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
支給対象者 ・生活保護受給世帯入学者 51人 ・児童扶養手当受給非課税世帯入学者 255人 ・生活保護受給世帯在学者 77人		支給対象者 ・生活保護受給世帯入学者 50人 ・児童扶養手当受給非課税世帯入学者 315人 ・生活保護受給世帯在学者 85人	
事業費	17,670		20,880

2-2-5-2	貢献	路上生活者応急援護事業	
【事業内容】路上生活者の応急援護等を目的に、区内関係諸機関の協力を得て、合同パトロールや特別対策（街頭相談）等を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・合同パトロール実施回数 50回 ・特別対策実施回数 10回 ・緊急一時保護センター入所受付 57回		・合同パトロール実施回数 50回 ・特別対策実施回数 10回 ・緊急一時保護センター入所受付 60回	
事業費	17,538		20,940

2-2-5-3	基幹	被保護者自立支援事業	
【事業内容】生活保護受給者の自立を目的として、稼働能力を有する受給者への就労に関する支援や精神疾患のある受給者及び路上生活をしてきた受給者並びに高齢の受給者が地域の中で安定した生活を営むことができるように各種の支援を行うとともに、求職活動や社会参加活動に要する経費の一部を支給する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・就労支援 延 1,400人 ・居宅安定化支援 延 200人 ・元路上生活者支援 延 400人 ・自立促進 延 1,685件 ・被保護者あんしん支援 延 2,700人 ・就労意欲喚起 延 1,350人	
事業費			441,255

2-2-5-4	貢献	高次脳機能障害者支援対策事業	
【事業内容】高次脳機能障害者・家族・支援者を対象に専門相談や講演会等の開催による支援を行うとともに、関係機関の連絡会を開催し、連携を強化する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・相談件数 延 550 件	
事業費			7,260

2-3 健康

現状と課題

日本人の平均寿命は、昭和59年（1984年）から今日まで、世界一の水準を示しています。特に、女性については、平成21年（2009年）では86.44歳（男性は79.59歳）と2位との差がますます開きつつあり、人類としての寿命の到達目標とさえみなされています。

健康で自立した生活を送ることができる年数のことを「健康寿命」と言いますが、平成14年（2004年）のWHO（世界保健機関）の調査によると日本人の男性の健康寿命は72.3歳、女性の健康寿命は77.7歳でともに世界一となっています。平均寿命と健康寿命の差は、7～9歳ほどありますが、この差を短くすることが、豊かでより充実した人生を送ることになります。

このように、日本人の平均寿命が延伸する一方で、がん、心臓病、脳卒中といった疾患が、死因の大きな割合を占めるとともに、高血圧や糖尿病などの疾患によって治療を受けている人の数も増えています。さらに、寝たきりや認知症などの要介護状態になる人の増加が著しい状況にあります。

区民の主要死因をみても、がん、心疾患、脳血管疾患となっており、これら生活習慣病といわれるものが全体の56.3%を越えており、特に壮年期の死亡の大きな原因となっています。

これらの病気や状態は、食生活、運動（身体活動）、たばこ、アルコール、休養など、一人ひとりの日常生活のあり方に大きく関係しています。そのため、一次予防に重点を置いた地域保健・医療対策の推進が課題となっています。

国においては第三次国民健康づくり対策として、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を平成12年（2000年）3月に定め、その後、健康増進法を平成14年（2002年）に公布しました。

豊島区では、平成17年に「豊島区健康推進プラン21」を策定し、平成21年（2009年）5月には、このプランを見直し、「豊島区健康プラン」を策定しました。このプランは、健康危機に関する内容を新たに加え、あらゆる世代の区民の健康づくりと健康確保を目的とした健康施策全般の行動計画と位置付け、がん対策や健康センター構想の検討など、区民と行政、関係機関、関係団体などが連携して、「支え合い、はぐくむ健康なまちづくり」「安心して安全に暮らす環境づくり」を目指すものです。

高齢化、少子化が進む中で、生涯を通じた健康づくりは、区民一人ひとりの大きな課題です。区民が「自らの健康は自ら守りつくる」という自覚を持ち、積極的に健康づくりに取り組めるよう、区は健康増進に関する正しい知識の普及や情報提供、健康づくり自主グループへの支援、個人の健康度に応じた健康増進メニューの提供など、身近なところで健康づくりが行えるよう支援する必要があります。

地域保健分野においては、家族構成や生活習慣、ライフスタイル、社会経済状況の変化により、母子保健、精神障害、難病、HIV感染など多様な課題を抱えています。

特に、出産・育児をめぐる状況の変化は、不慮の事故のほか、虐待に見られる親と子の心の問題を引き起こしており、さらには自殺者が全国で年間3万人を超え、思春期の引きこもりや働き盛りの年代の精神疾患とともに、深刻な社会問題となっています。こうした課題に対して、効果的な相談や支援、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

また、生活習慣やライフスタイルの変化を踏まえ、健康不安の解消を図り、健康を維持しながら地域の中で安心して暮らしていけるように、画一的に提供されるサービスから多様なニーズに応じ、予防からケアまでを包含するきめ細やかなサービスの提供が求められています。これらを踏まえ、生活者の立場を重視した地域の保健医療対策を進める必要があります。

そのほか、10代、20代の年齢層の中心とした麻疹の大流行、新型インフルエンザの世界的規模の流行など、従来のマニュアルでは対応が困難で、早急な対応が必要な事例が発生しています。従来の食中毒、感染症などとともに、これらのことを生命と健康の安全を脅かす健康危機として捉え、発生の予防や、被害の拡大防止などを図るため、健康危機管理体制を整備する必要があります。

政策の概要

メタボリックシンドローム対策や生活習慣病の早期発見・早期治療などの二次予防に加えて、生活習慣を見直し、生涯にわたって健康を増進して、疾病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。また多様化する新たな保健課題や健康危機管理へ対応するために関係機関と連携強化を図ります。

成果指標

指標名		現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	運動習慣のある人の割合	男性 20.5% 女性 17.2% (平成19年度)	男性 25.0% 女性 20.0%
2	三大生活習慣病による死亡率	56.2%	→ 増加を抑制
3	特定健診の結果メタボリックシンドローム基準に該当する人の割合	27.2%	25.0%
4	がん検診の受診率	8.3%	22.5% (50%)

【説明】

- 「区民健康意識調査」において、一日30分以上、週2回以上の運動を1年以上持続していると回答した人の割合。
- 区民の死亡原因のうち三大生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）による死亡率の割合。
- 特定健診(国民健康保険)の結果メタボリックシンドローム基準に該当する人の割合。(平成20年度開始)
- 区が実施する胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検診受診率の平均。カッコ内は、推計により職場検診、個人検診を加味したがん検診受診率の平均

1. 健康づくりの推進

施策の方向

区民一人ひとりがメタボリックシンドロームや生活習慣病などにならないよう、またたとえ病気や加齢による障害があったとしても、できる限り病気や加齢による障害が進行しないように、各人が個性や能力に応じた日頃からの健康づくりが重要です。

こうした個人の力と併せて区や関係団体、地域が区民の主体的な健康づくりを支援し、すべての区民が健康で心豊かに暮らせる健康なまちの実現を目指します。

計画事業

単位：千円

2-3-1-1	貢献	成人保健対策：健康教育事業	
【事業内容】生活習慣病等を予防し、健康を維持増進するための健康教育等を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・メタボ予防教室 40回 ・出張健康教室 24回		・メタボ予防教室 15回	
事業費	7,875		4,100

2-3-1-6	貢献	女性のしなやか健康づくり	
【事業内容】女性のライフステージに合わせた、健康づくりの実践教室・骨太健診を実施し、女性の生涯にわたった健康づくり、またひいては家族の健康づくりを推進する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・骨密度測定・教室（18～20 延11コース46回） （21～22 延14会場34回）		・女性の骨太健診 3,000人 ・骨密度測定・教室 10コース80回	
事業費	5,096		8,615

2-3-1-9	貢献	食育の推進	
【事業内容】食育基本法・次世代育成支援対策推進法に基づき、食に関する体験活動の推進や適切な知識の啓発など、区民参加により食育運動の推進を図っていく。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・食育コンクール 5回 ・食育講習会 15回 ・栄養講習会 150回 ・離乳食講習会 42回	
事業費			13,375

2-3-1-11	基幹	特定健診・特定保健指導事業	
【事業内容】豊島区国民健康保険の加入の40歳以上の方に対し健康診査を実施する。健診の結果、メタボリックシンドロームに該当または予備群の方に対し、特定保健指導を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・健診受診者 148,500人 ・保健指導利用者 9,278人	
事業費			2,277,271

2-3-1-13	貢献	生活習慣病予防健診事業
【事業内容】30・35歳の男性の区民を対象に、生活習慣病の健診を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・健診受診者 1,200人
事業費		33,920

2-3-1-14	基幹	介護老人施設入所者健康診査事業
【事業内容】介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入所する区民に対し健診を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・健診受診者 3,325人
事業費		39,450

2-3-1-16	貢献	健康チャレンジ！事業
【事業内容】区民が気軽に健康づくりに加入できるように、ポイント制の健康事業を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・カード取得者 1,500人 ・抽選会参加者 300人
事業費		2,925

2-3-1-20	基幹	緊急肝炎ウイルス検査事業
【事業内容】20歳以上の肝炎検査を受けていない方に対し肝炎検査を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・検査受診者 12,260人
事業費		106,510

2-3-1-21	基幹	健康プラン推進事業
【事業内容】健康プラン推進会議を開催し、プラン改定及び評価の実施を含めた進捗管理に取り組む。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・会議開催 15回
事業費		1,215

2-3-1-新	新規	福祉健康診査
【事業内容】40歳以上の生活保護受給者・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付金受給者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		受診人数 3,255人

2. がん対策の推進 重点施策

📌 施策の方向

区民の死亡原因の第一位ががんである現状をふまえ、がん予防・がんに関する知識の普及啓発、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の受診勧奨、またがん患者及び家族への支援等の総合的ながん対策の推進による健康で安心なまちづくりを目指します。

📌 計画事業

単位：千円

2-3-2-1	基幹	がん検診事業
【事業内容】胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの検診を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・検診受診者 243,520人
事業費		1,976,965

2-3-2-2	基幹	がん対策推進事業
【事業内容】がん対策推進条例及びがん対策推進計画に基づき、がんの予防・普及啓発、がん検診受診の推進、がん患者と家族の支援等の総合的ながん対策を推進していく。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・会議開催 10回
事業費		932

2-3-2-新	新規	子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業
【事業内容】ヒトパピローマウイルスによる子宮頸がんを予防するため、中学1年生の女子に対してワクチン接種助成を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・ワクチン接種件数 6,300件

2-3-2-新	新規	がん対策基金関連事業
【事業内容】区民ががんに関する正しい知識、意識を持つことやがん検診受診率向上のための普及啓発を行うとともに、普及啓発に活用するためのがん対策基金を創設する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・普及啓発講演会 5回 ・チャリティイベント 5回 ・寄付募集

3. 多様化する保健課題への対応

施策の方向

メタボリックシンドロームの予防や女性特有の健康問題をはじめとし、母子を取り巻く厳しい育児環境から発生する育児不安やアレルギー性疾患の増加・様々なストレスの増加に伴う心の健康問題・減少しない自殺者など健康を取り巻く問題は複雑化かつ多様化しています。

成人保健・精神保健・母子保健・歯科保健・公害保健など新たな健康課題に即応した保健施策を推進します。

計画事業

単位：千円

2-3-3-1	貢献	障害者等歯科診療事業	
【事業内容】一般の歯科診療では十分な歯科診療を受けることが困難な寝たきり高齢者及び障害者の歯科診療を行う。21～23年度に歯科診療機器3台を順次更新する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・診療実績 4,938人		・診療人数（障害者・高齢者） 5,800人 ・訪問歯科衛生指導 19,500人	
事業費	198,007		190,830

2-3-3-2	基幹	精神保健対策：相談事業	
【事業内容】精神的に課題を抱えている方に対するの専門医等による相談及び保健師による随時の相談、訪問指導を実施する。嗜癖相談、講演会等も併せて実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・相談 146回 ・講演会 59回		・相談 150回 ・講演会 30回	
事業費	12,661		14,935

2-3-3-3	基幹	妊産婦健康診査事業	
【事業内容】妊娠中の計14回の健診及び超音波検査1回の費用助成を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・受診件数 66,704件 ・超音波受診件数 5,638件 ・里帰り妊婦健診 8,023件		・妊婦健診 130,000件 ・超音波検査 10,000件 ・里帰り助成 15,000件	
事業費	494,993		811,715

2-3-3-4	基幹	乳幼児健康診査事業
【事業内容】3～4ヶ月、6ヶ月及び9ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児を対象に健診を実施する。健診時には、歯科、保健指導、栄養指導も併せて実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健診受診者数 8,275人 ・1歳6か月児健診受診者数 6,229人 ・3歳児健診受診者数 6,239人 		<ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健診 9,664件 ・1.6歳児健診 6,875件 ・3歳児健診 7,150件
事業費	225,099	249,165

2-3-3-5	貢献	母子保健対策：相談事業
【事業内容】区の施設等を会場として保健指導及び栄養指導を実施する。また、乳幼児健診において経過観察が必要とされた乳幼児に対して、経過観察健診を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・出張健康相談 373回 ・母乳教室 105回 ・経過観察健診 60回 		<ul style="list-style-type: none"> ・出張健康相談 320回 ・母乳教室 120回 ・経過観察健診 60回
事業費	8,798	10,650

2-3-3-6	貢献	こんにちは赤ちゃん事業
【事業内容】生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師や助産師が訪問し、育児支援を行い、子育て情報を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・訪問件数 8,000件
事業費		51,695

2-3-3-12	貢献	歯周疾患検診事業
【事業内容】「80歳で20本以上の自分の歯をもつこと」を目標に、40・50・60・70・75・80歳に歯周疾患検診を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		受診者数 8,620人
事業費		62,865

4. 健康危機管理

施策の方向

区民の生命と健康の安全を脅かす健康危機発生に備え、感染症発生時対応・多剤耐性結核の問題・HIV感染者の増加、医薬品医療機器等の安全・食中毒や健康食品等の食品安全・飲料水の安全などの問題への対応、さらに重大な健康危機として、災害や生物テロ・新型インフルエンザ等への対応が求められています。

安全な生活環境の確保と予防接種等の健康対策を推進するとともに、健康危機発生の予防や被害の拡大防止・被害者の心のケア等のために迅速に対応できるよう関係機関との連携の下に健康危機管理体制を整備します。

計画事業

単位：千円

2-3-4-1	貢献	感染症及びエイズ対策事業	
【事業内容】性感染症の蔓延防止を目的として、HIV抗体検査や、エイズ知ろう館を拠点に性感染症予防の普及啓発活動を行う。また、区内で感染症が発生した場合には感染源の究明、患者への衛生指導等の蔓延防止措置を講ずる。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生件数（18年度 1525件） ・HIV抗体検査（18～21年度 1951件 19～22年度 58回） ・肝炎（19～21年度 438件 19～22年度 48回） 		<ul style="list-style-type: none"> ・HIV検査 60回 ・肝炎検査 60回 	
事業費	20,163		24,820

2-3-4-2	基幹	結核予防事業	
【事業内容】感染症防止・感染源調査・再発防止に向けて、これまでの療養支援、医療費公費負担等に加え、保健所を中心とした患者管理の充実と治療完了率の向上に取り組む。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・路上生活者健診 10回 552人 ・日本語学校健診 12,963 ・服薬支援 739 		<ul style="list-style-type: none"> ・路上生活者健診 10回 ・日本語学校健診 延 15,000人 ・服薬支援 延 700人 	
事業費	47,331		64,845

2-3-4-3	基幹	医務・薬事事務	
【事業内容】良質な医療及び安全な医薬品の提供を行うため、法令に基づき医療機関及び薬局等に立入調査等の指導監督を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導数 2,021件 		<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導数 1,750件 	
事業費	5,643		7,300

2-3-4-4	基幹	環境衛生関係事業
【事業内容】環境衛生関係施設に対して、法令に基づき水質検査・環境測定及び監視指導を行う。また、室内環境・飲用水の安全について区民、事業者に対し情報並びに検査機会を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導数 10,287件 ・有料検査数 5,134件 		<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導数 8,500件 ・有料検査数 5,000件
事業費	25,827	40,000

2-3-4-5	基幹	食品衛生関係事業
【事業内容】法の規定により毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき食品等事業者に対して、監視指導、食品の検査、衛生講習会を実施する。特に食中毒、苦情の発生時には、営業停止処分、改善指導など必要な措置を行なう。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導数 133,676件 ・収去検査数 3,158件 ・講演会 332回 		<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導数 135,000件 ・収去検体数 3,000件 ・講習会回数 310回
事業費	79,322	220,000

2-3-4-6	貢献	食の安全推進事業
【事業内容】消費者の衛生意識・知識の向上を図るため講演会、街頭相談、パネル・ポスターの展示等のイベントを実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・講習会回数 90回
事業費		1,300

2-3-4-7	貢献	人と動物の共生事業
【事業内容】動物の不適切な飼養や飼い主のいない猫の増加による生活環境の悪化を改善するため、不妊去勢手術の助成を含め、「地域猫活動」の普及・支援を推進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・不妊去勢手術費助成 2,850件
事業費		12,000

2-3-4-9	基幹	新型インフルエンザ対策事業
【事業内容】豊島区新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、訓練等を実施して関連機関との連携の充実、強化を図り、備蓄を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・対策訓練 5回 ・医療資器材の備蓄
事業費		1,805

2-3-4-10	貢献	高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業	
【事業内容】肺炎が要因で死亡するリスクの高い75歳以上の高齢者に対し、ワクチン接種助成を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・ワクチン接種件数 29,440件	
事業費		132,914	

2-3-4-新	新規	小児用肺炎球菌ワクチン接種助成事業	
【事業内容】肺炎球菌の感染による細菌性髄膜炎での乳幼児の死亡、重症化を防止するため、小児用肺炎球菌ワクチン（任意）の接種助成を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・ワクチン接種件数 23,100件	

5. 地域医療の充実

施策の方向

高齢化、核家族化の進展や疾病構造の変化等により、救急医療の需要は増加傾向にあり、小児救急をはじめ救急医療体制の充実が課題となっています。

子どもから高齢者まで、誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を受けられる体制づくりを推進するとともに、都と医療関係機関と連携して患者中心の医療を実現します。

また、区民が誰でも安心して在宅で医療を受けることができるよう、医療・介護・看護が連携した体制づくりを推進します。

計画事業

単位：千円

2-3-5-1	基幹	休日診療・夜間小児初期診療事業	
【事業内容】休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)に、池袋・長崎休日診療所等で、内科、小児科、歯科の休日診療を行うとともに、平日準夜間に都立大塚病院で小児(15歳以下)を対象とした診療を行う。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
・受診者数 43,875人		・受診者数 47,500人	
事業費	299,717		347,125

2-3-5-2	基幹	在宅医療推進関係事業	
【事業内容】患者が安心して在宅で医療を受けられるための医療・介護・福祉の連携体制の仕組みづくりを行う。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
		・在宅医療推進会議開催 12回	
事業費			24,592

3

子どもを共に育むまち

3-1 子どもの権利保障

3-1-1 子どもの権利の確立

3-1-2 安全な生活の保障

3-1-3 遊びと交流の保障

3-2 子育て環境の充実

3-2-1 総合相談体制の推進

3-2-2 子育て支援サービスの充実

3-2-3 サービス提供システムの整備

3-3 幼児教育

3-3-1 幼児教育の振興

3-4 学校における教育

3-4-1 「生きる力」を育む教育の推進

3-4-2 魅力ある学校づくり

3-4-3 教育環境の整備

3-4-4 安全・安心な学校づくり

3-5 地域における教育

3-5-1 家庭教育の支援

3-5-2 学校、家庭及び地域の連携協力

3-1 子どもの権利保障

現状と課題

日本社会の少子高齢化は、日本人の平均寿命の伸びと相まって着実に進行しています。日本の総人口は平成20年には減少局面に入り、少子高齢化の進行は今後とも続いて行くものと予想されます。しかし、合計特殊出生率についてみると、国や地方公共団体の少子化への積極的な取り組みもあり、平成16年に全国1.29、東京都1.01、豊島区0.76であったものが、平成21年には、全国1.37、東京都1.12、豊島区0.88となっており、本計画の前期計画期間内においてもわずかながら回復してきています。

国は、少子化のための対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」を策定し、全国の自治体に次世代育成支援のための行動計画策定を義務付けて、働き方の見直しを含めた総合的な子育て支援施策を推進してきました。平成22年には、基本法に基づいて「子ども・子育てビジョン」を策定し、仕事と家庭を両立できる職場環境の実現を目指して施策を推進するとともに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討を始めています。

豊島区は、平成17年に「豊島区子どもプランー次世代育成支援行動計画ー」を策定し、子育て支援のための総合的な施策の推進を図っています。子どもプランでは「子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいいきと自分らしく育つ」という目標を掲げています。子どもの健やかな育ちを、子どもの人としての権利を保障する面からと、社会性や健全なコミュニケーションの能力を育ていけるような環境整備の面から、それぞれ施策を掲げて取り組んできました。

平成18年3月には「豊島区子どもの権利に関する条例」を策定し、区としての基本的な考え方や施策の方向を示すとともに、子どもの虐待の早期発見、迅速な対応や発生防止について、関係機関の連携協力体制の強化や権利擁護委員の設置などにより施策の充実強化を図っています。全国的に増加傾向にある子どもの虐待については、東京都など関係機関との連携をより強固にして対応を充実させていくとともに、今後は発生を防止するための諸施策に重点を移していきます。

子どもたちが安心していいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流等が図られる場として、小学生のための子どもスキップを、平成22年度現在、22小学校区のうち17小学校区まで整備し、小学生が放課後の時間を、学校施設を活用して有意義に過ごしています。中高生については、中高生センター「ジャンプ東池袋」の整備により、自主活動やボランティア活動、サークル活動など学校以外のステージでも様々な分野で活発な活動を繰り広げています。今後とも、子どもスキップや中高生センターの計画目標達成に向けて着実に推進していきます。

| 政策の概要

児童虐待やいじめなどに対し、子ども自身や子育てに不安を感じている親が、安心して相談や救済を求めることができる体制の整備や、子どもの自主性・主体性を育む交流・活動の場を整備し、すべての子どもが人として尊ばれ、いきいきと自分らしく育つことができるよう、施策を展開していきます。

| 成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	マルトリートメントに関する通報・相談件数	560件	→
2	子どもスキップ開設数	15か所	22か所

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 マルトリートメント（大人からの不適切な関わり）に関する通報・相談件数。
- 2 「子どもスキップ」…届け出をして参加する学校施設を活用した、学童クラブ機能もある小学生のための放課後対策事業。

1. 子どもの権利の確立

施策の方向

「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図りながら、子どもの健やかな発達・成長を支援するよう、施策を推進していきます。

計画事業

単位：千円

3-1-1-1	基幹	子どもの権利推進事業	
【事業内容】「子どもの権利に関する条例」のリーフレット等を作成し、条例の趣旨普及に努めるとともに、条例に基づく子ども月間事業を地域との協働により進める。また、虐待やいじめに関する啓発活動を実施し、区民対象の講演会を開催する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・区民講演会参加者数 延 300 人		・区民講演会参加者数 延 500 人	
事業費	10,349		11,955

3-1-1-2	基幹	子どもの権利擁護センター（仮称）の設置	
【事業内容】虐待やいじめなど、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センター（仮称）を設置し、子どもの権利侵害を予防、救済する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・設置の検討		・設置の検討	
事業費	0		0

3-1-1-3	基幹	「子どもプラン」の推進事業	
【事業内容】後期子どもプラン計画事業の実施状況を区民に公表する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・「子どもプラン」実施状況の公表（毎年）	
事業費			535

3-1-1-4	基幹	青少年問題協議会運営	
【事業内容】青少年問題協議会に専門委員会を設置し、子どもプラン後期事業計画の重点推進事業を調査、審議、評価することにより、子どもプランの進捗状況を管理する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・協議会 延 10 回 ・協議会専門委員会 延 15 回	
事業費			4,730

2. 安全な生活の保障 重点施策

📌 施策の方向

いじめや虐待が大きな社会問題となっています。悩みをもつ子どもや、子育てに不安を感じている親が気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守るサポートシステムを構築します。

📌 計画事業

単位：千円

3-1-2-1	基幹	子ども虐待防止ネットワーク事業
【事業内容】児童虐待に関する関係機関相互の連携を進め、早期発見及び発生防止のために、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」として位置付けた「豊島区子ども虐待防止連絡会議」を開催し、対応を協議する。また、児童虐待に関し区民への普及啓発活動を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議 延5回 ・専門部会 延24回 ・個別検討会 延981回 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議 延5回 ・専門部会 延20回
事業費	2,426	1,925
3-1-2-2	基幹	児童虐待防止に向けた見守り・支援
【事業内容】東部子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告に対し、子どもの権利擁護委員の専門的な助言を得ながら対応するとともに、関係機関と連携しながら要支援家庭の見守りと支援を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
(前期事業量削減)		<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 延3,000件 ・個別検討会 延1,150回
事業費	(削減)	7,875
3-1-2-3	基幹	親の子育て力向上支援事業 再掲 3-2-1-12
【事業内容】子どもの発達や養育に関して不安感を抱いている保護者が意見を交換しあい、自分たちの力で問題を解決していくプログラム（ノーパディーズパーフェクトプログラム）及び、より良い親子関係づくりを進めるとともに、子どもの好ましい行動の増加を目指すためのプログラム（ペアレントトレーニング）を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
(前期事業量削減)		<ul style="list-style-type: none"> ・ノーパディーズパーフェクトプログラム実施回数延15クール(90回) ・ペアレントトレーニング実施回数 延5クール(40回)
事業費	(削減)	4,670
3-1-2-4	基幹	子育て訪問相談事業 再掲 3-2-1-7
【事業内容】子育てについての相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問して相談に応じる。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
(前期事業量削減)		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問家庭数 延500世帯 ・訪問件数 延900件 ・連携事業数 延100事業
事業費	(削減)	5,255

3. 遊びと交流の保障

施策の方向

少子化や子どもの生活スタイルの変化により、放課後や学校が休みの日などに、子ども同士で遊んだり交流する機会が少なくなっています。

こういった中で、小学生・中高生等が安心していきいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流等ができるよう、子どもの居場所や活動の場を整備します。

計画事業

単位：千円

3-1-3-1	基幹	子どもスキップ事業
【事業内容】小学校の教室や校庭、体育館を活用し、学童クラブの機能を維持した全児童（小学生）のための放課後対策として、安全で安心な「子ども同士の遊び場」を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・17小学校区で実施 ・学童指導員数 延258人		・22小学校区で実施 ・学童指導員数 延378人
事業費	1,219,123	1,846,865

3-1-3-2	貢献	池袋本町プレーパーク事業
【事業内容】子どもたちが主体的に自由に遊び、遊びの楽しさ・多様性、創造性を学ぶことのできるプレーパーク事業を実施する団体に補助金を交付し、活動を支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・参加者数 延23,905人		・参加者数 延14,100人（23～25年度）
事業費	12,237	8,157

3-1-3-4	建設	子どもスキップの施設改修
【事業内容】子どもスキップで使用する小学校の教室等や近隣施設の改修を行い、必要となる物品等を整備する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・新規開設 延8施設		・新規開設 延5施設
事業費	329,203	320,240

3-1-3-6	基幹	中高生センター運営事業
【事業内容】中高生の居場所、活動・交流の場、社会参加を支援する場を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・利用者数 延140,000人（東西中高生センター合計）
事業費		99,074

3-1-3-7	建設	中高生センターの整備（西部地区施設）
【事業内容】区内2か所目の中高生センターを西部地区に設置する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・西部地区1ヵ所開設 （利用状況等を検証しながら今後の配置について検討）
事業費		95,422

3-2 子育て環境の充実

| 現状と課題

合計特殊出生率が若干ながらも回復するとともに、子育て世帯等の人口流入が続いていることから、豊島区の0～14歳人口は増加傾向にあります。これらが総人口に占める割合は、依然低い水準にあります。また、都市化の進んだ豊島区は、核家族の占める割合が大きく、社会動態としての人口の流入も大きいことから近隣関係の希薄化が課題となっています。こうした社会環境のもとでは、子育てについての多様な情報が届かず、保護者の孤立感や負担感が高まり、虐待や子どもの発達への課題につながっていく危険性も潜んでいます。だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育ての喜びを感じることができる環境を整えていくために、多様なきめ細かい子育て支援のためのサービスを充実させていくと同時に、そうした情報を的確に提供していくことが大切になります。

こうした視点から、多様な保育需要に応じて、これまで一時保育や病後児保育、休日保育など様々な保育サービスや、子ども家庭支援センターの諸事業、ファミリー・サポート・センター事業や産後サポーター事業などの子育て支援施策を充実させてきました。今後は、育児支援ヘルパー派遣や子育て訪問相談事業など、より積極的に子育て家庭に働きかけていく施策の展開を充実させていくことが重点課題になっています。

また、公立主体の保育から、多様な主体による保育サービスへの展開を目指して、区立保育所も7園の民営化・委託化を進めました。現在では民間事業者がそれぞれ特色をもった保育を展開しています。実施結果を検証しながら今後とも民営化の手法を効果的に活用していく必要があります。

この間、社会経済状況の悪化等を反映して急激に保育需要が拡大したことから、保育の待機児童数も急増しており、その解消が大きな課題となっています。そのため、認証保育所や保育ママを機動的、積極的に活用するほか、児童受入れ枠拡大のための認可保育所の改築・改修を着実に進めて、待機児童の速やかな解消を図っていく必要があります。

| 政策の概要

安心して子どもを産み育て、家庭や地域で「子育ての喜び」を実感できるよう、多様な子育て支援サービスの展開や、子育てしやすい生活環境の整備を進めていきます。

| 成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	子ども家庭支援センター総利用者数	73,041人	75,000人
2	ファミリー・サポート・センター援助会員活動件数	7,972件	9,500件

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 子育てに関する総合的な相談機能を担う「子ども家庭支援センター」（東西2か所）の総利用者数。
- 2 「子育ての手助けをしてほしい区民」（利用会員）と「子育ての手助けができる区民」（援助会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」の援助会員の活動件数。
※援助活動内容…保育施設の保育開始前または保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの子どもの送迎、学校放課後の子どもの預かり等。

1. 総合相談体制の推進

施策の方向

子育てに関する相談内容が多様化・複雑化するとともに、相談件数も増加してきています。だれもが安心して子育てができるよう、相談体制や保護者に対する支援・情報提供機能を強化し、関係機関のネットワークを充実させていきます。

計画事業

単位：千円

3-2-1-1	基幹	子ども家庭女性総合相談事業
【事業内容】配偶者による暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるよう支援する。母子・寡婦、売春を行う恐れのある女性等及び要保護児童に対し、他機関との連携のもとに相談指導・援助を行い、安全かつ安定した生活が送れる状態にする。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・相談件数 延 30,733 件 ・保護件数 延 473 件		・相談件数 延 30,000 件 ・保護件数 延 500 件
事業費	10,823	11,150

3-2-1-2	基幹	緊急一時保護宿泊費助成事業
【事業内容】配偶者等からの暴力により緊急に保護を必要とする母子等をホテル等に宿泊させ、一時的に保護する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・保護人数 延 43 人		・保護人数 延 90 人
事業費	592	1,165

3-2-1-3	基幹	私立母子生活支援施設委託及び助成事業
【事業内容】18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活や経済上の問題を抱え子どもの養育が十分できない場合に、母子を入所させて自立を支援する母子生活支援施設に対し費用を払うとともに、施設の一室を提供して、夫等の暴力から避難するため緊急に保護を必要とする母子及び女性を一時保護する。また、ひとり親家庭の抱えている様々な心の問題について臨床心理の専門的な立場から相談に応じ、問題解決の支援を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・保護人数 延 56 人 ・保護日数 延 87 日 ・専門相談件数 延 2,008 件		・緊急一時保護人数 延 80 人 ・保護世帯数 延 1,020 世帯 ・専門相談件数 延 2,000 件
事業費	419,789	402,055

3-2-1-4	基幹	子ども家庭支援センター事業
【事業内容】すべての子どもとその家族が地域の中で健康で楽しく生活することができるよう、相談等のサービスを通して支援するとともに、センターを拠点として区と区民が協働して子育て支援活動を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・相談人数 延 20,150 人 ・遊び広場利用者数 延 25,2580 人 ・地域組織化参加者数 延 52,175 人		・相談人数 延 21,300 人 ・遊び広場利用者数 延 240,000 人 ・地域組織化参加者数 延 55,000 人
事業費	210,483	239,695

3-2-1-5	貢献	障害児相談事業
【事業内容】主に「障害児入所審査会」の決定を受けて保育園や学童クラブに入所した子どもに対し、巡回による相談・指導を行うことにより、発達を支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・巡回相談回数 延1,760回 ・センターでの相談回数 延391回		・巡回相談回数 延1,825回 ・センターでの相談回数 延450回
事業費	25,118	25,375

3-2-1-7	基幹	再掲 子育て訪問相談事業 3-1-2-4
【事業内容】子育てについての相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問して相談に応じる。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
(前期事業量削減のため斜線表示)		・訪問家庭数 延500世帯 ・訪問件数 延900件 ・連携事業数 延100事業
事業費		5,255

3-2-1-8	建設	「愛の家ファミリーホーム・愛の家保育園」の建替え支援
【事業内容】社会福祉法人「愛の家」が運営する「愛の家ファミリーホーム」「愛の家保育園」(合築)の老朽化による建替えに対し、仮施設用地の提供と整備経費の一部補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・補助件数 1件		・補助件数 1件
事業費	27,149	99,892

3-2-1-12	基幹	再掲 親の子育て力向上支援事業 3-1-2-3
【事業内容】子どもの発達や養育に関して不安感を抱いている保護者が意見交換しあい、自分たちの力で問題を解決していくプログラム（ノーパディーズパーフェクトプログラム）及び、より良い親子関係づくりを進めるとともに、子どもの好ましい行動の増加を目指すためのプログラム（ペアレントトレーニング）を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
(前期事業量削減のため斜線表示)		・ノーパディーズパーフェクトプログラム実施回数 延15クール(90回) ・ペアレントトレーニング実施回数 延5クール(40回)
事業費		4,670

3-2-1-14	基幹	母子及び女性に対する貸付・就労支援事業
【事業内容】母子家庭の経済的自立の援助と生活意欲を助長するための各種資金貸付、就労を支援するための給付金支給及び、配偶者のいない女性又は女性の扶養する子の経済的自立のための各種資金貸付を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・母子福祉資金貸付件数 延378件 ・女性自立援助資金貸付件数 延29件 ・母子家庭自立支援給付金支給件数 延18件		・母子福祉資金貸付件数 延400件 ・女性自立援助資金貸付件数 延15件 ・母子家庭自立支援給付金支給件数 延25件
事業費	29,653	45,540

2. 子育て支援サービスの充実 重点施策

➤ 施策の方向

仕事と子育ての両立を支援する観点から、子育て支援サービスの充実が求められています。また、子育てに不安や悩みを抱え、孤立化する保護者への支援策も急務となっています。

家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て家庭の交流を促進していきます。

➤ 計画事業

単位：千円

3-2-2-1	基幹	認可保育所の運営・助成
【事業内容】保育に欠ける児童を保育し、児童福祉の増進、子育て支援に資する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
区内認可保育所数 33園（公立24園 私立9園）		区内認可保育所数 34園 ※平成24年度中 認可保育所1園開設予定
事業費	10,889,577	13,968,620

3-2-2-2	基幹	ひとり親家庭医療費助成事業
【事業内容】ひとり親家庭等の保護者及び児童を対象に医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・対象者数 延 10,497人 ・援助事業派遣件数 延 366件		・対象者数 延 8,075人
事業費	337,200	303,025

3-2-2-4	基幹	一時保育事業
【事業内容】保護者の傷病、出産、冠婚葬祭等の事由により、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消すること等を目的として、保育に欠ける乳幼児を対象に一時的に保育を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・実施箇所数 5カ所 ・定数 35人		・利用者数（子ども家庭支援センター2カ所） 延 22,500人 ・利用者数（私立保育園3園） 延 9,000人 ・私立保育園助成（3園）
事業費	44,086	57,795

3-2-2-5	基幹	ショートステイ事業
【事業内容】保護者自身の疾病・ケガ・出産や入院中の家族の介護等により、一時的に家庭において児童を養育する者がいない場合に、宿泊を伴う児童の養育を児童養護施設及び区内受託家庭において実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・利用件数 延 23件 ・利用泊数 延 114泊		・利用泊数 延 225泊
事業費	8,070	9,670

3-2-2-6	基幹	病後児保育事業
【事業内容】区内の認可保育園に通園している子どもまたは区内在住で区外の認可保育園に通園している子どもを対象として、病気回復期にあり、集団保育が困難な期間について保育を行う事業を2か所（18年度1か所、20年度1か所）で実施し、仕事と子育てが両立できる子育て支援制度の充実を図る。平成21年度より、区内在住で区内外の認証保育所利用者及び区内の保育ママ利用者も対象としている。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・保育所併設型（委託） 1園 ・診療所併設型（委託） 1か所		・保育所併設型（委託） 1園 ・診療所併設型（委託） 1か所
事業費	55,302	74,695

3-2-2-7	基幹	休日保育事業
【事業内容】就労形態の多様化に伴い、休日勤務がある保護者の保育ニーズに対応するため、区内の認可保育園に通園している子どもまたは区内在住で区外の認可保育園に通園している子どもを対象として、休日保育事業を1か所で開催する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・休日保育実施助成 1園（私立保育園）		・休日保育実施助成 1園（私立保育園）
事業費	14,039	15,885

3-2-2-9	貢献	保育ママ事業
【事業内容】区が認定した経験豊かな保育者が、自宅または区指定の場所で生後6週間以上3歳未満の乳幼児を預かり、家庭的な雰囲気の中で保育する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・自宅型児童定員 延 112人 ・施設提供型児童定員 延 105人 ・施設提供型児童定員（拡充分） 延 50人
		事業費

3-2-2-17	貢献	短期特例保育
【事業内容】保護者が病気等の緊急な理由で一時的に家庭での保育ができないときに保育園で子どもを預かる。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・利用人数 延 85人 ・利用日数 延 1,020人
		事業費

3-2-2-18	貢献	産後サポーター事業
【事業内容】出産後産院から自宅に戻った翌日から1ヵ月以内の昼間家族・親族等からの援助が得られない母親と家族に対し、区民の有償ボランティアである「産後サポーター」を派遣し、家事や育児の援助及び子育て等の相談を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・サポーター登録者数 延 453人 ・利用者数 延 156人		・サポーター登録者数 延 475人
事業費	536	670

3-2-2-19	貢献	育児支援ヘルパー事業
<p>【事業内容】少子化・核家族化の進行が著しい中、養育不安の訴えや児童虐待が増加している。こうした状況を改善するため、出産前後から概ね2歳までの子どもがいる養育支援が必要な家庭を訪問し、相談のうえヘルパーを派遣し、育児・家事等の支援を行う。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣回数 延1,150回 		<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣回数 延1,500回 ・ヘルパー総派遣時間数 延4,000時間 ・訪問相談件数 延550件
事業費	16,332	23,410

3-2-2-20	基幹	発達支援事業
<p>【事業内容】西部子ども家庭支援センターにおいて、乳幼児の発達上の相談に応じるとともに、発達を促すための療育プログラムと専門家による個別指導を実施する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・親子通所グループ出席者数 延8,000人 ・単独通所グループ出席者数 延7,500人 ・個別相談人数 延7,500人
事業費		105,790

3-2-2-21	基幹	ファミリー・サポート・センター事業
<p>【事業内容】生後43日以上小学校修了までの子どもを持つ保護者で子育ての援助を必要とする者（利用会員）と、子育ての援助ができる者（援助会員）の登録による会員制のボランティア組織を運営する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・活動件数 延48,340件 		<ul style="list-style-type: none"> ・活動件数 延47,500件
事業費	52,571	54,015

3-2-2-新	新規	認証保育所保育料負担軽減補助事業
<p>【事業内容】認証保育所利用者で、認可保育所に入園申し込みをしているが入園できない区民を対象に、認可保育所と認証保育所との保育料差額に応じて一定額を補助する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 延12,000件

3-2-2-新	新規	保育ママ保育料負担軽減補助事業
<p>【事業内容】保育ママ利用者のうち、生活保護受給世帯、区民税・所得税非課税世帯を対象に補助金を交付する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・交付世帯数 延20世帯

3. サービス提供システムの整備

施策の方向

子育てに関する区民ニーズの多様化に対応して、多様な担い手との協働体制を強め、保育サービスの量的拡充と質の向上に取り組みながら、充実した子育て支援サービスを提供していきます。

計画事業

単位：千円

3-2-3-2	基幹	認証保育所運営費等補助事業
【事業内容】区内認証保育所及び区民が通園する管外認証保育所に対する運営費、並びに認証保育所第三者評価に係る経費に対して補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・助成園数 4園		・助成園数 8園 （待機児童対策〔増設〕4園）
事業費	616,307	1,488,555

3-2-3-5	建設	保育所の民営化
【事業内容】区立保育所と私立保育所の役割分担を明確にしつつ、区立保育所28園のうち、当面約10年間で現在の半数程度について、民営化を進める。民営化にあたっては、必要な施設改修を行うこととする。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・民営化及び委託化 7園 ・民営化等に伴う改修 5園		・民営化及びそれに伴う改修 1～2園
事業費	368,891	339,700

3-2-3-8	建設	区立保育園の改築・改修
【事業内容】老朽化のすすんだ園舎を計画的に改築・改修し、併せて定員を見直し待機児童対策とする。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・実施園数 延17園 （待機児童対策〔改築・改修〕7園）
事業費		1,778,407

3-2-3-新	建設	私立保育所の建替え支援
【事業内容】私立認可保育所である「しいの実保育園」並びに「みのり保育園」の老朽化による建替えに対し、整備経費の一部補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・補助件数 2件

3-3 幼児教育

現状と課題

少子化・核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化は、家庭や地域の教育力の低下を招き、幼児を取り巻く環境に様々な影響を与えています。平成18年12月に改正された教育基本法では、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置付けられ、平成19年6月に改正された学校教育法では、幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であると明示されるなど、幼児教育の重要性はますます高まっています。本区ではこうした状況を踏まえ、平成21年度に、「豊島区教育ビジョン 2010—豊島区教育振興基本計画—」や次世代育成支援行動計画「豊島区子どもプラン」の後期計画を策定しました。これらの計画を着実に推進して、本区に住むすべての幼児が、将来にわたり一人の個性ある人間として充実した人生が送れるように「生きる力」の基礎を培う幼児教育を実施していく必要があります。とりわけ、学びや発達の連続性、小学校との接続を考慮した幼児教育は重要な課題であり、幼・保・小・中連携プログラムの研究・実践の場として幼保一体化施設の導入、多様な保護者ニーズを踏まえた子育て支援の充実など、私立・区立、幼稚園・保育園の垣根を越えた取り組みを図っていかなければなりません。こうした重要な課題を抱えながら、本区の幼児教育を支えている施設については、平成22年度現在、幼稚園が区立3園、私立16園、保育園は区立21園、公設民営園3園、私立9園、認証保育所4園の体制となっています。なかでも、区内幼稚園児の9割は私立幼稚園に在籍しており、区立と私立の保護者負担の適正化や幼児教育のさらなる充実のための連携・協力体制の構築が求められています。

政策の概要

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭と幼稚園・保育園等が十分な連携を図り、地域の協力を得て、幼児の望ましい発達を促していく教育環境を整備します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	3歳児の私立幼稚園就園率	75.5%	78.0%
2	4・5歳児の私立・区立幼稚園就園率	91.6%	93.0%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 3歳児のうち、保育所入所者を除き、私立幼稚園（区内・区外）に就園している子どもの割合。
 - 4・5歳児のうち、保育所入所者を除き、私立幼稚園（区内・区外）または区立幼稚園に就園している子どもの割合。
- ※1、2とも保育所入所者は認可園のみの数。また、区立幼稚園は4・5歳児の2年保育。

1. 幼児教育の振興

施策の方向

「生きる力」の芽生えを築き、その後の学校教育の基礎が培われるよう幼稚園における教育活動及び教育環境の充実を図るとともに、保護者のニーズや社会の変化を的確に捉え、子育てを支える施設として、家庭における幼児期の教育の支援など、子育て支援事業の積極的な提供を推進していきます。

計画事業

単位：千円

3-3-1-1	基幹	私立幼稚園児保護者援助事業	
【事業内容】私立幼稚園児保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間格差の是正を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・就園奨励費対象 延 4,320 人 ・園児保護者補助対象 延 10,200 人 ・負担軽減補助対象 延 5,080 人 ・入園児補助対象 延 2,800 人 		<ul style="list-style-type: none"> ・就園奨励費対象 延 4,450 人 ・園児保護者補助対象 延 10,400 人 ・負担軽減補助対象 延 5,250 人 ・入園児補助対象 延 2,900 人 	
事業費		1,152,702	1,325,320

3-3-1-2	基幹	区立幼稚園特別支援事業	
【事業内容】区立幼稚園において、教育委員会が日常的に介助を要すると判断した園児が在籍している場合、原則として1学級に1名を限度に臨時指導員を配置し、当該園児の指導を行うことにより園児が充実した園生活を送れるようにするとともに、園を、より円滑に運営することを目的とする。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・指導員 8名 ・心理相談員 年12回 		<ul style="list-style-type: none"> ・指導員 8名 ・心理相談員 年12回 	
事業費		35,238	35,238

3-3-1-3	基幹	私立幼稚園教育環境整備費補助事業	
【事業内容】私立幼稚園の経営安定と教育環境の充実、特別支援教育条件の維持向上を図るために補助金を交付する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・私立幼稚園定員数に対する充足率67.3%（21年度）		・私立幼稚園定員数に対する充足率73%	
事業費		265,687	364,960

3-3-1-5	貢献	幼小連携施設の検討	
【事業内容】幼保一元化に関する国や都等の動向を踏まえ、幼稚園教育の向上を目指しながら、給食サービスや長時間保育も取り入れた幼保一体化施設の導入及び区立小学校等との併設を検討する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・認定子ども園設置の課題について検討		・幼保一体化施設、幼小連携施設の検討	
事業費		-	-

3-3-1-6	貢献	区立幼稚園児道徳性育成事業	
【事業内容】幼児一人一人が望ましい方向に向かって発達できる環境づくりや遊びを通しての総合的な指導により、幼稚園教育要領に則った「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度を育てる教育を推進する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・道徳性育成指導員 3名	
事業費			50,260

3-3-1-新	新規	区立幼稚園の預かり保育事業	
<p>【事業内容】幼児教育の充実や保護者の多様なニーズに応えるため「預かり保育」を実施します。実施にあたっては、指導計画を作成し、通常の教育時間の活動との整合を図りながら、専任の指導員が特色ある魅力的なプログラムを提供する。</p>			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・試行実施 3園	

政策 3-4

3-4 学校における教育

現状と課題

少子化や国際化、高度情報化、グローバル化の進展、長引く景気の低迷など、社会・経済の変動は、学校教育や子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を与えています。こうした時代の変化に主体的に対応し、日本と豊島区の未来を担う人間を育成するためには、一人一人の子どもの知・徳・体の調和的な成長を促し、「生きる力」を育む学校教育を充実する必要があります。そのため、区立小・中学校では、区独自の学力調査による授業改善や教育研究を進めると同時に、ICT機器を効果的に活用した分かりやすい授業や、きめ細かな学習指導・生活指導を通して、学力の向上と学習意欲の増進を図っています。また、道徳授業地区公開講座や様々な体験活動等で心を育てるとともに、家庭と連携した効果的な体力づくり・健康な体づくりを進め、家庭・地域と連携して児童・生徒一人一人の健やかな成長を促しています。今後もこうした学校教育の充実を図りつつ、「区立小・中学校改築計画」に基づく校舎等の改築、情報環境や学校図書館の整備・充実など新たな課題へも対応し、安全・安心で活力と魅力にあふれた学校づくりを目指していく必要があります。また、学校、家庭、地域、行政が連携・協力し、教育・子育てに取り組んでいく体制づくりをなお一層推進する必要があります。

政策の概要

将来の社会を担う大切な子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学校教育の根幹である教師力を向上させ、知識基盤社会に生きる子どもたちの知・徳・体を育む質の高い教育環境を整備します。

成果指標

指標名		現状 (平成21年度)		後期目標 (平成27年度)	
1	区学力調査で目標値を達成する児童・生徒の割合	国語読解力 小学校 66.6% 中学校 61.3%	算数・数学思考力 小学校 72.3% 中学校 65.5%	国語読解力 小学校 85.0% 中学校 80.0%	算数・数学思考力 小学校 85.0% 中学校 70.0%
2	読書が好きな児童・生徒の割合	小学校 80.3% 中学校 78.1%		小学校 85.0% 中学校 80.0%	
3	学校アンケートで学校施設や通学路が安全であるとする保護者の割合			60.0%	
4	児童・生徒の体力・運動能力調査で8種目のうち都の平均を上回る割合	小学校 58.3% 中学校 41.7%		すべての種目において都平均値を上回る(100%)	

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 区で実施する「学力調査」において、目標とする得点を達成できる児童・生徒の割合。
- 2 区で実施する「学習スキル調査」において、「読書が大好き」「読書が好き」と回答する児童・生徒の割合。
- 3 「豊島区立小・中学校児童・生徒の体力・運動能力調査(報告)」より、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン(中学校は持久走)・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げ(中学校はハンドボール投げ)の8種目について、学年別・男女別・種目別に東京都の平均値と比較し上回っている種目の割合。

1. 「生きる力」を育む教育の推進 重点施策

┃ 施策の方向

児童・生徒の学ぶ意欲を高め、知識・技能の習得・活用・探究型の学習、道徳教育や様々な体験活動、運動・食事、規則正しい生活習慣・学習習慣の定着等を推進します。そうした取り組みにより、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」を調和的にはぐくみ、「生きる力」の育成を図ります。

┃ 計画事業

単位：千円

3-4-1-4	基幹	特別支援教育推進事業
【事業内容】障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに、よりの確に対応するために、これまでの取り組みを検証し、相談体制、指導内容・指導方法のさらなる充実に努めるとともに、人的・物的支援等も含めた整備を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育 全校実施 ・特別支援学級数 30 学級 ・巡回指導員 5 人 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育 全校実施 ・特別支援学級数 増設 ・巡回指導員 増員
事業費	159,336	256,315

3-4-1-7	基幹	「確かな学力」育成事業
【事業内容】これからの知識基盤社会や、ますます国際化が進展する社会を生きる人材を育成するために、知識・技能の習得・活用・探究型の学習、教科等を横断して課題を発見・解決する活動を推進するとともに、自ら学ぶ意欲や生涯にわたり学ぶ態度の育成を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・臨時、非常勤教科指導員派遣 延べ28人 ・区独自学力調査対象拡大 小学校3年～6年 中学校1年～3年 ・英語教育推進 小学校・中学校31校 ・水曜トライアルスクール講師 17名 ・みらいチャレンジスクール推進校 26校・園 ・理科教育 整備校数 小学校3校・中学校2校 ・「豊島の教育」の発行 800部 		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時、非常勤教科指導員派遣 継続 ・区独自学力調査 小学校3年～6年 中学校1年～3年 ・読書フェスタ開催回数 年1回 ・英語教育推進 小学校・中学校31校
事業費	456,355	422,730

3-4-1-9	基幹	「豊かな人間性」育成事業
【事業内容】自分を取り巻く他者との豊かな人間関係を築き、国際化する社会の中で活躍する「グローバル」な資質を備えた人材を育成するために、道徳教育や人権教育を充実するとともに、様々な体験活動や伝統・文化を尊重する教育を推進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・公開講座開催数 年32回 ・スクールカウンセラー派遣 週1回 ・移動教室参加人数 小学校3,618名 中学校1,807名 ・小・中連携数 3校 ・NPO法人派遣学校数 10校 ・邦楽鑑賞教室参加小学校数 23校 		<ul style="list-style-type: none"> ・公開講座開催数 全校実施 ・スクールカウンセラー派遣 週1回 ・連合行事・邦楽鑑賞 小学校・中学校 全校実施 ・移動教室等体験学習 小学校・中学校 全校実施
事業費	705,018	753,486

3-4-1-10	基幹	「健やかな心と体」育成事業	
【事業内容】心身ともに健全な発達を促し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、明るく楽しい生活を営む態度を育てるために、体力の向上、体育・健康教育の充実、食育の推進を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 健康、体力維持推進 外部指導員 延 907 名 部活動推進 指導員派遣回数 1,926 回 		<ul style="list-style-type: none"> 体力、運動能力テスト実施校数 全校実施 外部指導員派遣数 年 2,000 回 	
事業費		59,282	227,810

2. 魅力ある学校づくり

施策の方向

学校運営や教育活動の公開を推進し、学校運営連絡協議会の開催、保護者アンケートの実施等により地域・保護者の学校教育への参画を促します。また、地域の特性や児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。さらに、意図的・計画的な人材育成により、学校教育の根幹である教師力の向上を図ります。

計画事業

単位：千円

3-4-2-1	基幹	「次世代文化の担い手」育成事業	
【事業内容】文化芸術関係のNPO法人等から、希望する区立小・中学校、幼稚園に芸術家を派遣し、創造力や表現力、コミュニケーション能力の育成を図る。あわせて、地域の伝統文化を体験する活動等、特色ある学校づくりを進める。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> NPO 法人派遣校数 10 校(園) 		<ul style="list-style-type: none"> NPO 法人派遣校数 10 校(園) 日本の伝統文化理解教育実施校 3 校 	
事業費		11,245	13,050

3-4-2-4	基幹	魅力ある授業づくり事業	
【事業内容】子どもや地域の実態に応じて、学力や体力の向上等の教育課題について、各小・中学校、幼稚園が特色と魅力のある学校づくりを展開するための「みらいチャレンジスクール支援事業」や英語・数学等の検定合格を目指す「水曜トライアルスクール」を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> みらいチャレンジスクール推進校 26 校(園) 水曜トライアルスクール実施中学校 8 校 		<ul style="list-style-type: none"> みらいチャレンジスクール推進校 26 校(園) 水曜トライアルスクール実施中学校 8 校 	
事業費		30,523	38,440

3-4-2-12	基幹	「教育都市としま」を担う人材育成事業	
【事業内容】子どもや保護者・地域との信頼関係を築き、高い授業力を発揮できる教員を育成するために、授業研究・教材研究の活動を推進するとともに、研修・OJTの充実を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 校内研究実施校 全校実施 教員研修実施 教育研究会研究活動 幼稚園・小学校・中学校 	
事業費			35,272

3-4-1-新	新規	がんに関する教育の推進
<p>【事業内容】児童・生徒が、生涯を通して健康な生活を送ることができるよう、日本人の二人に一人が「がん」に罹患する現状を踏まえ、正しい知識の普及・生活習慣の改善による予防・検診などによる早期発見の大切さなど、「がんに関する教育」を推進する。 また、学校保健委員会等との連携、教員研修の実施、保護者・地域への情報発信により、地域ぐるみの意識向上に努める。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・研修 年2回 ・教材の開発、リーフレットの作成・配付

3-4-1-新	新規	都市型環境教育推進事業
<p>【事業内容】持続可能な社会の構築を目指し、環境保全のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成するために、区独自の環境教育プログラムを活用した環境学習を推進するとともに、施設・運営・教育の総合的な観点で日本一の高密都市における都市型環境教育を実践する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育モデルプラン「できることからはじめよう」、「としま緑の環境教育」を活用した系統的、計画的な環境教育 全校実施

3-4-2-15	基幹	教育委員会運営事業
<p>【事業内容】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二条に基づき教育委員会を設置し、教育の機会均等、水準の維持向上及び本区の実情に応じた教育の振興を推進する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会開催 年28回
事業費		67,455

3-4-2-16	基幹	学校運営連絡協議会事業
<p>【事業内容】地域に開かれた学校運営を推進するとともに、校長及び園長の経営方針に基づいた学校支援の在り方を協議するために、区立幼稚園及び小・中学校に、地域の代表者等を構成員とする学校運営連絡協議会を設置する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営連絡協議会 31校 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営連絡協議会 各校・園 年3回
事業費	-	-

3-4-2-17	貢献	教育に関する事務の点検・評価委員会運営
<p>【事業内容】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十七条に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し公表する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・点検・評価委員会開催 年6回
事業費		1,965

3-4-2-18	貢献	小規模校支援事業
【事業内容】少子化等により小規模化する学校の教育活動を支援するために、きめ細かな指導や地域との一体感、異学年交流などを推進するとともに、情報環境整備の優先的実施や、特色ある教育活動などの支援を行い、小規模校ならではの魅力をさらに発展させる。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・授業づくり支援員派遣 4校
事業費		52,223

3. 教育環境の整備

施策の方向

子どもたちの知的好奇心や探究心を育み、知・徳・体の調和的な成長を促す教育活動を展開するために、学校図書館、学校情報環境等を整備するとともに、老朽化した校舎の計画的な改築、エコスクール化など教育環境を整備・充実します。

計画事業

単位：千円

3-4-3-2	建設	エコスクール化事業 再掲 5-1-1-17
【事業内容】施設・運営・教育の3つの視点から児童・生徒の環境に対する意識を高めるために、学校施設の改修・改築時に施設・設備のエコスクール化を推進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・改修工事 17校		・校庭芝生化、太陽光発電の導入、ビオトープの設置、各種省エネルギー設備の導入を含む大規模改修
事業費	3,888,749	3,145,574

3-4-3-4	建設	学校改築計画推進事業
【事業内容】老朽化した学校の改築を計画的に進めるため、「小・中学校改築計画」を推進する。また、計画の第一次改訂を行う。改訂にあたっては、児童・生徒・保護者・地域住民等と一体となって、安全・快適で新しい時代の教育に相応しい学校施設を構築するとともに、必要な財源の確保に努める。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・目白小学校、西池袋中学校		・目白小学校、池袋第三小学校、西池袋中学校、池袋中学校
事業費	1,685,407	9,620,816

3-4-3-7	貢献	ICT環境整備・活用事業
【事業内容】児童・生徒の興味・関心を高め、「楽しい授業・わかる授業」を実践するために、デジタルテレビ、実物投影機、電子黒板等を整備し、ICT機器を活用した教員の指導力を向上し、児童・生徒が参加する授業づくりを進める。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・普通教室 電子黒板整備率 100% ・校内LANの無線化
事業費		830,285

3-4-3-新	新規	特別教室等の冷房化
【事業内容】冷房機未設置の特別教室（少人数学習指導教室、管理諸室を含む）に冷房機を整備する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・小、中学校 16校

3-4-3-新	新規	学校図書館整備・充実事業
【事業内容】調べる学習・探究型の学習の推進に対応する学校図書館を整備するために、蔵書を大幅に更新するとともにデータベース化する。また、学校図書館司書を配置し図書館を活用した学習活動や読書活動を活発化する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・図書標準達成率 100% ・司書配置 31校

4. 安全・安心な学校づくり

➤ 施策の方向

災害・犯罪・学校内外の事故などあらゆる場面を想定し、学校・家庭・地域が一体となった安全・安心の活動を展開するとともに、セーフコミュニティの視点に立った対策にも取り組み、学校内・外の安全体制の確立に努めます。

➤ 計画事業

単位：千円

3-4-4-3	基幹	安全教育の充実
【事業内容】セーフティ教室、薬物乱用防止教室、携帯電話の使用に関する指導等、児童・生徒の安全教育を推進する。また、学校における指導内容を保護者・地域にも公表し意識啓発を進め、地域ぐるみで安全対策の向上に努める。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・安全教育実施校 31校
事業費		1,060

3-4-4-4	基幹	学校施設の安全管理 再掲 6-5-1-7
【事業内容】児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校時の安全誘導、学校施設の警備、設備の保守・点検等、日常的な安全体制を確立する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・児童通学安全誘導 23校 58カ所 ・通学路等のパトロール 8校 ・防犯ブザー貸与 1,400個 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童通学安全誘導 60カ所 ・通学路等のパトロール 15校 ・警備委託 31校
事業費	196,981	413,472

3-4-4-新	新規	インターナショナルセーフスクールの認証取得事業
<p>【事業内容】安心・安全な学校づくりを推進するために、WHOインターナショナルセーフスクールの認証取得を目指す。(WHOインターナショナルセーフスクールは、学校の安全推進のために、児童・生徒、教職員、保護者及び地域の人々が一体となって継続的・組織的な取り組みを展開している学校を認証する制度) 実施校として区立朋有小学校を指定し、安全教育プログラムの作成・地域と連携した安全指導の推進等、これまでの取り組みをさらに発展させ、認証の取得を目指すとともに、その成果を他校に還元する。</p>		
前期事業量 (18~22)		後期事業量 (23~27)
		<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得 1校 ・普及・啓発

3-5 地域における教育


✚ 現状と課題

子どもは、家庭をはじめ、学校や地域社会とのつながりを通して、さまざまな経験を積み重ねて成長していきます。学校週5日制の実施に伴い、子どもの学校外での活動や学習の機会は増大しましたが、必ずしも、家庭での親子のふれあい、地域のおとなと子どもの交流や活動の活性化に繋がっているとは言えない状況です。また、地域では、従来から町会、青少年育成団体などで、子ども対象の行事等を実施してきていますが、それぞれに構成員の減少、高齢化などの問題を抱え、既存の枠組みの中での活動に不安な地域もある状況です。さらに、保護者の多くは、少子化や核家族化、都市化が進行する中で育ってきた「モデルなき世代」であるために、子育ての不安や悩みを抱えながら相談する相手がなく孤立する状況も生まれています。家庭、地域、教育・福祉機関、行政の協力体制は徐々に整備されつつありますが、なお一層の連携による見守り・支援が必要です。このような課題に対し、今後、家庭と連携した子どもたちの生活習慣の確立や土曜日の有効活用、学校施設を活用した子どもたちの体験活動や交流活動をさらに充実する必要があります。また、活動を展開する際には、子どもの主体性が発揮されるような工夫を施し、地域の一員としての自覚がもてるよう働きかけるとともに、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めなければなりません。

✚ 政策の概要

子どもの教育についての第一義的な責任は家庭にあることを踏まえ、家庭がその本来の役割と責任を果たすことができるよう、家庭における教育を支援していく体制をつくとともに、子どもの成長過程を家庭・地域・学校が一体となって見守り、子どもたちの地域活動への参加や地域における交流の促進を図っていきます。

✚ 成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	子どもの視点を重視した青少年育成委員の活動(研修の参加者)	188人	200人
2	保護者や地域住民と連携した学校づくりが行われていると考える区民の割合	13.8% (平成22年度)	

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 子どもの視点を重視した育成に関する研修に参加する青少年育成委員数。
- 2 「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合。

1. 家庭教育の支援

施策の方向

身近な子育てモデルを持たず、また子育ての相談をする相手もない親世代や、経済性・効率性が優先される社会で、時間や心のゆとりを持って子どもと向き合うことが困難となっている家庭の増加等に対応するため、地域の協力を得て、家庭教育に関する啓発を進め、共通理解や協同化を促進します。

計画事業

単位：千円

3-5-1-2	基幹	家庭教育推進事業	
<p>【事業内容】家庭の教育力の低下が指摘される中、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を通じ、家庭教育の重要性を啓発する。 各小学校 PTA 会長から推薦を受け、一年間活動し、学習発表会を開催する（家庭教育推進員）。 子どもの年齢により、違う課題や関心に合わせたテーマで講座を開催する（家庭教育学級）。 小中学校 PTA が企画運営する講座を支援する（家庭教育講座）。</p>			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育推進員活動 年 10 回 ・家庭教育学級実施数 延 72 講座 ・家庭教育講座実施校 延 66 校 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育推進員活動 年 10 回 ・家庭教育学級実施数 延 90 講座 ・家庭教育講座実施校 延 73 校 	
事業費	6,309		7,690

3-5-1-4	基幹	教育相談等充実事業 再掲 4-1-1-2	
<p>【事業内容】一人一人の子どもが個人として尊重され、よりよい生活を実現できるようにするために、子どもや保護者の相談を受け、適切なアドバイスや環境改善に向けた提案を行う。また、日本語指導を必要とする児童・生徒に対し、日本語学習支援を行うとともに、幼稚園・学校に通訳派遣を行う。</p>			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・要請件数 44 件 対象児童・生徒数 44 名 ・派遣時間 1,143 時間 		<ul style="list-style-type: none"> ・要請への的確な対応 	
事業費	15,909		49,815

3-5-1-5	基幹	家庭教育支援ネットワーク事業	
<p>【事業内容】子育ての悩みや、学校、幼稚園・保育園や地域における子どもの実態などについて、保護者・教員・地域住民による情報交換、学習の場を設ける。</p>			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 育成活動 年 2 回 ・タウンミーティング 延 10 回 		<ul style="list-style-type: none"> ・学習講演会開催 各校 1 回 ・PTA 育成活動 年 2 回 ・タウンミーティング 年 3 回 	
事業費	2,956		4,514

2. 学校、家庭及び地域の連携協力 重点施策

✚ 施策の方向

地域住民の多くが子育て・子育てへの関心や理解を深め、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協力し、子どもたちの規範意識や地域社会の一員としての自覚を育てていけるよう、PTA、青少年健全育成団体、大学、NPOなどとも連携しながら、地域の教育力によって様々な課題の解決を図ります。

✚ 計画事業

単位：千円

3-5-2-2	基幹	青少年育成委員会運営
【事業内容】区内で青少年健全育成活動を行う青少年育成委員会に補助金を交付し、青少年健全育成活動を支援するとともに、育成委員を対象とした研修会を実施し、育成委員の資質向上を図る。また、地区青少年育成委員会相互の連携を強め、青少年健全育成活動をより効果的に進めることを目的とした、青少年育成委員会連合会に補助金を交付し、活動を支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・研修会参加者数 延 855 人		・研修会参加者数 延 990 人
事業費	34,059	34,915
3-5-2-3	基幹	子育て人材開発支援事業
【事業内容】地域の子育て支援活動に必要な知識・技術を備えた人材を育成する。また「子ども講座」を開講する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・利用者数 延 100 人
事業費		650
3-5-2-4	基幹	地域・大学連携事業
【事業内容】区立小・中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業や特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化する。また、教員を志望する学生を指導補助者として受入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・参加大学数 7校 ・スクールスタッフ派遣回数 150回 ・地域人材活用の推進
事業費		4,655
3-5-2-5	貢献	放課後子ども教室事業
【事業内容】放課後における子どもの安全・安心な活動拠点である「子どもスキップ」の実施校において、各地域のコーディネーターとの連携、登録ボランティアの協力のもとに、子どもたちに学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・開設学校数 17校		・開設学校数 22校
事業費	31,304	47,070

3-5-2-6	貢献	学校開放事業	
【事業内容】子どもたちの身近で安全な遊び場として、また、地域住民の生涯学習、スポーツ・レクリエーションの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・小学校開放 23校 ・中学校開放 8校		・小学校開放 23校 ・中学校開放 8校	
事業費		210,924	207,530

3-5-2-新	新規	子ども地域活動支援事業	
【事業内容】子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・地域活動内容の検討および実施 随時 ・参加児童数 延100人	

4

多様性を尊重し合えるまち

4-1 多文化共生の推進

4-1-1 多文化共生の推進

4-2 平和と人権の尊重

4-2-1 平和と人権の尊重

4-3 男女共同参画社会の実現

4-3-1 男女共同参画社会の条件整備

4-1 多文化共生の推進

現状と課題

1980年代以降、経済活動の進展や平成2年（1990年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」改定が行われるなど、政府の方針が外国人の受け入れ拡大にシフトするという状況の中で、区内で暮らす外国人数は今後も増加することが予想されます。

豊島区の特徴は国籍別では中国籍の登録者が圧倒的に多く、80年代半ばまでは、中国籍の登録者は韓国又は北朝鮮籍の登録者とほぼ同程度でありましたが、80年代後半のいわゆるバブル景気の時期に急増し、現在まで圧倒的多数を占めています。

また、全国的には、平成2年（1990年）の入管法改正により南米諸国籍の日系三世の登録者が急増し、外国人登録者の少なからぬ割合を占めていますが、豊島区においてこうした傾向はほとんどみられません。一方、80年代まではほとんど見られなかったミャンマー国籍の登録者が90年代初頭に急増し、以後800～900人の水準で安定的に推移しています。また、ネパール国籍とベトナム国籍の登録者についても、90年代後半までほとんど見られませんでした。2000年代に入ってからここ数年で急激に増加してきています。

これらの外国人住民を取り巻く課題としては、まず言語の問題があります。日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じており、文化や習慣等のちがいに起因する生活上の困難も大きいものがあります。さらに、行政や地域にかかわる情報や知識が不足していることから、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多いようです。さらに地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくありません。以上のように、外国人住民の増加に伴い、行政が直面するニーズは多様化しており、これまでの施策では十分とはいえない状況にあるといえます。

今後は外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参加を図る仕組みを構築することが重要であり、新しい地域社会のあり方として、国籍や民族のちがいを超えた「多文化共生」のまちづくりを進める必要性が増しています。

政策の概要

人種・国籍を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	地域で外国人との交流があると考えている区民の割合	4.3% (平成22年度)	➔

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合

1. 多文化共生の推進

施策の方向

豊島区は、外国人登録者が人口の7.1%（平成22年1月1日現在）を占めるなど、多くの外国人が暮らしています。人種や国籍などを問わず、共に暮らす区民として、共に地域を創っていくための環境を整備します。

計画事業

単位：千円

4-1-1-1	基幹	外国語ボランティア事業	
【事業概要】外国語の堪能な区民等をボランティアとして登録し、通訳や翻訳が必要な公的な行事、事業が行われる際に、派遣する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・通訳派遣 延 233 件 ・翻訳派遣 延 96 件		・通訳派遣 延 220 件 ・翻訳派遣 延 200 件	
事業費		798	1,100

4-1-1-2	基幹	再掲 教育相談等充実事業 3-5-1-4	
【事業内容】一人一人の子どもが個人として尊重され、よりよい生活を実現できるようにするために、子どもや保護者の相談を受け、適切なアドバイスや環境改善に向けた提案を行う。また、日本語指導を必要とする児童・生徒に対し、日本語学習支援を行うとともに、幼稚園・学校に通訳派遣を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・要請件数 44 件 ・対象児童、生徒数 44 名 ・派遣時間 1,143 時間		・要請への的確な対応	
事業費		15,909	49,815

4-1-1-3	基幹	再掲 地域防災組織育成運営事業 6-4-1-1	
【事業内容】災害時に地域における応急救助活動が円滑に行え、被害を最小限に食い止めることができるよう、防災関係機関等との協働のもと実践的な防災訓練の実施や補助を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・防災訓練実施 延 826 回 ・地域防災組織運営補助 延 648 団体		・防災訓練実施 延 845 回 ・地域防災組織運営補助 延 645 団体	
事業費		98,851	107,905

4-2 平和と人権の尊重

✚ 現状と課題

20世紀の日本は、多くの戦争を経験しました。豊島区も昭和19年から20年にかけて空襲を受け、区域の約7割が灰燼に化し、罹災者16万人余に及ぶという甚大な被害を蒙りました。

悲劇と破壊をもたらした苦い経験を二度と繰り返さないために、平和で豊かさを実感できる社会を希求し、豊島区は昭和57年7月に23区で初めて核兵器完全禁止・軍縮と全世界の非核化に向けて努力することを内容とする「非核都市宣言」を行いました。平成15年には非核平和の実現を祈り、長崎市から譲り受けた「被爆クスノキ2世」を中池袋公園に、広島市から譲り受けた「被爆アオギリ2世」を南池袋公園に植樹しました。

区では、これまで核実験の実施に対しその都度当事国に抗議を行ってきました。また、平成22年11月には、都市の連帯を通じて核兵器のない平和な世界を実現する目的で創設された「平和市長会議」に加盟し、世界各都市と連帯した核兵器廃絶の取り組みも強化しています。世界では未だに戦争、テロ、地域紛争などが続いており、日々ニュース映像として家庭に配信されています。さらに、映像メディアやゲームなどでも戦争が娯楽として日常社会に侵入してきており、「平和で暮らせること」の大切さについて、改めて啓発、教育していくことが必要になっています。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。昭和21年の日本国憲法制定以来、基本的人権を保障するための法整備や教育、差別をなくすための啓発活動などが行われてきました。国や地方自治体は、これまで同和問題をはじめ、障害者、外国人、ハンセン病やHIV感染者、アイヌ民族への差別や偏見などの問題をとりあげ、教育の場やマスコミ、企業などとも連携し、広く啓発活動を行うことで、一般市民の人権意識の向上に努めてきました。バブル景気とその後の平成不況、少子高齢化の進行など、急速に社会や環境が変化を続ける中、人々のライフスタイルは多様化してきており、また個人を尊重し、個性や自立性を重視する考え方も定着してきています。こうした中、一部には、自己の権利のみを主張し、他人の人権に配慮しないという誤った風潮が生まれ、その結果、児童虐待や高齢者への虐待、配偶者等による暴力、性同一性障害者への偏見、犯罪被害者や刑を終えて出所した人とその家族への偏見・嫌がらせなどの問題が、次々に表面化しています。差別と偏見のない社会を構築するためには、一人ひとりの意識に訴えかける地道な啓発活動が欠かせません。非核・平和の大切さを考えるパネル展等の開催や、法律・人権等に関する各種相談事業、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生などについて理解を深めるための「社会を明るくする運動」の実施などを通じて、行政のみならず、保護司会や青少年育成委員会などの関係機関や、企業、地域団体、NPOなども主体となり、あるいは相互に連携して啓発活動に取り組むことにより、人権尊重の意識を社会全体に浸透させていくことが重要です。

「平和と人権を尊重する思いやりのある社会」は、いつの時代でも全ての人が願い、享有すべき社会の在り方であり、豊島区はその実現に向け取り組みを推進する責務があります。

| 政策の概要

非核平和の大切さや人権問題についての正しい認識を普及させ、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。

| 成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	平和と人権を尊重する社会であると考えている区民の割合	15.6% (平成22年度)	→

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合

1. 平和と人権の尊重

施策の方向

平和・人権尊重・地方自治などについてのPRや催し、非核平和に関する一人ひとりの認識を深める記念事業を実施していきます。また、人権擁護委員等による相談事業や、人権週間を中心とした街頭啓発やパネル展・ビデオ上映会などにより、人権意識の啓発に努めていきます。

計画事業

単位：千円

4-2-1-1	基幹	憲法・非核平和・人権思想周知関係事業	
【事業内容】非核平和の大切さ、憲法の精神、人権問題についての正しい認識の普及を目的に、「平和と人権のパネル展」・周知用懸垂幕の掲出・核実験への抗議・人権啓発広報活動などを実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・パネル展開催 延 15 か所		・パネル展開催 延 15 か所	
事業費		1,921	2,820

4-2-1-2	貢献	法律・人権身の上・行政相談事業	
【事業内容】法律問題や人権侵害、官公庁の業務への不満で悩んでいる区民等に対し、問題解決に向けた助言を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・相談件数 6,524件		・相談件数 6,500件	
事業費		23,191	23,085

4-2-1-新	新規	非核都市宣言 30 周年記念事業	
【事業内容】昭和 57 年（1982 年）7 月 2 日に 23 区で初めて「非核都市宣言」を行った。平成 24 年（2012 年）宣言から 30 周年を迎えるのを機に、区民を含む内外に広く PR するとともに、非核平和に関する一人ひとりの認識を深める記念事業を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・記念講演の開催（平成 24 年度）	

4-3 男女共同参画社会の実現

現状と課題

女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、持続可能な活力あるまちを目指す豊島区の重要な課題です。

豊島区では昭和63年に計画期間10年の第一次行動計画（「豊島区婦人行動計画ーとしま150プラン」）を策定し、男女共同参画社会実現という新しい課題に向けた取り組みを開始しました。その後、平成13年に、第二次行動計画「としま男女共同参画推進プラン」を策定し、これらの行動計画に基づき、平成4年に、「男女平等推進センター（エポック10）」を開設、平成14年には、「男女共同参画都市」宣言を行い、翌15年には「男女共同参画推進条例」を制定、区民一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその人らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、区を挙げて取り組む決意を明らかにしました。

これまでの取り組みによって、家庭、職場、地域社会での男女共同参画意識は、着実に浸透してきているものの、今なお性別に起因する人権侵害や、固定的な役割分担意識、社会的慣行など多くの課題が残されており、引き続き家庭、学校、職場などあらゆる場における男女平等意識の啓発及び男女共同参画の視点に立った取り組みが必要です。また、少子高齢化やグローバル化が進む中、多様化する価値観やライフスタイルに適切に対応し、「活力と輝きに満ちたまち」を創造していくため、次のような課題に対し、さらなる取り組みを進めていく必要があります。


1. 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現への大きな妨げとなっています。「豊島区配偶者等暴力防止基本計画（仮称）」（計画期間：平成24年度～平成28年度）に基づき、配偶者等による暴力の根絶への取り組みを強化していく必要があります。
2. 男女がお互いの身体的特質を理解しあい、人権を尊重しながら、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提条件です。しかし、女性の健康に対する男女間の正確な知識・理解の欠如が障害となって女性の健康が脅かされている状況があります。このような課題に対し、生涯を通じた女性の健康を支援するための総合的な取り組みが必要です。
3. 性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、男女が互いに責任を分かち合うことが不可欠です。家庭生活においては、家族を構成する男女が家族の一員としての役割を果たすことが必要です。男女ともに仕事と育児・介護が両立できるような施策・環境整備等社会的支援が求められています。
4. 多くの女性がパートタイム、アルバイト、派遣社員等非正規雇用であり、採用・職域・昇進等の均等な機会と適正な処遇等の面で男女間の格差は依然として存在します。雇用の分野における男女共同参画の推進について事業者にも協力を要請していく必要があります。また、女性労働者の雇用に関する差別的取扱いの問題などの相談に適切に対応するために、内外の関係機関とネットワークを構築しつつ、支援体制を強化していく必要があります。
5. 女性の指導的地位に占める割合や意思決定過程への参画は、依然として極めて不十分な状況にあります。今後、公的分野・私的分野を問わずあらゆる分野における女性の参画を拡大する機会を整備していくことが必要です。

6. 男女共同参画が必ずしも十分に進んでこなかった理由として、男女共同参画は働く女性の支援という印象があり、あらゆる立場の人々にとって必要なものであるという認識が広まっていないことがあげられます。今後は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」などの施策と連携し、「男性にとっての男女共同参画」の視点や「子どもにとっての男女共同参画」の視点で取り組むことが求められています。

✚ 政策の概要

平成 14 年 2 月 15 日、区議会の全会一致決議に基づき、区民一人ひとりの人権が性別などの違いにかかわらず尊重され、その人らしく暮らしていけるまちを実現するために、豊島区は「男女共同参画都市宣言」を行いました。だれもが、家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。

✚ 成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	男女が共同で社会に参加できている区民の割合	20.5% (平成22年度)	
2	女性の就業率	31.7% (平成17年度)	38%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合
- 2 区内の15歳以上の女性に占める主に仕事に従事する人の割合。平成7年、12年の国勢調査ではほぼ横ばいで推移。

1. 男女共同参画社会の条件整備

施策の方向

あらゆる場における男女共同参画意識の普及・啓発や相談事業を実施するとともに、「豊島区配偶者等暴力防止基本計画（仮称）」に基づく配偶者等による暴力の根絶や、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意義・重要性についての理解を深めるための環境づくりなど、関連機関との連携を積極的に図りながら、男女共同参画社会の条件整備を推進します。

計画事業

単位：千円

4-3-1-1	基幹	男女共同参画啓発事業
【事業内容】制度・組織・慣行・社会規範などに残っている、性別による役割分担意識を解消するために、講座、講演会、啓発誌などにより啓発活動を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・講座等事業数 延100事業 ・啓発誌発行 延10回		・講座等事業数 延105事業 ・啓発誌発行 延10回
事業費	9,320	8,850

4-3-1-2	基幹	男女平等推進センター「エポック10」管理運営事業
【事業内容】センターの運営に利用者の意見を反映させるために設置した「運営委員会」に関する事務及び男女共同参画社会実現のための拠点施設の管理運営を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・開設日数 延1,462日		・開設日数 延1,460日
事業費	75,532	78,196

4-3-1-3	基幹	相談事業
【事業内容】一般相談：女性をとりまく様々な問題について相談を受け、自ら解決の道をさぐれるように、自立を支援する。専門相談：弁護士・医師・臨床心理士などが専門分野に関する相談（法律相談・こころ相談・からだ相談・DV相談）に応じる。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・一般相談 延1,402日 ・専門相談 延322回		・一般相談 延1,400日 ・専門相談 延360回
事業費	7,596	8,664

4-3-1-5	基幹	ワーク・ライフ・バランス推進事業
【事業内容】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意義・重要性を区民・事業者が理解し取り組むためにフォーラムを開催する。事例集の発行、推進企業認定制度の実施により区内企業の推進をバックアップする。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・フォーラムの開催 毎年1回 ・事例集の発行 毎年1回
事業費		2,140

4-3-1-6	基幹	男女共同参画推進プランと配偶者等による暴力防止基本計画の策定	
【事業内容】あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み込むための行動計画策定と、若年層の恋人間暴力(デートDV)防止の教育啓発を盛り込んだ「配偶者等暴力防止計画(仮称)」を策定する。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
		・計画策定(平成23年度)	
事業費			1,694

4-3-1-新	新規	住民意識調査	
【事業内容】男女共同参画社会に関する住民意識調査を隔年で実施する。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
		・調査(平成23年度より隔年実施) 延3回	

4-3-1-新	新規	第4次男女共同参画推進プランと第2次配偶者等暴力防止基本計画の策定	
【事業内容】第4次男女共同参画推進行動計画及び第2次配偶者等暴力防止基本計画を策定する。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
		・計画素案策定(平成27年度)	

5

みどりのネットワークを形成する環境のまち

5-1 みどりの創造と保全

5-1-1 みどりの拠点拡大

5-1-2 みどりのネットワーク

5-2 環境の保全

5-2-1 都市公害の防止

5-2-2 低炭素地域社会の実現

5-2-3 環境まちづくり

5-2-4 地域美化の推進

5-3 リサイクル・清掃事業の推進

5-3-1 3Rの推進

5-3-2 資源循環型清掃事業の推進

5-1 みどりの創造と保全

現状と課題

豊島区では、公園の整備や地域緑化、屋上緑化・壁面緑化や生物の生息空間（ビオトープ）の促進の方針となる「豊島区みどりと広場の基本計画」を平成13年3月に策定し、みどりを増やす取り組みを推進してきました。平成21年に実施したみどりの実態調査では、豊島区の緑被率は平成16年度に比べ0.5ポイント増の12.9%（23区で19番目）になりました。

「みどりと広場の拠点づくり」

豊島区の公園等の箇所数は158箇所ですが、大規模な国や都の公園がなく、工場跡地などのまとまった規模の敷地が少ないことから、西池袋公園（約8,700㎡）が最も大きな公園です。1km²あたりの公園箇所数は23区中第2位ですが、500㎡以下の小規模な公園等が半数を占めていることから、一人あたりの公園面積は0.71㎡と23区中最下位です。（23区平均3.0㎡）

本区の公園等は、箇所数としては充足をしていますが、祭りや地域活動の拠点となる5,000㎡以上の公園が不足しています。しかし、区財政に負担をかける新たな用地の購入が見込めないことから、その実現には、現在整備が進んでいる旧長崎中学校における（仮称）南長崎中央公園のような学校の跡地の活用を進めていく必要があります。また、既存の公園を魅力的にしていくりニューアルも必要です。

「身近なみどりと広場づくり」

不足している公共施設の緑化を図るために、平成21・22年に区立小中学校や公共施設にシイ・タブ・カシなど15,000本の苗木を植栽し、清和小学校など5校で5,353㎡の校庭芝生化を実施しました。また、マンションなどの中高層住宅の建築や開発に際してのみどりの付置義務について、地域性や周辺環境を考慮した指導を進めていくことで、地域に合ったみどりを創っていきます。さらに、土地の有効活用が求められている中で、壁面緑化や屋上緑化といった新たな技術を用いてみどりを創り出していくことが重要であり、みどりの普及啓発活動など、時代を先取りする制度の工夫が求められています。

「歩行者空間づくり」

環状6号線（山手通り）、補助172号線がほぼ完成し、放射9号線（白山通り）、環状5の1号線、補助173号線の整備が進むことにより、歩行者の誰もが快適に歩くことができる「みどりのネットワーク」が新たに整備されていきます。また、東池袋四丁目地区市街地再開発事業の完成により快適な歩行者空間が生み出され、南池袋二丁目には街区再編まちづくり事業により先進的なみどりの工夫がなされた新庁舎が平成26年に完成の予定です。さらに、街路樹が皆に愛され大切にされるみどりとなるよう、地域の人々が里親になる制度（アドプトプログラム）が全国で成果をあげていますが、豊島区では、大都市という特性に合った制度の導入の検討が求められます。

「多様な生物が生息できる環境づくり」

区内におけるまとまった自然環境は、学習院の森が唯一ですが、目白の森や池袋の森のように、トンボ池などで生物の生息空間を確保しており、目白庭園では毎年カルガモが巣立っています。身近な場所で生き物が生息できる、小さなスペースを増やしていくことが必要です。

区民協働の視点から、白紙計画のまっさらな段階から区民参加による公園づくりを行い、完成後も自主的に管理を行っている事例として上池袋東公園や南長崎はらっぱ公園があります。また、ゴーヤなど

を用いたみどりのカーテンでは地域とのコミュニティづくりに役立っています。みどりを増やす取り組みは民間と公共が協力して成り立つもので、区民の理解と協力を欠かすことはできません。区民の方々が気軽に参加できる工夫が必要です。

政策の概要

公園づくりにあたっては、設置数が充足している状況を踏まえ、地域の活動拠点ともなる広々とした公園づくりを重点的に行い、「数からまとまりへ」と転換を図ります。

また、区民一人ひとりが、みどりや身近な環境のことを考え、自ら創造していくとともに、区民・事業者・行政が相互に協力しながら「みどり」をつくり、守っていく体制を整備します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	緑被率	12.9%	12.9%
2	一人あたりの公園緑地面積	0.71 m ²	0.78 m ²
3	公園緑地面積 公園面積率(公園面積/区面積)	187,812.53 m ² 1.44%	209,000 m ² 1.61%
4	区の街路樹本数	2,140本	2,230本
5	区道の街路樹の設置割合	72.3%	76%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 区面積におけるみどり（樹木、芝、草地など）に覆われた面積。豊島区は緑被現況調査を5年ごとに実施。
- 2 区内にある公園、区民の森、児童遊園、目白庭園等の面積。
- 3 区面積に対する公園、区民の森、児童遊園、目白庭園等の面積の割合。
- 4 区内の区道の街路樹の合計本数。
- 5 道路幅員10m以上の区道総延長に対する緑化された道路総延長の割合。

1 みどりの拠点拡大 重点施策

📌 施策の方向

本区は、人口一人当たり公園面積、区面積に占める公園面積率では、23区中最下位ですが、区面積当たり公園設置数では練馬区に次いで第2位であり、狭あいな公園が多くなっています。

公園が持つさまざまな機能を基本に、だれもが快適に集い、憩える、みどり豊かな公園等の拡大を目指します。

また、街路や寺社、歴史的資源などみどりの拠点の保存、拡大に努めるとともに、公共施設の緑化を率先してすすめます。

📌 計画事業

単位：千円

5-1-1-1	基幹	公園等維持管理運営事業	
【事業内容】既設の公園・児童遊園等を、安全で快適に利用できるよう維持管理を行う。平成17年度より区民の森2箇所については、指定管理者による管理運営を目白庭園と一括で実施していたが、平成22年度より指定管理者による管理運営は、目白庭園のみとなった。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・樹木剪定、花壇管理、維持補修工事 ・公園等 延791施設、面積184,969㎡ 		<ul style="list-style-type: none"> ・樹木剪定、花壇管理、維持補修工事 ・新設予定：旧長崎中、旧千川小、旧高田小、池袋本町4丁目 (延28,600㎡) 	
事業費		931,333	1,070,325

5-1-1-2	建設	椎名町公園の改修	
【事業内容】椎名橋の架替え工事完了に合わせ、第2期工事を整備する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・第1期工事5,113㎡ 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2期工事（仮自転車置場跡地復旧等182㎡） 	

5-1-1-3	建設	上池袋東公園の整備	
【事業内容】癌研病院が平成17年度に移転したのに伴い、当該跡地を「防災公園街区整備事業」を適用し、都市機構（旧都市公団）の直接施行により、住宅街区および防災公園として整備した。当事業はそのうちの防災公園部分4046㎡の整備である。公園部分については、区民参加の手法を取り入れて基本計画を作成し、その後、都市機構による基本設計・実施設計・整備工事を経て区に引き渡され、区管理の公園となった。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・上池袋東公園4,046㎡整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・用地費の返済 	

5-1-1-4	建設	南池袋公園の再整備	
【事業内容】整備後30年以上経過している同公園を、遊具広場、開放的なエントランスやイベント対応可能な広場を持つ公園に整備し、見通しの良い明るい公園として賑わいを呼び込む。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ 延7回 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計、実施設計、復旧整備工事 	
事業費		5,121	336,000

5-1-1-6	建設	高田小跡地における公園整備
<p>【事業内容】高田小学校跡地に近隣公園を整備する。整備にあたっては、防災機能に配慮する。なお、雑司が谷中央児童遊園及び雑司が谷二丁目四つ家児童遊園は、近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には資産活用を検討する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・地元協議、基本計画・基本設計、測量、公園実施設計、解体設計、仮設道路工事、解体工事、擁壁改修、防災倉庫設計

5-1-1-8	貢献	地域で取り組む 緑被率の向上
<p>【事業内容】地域の緑化活動に対して、植物の配布や緑化費用の補助を行い、緑地面積を向上させる。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・つる性植物配布 延 5,281 本 ・屋上緑化助成 延 43 件 ・接道緑化助成 延 80 m 		<ul style="list-style-type: none"> ・つる性植物配布 延 6,200 本 ・屋上緑化助成 延 55 件 ・接道緑化助成 延 150m
事業費	22,073	37,825

5-1-1-16	建設	近隣公園の整備
<p>【事業内容】「数からまとまりへ」という考え方を基本とし、学校跡地などを活用して、地域の拠点となる公園整備に重点を置く。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・西椎名町公園 第1・2期工事により完了 		<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園の整備（旧長崎中、旧千川小）

5-1-1-17	建設	再掲 エコスクール化事業 3-4-3-2
<p>【事業内容】施設・運営・教育の3つの視点から児童・生徒の環境に対する意識を高めるために、学校施設の改修・改築時に、太陽光発電の導入、ピオトープの設置、各種省エネルギー設備の導入を計画的に進め、施設・設備のエコスクール化を推進する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事 17 校 		<ul style="list-style-type: none"> ・校庭芝生化、太陽光発電の導入、ピオトープの設置、各種省エネルギー設備の導入を含む大規模改修
事業費	3,888,749	3,145,574

2 みどりのネットワーク

施策の方向

住宅が密集している地域では、狭い街路が多く、防災の観点からも、ブロック塀等に代わる生垣等の緑化に関心が寄せられています。

大規模な緑地帯を有しない豊島区において、都市の魅力を高め、快適な生活空間をつくり出していくため、公園をはじめ、大学や寺社などの緑地をみどり豊かな道路で結び、四季感あふれるみどりと広場のネットワークを形成します。

また、みどりを愛する心の醸成に努めるとともに、区民団体やNPOなど広く人的なネットワークの形成をすすめます。

計画事業

単位：千円

5-1-2-1	基幹	「グリーンとしま」再生プロジェクト	
【事業内容】毎年1万本の苗の植樹を中心に区民、事業者、行政などがそれぞれの立場で緑化を推進するムーブメントを拡大していく。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・植樹本数 50,000本	
事業費			145,000

5-1-2-新	新規	サンシャイン60通りみどりのネットワーク事業	
【事業内容】傷んだ街路樹の植替え及び増設を行うことにより、みどりの環境軸を補完するネットワークを形成し、ヒートアイランド現象の緩和など良好な環境改善を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・植替え 10本 増設 6本	

5-2 環境の保全

現状と課題

今日、大都市における環境問題は、自動車排出ガスによる大気汚染や、都市騒音、ごみの大量排出など、従来の都市型生活に起因する問題に加え、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨問題など、地球環境問題として拡大・深刻化しています。

これらの問題を解決するためには、生活者である個人のライフスタイルや事業者の経営スタイルを変革していくことが不可欠であり、併せてエネルギーの消費抑制に向けた社会・経済システムの改革も重要です。

国際的な取り組みとしては、地球温暖化問題に対応するため、温室効果ガスの排出量を先進国全体で平成2[1990]年の水準よりも少なくとも5%（日本は6%）削減することを目的とした京都議定書の第一約束期間（平成20[2008]年から24[2012]年まで）を迎えています。

一方、都内の大気汚染の状況を見てみると、平成18年4月に強化された都のディーゼル車規制等の発生源対策により、道路沿道の浮遊粒子状物質が大幅に改善されています。豊島区においても、自動車排出ガスが主要原因である二酸化窒素や浮遊粒子状物質は、改善傾向にあります。しかし、光化学オキシダントは、改善の傾向がみられず、自動車による交通騒音は環境基準、さらに騒音規制法の要請限度を超える地点もあり、依然として自動車公害の解決が課題となっています。

区民からの公害苦情の状況としては、建設作業や深夜営業、駐車場等による騒音の他、本来近隣相互で解決すべきピアノの音や、クーラー室外機等の騒音、悪臭の問題など多様化しています。特に、豊島区では、東京都全体に比較し、建設騒音の苦情割合が高く、建物解体時の騒音、アスベスト対策への関心が高くなっています。

温暖化対策としては、平成21年3月に策定した「豊島区環境基本計画」に基づく家庭・事業所における省CO₂、省エネルギー活動を推進し、人と自然が調和した環境への負荷の少ない社会の構築に向け、環境管理の仕組みを地域社会に定着させていくことが大きな課題となっています。あわせて、本区も事業所として、省エネルギー、省CO₂の徹底を図り、平成26[2014]年度に竣工予定の豊島区新庁舎を未来の都市づくりのシンボルとするとともに、他の施設についても大規模改修などの際に、環境負荷の少ない建物にしていくなど、不断の努力をしていく必要があります。こうした取り組みを進める中で、日本一人口密度の高い、高密度都市としての豊島区の目指すべき環境都市像「環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密度都市」を実現していかなければなりません。

CO₂削減などの地球温暖化への対策と同時に、都市環境としてヒートアイランド対策に取り組む必要があります。ヒートアイランド現象には、エネルギーの観点と合わせて、熱中症などの健康被害の側面もあります。豊島区では、5-1「みどりの創造と保全」にもあるように、「グリーンとしま」を再生するため、さまざまなプロジェクトに取り組んでいます。緑は木陰を作り、見た目にも涼やかさを与えてくれるだけでなく、熱をためこむことを軽減し、体感気温を確実に下げます。さらには、緑化を契機として区民や事業者等のさまざまな人たちが、身近な環境に関心を一層高め、それが「低炭素地域社会の実現」への行動につながっていくという効果も期待できます。こうした、緑化からヒートアイランド対策、そして環境教育などを通じて、環境コミュニティへと繋がる環境まちづくりを進めて

いく必要があります。



一方、副都心池袋を抱える区の課題として、地域の環境美化の問題があります。多くの来街者でにぎわう池袋を中心とした地域で、空き缶・吸い殻のポイ捨てや落書きによる街の美観の低下が問題となっており、改善を望む声が増えています。さらに、平成15年の健康増進法の施行以降、たばこの煙に対する関心の高まりにより、施設や駅構内での禁煙が推進されてきました。それに伴い、駅周辺での路上喫煙や歩きタバコ、吸い殻のポイ捨てが以前より増加し、住宅地にまで広がりをみせていることで、屋外での喫煙対策も注目されるようになってきました。区では、こうした問題に对应していくため、路上喫煙防止のための取り組みを進めていくとともに、地域と連携した落書き消去活動を展開するなど、美観の向上に努めていきます。安全・安心、快適に過ごせる「さわやかな街づくり」を目指すため、一人ひとりのモラルの向上を図る意識啓発活動を継続的に取り組んでいくことが必要です。

政策の概要

地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。

区民、事業者、行政が一体となって環境管理の仕組みを整備し、定着を図るとともに、地域の美化についての取り組みを推進します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	温室効果ガス(CO ₂)の排出量	平成17年度と比較して8.3%増 1,612千t (平成19年度)	
2	道路や公園、街角などにポイ捨て等がなくきれいであると考える区民の割合	24.7% (平成22年度)	さらに割合を高める 

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 温室効果ガス(二酸化炭素CO₂)の区内の年間排出量。「豊島区環境基本計画」において、平成17年度と比較して、平成37年度30%以上削減の目標を掲げているため、矢印でそれを示す。
- 2 「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合。

1 都市公害の防止

施策の方向

区内の幹線道路沿道や交通量の多い交差点での騒音や二酸化窒素などの環境基準の達成状況は厳しい状況で推移しています。こうした中、東京都では環境確保条例により、ディーゼル車に対する規制を平成18年4月から強化しています。

多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。

単位：千円

計画事業

5-2-1-1	基幹	水質・土壌・ダイオキシン対策事業	
【事業内容】工場等の事業場周辺の井戸水の有害物質定期調査、区内の大気及び土壌中のダイオキシン類濃度調査などを行い、環境基準達成状況を把握・監視を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 井戸水調査回数 延 15回 大気調査回数 延 20回 土壌調査回数 延 5回 		<ul style="list-style-type: none"> 井戸水調査回数 延 15回 大気調査回数 延 20回 土壌調査回数 延 5回 	
事業費		13,156	14,370

2 低炭素地域社会の実現 重点施策

施策の方向

温暖化の進行により、温室効果ガスの削減は緊急に取り組むべき課題となっています。削減には、都市基盤の整備を通じた取り組み、業務部門と家庭部門を中心とする事業者、区民への支援、さらには、豊島区自身の率先行動が特に重要となります。

あらゆる区の施策に低炭素地域社会実現の視点を取り入れていくとともに、区民・事業者、国・東京都と力を合わせて、温室効果ガスの削減を目指します。

計画事業

単位：千円

5-2-2-3	基幹	エコ住宅普及促進事業	
【事業内容】住宅用新エネルギー・省エネルギー機器等の設置や省エネルギーにつながる住宅改修等を行う居住者に対し、費用の一部を助成することにより、エコ住宅の普及を促進していく。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 高効率給湯器助成件数 延 500件 エコ住宅改修等助成件数 延 100件 太陽エネルギー機器助成件数 延 600件 見本市来場者 延 2,500人 集合住宅向け太陽光発電・高効率給湯器助成件数 延 30件 	
事業費			71,444

5-2-2-10	基幹	環境基本計画の推進・改定	
【事業内容】低炭素社会の実現に向け、現行の環境基本計画の着実な進捗を図るとともに、進捗状況を区民に対して報告する。併せて、進捗状況や社会状況等の変化を踏まえて、策定後5年をめぐりに計画の改定を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 環境年次報告の発行 延 5回 環境審議会の開催 延 6回 	
事業費			10,260

5-2-2-17	基幹	中小規模事業者等CO ₂ 削減円滑化事業
【事業内容】区内中小規模事業者によるCO ₂ 削減の取り組みを促進するため、事業者が活用しやすい支援制度を構築する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模事業者等CO₂削減円滑化支援事業調査 ・省エネ設備助成 延 10件
事業費		68,000

5-2-2-19	基幹	エコ事業者普及促進事業
【事業内容】高効率給湯器や太陽エネルギー機器などを設置する中小規模事業者に対し、費用の一部を助成することにより省エネ効果の高い設備導入を促進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・高効率給湯器導入助成 延 65件 ・太陽光発電導入助成 延 15件
事業費		6,941

5-2-2-24	基幹	再掲 新たな公共交通システムによる交通戦略調査 6-1-3-13
<p>【事業内容】魅力ある池袋副都心を築いていく一つの方向として、自動車に過度に依存しない「人と環境に優しい」都市への転換が重要だと考えている。また、現在の人や物の移動を過度に自動車に頼る生活スタイルを改め、公共交通の利用を促進するとともに、機動性など自動車を持つメリットが更に生かされるよう、自動車と公共交通とがバランスよく利用できる都市を築いていきたいと考えている。しかし、現状の姿は、池袋を目的としない自動車が毎日大量に通過し、それを支える道路は歩道が狭いなど、歩行者にとって安全・快適なものとは言い難い状況である。こうした現状から「人と環境に優しい都市」に変えていくためには、複雑多岐にわたる交通課題を個々に対応するのではなく、まちづくりの課題として「ワンパッケージ」で捉え、「解決への道筋」を探り出していく必要がある。</p> <p>池袋をモデルとして自動車に過度に依存しない都市像を検討するため、交通の専門家や国、東京都、地元団体などにより池袋副都心地区都市交通戦略検討委員会を設置する</p> <p style="padding-left: 20px;">LRT等の公共交通の利用促進の方法を検討する 交通戦略の検討過程で関係者間の合意形成を図る</p> <p>* LRT...Light Rail Transit の略で、低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・池袋LRT整備構想策定調査 2件 ・池袋都市交通戦略策定調査（その1） 1件 ・池袋都市交通戦略策定調査（その2） 1件 		<ul style="list-style-type: none"> ・LRT基本計画策定 1件
事業費		18,000

5-2-2-新	新規	産官学連携による家庭の省エネ診断
【事業内容】大正大学と連携し、学生診断サポーターを養成し、「うちエコ診断」ソフトを活用して各家庭の暮らし方にあった省エネ方法を提案する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・大学生診断サポーター養成 延 150名 ・うちエコ診断受診数 延 750件

3 環境まちづくり

施策の方向

高密都市としてヒートアイランド対策に積極的に取り組むとともに、区民の身近な環境への関心を高めるために、省エネルギーや地域環境の保全に関する啓発など環境教育に積極的に取り組みます。区の活動だけでなく、区民の多様で主体的な取り組みへの支援を通じて、環境に配慮された活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。

計画事業

単位：千円

5-2-3-2	貢献	身近な環境配慮行動支援事業
【事業内容】区民、事業者、行政の連携による緑のカーテン等のヒートアイランド対策をはじめとした環境施策を推進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・緑のカーテン取り組み施設 延350施設
事業費		13,736

5-2-3-12	貢献	クールシティ推進事業
【事業内容】「池袋クールシティ推進協議会」構成事業者と連携し、建築物の屋上緑化や高反射塗装などヒートアイランド対策を実施し、環境に配慮したまちづくりを目指す。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・池袋クールシティ推進協議会の開催 延10回
事業費		395

5-2-3-15	基幹	子ども環境教育推進事業
【事業内容】子どもを中心とした環境教育を普及するために、学校及び地域との連携を図りつつ、ヒートアイランド対策を契機に低炭素社会実現にもつながる普及啓発を活性化させる。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・ヤゴ救出作戦実施校 延110校 ・エコライフフェア参加者 延5,000人 ・子ども環境教育省エネ診断受診件数 延125件 ・子ども環境教育検討会議参加者 延100人
事業費		10,045

4 地域美化の推進

施策の方向

街の美化に対する区民の関心、要望が高まりを見せる中、区民等との協働による啓発活動や環境美化活動への取り組みが進んでいます。

街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。

また、安全・安心なまちづくりを推進するため、路上喫煙を防止するための施策についても取り組んでいきます。

計画事業

単位：千円

5-2-4-1	貢献	環境美化事業	
【事業内容】区民・事業者・地域団体及びボランティアと行政が一体となり、空き缶・吸い殻等のポイ捨てや路上喫煙を防止するとともに、落書きの早期消去を行うことで、街の美観の確保を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙マナーアップキャンペーン開催回数 延 194 回 ・落書き消去支援件数 延 97 回 ・感謝状贈呈数 延 46 件 		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロデー参加者数 延 55,000 人 ・落書きなくし隊 延 20 回 	
事業費		32,186	37,710

5-2-4-10	建設	指定喫煙所整備関係事業	
【事業内容】池袋駅北口の指定喫煙所をウイロード出入口公衆便所脇に構築する人工地盤上に移設し、通行人の安全確保を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・指定喫煙所再整備 	
事業費			21,000

5-2-4-新	新規	路上喫煙防止推進事業	
【事業内容】路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例の周知を図るため、路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールやキャンペーン等を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施 通年 ・路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン 延 185 回 ・路上啓発シールの貼付 区内全エリア 	

5-3 リサイクル・清掃事業の推進

現状と課題

今日の経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄という仕組みの中でもたらされました。しかし、資源やエネルギーの大量消費は環境に負荷を与え、地球温暖化、酸性雨など様々なかたちで地球全体に深刻な影響を与えています。限りある資源を有効に活用し、真に豊かな生活を実現するための取り組みが課題となっています。そのためには、省資源、省エネルギー、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を根幹とするライフスタイルへの転換と環境に配慮した循環型社会の実現が求められています。

国では、循環型社会の形成を目的に、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、リサイクル関連法を整備し、廃棄物・リサイクル対策の推進に取り組んでいます。

東京23区のごみ量は、平成元年度の490万トンピークに、その後年々減少を続け、平成21年度には、295万トンになりました。豊島区においては、基本計画の計画期間が始まった平成18年度以降、ごみ量が着実に減少しています。

しかしながら、清掃工場の処理能力や最終処分場の残存容量には限界があり、また、環境負荷低減のためにも、ごみの減量化の取り組みを緩めることは許されません。本区は副都心として、池袋周辺の繁華街地区を抱え、資源分別の徹底、不法投棄対策などの問題があり、地域に即したリサイクル・清掃事業の更なる推進が求められています。

このような状況の下、平成20年度には、廃プラスチックを電気や熱として有効活用するため、23区が共同して廃プラスチックサーマルリサイクルに取り組み、これに伴いごみの分別基準を大きく変更しました。同時に、豊島区では、8品目12分別の資源回収の回数を週1回から2回へと倍増し、リサイクルを充実させています。

さらに、平成21年3月には、「“3R”を実践し、ごみ半減に取り組む まち・としま」を基本理念として、豊島区一般廃棄物処理基本計画を改定しました。豊島区は、高度に商業・業務機能が集積する池袋副都心を中心とした、わが国固有数の高密都市です。諸機能が集中するこのまちから、「新たなリサイクルシステムの構築」、「ごみを出さないライフスタイルへの転換」、「総合的評価システムによる適切かつ効率的なごみ処理」などの取り組みを発信することにより、環境負荷の少ない、次の世代に引き継いでいける持続可能な地域社会を実現します。

政策の概要

資源循環型社会の構築を目指して「3R」を推進する施策を展開し、さらなるごみの減量と限りある資源を有効に活用することにより、廃棄物による環境への負荷を軽減します。

また、区民、事業者、行政3者が協働して役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進めます。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	ごみ量	64,496 トン	59,292 トン
2	資源化率	23.0%	31.0%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 区で収集している可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの年間収集量。廃プラスチックサーマルリサイクルの実施により不燃ごみは大きく減少した。ごみ量全体としては減少傾向にある。
- 2 ごみ量の減少とともに資源量は、近年微減傾向にあることから、新たな指標として資源化率を設定する。後期目標は「平成20年度一般廃棄物処理基本計画」による。

*3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制 Reduce（リデュース）、再使用 Reuse（リユース）、再生利用 Recycle（リサイクル）の3つの用語の頭文字をとったもの。

1 3Rの推進 重点施策

📌 施策の方向

近年、区内のごみ量は資源回収の充実、リサイクル意識の向上などにより、人口が増加しているにもかかわらず減少傾向となっています。さらなる資源循環型社会の構築を目指し、ごみ減量・リサイクルの推進、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、区民・事業者・行政が一体となって3R（リデュース、リユース、リサイクル）を地域の中に広げ、取り組んでいきます。

📌 計画事業

単位：千円

5-3-1-1	基幹	新資源回収事業
【事業内容】資源循環型社会の構築に向けて、資源のリサイクルを強化・拡充するため、週2日、資源回収日を設けて更なるごみの減量・リサイクルの推進を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・資源回収量 延87,356t
事業費		3,482,359

5-3-1-2	基幹	集団回収事業
【事業内容】町会・自治会等の団体及び区、回収業者が一体となって、新聞・雑誌等の資源を回収し、ごみの減量と資源の再利用を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
回収量 延22,867t		・回収量 延26,183t
事業費	154,966	148,550

5-3-1-9	貢献	マンション資源集団回収事業
【事業内容】一定規模以上のマンションに対し、町会等が行っている集団回収への参加を働きかけ、連携して集団回収を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・参加マンション数 延150棟 ・回収量 延2,625t
事業費		11,250

5-3-1-19	基幹	計画推進事業
【事業内容】コストの面でも、環境負荷の面でも最適なリサイクル・清掃事業の新たな展開を図るため、各種調査を実施するとともに、リサイクル・清掃審議会を運営し、一般廃棄物処理基本計画の改定を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・リサイクル・清掃審議会運営 開催回数 延18回 ・一般廃棄物処理基本計画の改定 ・新たな循環型社会へ向けた各種調査 ・集積所調査回数 延120回 ・事業系排出単位調査 延400事業所
事業費		94,116

2 資源循環型清掃事業の推進

施策の方向

最終処分場の残容量のひっ迫、天然資源枯渇への懸念、環境負荷の低減への要請等、清掃事業を巡る状況は大きく変化しています。一方で地域においては地域実態に応じて、きめ細やかなリサイクル清掃事業が求められています。これらを踏まえ廃棄物を適正かつ効果的に処理し、再利用可能なものの資源化に取り組むことにより、資源循環型清掃事業を実施します。

計画事業

単位：千円

5-3-2-1	基幹	廃棄物収集事業	
【事業内容】区内で発生する家庭ごみ（事業系ごみの一部を含む）の収集運搬を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・可燃、不燃 332,523t		・収集量 294,829t	
事業費	2,145,872		2,859,299

6

人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

6-1 魅力あるまちづくりの推進

6-1-1 秩序ある市街地更新

6-1-2 個性ある快適なまちづくり

6-1-3 池袋副都心の再生

6-1-4 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり

6-1-5 活力ある地域拠点の整備

6-2 魅力ある都心居住の場づくり

6-2-1 安心な住まいづくり

6-2-2 良質な住宅ストックの形成

6-3 交通体系の整備

6-3-1 道路・橋梁の整備と維持保全

6-3-2 自転車・自動車対策の推進

6-3-3 公共交通の整備

6-4 災害に強いまちづくりの推進

6-4-1 防災行動力の向上と連携

6-4-2 応急・復興活動を円滑に行う体制の整備

6-4-3 災害に強い都市空間の形成

6-4-4 総合治水対策の推進

6-5 安全・安心の確保

6-5-1 治安対策

6-5-2 交通安全対策

6-1 魅力あるまちづくりの推進

現状と課題

豊島区は、池袋副都心を中心とする商業業務地と、一方で閑静で落ち着いた住宅地もあるなど複合的で多様な土地利用を特徴としています。

このうち住宅地は、区の南部や環状六号線(山手通り)の西部を中心とした戸建て住宅が比較的多い地域、住宅と業務ビルや店舗等が混在する住宅地、高層の集合住宅の建設が進んでいる地域など様々な住宅地が存在します。

土地利用の内訳を見ると、住宅系の面積が全体の約6割、商業業務地が約3割、その他用途が約1割で、まとまった空地(オープンスペース)が少なく高密度の市街地になっています。土地利用では、①まちの魅力を活かした商業業務系市街地の再生、②定住を支える住宅系土地利用の保全、③住宅系と商業業務系土地利用の適切な調和、④公園や広場等の空地の確保と緑化の推進、が主な課題となっています。

池袋副都心では、池袋駅を挟んで商業業務機能の集積が進み、特に駅と一体となった商業機能集積が高いため、駅ビル内で来街者の活動が完結しがちで、街全体の発展へとつながっていない面もあります。また、サンシャインシティ、東京芸術劇場、あうるすぽっと等の大規模な生活・文化施設を有していますが、副都心全体としての魅力の形成には十分でないという状況にあります。

池袋副都心を活性化し、文化・環境都市づくりを推進するため、池袋駅及び駅周辺の整備をはじめ、東池袋四丁目地区再開発や新庁舎整備をすすめる南池袋二丁目街区再編まちづくり、造幣局周辺のまちづくり、そして現庁舎地の再整備など、多様な手段・手法を駆使し、広域的な商業業務、生活、交流・文化・環境活動等の拠点として育成・整備を進めていく必要があります。

池袋以外の鉄道駅周辺にも交通の便を生かして商業・業務地が形成されています。目白駅、東長崎駅に続き、大塚駅、椎名町駅周辺も、駅周辺整備のため、関係機関と協力して、駅舎の改造、駅前広場や周辺道路の再整備を推進するとともに、駅を中心とした一体的な周辺整備による快適な歩行者空間の充実を図り、各々の地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

都市基盤においては、都市計画道路の整備がこれまで遅れていましたが、近年集中的に整備が進み環状線・補助線とも次々に完成する予定になっています。これに伴い沿道の土地利用をはじめ、豊島区全体のまちづくりに変化をもたらします。

この機会をとらえ、地域の防災性の向上と活性化、人への優しさと環境との調和を基軸とした秩序ある市街地の更新を進める必要があります。

政策の概要

各種の都市計画制度を活用しながら、区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で個性的な機能を持ったまちをつくります。

そのため、それぞれの地域において、地域特性に応じたまちづくりをすすめます。地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりをすすめていきます。地域の生活拠点として機能している駅の周辺は、地域特性を生かした育成・整備をすすめます。また、池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高めます。

区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、地球温暖化と

ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	地区計画決定面積	114ha	286.7ha
2	まちづくり推進活動団体への支援実績	3団体	18団体
3	池袋への来街者数(池袋駅一日乗降者数)	254万人	255万人

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 都市計画決定された地区計画の面積。
*地区計画とは、地域の実情を踏まえ建物の高さや用途などのルールを定め、その地域にふさわしいまちづくりを進める都市計画法上の手法。
- 2 豊島区街づくり推進条例に基づき、まちづくりに関する勉強会や計画づくり等の自主的な活動を行っている団体への支援実績。
- 3 池袋駅(JR、西武鉄道、東武鉄道、東京メトロ(丸の内線・有楽町線・副都心線))の一日あたりの乗降者人員(各社ホームページより)。

1 秩序ある市街地更新

施策の方向

企業所有地等の活用や建築規制の緩和等により、居住機能の回帰がすすみ、住居系高層建築物の建設が拡大する傾向にあります。

市街地整備にあたっては、用途地域等の指定や地区計画等を活用して、住居系地域では良好な居住環境の保全を図るとともに、商業・業務と住居等が混在する複合市街地では、土地利用の適切な調和を図っていきます。

また、池袋副都心や地区の中心地では、市街地再開発等の都市開発諸制度を活用し、基盤整備をすすめるとともに環境都市づくりへの取り組みを促進し、商業・業務機能の秩序ある発展をすすめます。

計画事業

単位：千円

6-1-1-1	基幹	地区計画推進事業
【事業内容】都市計画法第12条の5に基づく地区計画制度により、一定の地区に対し、地区の実情に応じたルール（用途制限、建物の高さ制限、壁面線の後退等）を都市計画決定手続等を経て法的に担保し、運用する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> 調整地区数 2地区 決定地区数 2地区 		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画手続き及び決定 3地区 2地域の要請に基づき勉強会や相談等
事業費	3,273	8,000

6-1-1-3	基幹	違反建築物取締
【事業内容】建築基準法に違反する建築物の是正指導を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> 違反調査件数 6,750件
事業費		2,005

6-1-1-4	基幹	建築確認審査
【事業内容】建築基準法に基づき、建築物の確認審査を迅速かつ適正に行うとともに、中間・完了検査を徹底する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> 建築確認等件数 2,950件
事業費		38,015

6-1-1-新	新規	都市計画マスタープランの改定
【事業内容】豊島区における都市計画の基本的な方針である豊島区都市計画マスタープランを改定する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの見直し、決定、公表

6-1-1-新	新規	南池袋二・四丁目地区まちづくり推進事業	
【事業内容】本地区を縦断する補助81号線の整備に合わせ、地元・権利者等との協働により、地区の将来像・まちづくり手法等の検討を行い、まちづくり推進の具体的な道筋を示す。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 懇談会等の開催 3回 権利者等意向調査 	

2 個性ある快適なまちづくり

施策の方向

街並みや景観はもとより、自然、文化、歴史、にぎわいなどの地域財産を生かすとともに、人にやさしいまちづくりを推進しながら、個性ある快適なまちの形成を図ります。

区民や事業者との参加と協働のもと、地域の特性を生かした愛着と誇りを感じられるまちづくりをすすめ、次代に引き継いでいきます。

計画事業

単位：千円

6-1-2-1	貢献	まちづくり団体支援事業	
【事業内容】「豊島区街づくり推進条例」に基づき、まちづくりの推進を図る活動を自主的に行う団体に、まちづくりの専門家の派遣や団体運営経費の助成等の支援を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント派遣 3団体 助成 4団体 		<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント派遣 10団体 助成 10団体 	
事業費	694	2,080	

3. 池袋副都心の再生 重点施策

施策の方向

池袋駅周辺地区は、駅を中心とした商業機能集積が高いため、駅周辺で訪れる人の活動が完結しがちで、池袋全体の発展へとつながっていません。多様な手段・手法を活用し、広域的な商業業務、生活、交流、文化活動等の拠点として育成・整備をすすめていきます。

また、街を育てるエリアマネジメントの推進やユニバーサルデザインの理念に基づく都市環境を整備するとともに、まちのシンボルとして、低床式路面電車（LRT）の導入や東京芸術劇場等の文化施設と連携した文化発信拠点の整備などを検討し、魅力的な副都心を創造していきます。

6-1-3-2	基幹	南池袋二丁目地区街区再編まちづくり推進事業	
【事業内容】「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」(平成15年10月施行)の街区再編まちづくり制度を利用して、敷地の統合や行き止まり道路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力あるまちづくりの実現を図る。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
<ul style="list-style-type: none"> 懇談会等の開催 64回 参加人数 929人 		<ul style="list-style-type: none"> 懇談会等の開催 130回 参加人数 1,500人 	
事業費		30,817	42,500

6-1-3-7	建設	池袋駅及び駅周辺整備事業	
【事業内容】「整備計画(案)」に示された東西デッキ整備・駅前空間整備の実現に向けた詳細検討を行うとともに、サイン整備に関する各事業者の合意を得て事業化する。また、バリアフリー対策を推進する。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
		<ul style="list-style-type: none"> 地下通路サイン整備助成 池袋駅地区バリアフリー基本構想に基づく事業推進 検討委員会等開催(整備計画・バリアフリー) 10回 	

6-1-3-8	基幹	池袋副都心整備ガイドプラン推進事業	
【事業内容】「池袋副都心グランドビジョン」で示されたプロジェクトや都市計画の指針となる「池袋副都心整備ガイドプラン」で示す戦略に基づき、重点的にまちづくりを進める地区に「まちづくりガイドライン」を策定する。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
<ul style="list-style-type: none"> 池袋副都心整備ガイドプランの策定 まちづくりガイドラインの検討 1地区 		<ul style="list-style-type: none"> まちづくりガイドラインの策定 2地区 	
事業費		42,337	14,467

6-1-3-10	基幹	池袋駅西口駅前街区まちづくり推進事業	
【事業内容】池袋駅西口地区の新たなまちづくり構想を地元・権利者等との協働により策定し、副都心池袋にふさわしい風格と賑わいにあふれ、環境・防災面にも優れた西口の再生を目指す。			
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)	
		<ul style="list-style-type: none"> 協議会の開催 60回 参加人数 1,250人 	
事業費			63,350

6-1-3-13	基幹	新たな公共交通システムによる交通戦略調査	再掲 5-2-2-24	再掲 6-3-3-2
<p>【事業内容】魅力ある池袋副都心を築いていく一つの方向として、自動車に過度に依存しない「人と環境に優しい」都市への転換が重要だと考えている。また、現在の人や物の移動を過度に自動車に頼る生活スタイルを改め、公共交通の利用を促進するとともに、機動性など自動車を持つメリットが更に生かされるよう、自動車と公共交通とがバランスよく利用できる都市を築いていきたいと考えている。しかし、現状の姿は、池袋を目的としない自動車が毎日大量に通過し、それを支える道路は歩道が狭いなど、歩行者にとって安全・快適なものとは言い難い状況である。こうした現状から「人と環境に優しい都市」に変えていくためには、複雑多岐にわたる交通課題を個々に対応するのではなく、まちづくりの課題として「ワンパッケージ」で捉え、「解決への道筋」を探り出していく必要がある。</p> <p>池袋をモデルとして自動車に過度に依存しない都市像を検討するため、交通の専門家や国、東京都、地元団体などにより池袋副都心地区都市交通戦略検討員会を設置する</p> <p>LRT等の公共交通の利用促進の方法を検討する 交通戦略の検討過程で関係者間の合意形成を図る</p> <p>* LRT...Light Rail Transit の略で、低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと</p>				
前期事業量（18～22）			後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 池袋LRT整備構想策定調査 2件 池袋都市交通戦略策定調査（その1） 1件 池袋都市交通戦略策定調査（その2） 1件 			<ul style="list-style-type: none"> LRT基本計画策定 1件 	
事業費	46,597			18,000

6-1-3-新	新規	池袋西口駅前エレベータ運営・保守・点検事業
<p>【事業内容】池袋駅西口駅前における垂直方向のバリアフリー施設であるエレベータを、常時良好な状態に維持することで、利用者の利便と安全・安心に寄与する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> エレベータ運営・保守・点検

6-1-3-新	新規	池袋北口駅前エスカレータ整備事業
<p>【事業内容】池袋駅北口へのアクセス改善を図り、北口界隈に新たな人の流れを生み出すことによって、池袋副都心の再生とまちの活性化を実現する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> エスカレータ整備工事及び維持管理

6-1-3-新	新規	東池袋エリアまちづくり推進事業
<p>【事業内容】造幣局東京支局周辺について、池袋副都心再生の新たな拠点形成に資するまちづくりを推進する。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> 事業化に向けた組織体での検討 都市計画手続き 事業着手

4. 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり

施策の方向

21世紀を先導する建物にふさわしく、今世紀の最大の課題である環境対策に本格的に取り組み、最新の環境技術の積極的な導入によって、全国の環境対策のモデルとなる「環境庁舎」を実現します。

さらに、区民サービスの拠点として、また、区民のみなさんが気軽に訪れたいくなるよう区民利用の視点から新庁舎整備を進めます。

加えて、新庁舎建設は、池袋副都心の発展のリーディングプロジェクトと位置付けています。周辺のサンシャインシティや東池袋四丁目の再開発事業、さらには現庁舎地区の民間活用によって整備する公会堂とともに、池袋駅を中心に文化を核とした広範なまちづくりのネットワークの形成を推進します。

計画事業

単位：千円

6-1-4-5	基幹	南池袋二丁目A地区市街地再開発事業	
【事業内容】南池袋二丁目45・46番街区における組合施行の市街地再開発事業について、事業費の一部を補助し、公共・商業・業務・住居が一体となり、サンシャインシティや東池袋四丁目再開発地区と連携した地域の拠点となるまちづくりを実現する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・市街地再開発事業費補助 （調査設計計画費・土地整備費） 2件		・市街地再開発事業費補助 （調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費） 4件	
事業費		1,261,470	9,638,084

6-1-4-11	建設	新庁舎整備の推進	
【事業内容】南池袋二丁目A地区市街地再開発事業で環境に配慮した新庁舎を整備することにより、防災拠点機能の強化、都市基盤の強化を図るとともに、区民サービスの拠点とし、新たな副都心の核の形成を図る。また、現庁舎地は、跡地を民間に貸し付け、民間活力による都市の活性化を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・庁舎移転計画の作成、現庁舎地活用計画の検討	

6-1-4-新	新規	現庁舎周辺地区まちづくり推進事業	
【事業内容】新庁舎建設を含む南池袋二丁目A地区市街地再開発事業が進展し、庁舎移転計画が具体化しているため、「池袋副都心・グランドビジョン」「池袋副都心整備ガイドプラン」に基づき、現庁舎周辺に新たな賑わいを誘導するとともに、文化を発信し、活力にあふれた環境豊かな街の実現を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・懇談会の開催 4回 ・現庁舎周辺地区まちづくり方針素案の策定	

5. 活力ある地域拠点の整備

施策の方向

区内には、JRをはじめ、さまざまな交通機関の拠点多く存在しています。

池袋以外の駅周辺地区では、地域の生活拠点として、すべての人が利用しやすいように駅の利便性の向上を図るとともに、地域の歴史や特性を生かした駅周辺の広場や歩行者空間などの整備を一体的に進めます。

計画事業

単位：千円

6-1-5-7	建設	大塚駅周辺整備事業	
【事業内容】大塚駅の南北自由通路と駅改良に続く事業として、自転車駐車場の整備、バスバースやタクシーベいの再編を伴う駅前広場の整備、都電とのアクセス整備を行い、歩行者や自転車の安全性の向上を図り、駅周辺の商業活性化を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・調査 3件 ・現況測量・基本設計 1件		・実施設計 1件 ・南口駅前広場整備工事	
事業費		31,867	303,000

6-1-5-8	建設	椎名町駅周辺整備事業	再掲 6-3-1-20
【事業内容】鉄道線路によるまちの分断や回遊動線の不足など、地域が抱える課題を解消し、歩行者に優しい駅周辺整備を進めるため、椎名町駅改良工事（バリアフリー化）に併せて、自由通路整備並びに広場や自転車駐車場等の整備を推進する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・椎名町駅駅舎工事 ・椎名町駅自由通路工事 ・椎名町駅駅前広場工事	
事業費			748,474

6-1-5-9	基幹	巣鴨地区まちづくり事業	
【事業内容】平成21年度に行った巣鴨地区の現況把握、意向調査の分析と22年度の整備課題の抽出を踏まえ、23・24年度には、地元との協働により地区の将来ビジョンと地蔵通りの整備計画を検討し、25年度以降に各事業所管部署による事業展開を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・巣鴨地区都市再生整備計画策定 ・事業計画策定	
事業費			7,000

6-2 魅力ある都心居住の場づくり

現状と課題

豊島区の人口は、今後10年間、増加傾向が続くと推計されますが、増加スピードは従来よりも緩やかになる見込みです。世帯数は、平成7年以降増え続けており、平成22年は調査を開始した昭和40年以降で最も多くなっています。世帯類型別では、単独世帯と夫婦のみ世帯が増加する一方、ファミリー世帯は一貫して減少を続けています。特に単独世帯の増加が著しく、全世帯に占める割合は平成17年で約60%となっています。一方、ファミリー世帯は24%まで低下しています。23区の中で比較すると、単独世帯の割合は最も高く、ファミリー世帯の割合は、新宿、渋谷、中央区に次いで低くなっています。また、夫婦のみの世帯で世帯主が65歳以上の割合は増加傾向にあり、平成17年では46%で23区中6位という割合の高さです。単独世帯における世帯主が65歳以上の割合についても、平成12年から平成17年の5年間で20%を超えています。バランスのとれた世帯構成を基盤とした活力あるコミュニティを形成するためにもファミリー世帯の定住化の推進や急増する高齢者に対する住宅の利用環境の改善が必要です。

本区の住宅の状況（住宅ストック）に目を向けると、建て方別では、共同住宅の割合が約8割となっており、住宅の所有関係別では、民営貸家の割合が約5割となっており、いずれも国、東京都の平均を大幅に上回っています。区内の住宅数は、約168,000戸で区内の総世帯数を上回っており、空き家数は約2万1千戸となっています。住生活基本計画に基づく最低居住面積水準未達の割合は、約20%で23区中3位の高さとなっています。また、木造の共同住宅の割合が減少し、非木造の割合が増加しており、急速にマンションが増加していることが窺われます。一方で、昭和50年代に大量に供給された分譲マンションが築30年を経過し、建替えの検討を始める必要があるマンションが急激に増加していきます。居住者の高齢化など、マンションの改修・建替えには様々な障害があります。そのため、老朽化を迎えるマンションの、耐震改修、大規模改修や建替えを円滑に行うための対策を講じる必要があります。また、住宅は居住者の生命身体、財産を守るという基本的な性質があります。そのためにも、安全と安心性を向上させていくことが必要です。

このような状況に加え、環境対策及び住まいの安全・安心確保の必要性の増大、住宅の量的な充足などの、住宅を取り巻く環境の変化に対応するため、平成21年3月に豊島区住宅マスタープランを改定しました。国においても「住宅建設計画法」を廃止し平成18年に「住生活基本法」を制定し、東京都においても、「東京都住宅基本条例」を全面改定するなど、住生活基本計画の下、従来の「住宅の量の確保」から居住環境を含めた「住生活全般の質の向上」への本格的な政策転換が図られたところです。また、平成19年に「住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法）」が制定され、住宅の確保に特に配慮を要する者に対する住宅の供給促進をしています。

税収が大幅に増加することが望めない成熟社会にあっては、既存施策の延長線上で事業規模の拡大を図ることは困難であり、持続可能な住宅施策へと再構築を図っていくことが重要です。そのためにも、徹底した効率化や公平性の視点に立って、新たな発想で既存事業の見直しを図っていくことが必要です。

政策の概要

人と環境にやさしい都心居住の実現を目指して、地域特性を踏まえた住まいづくりやライフスタイル・環境を大切にしたい住まいづくり、安全・安心の確保に加え、良好な住宅ストックの形成に努めるとともに、市民の発意によるまちづくり活動を支援し、身近な住環境の改善をすすめます。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	最低居住水準未達の世帯の割合	持家 5.0% 借家 36.1% (平成20年度)	↓ 解消に努める
2	住宅ストックバランスの割合	30㎡未満 35.3% 50㎡以上 37.2% (平成15年度)	30㎡未満 30.0% 50㎡以上 50.0%
3	住宅のバリアフリー化	41.6% (平成20年度)	45%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 健康で文化的な住生活に必要な不可欠な水準として、住宅建設五箇年計画に定める最低の居住水準。5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」(総務省)による。平成18年9月に、住宅建設五箇年計画に代わり、住生活基本計画(全国計画)が策定され、従前の「最低居住水準」から「最低居住面積水準」に変更されたため、指標基準を変更した。従前の「最低居住水準」では1人世帯で18㎡(中高年齢単身世帯では25㎡)、2人世帯で29㎡、3人世帯で39㎡であったが、「最低居住面積水準」では1人世帯で25㎡、2人世帯で30㎡、3人世帯で40㎡に変更された。なお、豊島区住宅マスタープランでは、最低居住面積水準未達の世帯を平成30年に解消(5%程度)すると記載。
- 区内の全住宅における住戸面積30㎡未満と50㎡以上の割合。30㎡未満の割合を抑制し、50㎡以上の割合を高めていく。
- バリアフリー化率とは、住宅・土地統計調査における「高齢者等のための設備」のある住宅の、全住宅ストックに対する割合。なお、豊島区住宅マスタープランでは、住宅のバリアフリー化率を平成30年に50%に設定。

1 安心な住まいづくり 重点施策

📌 施策の方向

住み替える必要が生じたときに、適切に住宅が確保できるよう、地域の住宅ストックの充実、住情報を提供していくとともに、不動産関連団体と協力し、住宅に困窮したときの十分なサポート体制を構築していきます。

区営住宅の活用、家賃助成など、住宅に困窮した場合の対応を充実していくとともに、身体機能が低下しても、住み慣れた地域に住み続けられるよう、ケア付き住宅の供給促進など福祉施策と連携した住宅を確保していきます。

区営住宅については、入居の適正化、入居機会の拡大、受益者負担の適正化などにより、公平化を図ります。また、都営住宅の移管などにより区営住宅の確保に努めていきます。

また、単身世帯、子育て世帯、高齢者世帯などのライフスタイルを大切にしたい住まいづくりをすすめていきます。

📌 計画事業

単位：千円

6-2-1-1	貢献	区営住宅等維持管理事業	
【事業内容】区民各層の様々なニーズに応じた賃貸住宅を管理し、安全で快適な住宅及び良好な住環境を確保して、区民共有のセーフティネットとして有効に機能することを目的とする。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 区営住宅 221戸（平成22年度） 区営、区立福祉住宅 253戸（平成22年度） 		<ul style="list-style-type: none"> 区営住宅 221戸（平成27年度） 区営、区立福祉住宅 253戸（平成27年度） 	
事業費		1,916,343	1,868,790

6-2-1-2	貢献	高齢者等の入居支援事業	
【事業内容】民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者等に対して、賃貸住宅の情報の提供、身元保証等を通じて入居支援を行うことにより、高齢者等の居住継続を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 236件 身元保証 64件 		<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 210件 身元保証 75件 	
事業費		1,356	2,040

6-2-1-4	建設	高齢者向け優良賃貸住宅の整備	
【事業内容】事業者（民間の土地所有者）に、高齢者が安心して住める賃貸住宅を建設してもらおう。さらに、事業者（民間の土地所有者）に対しては、建設費補助及び家賃対策補助を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 建設費補助 3件 計画策定補助 2件 家賃助成 259件 		<ul style="list-style-type: none"> 家賃助成 461件 	
事業費		151,589	98,355

6-2-1-7	基幹	子育てファミリー世帯への家賃助成事業
【事業内容】豊島区内の民間住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対して、一定期間家賃補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・家賃助成 876件
事業費		146,460

6-2-1-8	基幹	高齢者世帯等住み替え家賃助成事業
【事業内容】民間住宅に居住している者で、取壊しにより転居を求められている高齢者、障害者、ひとり親家庭を対象として、転居後の家賃の一部を一定期間助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・家賃助成 434件
事業費		68,644

2 良質な住宅ストックの形成

📌 施策の方向

建物の耐震化など災害に強い住まい、まちづくりをすすめていくとともに住宅の不燃化をすすめ、防災性を向上していきます。また、地域コミュニティと連携した防犯体制を育成していきます。

増え続ける高層マンションについては、建設時の公共貢献を求めるとともに地域との連携、良好なコミュニティの形成を促進していきます。

ユニバーサルデザインが普及し、安全に移動し暮らすことのできる住環境の形成を進めていくとともに、分譲マンション・賃貸マンション・戸建住宅の適切な維持管理をすすめていきます。

狭小な住戸を有する集合住宅の建築を税により抑制し、ファミリー世帯向け住宅の供給を促すなど住宅ストックバランスの適正化を図ります。

また、住宅基金は、区営住宅等の大規模改修や子育てファミリー世帯、高齢者等に対する住宅施策の財源として活用します。

📌 計画事業

単位：千円

6-2-2-1	貢献	分譲マンション建替え・改修支援事業
【事業内容】建替えか改修かの比較検討をする分譲マンションの管理組合に対して、財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの実施する「分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度」を活用し、支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・アドバイザー派遣件数 6件		・アドバイザー派遣件数 25件
事業費	747	3,695

6-2-2-新	新規	住宅マスタープラン重点プロジェクト推進事業
【事業内容】空き家・空き室の有効活用を図るとともに、住宅施策の課題を解決するために官民が協働して取り組む仕組みを構築していく。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・空き家実態調査

6-2-2-新	新規	分譲マンション管理士派遣事業
【事業内容】分譲マンションの維持・管理等における不安や悩みを解消し、安全かつ快適な居住空間の向上・実現を図るため支援を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・管理士派遣回数 100回

6-2-2-新	新規	民間建築物に係るアスベスト台帳整備事業
【事業内容】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握を目的に、昭和31年から平成18年（8月31日確認分）までの間で現存する建築物の所有者等を含む台帳を整備する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・調査対象件数 約50,000棟 ・台帳整備件数 約20,000棟

6-3 交通体系の整備

現状と課題

豊島区の道路整備の状況を市街地の成り立ちから見ると、区の西側では大正から昭和初期にかけ耕地整理事業など現在にはない法制度のもとで面整備が行なわれ、宅地と道路が形成されています。また、昭和20年代には、JR駅周辺において土地区画整理事業が事業決定され、道路や公園など公共施設と宅地とが一体なった街区整備が行なわれています。一方で、こうした都市計画的な手法による整備が行なわれた区域以外は、明治期の田畑の区画割りや水路の跡をそのまま道路網として活用されています。

こうした現状の中で、秩序ある道路ネットワークを形成していくために、都市計画道路の着実な整備はますます重要となっています。

東京都区部の都市計画道路は、昭和21年に「戦災復興都市計画道路」の決定以来、現在1,764km(区内11区間、5,960m)が都市計画決定しており、今後、12年間で優先的に整備すべき路線である第三次事業化計画が策定され区内においては8区間、2,600mが決定しています。

平成19年度末現在の豊島区内の都市計画道路整備状況は、放射線80.6%、環状線23.6%、補助線等58.1%となっています。都市計画道路の整備は、この10年間集中的に整備が進み、放射9号線、環状4号線・5の1号線・6号線、補助81号線・172号線・173号線・175号線・176号線が、今後、順次完成する予定となっています。都市計画道路の完成により、交通環境の大きな変化が予測されることから、自動車交通の円滑処理や駅周辺での歩行者空間の確保など、将来を見通した交通ネットワークづくりが必要となっています。

また、区を取り巻く環境の変化をとらえ、道路整備の目指すべき方向として、交通アクセスの向上はもとより、①渋滞の緩和による経済コストの改善や環境負荷の軽減、②災害時の延焼遮断や緊急輸送ネットワークとしての都市防災機能、③快適性やゆとりが感じられる都市空間としての機能、ユニバーサルデザインの推進など多様な価値観への対応、④橋梁などの道路ネットワークを支える構造物の適正な管理による信頼性の確保などが上げられます。こうしたことから、都市計画道路など新たな道路づくりを効率的に進めるとともに、一般の生活道路など、これまで築き上げてきた既存の道路ストックを公共の財産と捉え、積極的に活用していく発想が大切となっています。いまある道路を大切に、区民生活の様々な場面において、安全・安心・快適が提供していかれるよう的確な管理はますます重要となっています。

近年、手軽で利便性の高い自転車は、身近な交通手段であり、また、環境にやさしい乗り物として、都市交通の中での役割が期待されてきており、利用促進に向けて全国的に自転車利用環境整備モデル事業が進められているなど、自転車の可能性は広がっています。その一方で、駅周辺や繁華街などに放置されると、歩行者の妨げや都市景観を損なうだけでなく、緊急時の消防や救急活動の障害にもなっています。駅周辺等での自転車駐車場確保を進めるとともに、自転車利用のルール周知やモラルの向上などを含む放置自転車対策を進めていく必要があります。

違法駐車は、減少傾向にあるものの、幹線道路などにおける渋滞の原因として社会問題化しています。都では、区との協働として交通渋滞対策(ハイパースムーズ作戦)を進め、区では、地域と連携した啓発活動を継続的に展開しながら、違法駐車を増加を防いでいます。今後とも、警察との連携を強化しつつ対策を講じる必要があります。また、近年、大型バイクの路上駐車が目立って増加しており、その受

け皿対策も必要になっています。

公共交通の整備では、地下鉄13号線が平成20年6月に開通し、豊島区内の駅は新たに雑司が谷駅が設置されています。

地下鉄など他の交通機関の整備等に伴い、近年のバス事業は衰退の傾向にあります。しかしながら、高齢社会を迎えて身近な公共交通手段としての必要性は高くなることも予想されます。事業採算上バス路線の拡充は期待できない状況ですが、公共バス路線に関する今後の自治体支援のあり方について社会実験を実施し検討してまいります。

政策の概要

歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した道路空間となるよう整備し、体系的な道路網を形成します。

また、既存の道路空間を有効に活用するため、道路空間を自動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の区民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立を目指します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	都市計画道路の整備率	58.2%	76.2%
2	放置自転車等の台数	2,116台	1,000台

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 区内に都市計画決定されている道路延長のうち、完成した都市計画道路延長の割合。(整備済距離数 24.1km/都市計画決定の総延長距離数 41.5km)
- 区内各駅周辺に放置されている自転車(原動機付自転車を含む)の台数。「駅周辺における放置自転車等の実態調査」(毎年度10月・東京都生活文化局)による。

1 道路・橋梁の整備と維持保全

施策の方向

豊島区は、4メートル未満の道路に接する住宅の割合が23区中トップの状況にあるなど、狭あいな道路が多く、都市基盤が脆弱な状況となっています。

災害時の延焼遮断帯や避難路となる都市計画道路の整備をすすめるとともに、身近な生活道路を地域の特性及びユニバーサルデザインに配慮しながら整備し、体系的な道路網を形成します。

また、歩行者や車両が安全で快適に通行できるよう橋梁の整備をすすめるとともに、踏切での歩行者の利便性を向上するための立体横断施設を整備します。

計画事業

単位：千円

6-3-1-1	基幹	区道の安全・安心通行空間確保事業
【事業内要】直営及び請負工事により、24時間体制で区道の道路陥没など道路施設の破損に対し維持管理、修復を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・区道の維持管理		・区道の維持管理
事業費	2,279,980	2,759,380

6-3-1-2	基幹	街路灯事業
【事業内容】夜間における区民の安全を確保するため、街路灯の設置及び点検・修理を行う。また、町会などが管理する防犯灯の維持管理に要する経費の一部を助成する。なお、改修においては、ECO照明に転換し環境に配慮する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・街路灯 66,109 基、防犯灯 4,336 基		・ECO灯具への転換 1,525 基
事業費	1,064,961	1,207,170

6-3-1-3	建設	都市計画道路の整備事業
【事業内容】補助173号線は、安全で快適な道路空間を確保し、災害時には避難路・延焼遮断帯として機能するよう整備する。補助175号線は、東池袋四丁目市街地再開発事業に合わせ整備する。補助176号線は、重点整備地域であり、都施工の81号線整備事業と一体的に整備する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・【173号】用地取得93%、基本設計・修正設計、電線共同溝工事 ・【176号】基本設計、事業認可、用地取得98% 		<ul style="list-style-type: none"> ・【173号】用地取得、実施設計、電線共同溝工事 ・【176号】用地取得、整備工事
事業費	3,519,237	1,606,405

6-3-1-4	建設	区道の整備（特定道路分・一般道路分・まちづくり交付金事業分）
【事業内容】区道の舗装の大規模な打換え、排水施設の改良、歩道の設置、みどりの確保など、主要路線等について総合的な視点から見直しを行い、区民への良好なサービスを提供するために、付加価値の高い道路を実現する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・ビックリガード・パーク通りの車道舗装、ビックリガード舗装路面改修 ・ウイロード排水施設改良工事 ・豊島体育館横の測量・設計・改修工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・池袋駅北口の設計・工事 ・サンシャイン 60 北通りの設計・工事
事業費	240,843	1,129,400

6-3-1-7	建設	区道のバリアフリー化の促進
【事業内容】歩道や立体横断施設、駅前広場など、区道のバリアフリー化を促進する。歩道等の有効幅員2メートル以上の確保、歩道等の縦断勾配を5%以下、横断勾配を1%以下に改修、視覚障害者誘導ブロックの設置などを促進する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・サンシャイン通り歩道拡幅 ・トキワ通り歩道拡幅 		<ul style="list-style-type: none"> ・東池袋3丁目アムラックス横（調査・設計・改修工事）200m・3,000㎡、 ・東池袋1丁目旧東京ガス通り（調査・設計・改修工事）220m・2,600㎡
事業費	71,367	250,000

6-3-1-12	建設	堀之内人道橋に替わる立体横断施設の建設
【事業内容】老朽化の進む堀之内人道橋を撤去する。代替施設として、上池袋と池袋本町の交流を維持・確保するために、立体横断施設を建設する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・用地購入、支障物件移設、立体横断施設の建設、下部・上部工事（エレベータ2基）
事業費		642,000

6-3-1-15	建設	道路構造物の整備
【事業内容】区が管理する道路擁壁、橋梁側壁等の点検等を行い、安全性の維持・耐震性の向上を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・空蝉橋側壁工事 ・千川地下道補修 等
事業費		45,000

6-3-1-16	建設	橋梁点検調査
【事業内容】コンクリート剥離、錆等の腐食化等、老朽化が進行しているJR線路を跨ぐ未架け替えの3橋（池袋大橋、西巣鴨橋、空蝉橋）を含め14橋について点検を実施し、補修を行う。また、国土交通省が定める長寿命化修繕計画を策定する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・3橋（池袋大橋、西巣鴨橋、空蝉橋）補修 ・長寿命化維持修繕計画の策定
事業費		151,000

6-3-1-20	建設	再掲	椎名町駅周辺整備事業	6-1-5-8
【事業内容】鉄道線路によるまちの分断や回遊動線の不足など、地域が抱える課題を解消し、歩行者に優しい駅周辺整備を進めるため、椎名町駅改良工事（バリアフリー化）に併せて、自由通路整備並びに広場や自転車駐車場等の整備を推進する。				
前期事業量（18～22）			後期事業量（23～27）	
			椎名町駅駅舎工事 椎名町駅自由通路工事 椎名町駅駅前広場工事	
事業費				748,474

2 自転車・自動車対策の推進 **重点施策**

🚦 施策の方向

放置された自転車や原動機付自転車、二輪や四輪の違法駐車は、他の通行に支障をきたしてきています。特に夕方や休日には増加する傾向にあり、社会問題化しています。

区民、事業所、行政が協力し、意識啓発をはじめとする対策を推進するとともに、交通安全対策も充実します。

一方、環境負荷が少ない自転車の利用を促進するため、だれもが快適に安心して自転車に乗ることができるマナー啓発や駐輪場などの環境を整備します。

🚦 計画事業

単位：千円

6-3-2-1	基幹	放置自転車等対策の推進事業		
【事業内容】区内駅周辺等での巡回指導を行い、自転車及び原動機付き自転車の適正駐車・放置防止に努めるとともに、放置禁止区域の放置自転車等の撤去・移動を実施する。				
前期事業量（18～22）			後期事業量（23～27）	
・平成18年度放置自転車台数5,887台 ・平成21年度放置自転車台数2,116台			・平成27年度放置自転車台数1,000台	
事業費	1,042,006			1,178,225

6-3-2-2	貢献	自転車駐車場等管理運営事業		
【事業内容】自転車駐車場を適切に管理・運営することにより、利用者の利便を図るとともに、自転車の放置防止に寄与する。				
前期事業量（18～22）			後期事業量（23～27）	
・平成22年度収容台数13,689台			・平成27年度収容台数15,900台	
事業費	1,855,055			2,068,410

6-3-2-4	建設	自転車利用空間ネットワークの整備		
【事業内容】「板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画」（平成12年）に基づき、板橋区と豊島区を結ぶ自転車利用空間ネットワークを形成する。				
前期事業量（18～22）			後期事業量（23～27）	
・劇場通り標識工事・道路工事			・自転車走行空間の整備	

6-3-2-6	建設	自転車駐車場等の整備
【事業内容】自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（平成18年策定）に基づき、区、道路管理者、鉄道事業者での明確な役割分担のもとで、自転車駐車場を整備する。この総合計画の計画期間である平成27年度までに計画に規定する自転車駐車場を確保し、民間駐輪場の整備を含め整備目標6,500台以上を達成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・自転車駐車場等 約5,400台（民間含む）		・自転車駐車場等 約2,600台
事業費	414,061	2,267,250

6-3-2-7	建設	自転車保管所の再構築
【事業内容】区内全域に分散配置している7か所の小規模な自転車保管所を集約し、施設の効率化および収容台数の増加等を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・金網工事1件 ・南池袋公園内施設設計		・南池袋公園内自転車置場 約1,300台
事業費	13,251	259,880

6-3-2-8	貢献	豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の推進
【事業内容】平成18年度に策定された「総合計画」の計画年度が平成27年度で終了するため、新たな計画を策定する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・協議会開催 2回 ・冊子印刷 500冊		・自転車協議会開催 14回 ・自転車乗り入れ台数等詳細調査の実施
事業費	16,632	11,000

3 公共交通の整備

施策の方向

高齢化社会の進展、地球環境問題の視点から、公共交通の役割がますます大きくなっています。身近な交通手段であるバス交通の利便性の向上を関係機関と協議していきます。

計画事業

単位：千円

6-3-3-2	基幹	再掲	新たな公共交通システムによる交通戦略調査	6-1-3-13
<p>【事業内容】魅力ある池袋副都心を築いていく一つの方向として、自動車に過度に依存しない「人と環境に優しい」都市への転換が重要だと考えている。また、現在の人や物の移動を過度に自動車に頼る生活スタイルを改め、公共交通の利用を促進するとともに、機動性など自動車が持つメリットが更に生かされるよう、自動車と公共交通とがバランスよく利用できる都市を築いていきたいと考えている。しかし、現状の姿は、池袋を目的としない自動車が毎日大量に通過し、それを支える道路は歩道が狭いなど、歩行者にとって安全・快適なものとは言い難い状況である。こうした現状から「人と環境に優しい都市」に変えていくためには、複雑多岐にわたる交通課題を個々に対応するのではなく、まちづくりの課題として「ワンパッケージ」で捉え、「解決への道筋」を探り出していく必要がある。</p> <p>池袋をモデルとして自動車に過度に依存しない都市像を検討するため、交通の専門家や国、東京都、地元団体などにより池袋副都心地区都市交通戦略検討員会を設置する</p> <p>LRT等の公共交通の利用促進の方法を検討する</p> <p>交通戦略の検討過程で関係者間の合意形成を図る</p> <p>* LRT...Light Rail Transit の略で、低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと</p>				
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）		
<ul style="list-style-type: none"> 池袋LRT整備構想策定調査 2件 池袋都市交通戦略策定調査（その1） 1件 池袋都市交通戦略策定調査（その2） 1件 		<ul style="list-style-type: none"> LRT基本計画策定 1件 		
事業費	46,597			18,000

6-3-3-新	新規	地域公共バス運行支援事業		
<p>【事業内容】江古田二又と池袋西口間で運行されている「池07系統」バスを、東池袋方面まで延伸し、運行に必要な環境整備および補助金の交付を行う。</p>				
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）		
		<ul style="list-style-type: none"> 区の西部地域と東池袋地域を結び、池袋副都心を回遊するバスの運行支援 		

6-4 災害に強いまちづくりの推進

現状と課題

平成7年の阪神・淡路大震災以来、各地で規模の大きい地震が発生しています。なかでも、平成16年の最大震度7となる新潟県中越地震は多数の死傷者と住宅被害12万棟に及ぶ甚大な被害をもたらしました。その後も、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など、大きな地震が発生しています。また、毎年、台風の通過や前線の停滞等に伴う集中豪雨、土砂災害などが発生していることに加え、近年、ゲリラ豪雨とも呼ばれる局地的集中豪雨の発生頻度が高まっており、各地で人々の生活に深刻な影響をもたらしています。このような災害の教訓に学び、災害発生時に被害を最小限に食い止めることができる「減災社会」を実現していくことが求められています。

「減災社会」の実現には、「自分の命は自分で守る」という考え方に基づく「自助」、発災直後の救出・救護やその後の復興において近隣住民が助け合う「共助」、小中学校における救援センターの整備や応急活動体制の充実等、行政が主体となる「公助」が十分に機能するよう、日頃からそれぞれの「備え」を実践していく必要があります。

また、震災時に池袋駅等で大量に発生することが予想される滞留者への対応は、新しい課題です。鉄道や駅周辺の事業者と連携し、対策を進めることが必要です。

さらに、災害に強いまちづくりを推進するためには、こうした防災行動力の向上とともに、市街地そのものの安全性を高めていくことが重要です。

豊島区の市街地は、商業地を中心に建物の不燃化率の向上が進展し、建物全体の不燃化率は6割を超える一方、接道不良住宅率が23区内で最も高く、木造住宅が密集する区域もまだ広く残っており、震災時に深刻な被害を受ける危険性が懸念されています。これらの地域では、幅員4m未満の狭い道路が多く、環境面の改善、円滑な消防活動や震災時の避難活動のための整備が課題になっています。

面的整備等により市街地の安全性を向上させ、都市構造そのものの防災性を高めることにより、「逃げないですむ、安心して住める」まちづくりを目指すと同時に、大規模な地震による被災後の復興まちづくりに対応するための準備をしておく必要もあります。

こうした「防災まちづくり」は、区民、事業者、行政や関係機関の防災協力体制等を定めた「地域防災計画」との整合を図り、参加と協働により進めていくことが必要です。

都市における大雨時の浸水被害も指摘されています。平成12年9月の東海豪雨では、時間最大114ミリの降雨が観測され、平成17年9月の集中豪雨では、中野区・杉並区周辺で時間最大112ミリの降雨を観測しており、昭和33年9月狩野川台風に次ぐ戦後2番目の水害が発生しました。これまでも、環状七号線調整池など上流域での雨水貯留施設や、豊島区総合グラウンド地下の雨水調整池などによる河川流域全体での総合的な治水対策が進められてきましたが、現在の浸水対策は、河川改修、下水道整備とともに、整備目標が時間最大降雨は50ミリの想定しており、100ミリのを超える集中豪雨に対しては、まだまだ浸水発生を想定したハード・ソフトの対策が必要となっています。

政策の概要

区民のだれもが安心して日常生活を送ることができるよう、災害に強い安全・安心なまちづくりをすすめます。また、区民生活を脅かす様々な災害に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図ります。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	防災訓練参加者数	10,732名	→
2	木造密集地域の不燃領域率	49.8% (平成19年度)	60.0%
3	住宅の耐震化率	80.0%	90.0%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 区民、区、関係機関が一体となって実施する防災訓練への参加者数。
- 2 居住環境総合整備事業を行っている東池袋、染井、上池袋、南長崎、池袋本町の各地区における不燃領域率の割合。平成19年度実績値については、事業が終了している南長崎を除く。
※不燃領域率は、地域内における道路、公園などオープンスペースや燃えにくい建物が占める割合をもとに算出するもので、まちの燃えにくさを表す指標。
- 3 耐震化率とは、新耐震基準（1981（昭和56）年基準）が求める耐震性を有する住宅の割合。

1 防災行動力の向上と連携

施策の方向

「自らのまちは自らの手で守る」ため、地域防災組織を一層充実させていくとともに、高層マンションの増加等の最新動向、災害時の外国語対応などの新たな課題を踏まえた防災意識の普及啓発をすすめていきます。また、事業所と連携して池袋駅等での混乱防止対策を推進するほか、防災ボランティアをはじめ各種ボランティア団体との協働や既存の地域防災組織との連携を強化し、地域の防災行動力の向上を図ります。

計画事業

単位：千円

6-4-1-1	基幹	地域防災組織育成運営事業 再掲 4-1-1-3	
【事業内容】災害時に地域における応急救助活動が円滑に行え、被害を最小限に食い止めることができるよう、防災関係機関等との協働のもと実践的な防災訓練実施の支援や、補助を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・防災訓練実施 延 826 回 ・地域防災組織運営補助 延 648 団体		・防災訓練実施 延 845 回 ・地域防災組織運営補助 延 645 団体	
事業費	98,851		107,905

6-4-1-5	基幹	駅周辺混乱防止対策	
【事業内容】大規模災害の発生時に駅周辺で予想される大量の滞留者の混乱防止を図るため、駅周辺の事業者等と協議会を設置し、「池袋ルール」の策定や情報収集及び提供方法の確保等の対策を検討するとともに、訓練を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・ルール等検討の協議会の運営 延 20 回 ・訓練実施 延 5 回	
事業費			11,455

6-4-1-新	新規	救援センター・避難場所等の案内標識の更新	
【事業内容】老朽化が著しい救援センター・避難場所等の案内標識及び住居表示街区案内板の更新を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・更新及び新設 延 100 基	

2 応急・復興活動を円滑に行う体制の整備

施策の方向

災害時に効率かつ効果的に応急活動を実施するため、災害対策本部機能や備蓄・防災資機材等を充実させるとともに、医療機関や消防・警察などの防災関係機関相互の連携を強化します。また、近隣自治体や地方都市との防災協定をすすめ、広域的な相互支援体制を構築します。

さらに、区内の各種団体との防災協定もすすめ、復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制と、震災発生後の都市復興の手順を時系列的にまとめた「都市復興マニュアル」を整備します。

計画事業

単位：千円

6-4-2-1	基幹	災害対策本部及び通信システム整備	
【事業内容】災害時における応急活動の指針となる災害・防災情報を収集・管理・分析し、災害対策本部に提供するとともに、被災者への情報提供のためのシステムを整備する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・移動系防災行政無線保守（毎年）60局※18～21年度 ・地域系防災行政無線保守（毎年）158局※18～21年度 ・同報系防災行政無線保守（毎年）79局 ・地域防災無線デジタル更新 281局※21～22年度 ・文字表示機能付き戸別受信機への更新・保守 650台 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災無線デジタル保守（毎年）281局 ・同報系防災行政無線保守（毎年）79局 ・戸別受信機保守（毎年）650台 	
事業費	824,498		172,593

6-4-2-6	基幹	震災復興マニュアルの作成	
【事業内容】震災後の都市像及び生活の影響に関する基本方針や具体的な復興の進め方、復興体制等、震災復興の手順をまとめた「震災復興マニュアル」を作成する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査 ・震災復興まちづくり訓練の実施 ・震災復興マニュアル（都市・住宅復興編）の作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興の推進に関する条例制定 ・震災復興マニュアル（生活・産業復興編）の作成 	
事業費	15,005		12,000

3 災害に強い都市空間の形成 重点施策

施策の方向

区内の住宅密集地域では、狭あい道路や行き止まり道路が多く、4m、6m以上の道路が不足していることから、震災時の延焼による大規模火災が懸念されます。

災害による被害を最小限にとどめるため、木造住宅密集地域内の都市計画道路については、早期整備を図り、道路整備と併せて沿道地区の不燃化や狭あい道路の改善を行います。

また、区民の生命を守るため、避難場所、救済センターの安全性の確保等に努めます。

計画事業

単位：千円

6-4-3-1	基幹	居住環境総合整備事業（東池袋4・5丁目地区）	
【事業内容】木造住宅等の密集や公共施設（道路・公園等）の未整備などにより、防災性や住環境に課題があると認められる地域において、道路の拡幅や公園・広場の整備などを進め、併せて老朽住宅の建替えを促進することにより地域の防災性、住環境の改善を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 10回 ・まちづくりニュース発行 1回 ・建替促進助成 3件 ・建替建設資金利子補給 15件 		<ul style="list-style-type: none"> ・建替促進助成 10件 ・建替建設資金利子補給 14件 	
事業費		63,502	197,445

6-4-3-2	基幹	居住環境総合整備事業（池袋本町地区）	
【事業内容】木造住宅等の密集や公共施設（道路・公園等）の未整備などにより、防災性や住環境に課題があると認められる地域において、道路の拡幅や公園・広場の整備などを進め、併せて老朽住宅の建替えを促進することにより地域の防災性、住環境の改善を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 51回 ・まちづくりニュース発行 10回 ・広場検討会 15回 		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 50回 ・まちづくりニュース発行 10回 	
事業費		14,898	22,195

6-4-3-4	基幹	居住環境総合整備事業（上池袋地区）	
【事業内容】木造住宅等の密集や公共施設（道路・公園等）の未整備などにより、防災性や住環境に課題があると認められる地域において、道路の拡幅や公園・広場の整備などを進め、併せて老朽住宅の建替えを促進することにより地域の防災性、住環境の改善を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 81回 ・まちづくりニュース発行 10回 ・建替建設資金利子補給 35件 		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 70回 ・まちづくりニュース発行 10回 ・建替建設資金利子補給 33件 	
事業費		30,692	19,683

6-4-3-5	建設	居住環境総合整備事業（東池袋4・5丁目地区）	
【事業内容】東池袋4・5丁目地区（居住環境総合整備事業）整備計画に定める防災道路3路線（A・B・C）中の一路線である「BC路線」の前期の拡幅整備事業を実施。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 21件 759.92㎡ ・防災道路設計 1件 ・防災道路BC前期路線先行区域道路整備設計 1件 		<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 8件 1,373㎡ ・道路整備1件 600㎡ ・緑道整備1件 820㎡ 	
事業費		733,536	1,068,940

6-4-3-7	建設	居住環境総合整備事業(上池袋地区)
<p>【事業内容】上池袋四丁目のほぼ中央に位置する国立印刷局池袋宿舍跡地を買収し、災害時に救援センター(池袋第一小学校)を補助する防災機能を備えた公園として整備する。また、上池袋一丁目のさくら広場と上池袋中央公園の間に位置する土地を取得し、公園・広場と一体化の整備を行い、地域の防災性や住環境の向上を図る。</p>		
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)
<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園整備 1件 461㎡ ・用地取得 1件 221㎡ ・広場整備 1件 190㎡ ・道路整備 1件 31㎡ 		<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 5件 3,483㎡ (国立印刷局池袋宿舍跡地 3,100㎡・さくら広場拡張 233㎡ 道路拡幅用地 3件 150㎡) ・公園広場整備 2件 3,333㎡
事業費	209,808	2,255,780

6-4-3-9	建設	狭あい道路拡幅整備事業
<p>【事業内容】道路幅員4mに満たない道路を、建築行為にあわせて道路の中心線から2m後退した部分を整備して、幅員4mを確保することにより、安全で快適な住環境の実現を目指すもの。具体的には、事前協議、現場立会いによる道路中心線の決定、事前測量、整備工事、かど敷地の整備工事、事後測量、助成金の交付がある。</p>		
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度整備完了達成率28% 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度整備達成予定率34.0%
事業費	2,062,682	2,117,350

6-4-3-10	貢献	東池袋地区補助81号線街路整備と沿道まちづくり
<p>【事業内容】東池袋四・五丁目地区の補助81号線整備事業は、街路整備と沿道のまちづくりを一体的に行う。それにあわせ建物の不燃化、共同化による延焼遮断帯の整備、公園などのオープンスペースを確保し、地区の防災性の向上、住環境の改善を図る。</p>		
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 24回 ・ニュース発行 3回 ・意向調査・勉強会開催 18回 ・建替促進助成 1件 		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会運営 5回 ・意向調査、勉強会開催 10回 ・建替促進助成 4件
事業費	104,259	215,849

6-4-3-12	建設	居住環境総合整備事業(池袋本町地区)
<p>【事業内容】救援センターである文成小学校に近接する清掃事業所跡地を防災ひろばとして整備するとともに、避難経路を確保するため南側部分に歩道を整備する。</p>		
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)
		<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 2件 4,400㎡ ・公園整備 4,250㎡ ・道路整備 1件 150㎡
事業費		1,259,216

6-4-3-13	貢献	民間住宅耐震改修助成事業及び耐震シェルタ 助成事業
<p>【事業内容】昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅に居住される方に対して、耐震改修工事を行う場合は工事費用の一部を、一定条件を満たす方で東京都の推奨する「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」として選定した耐震シェルターを設置する場合は設置費用の一部を助成する。</p>		
前期事業量(18~22)		後期事業量(23~27)
		<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修助成 35件 ・耐震シェルター設置助成 15件
事業費		22,580

6-4-3-14	貢献	建築物耐震診断助成事業（木造・非木造・緊急輸送道路沿道建築物）
【事業内容】昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された、木造住宅、非木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、耐震診断を行う場合、診断費用の一部を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断助成 75件 ・非木造住宅耐震診断助成 15件 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成 15件
事業費		25,500

6-4-3-15	貢献	分譲マンション耐震化助成事業
【事業内容】昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された一定規模以上の分譲マンションの管理組合の代表者に対して、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション耐震診断助成件数 15件 ・分譲マンション耐震改修助成件数 5件
事業費		65,000

6-4-3-新	新規	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成事業
【事業内容】昭和56年以前に建築確認を受け建築された緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、耐震改修費用の一部を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成 5件

4 総合治水対策の推進

➤ 施策の方向

近年1時間に100ミリを超えるような集中豪雨による都市型水害が発生し、大きな被害をもたらしています。

そこで、河川等の整備や雨水流出抑制対策を総合的に推進し、治水機能の向上を図ります。

➤ 計画事業

単位：千円

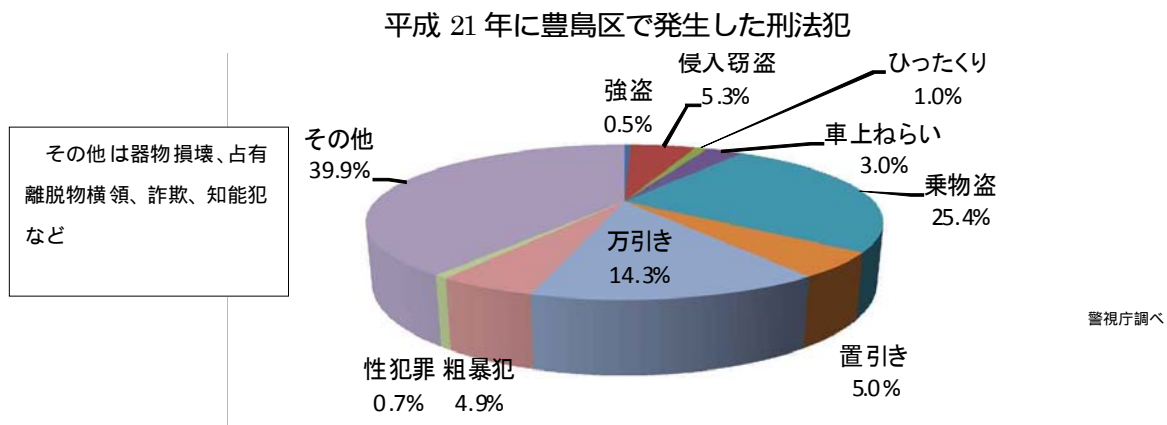
6-4-4-1	貢献	風水害・雪害対策事業
【事業内容】大雨、台風等による道路冠水及び河川の洪水等から区民の生命・財産を保護する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・神田川水位警報装置及び排水場維持管理 ・神田川水位警報システム更新 		<ul style="list-style-type: none"> ・神田川水位警報装置及び排水場維持管理
事業費	85,484	15,645

6-5 安全・安心の確保

現状と課題

区内における平成21年の刑法犯認知件数は7,855件で、過去最も多かった平成15年と比較し、-3,734件、-32.2%と大幅に減少するなど、治安情勢が改善されつつあります。一方で、経済の低迷による閉塞感の高まりや経済金融のグローバル化の進展等がもたらした犯罪のグローバル化現象、振り込め詐欺に見られるような新手の手口、サイバー犯罪の増大等、かつては想像もなかった犯罪がニュースを賑わすことが多くなり、治安に対する新たな脅威として、区民の治安に対する不安が解消されているとはいえない状況にあります。

豊島区は、鉄道駅を中心に繁華街が形成され、その後背地に住宅地域が広がっています。犯罪もそれぞれの地域特性に応じて、人が多く集まり、酔客も多い繁華街では粗暴犯や万引き、乗物盗や置きなどの被害が、住宅地域ではひったくりや振り込め詐欺、侵入窃盗などの被害が発生しています。



区では、区民が安心して暮らせるまちづくりのために、地域と連携した環境浄化活動や防犯意識の啓発活動を進めています。また、地域でも治安回復への機運が高まる中、自分達の力で環境浄化を促進し、犯罪の発生に歯止めをかけようと各地域で防犯パトロール隊を結成し、防犯活動を続けています。

一方、豊島区は、明治通りや川越街道、目白通りなど、交通量の多い幹線・準幹線道路と、住宅地域の補助的・生活道路で構成され、平成16年の時点で道路延長は、304 kmに及んでいます。

平成21年に豊島区で発生した交通人身事故は958件であり、23区の件数で比較すれば19番目に位置しています。

豊島区の交通事故は主に、交差点での車両相互の出合頭による事故が多く、死傷者の事故時の状況では、自転車による事故が最も多く、次いで乗用車、二輪車、歩行者の順になっています。

豊島区では、セーフコミュニティの認証に向けて、交通弱者である歩行者、特に子どもや高齢者、障害者を中心に、交通事故防止について交通安全施設を整備するとともに、警察や学校、地域団体等と協力して、広く交通安全の啓発活動を実施しています。

地域の安全を守っていくためには、区民が自主的に防犯や交通安全に取り組んでいけるよう、事業所、関係団体などとの協働の仕組みづくりを進め、さらに活動を活性化させていくことが必要です。

政策の概要

区民、事業者、警察その他関係機関と連携して、区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐ、安全・安心なまちづくりをすすめます。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	防犯パトロール団体数	125 団体	160 団体
2	犯罪発生件数	7,855 件 (平成21年)	6,300 件
3	犯罪の不安がなく、安心して暮らせると考える区民の割合	25.0% (平成22年度)	↗
4	交通事故発生件数	958 件 (平成21年)	800 件

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 治安回復のための、区民による自主的な防犯パトロール隊の数。
- 区内の刑法犯罪発生件数。
- 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合。
- 区内の道路において、車両（自転車などの軽車両を含む）、路面電車、列車の交通によって起こされた人の死亡または負傷を伴う事故数。

1 治安対策 重点施策

✚ 施策の方向

区内では、犯罪発生件数が減少傾向にあるものの、ひったくり・侵入窃盗などの街頭犯罪のほか、万引き・置引き等の多発型犯罪が後を絶たない現状です。また、風俗営業等に絡む「客引き」などの有害環境が、区のイメージに損失を与えています。

犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。

✚ 計画事業

単位：千円

6-5-1-1	基幹	地域安全対策事業	
【事業内容】区民が安心して暮らせるまちをつくるために、防犯パトロール、携帯電話への安全情報配信、区民団体へのパトロール用資材支援、区立学校への防犯カメラ設置などの治安対策を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 警備員による防犯パトロールの実施 日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日 安全安心メール配信数 519回 防犯カメラ設置施設数（商店街） 4施設 		<ul style="list-style-type: none"> 警備員による防犯パトロールの実施 日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日 安全安心メール配信数 随時 	
事業費		123,639	164,150

6-5-1-4	基幹	青色防犯パトロール車の運用	
【事業内容】区の安全・安心対策を強くアピールし、区民の安心感を確保するため、月曜から土曜の午後1時30分から午後9時30分の間、保育園、小学校や子どもスキップ等に立ち寄りながらパトロールを実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
/		<ul style="list-style-type: none"> パトロールの実施 日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日 	
事業費			78,350

6-5-1-5	貢献	地域防犯力向上設備助成事業	
【事業内容】区内全域のマンション・商店街等を対象として、防犯カメラ・防犯灯・防犯アラーム等の設備補助制度を実施する。継続的に補助を実施することで、防犯機運の醸成及び地域の主体的な取り組みによる防犯環境整備を促進し、地域全体の防犯力を向上させる。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
/		<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等設置助成 マンション延25ヵ所、商店街延10ヵ所 	
事業費			45,000

6-5-1-7	貢献	再掲	学校施設の安全管理 3-4-4-4
【事業内容】児童、生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校の安全誘導、学校施設の警備、設備の保守・点検等、日常的な安全体制を確立する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童通学安全誘導 23校 58カ所 ・通学路等のパトロール 8校 ・防犯ブザー貸与 1,400個 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童通学安全誘導 60カ所 ・通学路等のパトロール 15校 ・警備委託 31校 	
事業費		196,981	413,472

2 交通安全対策

施策の方向

近年の交通事故発生件数及び負傷者数は、ピーク時に比べて減少の傾向にあります。しかし、区における事故発生件数は減少傾向ですが、全体の事故件数に占める自転車事故の割合は増加傾向にあります。急速な高齢化の進展と、ノーマライゼーションの考え方も広がり、道路の機能改善が求められています。

児童や生徒などの通学路安全対策、高齢者や障害者の安全性を確保するため、区民、事業所、行政などが協力し、交通安全対策をすすめます。

計画事業

単位：千円

6-5-2-1	基幹	交通安全施設整備事業
【事業内容】区道の交通安全を図るため、道路標識、街路灯、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設の設置及び維持管理を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・反射鏡、道路標示等の維持管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・反射鏡、道路標示等の維持管理
事業費		148,647 197,030

7

魅力と活力にあふれる・にぎわいのまち

7-1 都市の魅力による集客力の向上

7-1-1 にぎわい魅力商工都市の形成

7-1-2 観光まちづくりの推進

7-1-3 都市交流の推進

7-2 産業振興による都市活力創出

7-2-1 新たなビジネス展開の支援

7-2-2 地域産業の活性化

7-2-3 消費者権利の実現支援

7-1 都市の魅力による集客力の向上

現状と課題

豊島区は、商業、業務機能が集中した池袋副都心を核として、巣鴨、大塚、駒込など、それぞれの地域が歴史と文化に彩られた特色をもち、商工を中心とした産業とともに発展してきました。百貨店、映画館、文化・教育施設、行政に至るまで幅広い都市機能が集積した池袋をはじめ、今も芸術家たちが多く住む目白・長崎界隈、古くからの商業地域として栄え、中高年を中心に大きな集客力を誇る巣鴨や、伝統のある繁華街の名残りととどめる大塚、園芸の里として江戸時代からの歴史と閑静な住宅地域の顔を持つ駒込など、多彩な街並みがあふれています。さらに、区内には、首都圏の一大交通拠点であるターミナル池袋を中心に、各方面を結ぶ鉄道が5社12路線あり、区民や来街者の利便性の高い交通機能を有しています。

しかしながら、昼間人口、区内のJR駅の乗降客、小売業の年間販売額、いずれも減少が進み、池袋をはじめとする地域全体での活力低下が懸念されています。さらに、平成20年6月には、東京メトロ「副都心線」の開通により埼玉県西部と池袋、新宿、渋谷が一つの路線でつながり、平成24年には神奈川県横浜市まで延長される計画予定となっており、地域経済等に及ぼす影響が危惧されています。そのため、都市イメージを向上させ、多くの人々が訪れたいと思う、個性に満ちあふれた魅力ある都市を目指していくことが必要となっています。

そうしたなか、観光まちづくりによる取り組みも重視されており、観光は、21世紀のリーディング産業として、その経済波及効果とともに、地域の活性化にとって大きな役割を果たすものとして期待されています。

国においては、平成18年12月に「観光立国推進基本法」が成立、平成20年10月には、国土交通省の外局として「観光庁」が発足するなど、政府を挙げて総合的かつ計画的に観光立国の実現を目指しています。

区では、平成16年3月、観光振興による地域の活性化を目的に「豊島区観光振興プラン」を策定し、地域の魅力創出や都市交流事業等、多様な観光まちづくりに取り組んできましたが、今日の国の動向等も踏まえた、さらなる取り組みの推進が求められています。

豊島区には、池袋地域を中心として、目白、巣鴨、雑司が谷等、地域ごとに特色があり、様々な文化・観光資源を有しています。それらの魅力を地域の方々と一緒に積極的に発信していくことは、都市の魅力を高めるだけでなく、コミュニティの再生にもつながるものと期待されています。

さらに、豊島区は国内・国外を問わず、多くの人々が集まる都市交流の結末点となっています。区内の文化・観光資源を活用し、文化交流、観光交流を推進することで、人と人との交流を促進し、豊島区のブランド（価値）をさらに高めていくことができます。

新たな文化・観光資源の発掘、観光情報の発信、観光まちづくり基盤整備などの多様な取り組みにより、都市イメージアップと集客力の向上を図ることにより、誰もが訪れたい、暮らしたいと願う魅力あふれるまちづくりを目指します。

政策の概要

豊島区は、池袋副都心をはじめ、巣鴨、大塚、駒込、目白等、地域ごとに様々な特色を有しています。人々が魅力を感じ、多くの人を訪れる都市を実現するため、それぞれの個性を生かし、ハード、ソフト両面での整備を促進します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	小売業年間販売額	772,762 百万円 (平成19年度)	→
2	テレビや新聞などで、豊島区をイメージアップする情報がよく紹介されると考える区民の割合	27.3% (平成22年度)	↗

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 商業統計調査による区内小売業の年間販売額。
- 2 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合。

1 にぎわい魅力商工都市の形成 重点施策

📌 施策の方向

卸売・小売業のみを対象とした平成19年度の商業統計調査によれば、区の卸売・小売業は、平成16年度以降年間販売額が減少しています。

人々が魅力を感じ、多くの人を訪れる都市を実現するため、にぎわいの中心である池袋の活性化とイメージアップを図ります。また、区内の各地域の商業拠点における集客の拡大を図ります。

📌 計画事業

単位：千円

7-1-1-1	基幹	商工団体等振興助成事業	
【事業概要】区内商工業の振興・発展を目的とした事業を実施する団体に対し、事業関連講習会・研修会等の事業経費の一部を助成する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・助成件数 延23件		・助成件数 延25件	
事業費	10,995		10,580

7-1-1-2	貢献	再掲 新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館事業	8-1-1-24
【事業概要】「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口から長崎、千早地域のおよそ40か所でさまざまな画家や、区内小学生の多彩な作品を展示する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・開催会場 延200会場	
		・参加団体 延195団体	
事業費			35,000

7-1-1-6	基幹	再掲 としまものづくりメッセ	7-2-2-12
【事業概要】池袋副都心の産業見本市を開催し、販路拡大や企業間交流等を通じて区内企業を支援する。また、区民には、ものづくり体験等を通じて地域産業への理解・促進を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・参加企業数 延500企業	
		・来場者数 延90,000人	
事業費			117,290

7-1-1-新	新規	産業振興計画改定
【事業概要】個別事業所、事業者への支援を通じ、産業振興を図るとともに、商店街などの取り組みを支援する等、豊島区の特長や特徴を生かした産業振興計画を策定する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査2回 ・商工政策審議会4回 ・パブリックコメント実施1回

2 観光まちづくりの推進

✚ 施策の方向

豊島区は、一日の乗降客数全国有数の池袋駅を中心に多くの来街者を迎えています。

文化芸術に彩られた独自の歴史を持つ区として、多様な目的を持った内外の来街者が快く訪れ、楽しさと満足、やさしさと親しみを感じられる観光都市を目指します。

✚ 計画事業

単位：千円

7-1-2-1	基幹	観光情報センター運営事業
【事業概要】来街者に向けた情報の発信拠点として、治安機能を兼ね備えた観光情報センターの運営を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・利用者数 延 219,427人		・利用者数 延 213,500人
事業費	83,901	84,845

7-1-2-7	貢献	観光イベント支援
【事業概要】区内のイベント等を育成・支援し、観光資源としての開発を図り、多くの来街者で活気ある観光都市づくりを目指す。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・イベント支援数 延 50件
事業費		175,800

7-1-2-新	新規	観光振興プラン改定
【事業概要】「ビジットシティとしま」の実現に向けて、平成15年度に策定された「豊島区観光振興プラン」の現状調査を行い、検証・分析・改定を進める。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・調査の実施 ・策定委員会の開催 6回

7-1-2-新	新規	トキワ荘・並木ハウス関連事業（第3ステージ）
【事業概要】来街者や区民が豊島区ゆかりのマンガ文化に触れる機会を増やし、これらの情報を発信することによってまちの魅力を高め、地域の活性化を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ゆかりの地の解説板設置 計10基 ・紫雲荘を活用したマンガ家育成支援 ・雑司が谷案内処来処者数 延126,000人

7-1-2-新	新規	椎名町駅舎改修に伴う駅周辺観光情報発信事業
【事業概要】西武池袋線「椎名町」駅舎改修に伴い、駅舎自由通路内に「池袋モンパルナス」や「トキワ荘」など、地域の文化を発信できるような取り組みを行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・案内板設置 ・ギャラリー運営

7-1-2-新	新規	（仮称）池袋北口路上美術館事業
【事業概要】池袋駅北口にある約140mのブロック塀または塀上の網に、パネル看板を設置し絵画や写真を印刷した紙を貼付し、路上美術館として活用する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・パネル看板設置 ・絵画写真等展示

3. 都市交流の推進

📌 施策の方向

豊島区は、これまで内外の都市とのさまざまな交流を積極的に進めてきました。

これまで培ってきた各都市との交流を区の魅力の向上につなげるとともに、国内外から、多くの人を訪れ、住み、暮らす特性を生かし、国際的な観光都市としての取り組みを進めます。

📌 計画事業

単位：千円

7-1-3-1	貢献	友好都市観光物産展
【事業概要】友好交流のある自治体を招聘し、区内イベントと同時に観光物産展を開催する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・参加自治体数 延93団体 		<ul style="list-style-type: none"> ・参加自治体数 延100団体
事業費	5,134	5,680

7-2 産業振興による都市活力創出

現状と課題

日本経済は、海外経済の減速や急激な為替変動など経済のグローバル化に伴う影響や、少子高齢化、人口減少社会、消費者ニーズ・ライフスタイルの多様化など、対応すべきさまざまな課題を抱えて先行き不透明な状況にあります。

一方、近年、都心部を中心にした大規模開発プロジェクトが進展しており、豊島区においても多様な機能が集積する都市として人口の増加が続いています。

区の産業は、卸売・小売業、飲食業が約4割で最も多く、次いで、サービス業が約3割を占めており、その大半が300人未満の中小企業です。中でも、全事業所数の約4割、従業者数の約6割が池袋地域に集中し、小売業の年間販売額の約8割が池袋地域で占められています。区の産業構造は、池袋地域を産業集積拠点として、第三次産業の商業・サービス業が大きなウエートを占める都市型構造となっています。

平成8年以降、主要産業である卸売・小売業、飲食業をはじめ、地場産業である出版・印刷・関連産業の工場など、概ねすべての業種の事業所数、従業者数が減少傾向にあり、中小企業や地域の商店街の経営は厳しい状況が続いています。地域の人々の生活の充実に密接に結びつき、まちのにぎわいを形成する商業の衰退傾向は、都市活力の低下を招くものとして懸念されます。

区が将来にわたり持続的な発展を遂げるためには、区内産業およびその基盤をなす中小企業を中心とした地域産業の活力創出のために、中小企業の経営の安定・強化が不可欠であり、創業・起業活動の支援や新たな事業支援等、現状にあった産業振興の施策を展開する必要があります。

区では、平成16年3月、にぎわいと活力のある「人・交流・にぎわい商工都市」の形成を目指し、「豊島区産業振興計画」を策定しました。都市の魅力と活力を高める視点から、新しい経済活動の促進や、区民生活を支える商店街・サービス業の活性化、人材育成の推進、起業促進等を目標に取り組んでいます。

しかしながら、現計画は策定からすでに6年が経過しており、豊島区を取り巻く社会経済環境の急激な変化に対応した新たな施策の方向性等を明らかにするため、今後、計画の改定を検討していきます。

また、IT化の進展、食の安全・安心や環境問題などへの関心の高まりなど、社会環境の変化は企業活動の積極的な事業展開や多様化をもたらし、消費者にとって、生活の利便性や個性豊かなライフスタイルをもたらす反面、新たな消費者問題を生じさせています。

相次ぐ食品偽装や製品事故、平成21年9月の消費者庁設置や平成22年6月の改正貸金業法の完全施行など、近年、消費者行政に注目が集まっています。

区においても、消費者からの相談内容は多様化しており、従来からのキャッチセールスや、サラ金・ヤミ金等の相談に加え、インターネットを含む通信サービスや通信販売に関する相談も多くみられ、高齢者からの相談の占める割合も高くなっています。

こうした中で、消費者を取り巻く環境の変化に対応して、相談体制を整備することはもちろん、消費者が被害にあわず、よりよい生活を営むための情報と学習の機会を提供することで、消費者権利の実現を支援することが求められています。そのためには、地域の警察や司法関係団体、消費者団体や教育機関との連携・役割分担にとどまらず、企業との関係構築を進めることも重要となっています。

政策の概要

全国すべての事業所を対象とした事業所・企業統計調査によれば、区内の事業所数は平成16年を境に微増していますが、区の地域経済は極めて厳しい状況が続いています。

人口の集中と多様な機能が集積する豊島区の特長や特徴を生かした産業の振興、育成を図り、都市の魅力と活力を創出します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	起業相談件数	502件	580件
2	区内事業所数	19,547事業所 (平成18年度)	21,000事業所

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 中小企業相談件数のうち、起業に関する相談件数。
- 2 事業所統計による区内事業所数。

1 新たなビジネス展開の支援

✚ 施策の方向

新たなビジネス展開を支援するために、人材育成、起業環境の整備などを進め、起業の促進とその定着を図ります。

事業者に対して、コンサルティングやサポート機能を強化するなど、支援事業を充実させます。

✚ 計画事業

単位：千円

7-2-1-1	貢献	創業起業推進事業	
【事業概要】産学連携支援や講座・研修会などの機会づくり、企業関連情報の提供、融資相談など、起業を目指す人に対する支援・相談を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 講座回数 21回 相談 2件 補助金交付件数 1件 		<ul style="list-style-type: none"> 講座等回数 延 30回 参加者数 延 1,100人 	
事業費		9,442	4,505

7-2-1-2	基幹	としまビジネスサポート事業（セミナー事業）	
【事業概要】中小企業者に対して、販路拡大や実務的な観点からの情報を提供するセミナーを開催し、区内企業の発展を支援する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 講座数 延 26回 参加者数 延 1,600人 	
事業費			20,700

2 地域産業の活性化

重点施策

✚ 施策の方向

地域の商店街を活性化するため、空き店舗対策、装飾街路灯等の施設整備、ITを活用した販売促進など、商店街が取り組む活性化事業を支援します。

また、商店街や地域が一体となって取り組む商業イベントを支援します。

さらに製造業の再生を図るため、同業・異業種交流の促進、取引範囲の拡大支援、融資制度等の充実を図ります。

7-2-2-1	基幹	中小企業支援事業
【事業概要】区内中小企業の新たな企業戦略や取り組みに対し、専門家やアドバイザーの派遣、広く企業活動を支援するための産業見本市等への出展補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・補助件数 延 600 件
事業費		35,000

7-2-2-3	基幹	区内公衆浴場支援
【事業概要】公衆浴場は、区民に入浴機会の提供という保健衛生の面からだけでなく、ふれあい入浴事業や、浴場ミニデ－サービスである湯友サロンなど区民の健康増進事業、災害時の給水・入浴支援など、地域の重要な役割を担っている。自家風呂のない住民が利用せざるを得ない公衆浴場に対して、その利用者数の減少に比較しての急激な廃業を食い止めるため、施設改修費等の一部を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・改修補助金件数 延 150 件 ・経営改善費助成金件数 延 165 件 ・ガス燃料化補助浴場数 延 115 浴場
事業費		227,622

7-2-2-6	基幹	空き店舗対策事業
【事業概要】商店街等が空き店舗を活用し、地域コミュニティの形成や地域経済の活性化に寄与する施設を整備する場合に、店舗改装費や家賃の一部を助成する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
・補助金交付件数 延 12 件		・補助金交付件数 延 10 件
事業費	11,339	20,000

7-2-2-8	基幹	としまビジネスサポート事業（相談事業）
【事業概要】中小企業事業者からの経営・融資・起業創業等の相談、支援を、関係機関や民間事業者等と連携し、ワンストップサービスで提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・相談件数 延 20,000 件
事業費		96,856

7-2-2-12	基幹	としまものづくりメッセ 再掲7-1-1-6
<p>【事業概要】池袋副都心の産業見本市を開催し、販路拡大や企業間交流等を通じて区内企業を支援する。また、区民には、ものづくり体験等を通じて地域産業への理解・促進を図る。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業数 延500企業 ・来場者数 延90,000人
事業費	117,290	

7-2-2-21	基幹	商店街電灯料補助事業
<p>【事業概要】商店街が設置する装飾街路灯等の電灯料に対して補助金を交付し、商店街の活性化と地域の安全・安心を図る。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助団体数 延465団体
事業費	141,430	

7-2-2-25	基幹	中小商工業融資事業
<p>【事業概要】区内中小企業の経営と安定を図るため、金融機関へ融資あっせんを行うとともに融資資金の利子補給・信用保証料補助を行う。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・融資斡旋件数 延5,000件
事業費	900,000	

7-2-2-27	基幹	商店街イベント事業支援
<p>【事業概要】商店街等が行うイベント事業に対して補助金を交付し、商店街の活性化を図る。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業数 延500事業
事業費	280,400	

7-2-2-29	貢献	就業支援事業
<p>【事業概要】ハローワークとの連携による雇用促進事業（就職面接会）を開催するとともに、職業準備、就職活動、キャリアアップ等求職者に対するセミナーを実施する。また、家庭外に働きに出ることが困難な求職者に対し、内職あっせんを行う。</p>		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・面接会回数 延15回 ・セミナー回数 延25回
事業費	7,500	

3 消費者権利の実現

✚ 施策の方向

近年、区の消費生活相談の件数が増加傾向にあります。

適切な相談が受けられるよう体制を整備するとともに、消費生活に関する必要な情報と消費者教育の機会を提供することにより、消費者の権利を実現し、その自立を促進します。

✚ 計画事業

単位：千円

7-2-3-1	基幹	消費者被害防止啓発事業（消費者情報提供及び被害防止事業）	
【事業概要】悪徳商法等による消費者被害未然に防止するために、繁華街における街頭放送や街頭啓発宣伝行動を実施し、啓発用リーフレットの作成配布や、出前講座等による注意喚起及び情報提供を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・出張講座 100回		・出張講座 100回	
事業費	13,032		11,955

7-2-3-2	基幹	消費生活相談事業	
【事業概要】区民が消費生活を営む上で生じる苦情や疑問に答え、不当に受けた被害から公平・迅速な救済を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・相談件数 延 11,950件		・相談件数 延 13,000件	
事業費	96,454		96,040

7-2-3-3	基幹	消費者教育事業	
【事業概要】一般区民（消費者）を対象に、安全で安心して消費生活を営むことができるよう日常生活を取り巻く消費者問題を幅広く学び、消費者トラブルを未然に回避できる自立した消費者を育成する目的で、最新情報をテーマにした啓発講座や体験講座など多様な講座を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・教育講座 89回		・教育講座 90回	
事業費	5,419		4,487

8

伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

8-1 文化によるまちづくりの推進

8-1-1 文化によるまちの活性化

8-1-2 新たな文化芸術の創出と創造環境の整備

8-1-3 地域文化・伝統文化の継承と発展

8-2 文化芸術の振興

8-2-1 文化芸術鑑賞機会の充実

8-2-2 文化を支え、発展させる人材の育成

8-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

8-3-1 生涯学習の環境整備

8-3-2 個の学びから社会的な学習活動への転換

8-3-2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

8-1 文化によるまちづくりの推進

現状と課題

江戸時代の豊島区地域は、大都市江戸に隣接しているという地理的条件から、野菜類や季節の花木類を栽培し、それらを江戸市中に向けて販売する、という江戸の近郊農村として発展してきました。そして、明治時代以降、鉄道の敷設や道路の整備とともに急激に都市化が進み、商工業地域と住宅地域とが混在する現在の姿へと大きく変貌を遂げてきたのです。

このような歴史的経緯を持つ豊島区には、自由学園明日館、法明寺鬼子母神堂、雑司が谷旧宣教師館、金剛院山門、旧江戸川乱歩邸土蔵、長崎獅子舞、富士元囃子といった有形無形の文化遺産をはじめ、多くの芸術家たちが創作活動を行い、交流を繰り広げた「長崎アトリエ村」「池袋モンパルナス」や、戦前期の大衆文化を支えた大都映画撮影所跡、江戸川乱歩が「少年探偵団」などを執筆した旧宅、現在のマンガ文化の源流となった手塚治虫らが創作活動を行った「トキワ荘」跡など、それぞれの時代を創ってきた多様な文化的事跡や日跡が存在しています。

豊島区の持つこれらの多様な文化資源は、区内各地域に暮らす区民共通の連帯感や地域コミュニティ形成に資するものです。しかし、豊島区は居住者の転出入等に伴う人の流動性が高く、ファミリー世帯に比較して単独世帯の割合が大きいことなどから、地域の伝統の継承が難しくなっています。また、地域の歴史や伝統文化について十分知られていない状況もあります。

そのため、豊島区では、地域固有の文化資源を大切に保存・継承し、積極的に地域活動の取り組みや新しい文化活動に活用していく施策を進めています。これにより新たな地域活性効果を生み出すと同時に、各地域における文化資源の魅力を様々な手段で内外に発信することで来街者の誘引にも効果を生み出すことが期待されます。

豊島区には後世に伝えるべき伝統文化が多数ある一方で、発展を続けるまちとして、新しい文化も生み出しつづけています。区内には東京芸術劇場、舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）、豊島公会堂、地域文化創造館、図書館、熊谷守一美術館、郷土資料館などの公設の文化関連施設があります。さらには大学や各種専門学校のほか、映画館、劇場、演芸場、博物館、書店、出版、印刷、服飾・デザイン、情報などの文化関連産業が集積しており、区民や来街者の文化活動を誘引するとともに、その受け皿となっています。

また、区内の各地域では、区民主体の団体や企業、商店街、NPO等による特色のある文化活動がさまざまな形で展開されています。

そうした多様な主体による活動をさらに充実させ、魅力と活力あるまちづくりを推進するためには、新たな文化の創出に向けた創造環境づくりが何よりも重要です。さらには、それらの活動を産業や観光をはじめ、福祉、教育、環境等の幅広い分野とより積極的に結びつけながら、さらに活発化させていくことが必要です。

豊島区では、平成22年3月、豊島区文化政策推進プランを策定しました。これは、平成18年4月に施行された「豊島区文化芸術振興条例」に基づく「文化芸術振興に関する計画」であり、文化を基軸としたまちづくりを区民とともに展開していくための基本的な指針を示すものです。

区民の文化的活動を支援し、企業、大学、NPOなど多様な文化創造の担い手による交流とにぎわいの中から地域力を創出し、新たな価値を生み出す「文化創造都市」の実現を目指します。

政策の概要

文化は人の心を豊かにするとともに、新たな交流とにぎわいを生み出し、都市の魅力と活力の源泉となります。区内の各地域において、多様な主体による創造的な文化的活動が活発に行われるとともに、まちづくりや産業、福祉、教育、環境、青少年育成など諸分野の施策と結びついて、区全体が活力をもって発展することを目指します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)入場者数	122,959人	123,000人
2	歴史的文化財や文化資源が保存・活用されていると考える区民の割合	25.9% (平成22年度)	↗

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 東池袋四丁目再開発ビル内に舞台芸術を中心に区民の交流と文化創造の拠点として平成19年度に開設した施設の入場者数
- 2 「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合

1 文化によるまちの活性化 重点施策

📌 施策の方向

豊島区固有の文化資源の再発見と保護に努め、その積極的な活用を図るとともに、文化関連産業等の活性化を支援します。

また、文化芸術はもとより、まちづくりや産業、観光、教育、子ども施策等、豊島区らしさを大切にしながら、総合的な文化政策を推進し、地域を活性化させていきます。

さらに、文化を基軸とした地域コミュニティの形成と促進を図りながら、区民一人ひとりが暮らしの中に豊かさや潤いを見出すことのできる活力あるまちづくりを目指します。

📌 計画事業

単位：千円

8-1-1-2	貢献	文化資源の保護と活用事業	
【事業概要】文化財を調査し登録・指定して保存と活用を図るとともに、文化財の管理・修理等に必要な経費を助成する。文化財講座の開催、刊行物の発行、説明版の設置等により、区民が文化財に親しむ機会の拡大に努める。開発事業にかかわる埋蔵文化財発掘調査を実施し、報告書を作成する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業参加者数 延 5,586 人 文化財展示、文化財講座、文化財刊行物発行 		<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業参加者数 延 6,000 人 文化財展示、文化財講座、文化財刊行物発行 	
事業費		158,852	182,198

8-1-1-18	基幹	(仮称)西部地域複合施設文化拠点準備事業	
【事業概要】(仮称)西部地域複合施設に、郷土資料分野、美術分野、文学・まんが分野の3分野を含むミュージアム系機能として(仮称)芸術文化資料館を設置する。現在の郷土資料館は、(仮称)芸術文化資料館に移設する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 委員会開催年 4 回 	
事業費			6,645

8-1-1-22	建設	(仮称)西部地域複合施設の整備	
【事業概要】平和小学校跡地に西部区民事務所、西部保健福祉センター、千早地域文化創造館、千早図書館、(仮称)区民ひろば要、(仮称)芸術文化資料館、救援センター、健康づくり支援の各機能を備えた複合施設を整備する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> 基本設計 実施設計 複合施設建設 	
事業費			4,476,323

8-1-1-23	貢献	「池袋演劇祭」助成事業 再掲8-2-1-1
【事業概要】「演劇のまち池袋」を支える主要なイベントである、豊島区舞台芸術振興会主催による「池袋演劇祭」に対して補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 延 238,816 人 ・参加劇場数 延 75 劇場 ・参加演目数 延 239 演目 		<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 延 292,500 人 ・参加劇場数 延 80 劇場 ・参加演目数 延 250 演目
事業費	14,000	14,000

8-1-1-24	貢献	新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館 再掲7-1-1-2
【事業概要】「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口から長崎、千早地域のおよそ40か所でさまざまな芸術家や、区内小学生の多彩な作品を展示する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・開催会場 延 200 会場 ・参加団体 延 195 団体
事業費		35,000

8-1-1-25	貢献	「フェスティバル/トーキョー」開催事業
【事業概要】東京都歴史文化財団の「東京文化発信プロジェクト」の一環として池袋周辺において国際的舞台芸術フェスティバルを開催することにより、「演劇のまち池袋」のPR、池袋のイメージアップ及び豊島区のシティーセールスに資する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・掲載記事数 延 1,000 件 ・演目数 延 75 演目
事業費		50,000

8-1-1-26	貢献	豊島区アートステーション事業
【事業概要】東京都歴史文化財団のアートポイント計画の一プログラムとして、同財団、NPO 法人アートネットワーク・ジャパンとの協働により、文化芸術によるまちづくりの活動を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・アートプログラム 延 6 件
事業費		9,000

8-1-1-新	新規	新公会堂のあり方検討
【事業概要】庁舎移転後の再整備に伴い、新たな区民の文化芸術活動拠点としての新公会堂のあり方を検討する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・新公会堂あり方検討会等の開催

2 新たな文化芸術の創出と創造環境の整備

施策の方向

質の高い創造活動を支援し、豊島区の文化芸術の全体的な質の向上と活性化を図ります。

区への来街者や他都市との文化的・創造的な交流を通じて、多様な文化芸術活動を展開し、まちづくりへ発展させていきます。

計画事業

単位：千円

8-1-2-6	基幹	舞台芸術交流センターの管理・運営	
【事業概要】豊島区の文化を創造・発信し、副都心池袋のにぎわいを創出するため、舞台芸術の上演や文化芸術の担い手育成事業、施設提供事業などを行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・年間劇場動率約97% ・劇場集客数 延227,490人（平成19年9月～） ・年間会議室稼働率約72% 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間劇場稼働率95% ・劇場集客数 延325,000人 ・年間会議室稼働率75% 	
事業費		708,287	882,190

8-1-2-9	基幹	文化芸術創造支援事業 再掲8-2-2-1	
【事業概要】旧朝日中学校をアート系NPO法人に貸与し、文化発信拠点として活用する。文化芸術活動の活性化と創造環境の整備を通じて、地域社会の活力向上を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・稽古場利用応募件数 延641件 ・にしすがも創造舎内ワークショップ開催回数 延332回 ・施設改修 		<ul style="list-style-type: none"> ・稽古場応募件数 延570件 ・にしすがも創造舎内ワークショップ開催回数 延260回 	
事業費		47,655	10,812

3. 地域文化・伝統文化の継承と発展

施策の方向

豊島区には歴史に裏づけられた文化資源が数多く存在します。芸術作品や文化財、文化芸術活動、まちのにぎわいなど、様々な文化資源の魅力をわかりやすく伝える工夫を行いながら、区の内外に発信していきます。

また、地域に根付き、育まれてきた伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域のまつりやイベントを支援していきます。

計画事業

単位：千円

8-1-3-1	基幹	雑司が谷旧宣教師館の管理・運営	
【事業概要】都の指定有形文化財である建物の保存に努めるとともに、地域にゆかりのある「赤い鳥」にちなんだ図書コーナーの設置、お話し会、コンサートなどの事業を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・開館日数 1,354日 ・イベント回数 延 103回 ・来館者数 延 65,480人 		<ul style="list-style-type: none"> ・開館日数 1,337日 ・イベント回数 延 100回 ・来館者数 延 70,000人 	
事業費		33,255	40,482

8-1-3-2	基幹	郷土資料館の管理・運営	
【事業概要】区民及び来館者に豊島区の歴史、文化を紹介し理解を深めていただくために、豊島区に関する貴重な郷土資料を収集・整理・保存するとともに、調査・研究・展示、講座の開催、刊行物の発行を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・開館日数 1,247日 ・イベント回数 延 49回 ・来館者数 延 72,114人 		<ul style="list-style-type: none"> ・開館日数 1,184日 ・イベント回数 延 50回 ・来館者数 延 75,000人 ・（仮称）西部地域複合施設への移設 	
事業費		96,236	163,785

8-1-3-3	基幹	伝統工芸振興事業	
【事業概要】後継者難や企業規模の零細性ゆえに衰退傾向にある伝統工芸品産業の育成発展を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸展開催 延 5回 ・伝統工芸展来場者数 延 7,138人 ・伝統工芸団体への助成金交付件数 延 5件 		<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸展開催 延 5回 ・伝統工芸展来場者数 延 7,500人 ・伝統工芸団体への助成金交付件数 延 5件 	
事業費		12,494	17,105

8-1-3-4	貢献	民俗芸能inとしま助成事業	
【事業概要】区内に伝わる民俗芸能の継承を支援するため、豊島区指定無形民俗文化財である「富士元囃子」「長崎獅子舞」のほか近隣地域や姉妹都市、友好都市の民俗芸能公演を開催する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・公演回数 延5回 ・来場者数 延3,426人		・公演回数 延5回 ・来場者数 延3,340人	
事業費		19,327	20,465

8-1-3-5	基幹	郷土資料館区民利用の情報基盤の整備	
【事業概要】郷土資料館が収蔵する地域の歴史・文化資料を区民の共有財産として活用するため、資料のデータベース化を図り、区民の利用に供する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・データベース作成、公開	
事業費			26,435

8-1-3-新	新規	旧鈴木信太郎邸の保存・活用	
【事業概要】フランス文学者鈴木信太郎氏の旧宅を譲り受け、文化財として建物の保存を図りつつ、地域の貴重な文化資源として広く区民に公開し、活用を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・保存、活用調査、保存改修工事、公開・活用	

8-2 文化芸術の振興

現状と課題

平成13年12月、「文化芸術振興基本法」が施行され、地域特性に応じた文化芸術振興施策の実施が地方公共団体の責務であるとされました。

これを受け、豊島区では平成17年9月に「文化創造都市宣言」を行い、さらに平成18年4月に施行した「文化芸術振興条例」では、文化芸術の振興についての基本理念と区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その取り組みによって誇りと活力に満ちた文化の風薫る地域社会の形成を図ることとしています。

豊島区内で区民が身近に触れることができる文化芸術の状況を見ると、池袋を中心に、東京芸術劇場をはじめとして、劇場、演芸場、映画館、博物館など文化芸術を鑑賞するための施設が集積しており、各施設が魅力ある文化芸術を提供しています。平成19年には、区立舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）と新中央図書館がオープン、さらには熊谷守一美術館が豊島区初の区立美術館として再出発し、いずれも新たな文化発信拠点となっています。

また、住民や各種団体が主体的に参加し、運営する文化芸術関連の催しとして、「としま区民芸術祭」、「池袋演劇祭」、「新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館」をはじめとする多様な取り組みが区内の各地域で展開されています。

その他、日常的に行われる個人や地域団体の文化芸術活動が、地域の公共施設等を活動の舞台として従来から活発に行われてきましたが、近年専門性を有するNPO法人等が地域に拠点をもち、文化芸術活動を通して区民の交流を促し、地域コミュニティを活性化する取り組みも積極的に展開されています。

今後は、さらに多くの人々が、文化施設にとどまらず、それ以外のさまざまな場所で文化芸術に触れることのできる多様な機会を広めることが求められます。

区内では、学校、幼稚園、保育園や福祉施設、高齢者施設等にアーティストが出向いて、子どもたちや施設の利用者に作品を見せたり、一緒に創作活動を行ったりするアウトリーチ活動をはじめ、障害を持つ人々の文化芸術活動に対する支援として、作品展の開催や作品の販売活動等がさまざまな形で行われています。こうした取り組みは、文化芸術活動のすそ野を広げると同時に、多様な人々の社会参加や自立支援を促進するという福祉的な役割をも有するものです。

このような幅広い文化芸術活動をより活発化させ、充実させていくためには、その担い手、支え手になる人材が何よりも重要です。文化芸術活動を行う人、その活動を支えリードする人、人と人、活動と活動とをつなげる人等、より多くの人々が主体的に関わることによって文化によるまちづくりが進展します。そのためにも、文化を支え、発展させる人材の育成は、今後、より重点的に取り組むべき課題となっています。

政策の概要

区民が日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌づくりを進め、文化芸術を活発化し、文化の風薫るまちを目指します。

文化芸術の担い手である区民の主体性を尊重しつつ、活動の意欲の向上や交流を支えるとともに、より質の高い文化芸術創造活動への展開を目指します。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	池袋演劇祭の入場者数	34,236人	58,000人
2	文化芸術創造支援事業における創造活動件数	146件	150件

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 豊島区舞台芸術振興会が主催し、毎年9月に区内劇場を会場として開催する演劇祭(区は経費を助成)の入場者数。
- 2 区とNPO法人が展開している舞台芸術の稽古場提供や子供向けワークショップ、地域交流などの活動件数。

1 文化芸術鑑賞機会の充実

施策の方向

既存の施設を文化芸術創造の拠点としてより有効に活用するための取り組みを積極的に図り、東京芸術劇場や民間の劇場、映画館等との連携を進めながら、区民が優れた文化芸術を鑑賞する機会を拡充します。

また、文化芸術活動団体や文化人、アーティスト等との連携により、区民が身近に文化芸術に接する機会の拡充を図ります。

計画事業

単位：千円

8-2-1-1	貢献	再掲 「池袋演劇祭」助成事業	8-1-1-23
【事業概要】舞台芸術をより多くの区民に親しみやすいものとするを目的に、豊島区舞台芸術振興会が主催する「池袋演劇祭」に対して補助を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 延 238,816 人 ・参加劇場数 延 75 劇場 ・参加演目数 延 239 演目 		<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 延 292,500 人 ・参加劇場数 延 80 劇場 ・参加演目数 延 250 演目 	
事業費		14,000	14,000

8-2-1-2	基幹	美術作品等展示・管理事業
【事業概要】区施設に文化的潤いと親しみをもたせるとともに、来訪者の美術作品鑑賞機会を増やすため、美術作品の借上げ展示等を行う。また収蔵美術作品の整理・保管・活用を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・借り上げ展示作品数 延 62 点 		<ul style="list-style-type: none"> ・企画展開催 延 4 回 ・借上展示作品数 延 70 点
事業費	20,833	47,138

8-2-1-4	基幹	区立熊谷守一美術館の管理・運営
【事業概要】熊谷守一作品 153 点の寄贈を受け、平成 19 年 11 月に区立美術館として開設。美術館の管理・運営は指定管理者が行っている。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・観覧者数 延 50,000 人
事業費		52,110

8-2-1-11	基幹	としま区民芸術祭助成事業	
【事業概要】としま未来文化財団がとしま区民芸術祭（豊島区管弦楽団演奏会、同吹奏楽団演奏会、美術・書道・華道総合美術展、区民文化祭）を実施することに対し助成する。区民の交流、文化芸術に対する理解と創造意欲を促進すると同時に、身近な文化芸術観賞の機会を提供する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・来場者数 延 46,324 人		・来場者数 延 45,000 人	
事業費	86,207		79,085

8-2-1-12	貢献	区民参加によるアート・ステージ助成事業	
【事業概要】区民やジュニア・アーツ・アカデミーの子どもたちが参加するオペラ公演に対し助成する。東京音楽大学及び東京芸術劇場との連携により、広く区民にオペラ鑑賞の機会を提供する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・来場者数 延 4,145 人		・来場者数 延 3,998 人	
事業費	34,970		34,015

8-2-1-13	貢献	庁舎ロビーコンサート実施事業	
【事業概要】東京音楽大学の協力により、昼休み時間を利用して本庁舎ロビーでミニコンサートを実施している。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・来場者数 延 2,980 人	
事業費			890

2 文化を支え、発展させる人材の育成

重点施策

✚ 施策の方向

区民の自主的な文化芸術活動が活発に展開できるよう支援します。大学やNPO、企業等の多様な担い手と連携を図りながら、地域活動の活性化を通じて、文化の創造・推進を担う人材を育てます。

✚ 計画事業

単位：千円

8-2-2-1	基幹	再掲 文化芸術創造支援事業 8-1-2-7
【事業概要】旧朝日中学校をアート系NPO法人に貸与し、同法人の実施する、演劇・ダンス等の稽古場提供、子ども向けワークショップ等の文化芸術の担い手育成事業を支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・稽古場利用応募件数 延 641 件 ・にしすがも創造舎内ワークショップ開催回数 延 332 回 ・施設改修 		<ul style="list-style-type: none"> ・稽古場応募件数 延 570 件 ・にしすがも創造舎内ワークショップ開催回数 延 260 回
事業費	47,655	10,812

8-2-2-2	貢献	ジュニア・アーツ・アカデミー助成事業
【事業概要】東京音楽大学等の協力を得て、子どもを対象に声楽、楽器演奏をはじめ、多様な文化芸術経験の機会を提供する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 延 120 回 ・参加者数 延 3,838 人 		<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 延 120 回 ・参加者数 延 4,618 人
事業費	16,177	15,715

8-2-2-4	基幹	「としま文化フォーラム」助成事業
【事業概要】文化創造の担い手を育成することを目的に、としま文化フォーラム実行委員会が、著名な文化人を講師に招き、開催している「としま文化フォーラム」に対する補助を行う。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 延 5,425 人 ・開催回数 延 60 回 		<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 延 5,000 人 ・開催回数 延 50 回
事業費	6,045	10,000

8-2-2-5	貢献	区民参加による演奏会助成事業	
【事業概要】「第九」などを演目とする「区民参加による演奏会」参加者を区民から公募し、東京音楽大学等の協力のもと年末に東京芸術劇場大ホールで演奏会を上演する、としま未来文化財団の事業へ補助を行う。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・来場者数 延 7,788 人		・来場者数 延 9,800 人	
事業費	33,725		28,715

8-2-2-12	基幹	子どものための文化体験プログラム	
【事業概要】子どもに向けた演劇の制作と上演及び関連ワークショップの実施並びに保育園へのアーティストを派遣し、子どもたちが様々なアートを体験できる「派遣型ワークショップ」を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 WS 参加者数 延 3,250 人 ・演劇公演入場者数 延 10,000 人 ・演劇関連 WS 等参加者数 延 300 人 	
事業費			57,395

8-2-2-13	基幹	文化ボランティアの育成事業	
【事業概要】文化によるまちづくりの一環として、地域で活動する文化ボランティアを育成する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
		・講座数 延 15 講座	
事業費			10,000

8-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

現状と課題

豊島区は、多様化する生涯学習ニーズに対応するとともに、文化政策分野で果たすべき生涯学習の役割を明確化するため、平成 22 年 10 月、新たに「豊島区生涯学習推進計画」を策定しました。また、生涯スポーツ推進のため、平成 16 年度策定の「豊島区スポーツ振興計画」に基づき、区民のスポーツ・レクリエーション活動の裾野を広げる取り組みを進めてきました。

平成 21 年度には子どもたちが豊かな人生をおくるための環境を整える一環として「豊島区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

豊島区には平成 22 年度現在、5 館の地域文化創造館と 7 館の図書館があり、区民の様々な学習ニーズに対応したサービスを展開しています。

社会構造が激しく変化し、情報化・グローバル化が進む現代社会において、人々の価値観は多様化し、生涯にわたって生きがいを持ち、それぞれに自己実現を求める意識が広がっています。こうした中、平成 18 年に改正された教育基本法に「生涯学習の理念」が新たに規定され、国民一人ひとりの主体的な「学び」を支援するとともに、各個人の「学びの成果」を地域社会に還元していく仕組みづくりが生涯学習行政の中核的な役割として位置付けられました。

こうした時代の要請をうけ、新たな生涯学習プログラムとして、区内 6 大学との連携による「としまコミュニティ大学」事業を平成 19 年度から開始し、各大学の特色を活かした多彩な講座を展開してきました。この取り組み成果を踏まえ、同事業の基本コンセプトである「人づくり」「活動づくり」「地域づくり」につなげていくプログラムをさらに推進していくことが求められています。

一方、豊島区においては、平成 17 年度に生涯学習部門を教育委員会から区長部局に移管し、本基本計画においても生涯学習を文化政策分野に位置付けています。地域固有の歴史・文化資源を活用し、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくにあたって、地域文化創造・発信の担い手を育成することが、生涯学習の新たな課題となっています。

こうした区の文化政策推進の流れを受け、平成 18 年度に「社会教育会館」から名称変更した「地域文化創造館」においては、従来の生涯学習の場・機会の提供機能とともに、地域文化の創造・発信拠点としての役割が新たに求められています。また、生涯学習センターを整備予定の旧大明小学校においても、地域住民で構成される NPO 法人の自主管理・自主運営により、地域に根差した生涯学習・文化活動が展開されており、そうした「地域の力」との連携・協働により、生涯学習センター機能の具体化を図っていくことが求められています。

さらに、公共施設として最も区民の利用が多い図書館では、豊島区の文化・情報発信基地として、地域に密着した資料収集提供や利用者に対するレファレンス（読書相談）機能の強化、地元小中大学図書館との連携や豊島区立舞台芸術交流センター等各種文化施設との連携を一層推進していくことが求められています。

一方、豊島区には平成 22 年度現在、8 か所のスポーツ施設があり、指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活かした多様なスポーツプログラムを提供し、区民サービスの向上を図っています。また、区立の小・中学校及び日学校での施設開放を通じて、スポーツを楽しむ団体・グループに活動の場を提供しています。

近年、子どもたちの体力向上や、高齢者の介護予防の観点から、スポーツの効果を期待する声が高まっており、誰もが健康で安心して暮らせる地域社会（セーフコミュニティ）を実現していくためにも、地域の中で身近にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境整備が求められています。しかしながら、狭小な豊島区においては、ハード面での施設整備には限界があり、限られたスペースの中で施設の有効活用を図っていくとともに、誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション事業の実施等、ソフト面でのきめ細かな施策展開を図っていくことが求められています。

政策の概要

人々がさまざまな学習資源を生かし、生涯こわたっていつでも学習機会を選択して学ぶことができる環境を整備します。学んだ成果を地域に還元し、地域を担う人づくりや地域コミュニティの活性化を図るシステムの構築を目指します。

また、生涯を通して、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる豊かな暮らしの実現に向け、区民やスポーツ団体等と連携し、スポーツに親しむ機会と場の提供に努めます。

成果指標

	指標名	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成27年度)
1	図書館登録者1人あたり貸し出し冊数	17.8冊	19冊
2	地域文化創造館利用団体登録数	649団体	680団体
3	区民のスポーツ実施率	34.0% (平成13年度*)	42.0%

※特に表記がない限り、現状値は平成21年度末のものである。

【説明】

- 1 区立図書館の登録者1人あたりの貸し出し冊数
- 2 地域文化創造館利用団体として登録している団体数
- 3 区の「豊島区民の運動やスポーツに対する意識と活動の状況に関する調査」において週1回以上スポーツを行っている区民の割合

*平成14年度以降調査未実施のため平成21年度数値なし。平成23年度調査予定。

1 生涯学習の環境整備

施策の方向

図書館や地域文化創造館など、多様なニーズに対応した身近な生涯学習の場づくりをすすめ、区民がともに学びあい、地域文化を創造・発信をする拠点として整備します。

ITを活用し、生涯学習情報等のデータベース化を図り区民が必要な情報を容易に検索できるシステムを構築します。

計画事業

単位：千円

8-3-1-2	基幹	地域図書館の図書資料収集貸出事業	
【事業概要】地域の身近な情報センターとして教養、調査研究、レクリエーション等に資する図書資料等を提供し、区民の教育と文化の発展に寄与する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・図書貸出冊数 延6,336,654冊		・図書貸出冊数 延7,300,000冊	
事業費		248,894	271,055

8-3-1-3	基幹	中央図書館の図書資料収集貸出事業	
【事業概要】豊島区の基幹的な情報センターとして教養、調査研究、レクリエーション等に資する図書資料等を提供し、区民の教育と文化の発展に寄与する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・図書貸出冊数 延3,316,473冊		・図書貸出冊数 延4,375,000冊	
事業費		202,063	177,915

8-3-1-4	基幹	点字図書館障害者サービス事業	
【事業概要】視覚障害者に図書の貸出し、対面朗読を行う。また、ボランティアの養成や、点字図書等の作成を進め、視覚障害者の図書館利用の促進を図る。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・登録者数990人（平成22年度）		・利用登録者数1,065人（平成27年度）	
事業費		71,363	74,935

8-3-1-5	基幹	地域文化創造館の管理・運営	
【事業概要】区内5か所（駒込、巣鴨、南大塚、雑司が谷、千早）に設置し、区民の文化学習活動の場として提供する。また、各種講座、文化祭などを開催するほか、各地域の特色を活かした地域文化創造事業を実施する。			
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）	
・登録団体数 年平均789団体（延登録団体数3,945団体）		・登録団体数 年平均670団体	
事業費		1,021,062	965,475

8-3-1-6	貢献	図書館電算システムの維持管理
【事業概要】図書館業務の電算化を推進することにより、資料及び情報を利用者の求めに応じて速やかに提供し、効率的かつ利便性の高い図書館としていく。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページコンテンツ更新回数 延309回 ・ICタグ導入 4館 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページコンテンツ更新回数 延350回 ・ICタグ新規導入 3館
事業費	312,445	488,060

8-3-1-9	建設	生涯学習センターの整備
【事業概要】旧大明小学校に生涯学習センターを整備する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、エレベーター設置検討委託 ・基本構想作成委託改修工事実施設計委託 ・代替施設の改修工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・旧大明小エアコン設置、防音室整備、耐震、内部改装、外構工事
事業費	28,966	425,275

8-3-1-18	貢献	みみずく資料館の運営
【事業概要】区民の郷土への愛着を育むため、平成22年度に新たに寄贈された約6000点を含む、地域に係わりの深いみみずくに関する資料を整理し展示する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
-		<ul style="list-style-type: none"> ・開館日 年100日 ・入館者数 年2,500人
事業費	-	10,350

8-3-1-34	建設	南大塚地域文化創造館大規模改修
【事業概要】南大塚ホール及び南大塚地域文化創造館の老朽化に伴う大規模改修工事を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
-		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修実施
事業費	-	930,578

2 個の学びから社会的な学習活動への転換

✚ 施策の方向

学習が個人のレベルで完結することなく、学習過程や学習の成果を地域に還元し、自ら社会参画しながら学びあう仕組みづくりやネットワークの構築を図ります。

✚ 計画事業

単位：千円

8-3-2-1	基幹	大学との協働による「としまコミュニティ大学」
【事業概要】6大学（学習院大学、女子栄養大学、大正大学、帝京平成大学、東京音楽大学、立教大学）との協働によりさまざまな地域課題に関する講座プログラムを開催し、学習の成果を地域づくりにつなげる事業を展開する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・講座回数 延 408 回 ・受講者数 延 19,046 人 ・運営委員会開催 延 10 回（年2回）
事業費		24,665

8-3-2-新	新規	生涯学習センターモデル事業
【事業概要】区とNPOとの協働により生涯学習センターの機能を具体化していくためのモデル事業を実施する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・モデル事業実施

8-3-2-新	新規	ボランティア人材バンク運営事業
【事業概要】本の読み聞かせ養成講座等により一定の技術や知識を習得したボランティアを人材バンク等へ登録し、活動を支援する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・ボランティア登録者数 延 280 人

3 スポーツ・レクリエーション活動の充実

重点施策

✚ 施策の方向

高齢化の進展などにより、健康づくりに対する関心が高まりを見せ、スポーツ・レクリエーションへの需要が増大しています。

地域を中心としたスポーツクラブ活動の普及・振興、青少年スポーツの活性化や活動の場の確保など、地域における区民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動への支援を充実します。

8-3-3-1	基幹	スポーツ施設の管理・運営
【事業概要】区民のスポーツ振興、競技力の向上、健康増進を目指し、各種スポーツプログラムを提供するとともに、快適なスポーツ環境を提供するためスポーツ施設の維持・管理をおこなう。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
利用者数人 延 3,614,094人		・利用者数 延 3,780,000人
事業費	2,798,808	1,488,745

8-3-3-4	建設	（仮称）南長崎中央公園の整備
【事業概要】国庫補助制度等の活用により、屋内プール、体育館、多目的スポーツ広場等、スポーツと防災機能を備えた公園を整備する。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内体育施設工事 ・屋外施設実施設計 ・造園工事
事業費		3,802,846

8-3-3-9	貢献	スポーツ・レクリエーション活動の振興
【事業概要】区民がスポーツ・レクリエーション活動に自主的かつ積極的に参加できるよう区民大会・都民大会予選等を関係団体との共催で実施する。また、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を目的とした団体（NPO法人豊島区体育協会・豊島区レクリエーション協会）の振興を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・大会参加者 延 175,000人
事業費		76,065

8-3-3-10	貢献	ジュニア育成・シニアスポーツ振興事業
【事業概要】子どもが、体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域スポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行いスポーツリーダーを育成していく。また、シニア向けのスポーツプログラムを提供し、シニアスポーツの振興を図る。		
前期事業量（18～22）		後期事業量（23～27）
		・イベント回数 延 111回
事業費		21,940

第4章 公共施設の再構築・区有財産の活用

1 公共施設等の再構築・活用に関する方針

(1) 公共施設再構築・有効活用の必要性

豊島区は、194か所、床面積約43万㎡（平成21年3月末現在）の公共施設があります。多くの公共施設を整備してきた結果、平成11年度には施設関連経費は350億円を超えていましたが、施設の民営化や指定管理者制度の導入等により、平成21年度には300億円程度に減少しました。一般会計決算歳出総額に占める割合では、平成15年度と平成20年度の決算での比較で、約4割から約3割へと減少しています。しかし、平成21年度には、公共施設194か所のうち66か所が40年を迎えました。このうち、25か所は学校施設です。現在、高度成長期に建築した施設を中心に、多くの施設が更新期を迎え大規模改修費などが増加する傾向にあり、確実に新たな財政負担が増えてきています。

また一方で、人口構造の変化や情報化、区民の価値観の多様化などにより、行政需要も多様化し、かつ、早いスピードで変化しており、自治体においては、現下の依然厳しい財政状況のもとにあっても、公共施設を最適な状況に保ち、こうした需要に的確に対応することが求められています。

そのためには、「身の丈に合った持続可能な財政構造」の実現、いわゆる自治体経営の健全化の視点から、大きな経営資源である公共施設の再構築・有効活用を進める必要があります。

(2) 公共施設の再構築に関する方針

施設再構築の基本的な考え方「数から質への転換」

区が所有する土地・建物の資産は、これ以上増やさないことを大原則として、老朽化の状況や施設需要の変化を踏まえ、「数から質への転換」を図る方向で、公共施設の再構築を進めます。また、再構築を進めるにあたっては、参加と協働の原則のもと、その必要性和効果を十分説明するとともに、区民参画の機会設定など、幅広く区民の意見を取り入れていくこととします。

学校を中心とした施設整備と施設の適正配置

区民にとって最も身近で、親しみのある「学校施設」を「地域区民ひろば」とともにコミュニティの拠点と位置付けます。

また、区全域、中央・東・西などの圏域、小・中学校区など、施設の目的や性質に応じ、一定の配置基準のもとに適正配置を進めることを原則とします。施設によっては、すべての地域に等しく配置する考え方は採らずに、「施設の数から質の向上へ」という考え方のもと、地域特性に応じた柔軟な施設配置を検討します。その際、近隣区の施設配置や相互利用なども勘案していくこととします。

さらに、区立学校のうち、小学校については、児童数の減少等により、なお、1学年1学級の単学級校がある状況であり、一定の学校規模を確保していくため、児童数の推移を見ながら今後の学校統合の必要性を検討していきます。

施設が多機能化・多目的化

目的別に利用対象者を固定した施設の整備・運営を改め、既存施設が多機能・多目的化による弾力的な対応を図ります。また、管理運営の総合化、機能の転換、供用時間の延長など、できるだけ新たに施設整備を行うことなく、区民ニーズに応えるよう既存施設のあり方を評価・見直しし、より多くの区民が柔軟に利用できるかたちでの施設再構築・有効活用を図ります。

施設の集約化・複合化

学校の統廃合や区有施設の建替え時には、基本的に施設の集約化・複合化を進め、無駄の少ない施設整備を目指します。

新たに必要となる施設整備経費の基本的考え方

施設再構築を図るなかで、新たに必要となる施設整備経費については、周辺施設を集約し跡地の売却など原則として区有財産の資産活用を図ることによって、財源を捻出し、一般財源の投入をできるだけ抑えます。

(3) 区有財産の有効活用に関する方針

施設が多機能化・多目的化【再掲】

目的別に利用対象者を固定した施設の整備・運営を改め、既存施設が多機能・多目的化による弾力的な対応を図ります。また、管理運営の総合化、機能の転換、供用時間の延長など、できるだけ新たに施設整備を行うことなく、区民ニーズに応えるよう既存施設のあり方を評価・見直しし、より多くの区民が柔軟に利用できるかたちでの施設再構築・有効活用を図ります。

資産活用の基本的な考え方

公共施設の跡地等で、暫定活用や未利用、低利用の土地・建物については、行政需要を踏まえた上で、需要がある場合は設置・運営主体も含め、民間活力の手法を用いた整備の検討を行います。需要が低い場合は地域の発展に有効に寄与する方向で積極的に民間等への資産活用（売却・貸付）を進め、必要な施設の更新や拡充事業の財源としていきます。

資産活用にあたっては、区民の意見を踏まえ、地域の状況を踏まえた用途指定等の条件を付すなど、住環境の維持・向上に配慮した内容とします。

(4) 効果的・効率的な施設の管理・運営

運営手法

施設の運営にあたっては、公共サービスの内容や維持管理経費等を勘案し、民設民営、公設民営、指定管理者制度の活用など、効果的・効率的な手法を導入します。また、区民との協働の観点から、地域住民や町会、NPO法人等による自主管理による施設運営を積極的に進めます。

利便性の向上

施設の利用時間の延長、開設日の増、ソフトの充実、ITの活用などにより、利用者の利便性を向上させます。

(5) 施設の改修・建替え等の整備

既存施設の長寿命化

施設の更新にあたっては、既存施設を活かして改修するスーパーリニューアル等を活用しながら、計画的、予防的な修繕を進め、施設の長寿命化、財政負担の標準化を進めます。

ライフサイクルコストの縮減

修繕、撤去、処分に至る各段階にわたる、建築物の生涯に必要な費用をトータルにとらえたライフサイクルマネジメントの視点に立った取り組みを推進します。また、保全・補修、更新を行う優先順位を明らかにしながら、適切なメンテナンスを行い、施設・設備の寿命延長とランニングコストの低減を図ります。

快適性の向上

採光、通風、換気、ユニバーサルデザインなどに十分配慮し、わかりやすく、利用しやすい快適な施設を目指します。

環境への配慮

「豊島カーボンマイナス施設づくりガイドライン」をすべての区有施設の建設計画、改修計画へ適用します。環境負荷の少ない建築材料を使用し、屋上・外壁緑化をはじめ、自然採光・自動換気、太陽光発電や太陽熱利用、雨水利用等による自然エネルギーの活用を図るとともに、エネルギー利用効率の高い照明や冷暖房設備を導入します。

時代の変化に対応可能な施設整備

長く使い続ける施設として、日々変化する区民需要に柔軟に対応するため、時代の変化に対応可能な施設整備を行います。

2 施設別再構築・活用の方針

(1) 児童館

児童館施設は、原則として、区民ひろばに転用する。学童クラブは、小学校施設の利用を中心とした子どもスキップ事業（以下「スキップ」という。）へ移行する。乳幼児対応機能は、区民ひろば（子育てひろば）へ移行する。

【22年度末児童館数 6児童館】

(2) 区民集会室

区民集会室は、区民ひろば、地域文化創造館、その他の集会室など、地域の集会機能の配置状況や利用状況を勘案し、区民ひろばへの転用を含め総合的に適正配置を図る。

(3) 区民ひろば

小学校区を基礎単位として、ことぶきの家や児童館等の地域の施設群を再編し、「世代を超えた交流の場」をつくる（22地区。池袋第二小と文成小はあわせて1か所の区民ひろば）。各種の地域活動の拠点として広がりのあるコミュニティの活性化を推進するとともに、施設の自主運営のための運営協議会設立へ向けた取り組みを進める。

【22年度末開設区民ひろば数 18】

(4) 子どもスキップ（放課後対策事業）、ジャンプ（中高生センター）

小学校の教室等を活用し、全児童（小学生）のための放課後対策事業を実施する（22か所）。

中高生の居場所、活動、交流の場所として、区内2か所に中高生センターを設置する。

【22年度末開設子どもスキップ数17】 【22年度末開設ジャンプ数1】

(5) 区民事務所

新庁舎における総合窓口業務のあり方に併せ、区民事務所の取扱業務の範囲・開設日・時間等について検討する。

西部区民事務所は、平和小学校跡地の（仮称）西部地域複合施設に整備する。

東部区民事務所は、東部地域全体の公共施設の再構築を検討する中で、あり方を検討する。

(6) 保健所・健康相談所・保健福祉センター

長崎健康相談所を池袋保健所に統合し、平和小学校跡地の（仮称）西部地域複合施設に保健所の健康づくり支援機能のスペースを確保する。長崎健康相談所の跡地については、社会福祉法人等への貸付けにより、小規模特別養護老人ホーム等の整備を図る。また、西部保健福祉センターは、同複合施設に移転する。現在の西部保健福祉センターの施設は、引き続き区の事務所として活用する。

(7) 生活福祉課・西部生活福祉課等

より地域に密着した生活保護行政の地域展開を図るため、東部、西部等の地区体制を含めて検討する。

(8) 図書館

平和小学校跡地に整備する（仮称）西部地域複合施設の中に、千早図書館を移転する。なお、現在の千早図書館は、複合施設を整備するため資産活用を図る。

また、巣鴨図書館の拡張用地として、巣鴨体育館の敷地の活用を検討する。これに合わせて、現在ある地域図書館の配置計画について検討する。

(9) 学校跡地

高田小学校跡地

防災機能を有した近隣公園として整備する。（平成 28 年度）

千川小学校跡地

近隣公園、特別養護老人ホーム、保育園等の整備を検討する。

朝日中学校跡地

27年3月までNPO法人に貸しつける。

28、29年度の巣鴨北中学校改築工事に伴う仮運動場の整備、及びその後のスポーツセンター等の整備を検討する。

真和中学校跡地

暫定的に、西池袋中学校、目白小学校及び池袋第三小学校の仮校舎として27年度まで使用する。その後、地域のいこい・健康増進機能に配慮した近隣公園の整備を検討する。

第十中学校跡地

サッカー、ラグビー等の多目的な競技に対応した野外スポーツ施設の整備を検討する。

(10) 現庁舎地の活用

新庁舎整備に必要な経費を捻出するため、本庁舎敷地と分庁舎・公会堂敷地を、民間事業者にて定期借地方式で貸付ける。

現庁舎地を民間活力の導入で再整備することにより、文化とにぎわいの新たな拠点づくりを進め、池袋副都心の活性化を図る。

現庁舎地の活用にあたっては、事業者の公募及び選定作業を事前に行ったうえで、庁舎移転後速やかに事業者と契約を結ぶ。事業者の公募等の開始時期は、庁舎移転の概ね1年半前となる、平成25年度後半を予定し、この時期までに、現庁舎地の活用計画を作成する。

3 学校跡地の再構築により、生まれ変わる施設

(仮称)南長崎中央公園(長崎中学校跡地)

屋内プール、体育館、多目的スポーツ広場等、スポーツと防災機能を備えた南長崎中央公園(仮称)を整備する(平成24年度、25年度)。敷地の一部に定期借地権を設定し、資産活用を図る。

生涯学習センターの整備(大明小学校跡地)

既存建物の耐震工事及び施設改修工事を実施し、区民の生涯学習・文化活動の中核となる「生涯学習センター」を整備する。(平成26・27年度)

(仮称)西部地域複合施設(平和小学校跡地)

西部区民事務所、西部保健福祉センター、千早地域文化創造館、千早図書館、地域区民ひろば、(仮称)芸術文化資料館、保健所(健康づくり支援)などの機能を備えた、(仮称)西部地域複合施設を整備する。(平成26年度)

新庁舎(日出小学校跡地)

第5章 新たな行政経営 4新庁舎の整備、5新庁舎を契機にしたサービスの向上、6新庁舎を契機にした情報化の推進に掲載

第5章 新たな行政経営

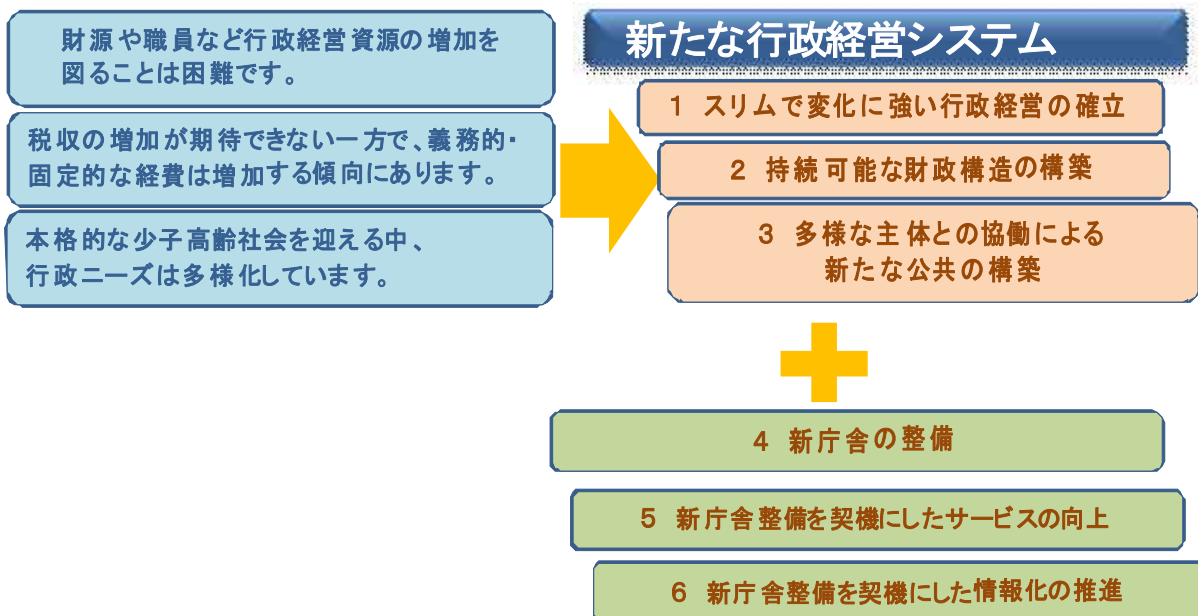
行政経営のあり方

新たな行政経営システムの構築

今後の少子高齢・低成長社会においても、地域社会が必要とする公共サービスのニーズはさらに多様化し、増えていくことが予想されます。

しかし、右肩上がりの時代とは異なり、行政主体のサービスによる対応には財政的な限界があります。行政のみが公共サービスの供給主体となるのではなく、限られた財源の中で最も効率的で効果的な公共サービスの仕組みを、区民等との協働により地域の中に築いていくことが必要です。

少子高齢・低成長の時代に対応した、「**新たな行政経営システムの構築**」に向け、具体的な取り組みを進めていきます。



1 スリムで変化に強い行政経営の確立

今後の少子高齢社会、人口減少社会、低成長社会においては、福祉分野を中心とした行政需要の一層の増加が見込まれる一方、行政サービスの財源を負担する世代が減少し、行政経営を行ううえで極めて厳しい状況が到来します。さらに、地方分権改革の動向や社会経済環境の変化によっては、現時点では想定できない対応が必要となる可能性があります。

本区ではこれまで抜本的な行財政改革を進め一定の成果をあげてきましたが、将来にわたり持続可能な区政運営を進めるには、不断の改革が不可欠です。

限られた財源や人材などの経営資源をより効果的・効率的に活用し、いかなる変化に対しても柔軟に対応できる、「スリムで変化に強い行政経営」の確立を目指します。

(1) 簡素で効率的な執行体制の確立

少数精鋭の執行体制を実現することで、財政の硬直化の要因ともなる人件費を抑制するため、「新定員管理計画」（平成22年3月策定）に基づき、職員定数の適正化を着実に実施していきます。

仕事の進め方を根本から見直すとともに、区民サービスの向上やコストの縮減に寄与できる業務については、民間委託・民営化、指定管理者制度など民間活力を積極的に活用していきます。

また、区民意識の多様化や行政課題の困難化、社会環境の変化等に対応するため、既存の組織の枠にとらわれない機動的な組織体制を構築します。

さらに、職員構成が大きく変化している中で、将来にわたり行政の専門性と組織力を維持向上するための人材の確保、活用及び育成を図ります。

(2) ガバナンスの強化

① 戦略的な政策決定手法の充実

めまぐるしく変化する時代においても、区長が区民や議会との情報共有を図りながら、確固たる将来展望をもち中長期的な視点に立った意思決定を行うためには、関係する職員が必要な情報を収集・分析・提供するとともに、意思決定過程に積極的に参画する必要があります。

こうしたトップマネジメント補佐機能やガバナンスを強化する観点から、戦略的な政策決定の手法や過程を充実します。

② マネジメントサイクルの確立による事業の再構築

限られた財源を、真に行政が主体となって取り組むべき施策や事業に充て、時代やニーズの変化に対応していくためには、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のいわゆる「PDCA」のマネジメントサイクルを確立するとともに、施策の優先度に基づき経営資源を適切に配分することが必要です。

区が実施する事務事業等を多角的に点検・評価する行政評価制度は、成果重視の効率的な行政経営を進める手段として、また区民の区政に対する理解を深めるうえで、有効なツールです。行政評価制度をより一層機能させるため、評価対象や評価方法を改善するとともに、実施計画、予算編成、目標管理、定員管理など、さまざまな場面で活用する仕組みを構築します。

また、「新たな事業展開（ビルド）」に際し、「既存事業の見直し・再構築（スクラップ）」を行う、「ビ

ルド・アンド・スクラップ」の考え方に基づく実効的で持続可能な行政経営システムを推進します。

2 持続可能な財政構造の構築

本区財政は、バブル経済崩壊後、経常的歳入が減少したにもかかわらず、「身の丈」を超えた規模を維持するため、財政調整基金の取り崩しにとどまらず、起債を増加させ、特定の目的のために積立てた基金の運用（借用）などによってきた結果、未曾有の財政危機に直面することとなりましたが、過去10年間にわたる行財政改革により、ようやく、財政健全化への道筋を見出しました。しかしながら、現在も、基金残高と負債総額とのアンバランス、高齢化の進展に伴う扶助費の逡増、老朽化した区有施設の改築・大規模改修需要への対応といった困難な課題が山積しています。

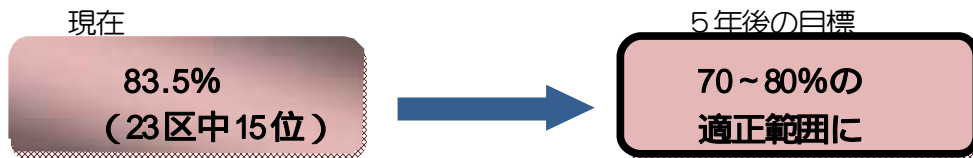
こうしたことから、今後も、歳入環境の動向を一段と注視しつつ、財政危機を二度と招くことのないよう「身の丈」に合った財政運営を引き続き堅持し、健全化をさらに推進することで、景気に左右されない安定・継続した盤石な財政基盤を構築し、必要な施策を推進するために十分な、「安全・安心な財政基盤づくり」を目標とします。

そのために、財政指標をはじめ、基金や負債について明確な目標を設定し、景気悪化の長期化に備えるとともに、安定的で持続可能な財政運営が確立できるよう、不断の努力を重ねていきます。

経常収支比率

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

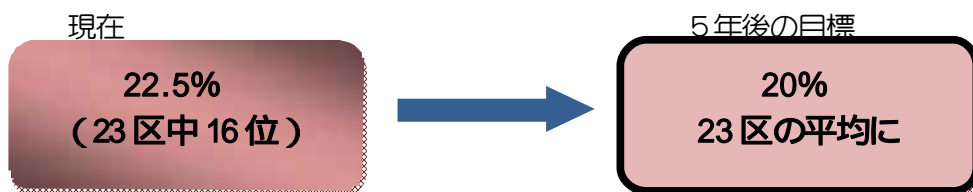
経常収支比率は、人件費や公債費のように簡単に縮減することが困難な「経常的経費」に住民税などの経常一般財源がどの程度費消されているかによって財政構造の弾力性を測定しようとするものです。経常的経費に充てる経常一般財源の割合が少ない程、臨時に発生する需要に充てることのできる財源が多くなり、経済や社会の変化、区民需要にも適時・適切に対応することができることとなります。



人件費比率

$$\text{人件費比率 (\%)} = \frac{\text{人件費額}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

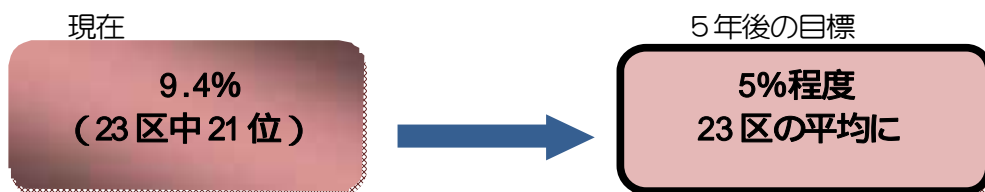
人件費比率は、歳出総額に占める人件費の割合を指標化したものです。人件費は義務的に支出しなければならないもので、一旦人員が増加してしまえば、容易に削減することができません。



公債費比率

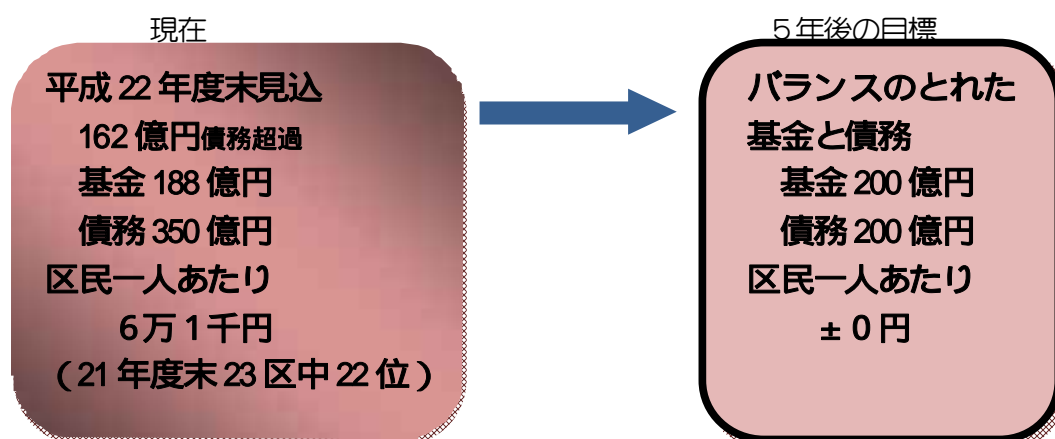
$$\text{公債費比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

公債費比率は、公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合です。



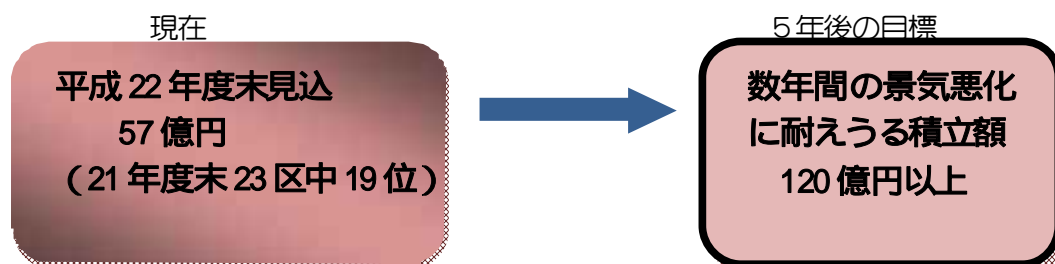
基金と債務のバランス

平成22年度末見込みでは、全ての基金は実質的な合計で188億円、全ての債務（起債残高）は、350億円で、162億円ほど「借金」が上回っており、区民一人あたりでは1万5千円ほどの債務超過となっています。将来世代に大きな負担を残さず、区民需要に柔軟に対応できる財務体質をつくっていくため、このバランスをゼロに、すなわち一人当たりの借金=貯金となるよう努めます。



財政調整基金積立額

財政調整基金は、大幅な収増や剰余金があった場合に積立て、景気変動等による著しい財源不足の場合に取崩し、財政の健全な運営を図ることを目的としています。近年の本区の一般歳入（区税や法人住民税等を原資とする財政調整交付金など）は、景気変動により単年度で40~50億にのぼる増減があるため、不況等による数年間の財源不足に対応するためには最低でも120億円程度の積立金が必要です。



3 多様な主体との協働による新たな公共の構築

後期基本計画では、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」を「地域づくりの方向」に位置付け、具体的な施策を展開していきます。本章では、行政経営の視点から、改めて協働について触れていきます。

今後、税収等の財源や職員などの行政資源については、大きな増加を見込むことは困難であり、右肩上がりの時代のように、行政だけで地域の公共サービスを支えることは、困難になってきています。また、区民一人ひとりの暮らしを大切にするために、公共的なサービスにも多様な選択肢が求められていますが、行政が主体となるサービスは、公平性と平等性が求められることから、ニーズや価値観にきめ細かく応えることには限界があります。

一方、地域主権改革の進展によって、中央官庁主導する政策に基づき、地方が事業を推進するというような従来のシステムを転換し、地域社会の自己決定・自己責任を基本としたシステムへ移行していくこと、そして、区民により近いところで地域特性を踏まえた政策を決めていくことが求められています。

一人ひとりの区民、町会、商店街、NPO、企業、大学、そして行政が、地域の課題や情報を共有し、相互に連携を図ることで初めて、地域の活性化に結びつく政策形成が可能となります。

また、福祉や環境、教育、まちづくりなど「公共」の領域への参加は急速に拡大してきました。

地域には、日本の経済成長を支えた大きなエネルギーを持つみなさんがいらっしゃいます。様々な知識と経験、そして技術を身につけた人々に地域への参加を促すために、豊かな自己実現を図ることができるよう、参加と協働の仕組みを地域のなかに築いていくこともまた必要です。

今後、将来にわたって持続可能な地域経営を続けていくためには、より一層区民のみなさんの地域経営への参画を促すとともに、高度成長期から今日まで次第に小さくなってしまった「地域の力」を回復し、これまで主に行政が担ってきた「公共」の枠組みを超えて、地域の多様な主体が公共を共に担い合う「新たな公共」の姿を地域経営の目標として位置付け、区政を展開していくことが重要になっています。

1 区民参加の推進

2 協働の推進

(1) 区民参加の推進

① 情報の共有、説明責任と透明性の向上

行政が情報を広く提供することや説明責任を果たしていくことは、区民の知る権利を保障するだけでなく、区政への区民参加や協働のまちづくりを促進する前提条件として重要です。また、自己決定・自己責任の原則に基づく地域経営にとっても、住民自治と行政責任の明確化は不可欠の前提条件です。地域の課題や区政に関する情報について、個人情報保護に留意して広く公開し、IT技術の進展に対応しながら、情報弱者への対応へも留意しつつ、多様な媒体を活用して、わかりやすい情報提供を行います。

また、透明性の高い区民に開かれた区政を実現するため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について一層の説明責任を果たします。

② 政策形成過程への参加の促進

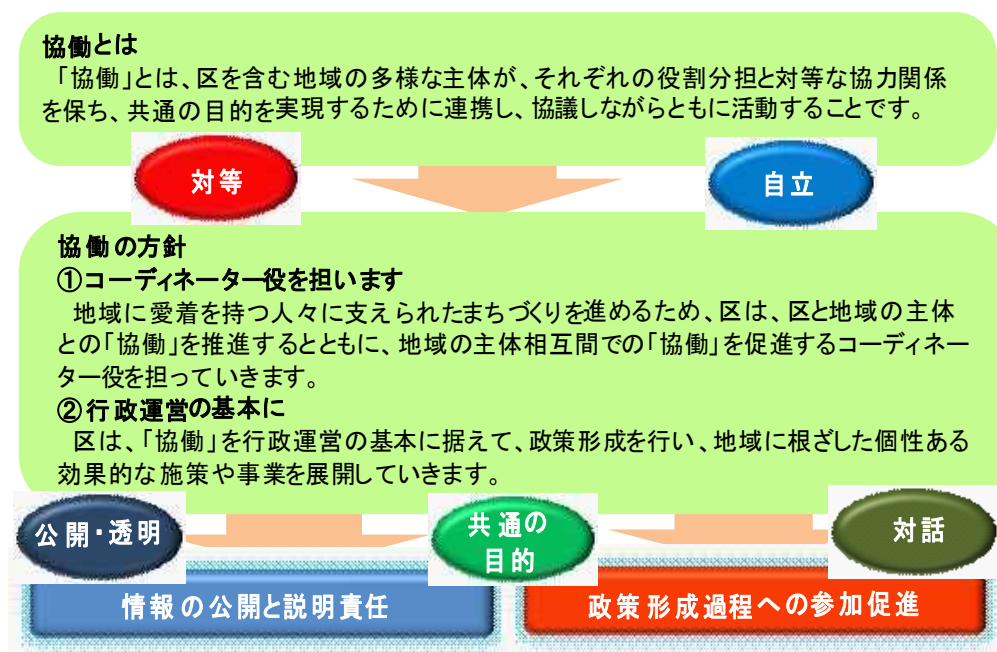
区民の多様な意見を反映し、地域特性を活かしたまちづくりを展開していくために、政策形成過程への参加機会の拡充を図ります。「自治の推進に関する基本条例」に基づき、政策提案の公募や区民参加の検討会議の設置など、計画や事業等の調査研究、課題設定、策定、実施、評価の各段階において、区民の多様性に留意しながら、参加の機会を確保します。

また、区の基本的な計画や重要な政策等を決定する場合には、事前に案を公表し、区民の意見を聴き、提出された意見に対して区の考え方を公表するパブリックコメント制度の充実を図ります。

(2) 協働の推進

区民、町会等の地域活動団体、特定の目的を共有して活動する団体、NPO、大学等の機関、民間事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開くことができれば、それは地域の社会資源になります。一つひとつ、協働の取り組みを積み重ねていくことで、地域の多様な主体が、対等な立場でともに考えて協議し、合意形成しながら行動していくための仕組みを構築していきます。

そして、こうした協働の仕組みを創りあげ、地域に根ざした個性ある効果的な政策形成と、地域に愛着を持つ人々に支えられたまちづくりを進めます。



4 新庁舎の整備

新庁舎は、平成27年に南池袋二丁目市街地再開発事業で建設される建物内に移転する予定です。

旧日出小学校跡地を含む周辺の地権者の方々と敷地を一体化し、複合用途の建物内に新庁舎を整備することで、ワンストップサービスなどの窓口サービスを実現できる広いフロア面積を確保した庁舎を整備することができます。

施設整備にあたっては、次の4つの基本方針に基づき、計画を進めていきます。

《施設整備の基本方針》

区民自治の拠点機能の確立

防災拠点機能の強化

区民サービスの向上

環境保全・自然エネルギーの利用



南池袋二丁目A地区市街地再開発事業 計画概要

所在地：南池袋二丁目45・46番（一部）
 敷地面積：約 8,330 m²
 建物用途：庁舎・店舗・事務所・共同住宅・駐車場
 規模：地下3階、地上49階
 最高高さ：約 189m
 庁舎部分：1階の一部と3～9階
 約 29,100 m² 専有部分約 25,500 m²
 共用部分 約 3,600 m²（容積対象部分）

【想定スケジュール】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
新庁舎整備	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎位置変更条例可決 	各種検討（窓口サービスの向上・新庁舎移転計画等）				移転準備	
市街地再開発事業	実施設計	工事期間				再開発建物竣工	
		管理規約作成					

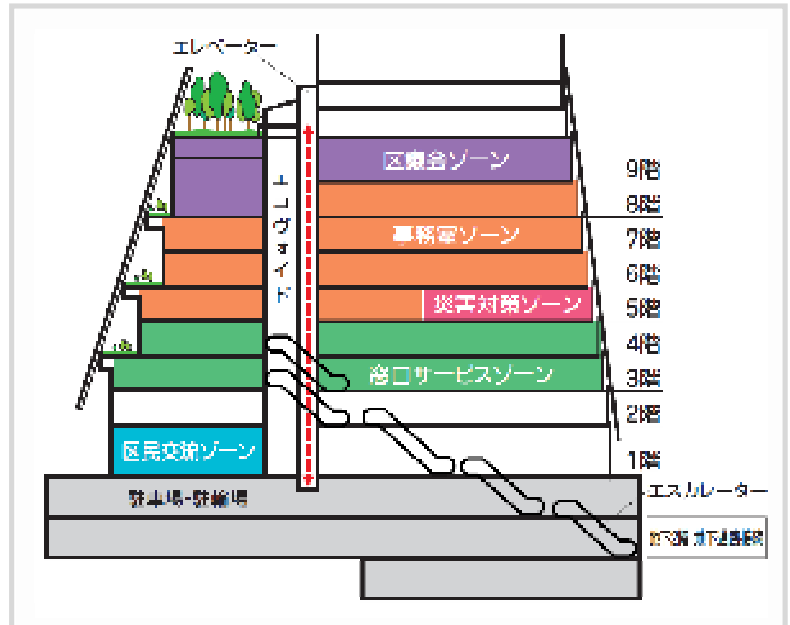
5 新庁舎整備を契機にしたサービスの向上

(1) 新庁舎のレイアウト

① 空間構成

来庁者の動きや利用頻度、組織間の近接必要度などに配慮し、窓口サービスや防災拠点等が十分に発揮できる計画とします。4階まではエスカレーターを設置し、わかりやすい動線に配慮します。

- 1階：区民交流ゾーン
(区民ひろばセンター)
- 3・4階：窓口サービスゾーン
(利用頻度の高い窓口を集約)
- 5階：事務室・災害対策ゾーン
(区長関係室、危機管理対応部局)
- 6～8階：事務室ゾーン
(その他の部局)
- 8・9階：区議会ゾーン
(議場、議員協議会室は8階)

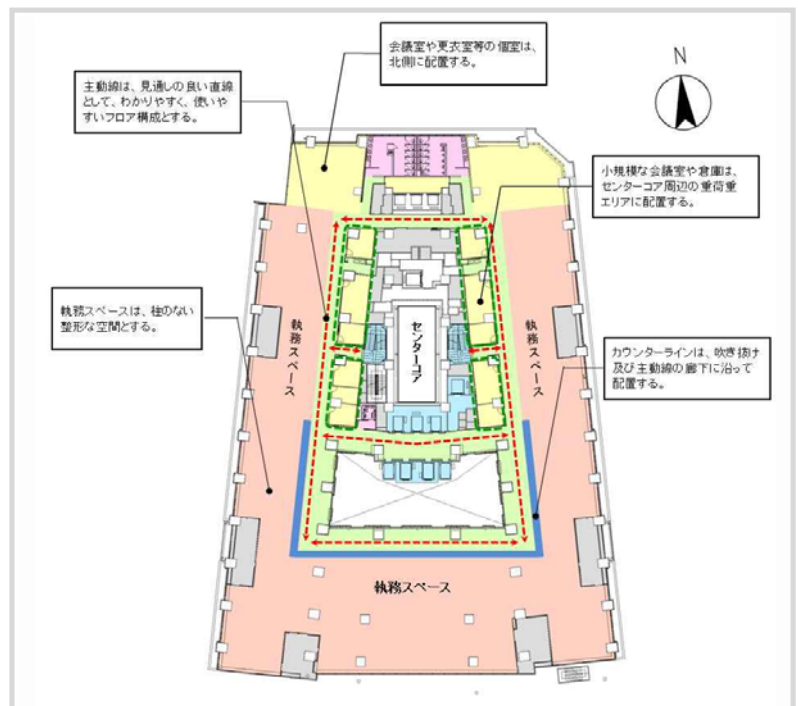


② フロアレイアウト

区民にとって便利でわかりやすい窓口配置、職員にとって効率的で働きやすい執務環境となるよう、中央の吹き抜けとセンターコアを囲むまとまりのある大空間を生かします。

③ ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、すべての人に対しておもてなしできる庁舎となるよう、ユニバーサル/ノーマライゼーションの概念をバランスよく行きとどかせます。



(2) 区民サービスの向上

① 窓口の集約化

区民の利用頻度の高い窓口を3、4階に集約し、上下階に移動することなく用件を済ませることができる配置とします。

また、3、4階は、来庁者が多く訪れる空間となることから、プライバシーへの配慮も十分行います。

② 総合窓口の実現

「転入」「転出」などの区民のライフイベントで同時に必要となる複数の手続きを、ひとつの窓口で短時間かつ効率よく済ませることができる窓口スタイルを目指します。

③ 福祉総合フロア

福祉や子育てに関係する各課をワンフロアに効率的に配置し、来庁者がなるべく歩かず、ライフステージに応じた様々な相談や手続きができる福祉総合フロアを実現します。



総合窓口のイメージ



福祉総合フロアのイメージ

(3) 区民の身近な場所での窓口サービスの向上

新庁舎の竣工時期にあわせて、西部区民事務所、西部保健福祉センターを含む「(仮称)西部地域複合施設」が平成26年に完成する予定です。

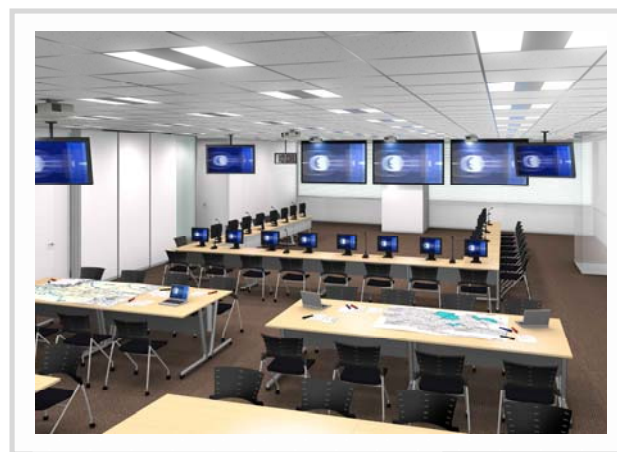
区民にとって身近な区民事務所の現行取扱業務等の充実を図り、新庁舎で展開する総合窓口と同様のサービスを受けることができるよう検討を進めます。

さらに、住民票の写し等の自動交付機による証明発行やコンビニエンスストアでの国民健康保険料などの支払いに加え、ITを利用した申請・届出方法や公金の支払方法などについて選択肢を増やすことを検討し、より身近な場所で一層利用しやすい区民サービスへと向上を図ります。

(4) 防災拠点機能の強化

新庁舎を高度な耐震性や災害時に対応できる設備・機能を備えた建物とします。

また、災害情報を一元的に迅速かつ的確に把握でき、情報の分析・発信、災害対策の決定・指示などを行う司令塔としての機能が備わった防災拠点として新庁舎を整備します。



災害対策本部室のイメージ

6 新庁舎を契機にした情報化の推進

新庁舎整備を大きな契機として、飛躍的な住民サービスの向上を図ります。

情報セキュリティに対する脅威は形を変えつつ発生しています。また、行政事務のさらなる効率化と、区民の利便性向上、サービスの拡充を図るために、行政情報化を一層推進していく必要があります。

これまで行ってきた情報基盤の整備は、行政事務の効率化に重点を置いてきました。平成 23 年度からは、“庁内情報化を継続的に推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る”とともに、“地域社会の情報化を効果的に実現する”ことを目標に掲げた新たな情報化計画に基づき、情報化施策を推進していきます。

新庁舎整備を大きな契機として、総合窓口やコールセンター機能など新たなサービスの提供、災害情報システムの導入や子育て支援、保健・福祉の情報を共有する仕組みづくりなど、飛躍的な利便性の向上とICTを活用した地域社会の活性化を推進します。

(1) 区民の利便性の向上を図ります。

情報提供の拡充、総合窓口等のワンストップサービス、施設予約システム導入など、行政サービス拡充を図り、区民の利便性向上を目指します。

情報受発信の拡充

○ホームページの再構築

ホームページを再構築し、区民が必要とする最新情報をいつでもどこでも取得可能にするとともに、区民に対して公開すべき情報を迅速に提供します。

○デジタルサイネージ電子看板の活用 等

ワンストップサービスの推進

○総合窓口支援システムの導入

総合窓口を支援する情報システムを整備し、区民課・税務課 国民健康保険課などの区民の利用度の高い窓口業務を集約することで、区民が各種申請手続き等を行う際の利便性を向上させます。

○ICTを活用した納付手続きの拡充

○電子申請手続き及び電子調達対象の拡充 等

行政サービスの拡充

○施設予約システムの導入

パソコンや携帯電話から公共施設の使用状況の照会、予約、解約手続きが可能な情報システムを導入し、利便性と効率性を向上させます。

○コールセンターの導入

○情報キオスク端末の設置 等

(2) 行政事務の効率化と高度化を図ります。

複雑化した現行システムの再構築や新規システムの導入、情報化推進強化を図り、豊島区の行政事務の効率化と高度化を目指します。

業務の標準化・情報システムの全体適正化

○基幹系システムの再構築

住民記録系システム、税務システム、国民健康保険システム、総合保健福祉システム、庶務事務・人事給与システムのオープン化を推進し、システムの共通基盤の整備を進めることで、制度改正等への柔軟な対応を図るとともに、効率化を進めます。

○地理情報システム(総合型GIS)の整備活用

業務ごとに保有していた地図データを集約することで、効率性が向上するとともに、区民との情報共有のあり方が大きく変貌していきます。

(3) 地域社会の活性化を図ります。

防犯・防災・保健・医療・福祉・子育て・教育・環境等に関わる情報化を推進し、地域社会の活性化を目指します。

安全・安心なまちづくりの推進

○災害情報システム導入

災害発生時に、迅速かつ正確な情報を区民に伝えることで、避難行動の支援を充実します。また、区民が事前にハザードマップ等を把握することで、災害に対する予防措置を講じることを支援します。

○保健・医療・福祉等の総合的な情報管理の検討

○ICTを活用した高齢者等への支援の検討

等

環境負荷軽減への対応

(4) 信頼性・安全性の向上を図ります。

情報セキュリティの強化やICTインフラの強化を図り、豊島区の情報システムにおける信頼性・安全性の向上を目指します。

情報セキュリティの確保

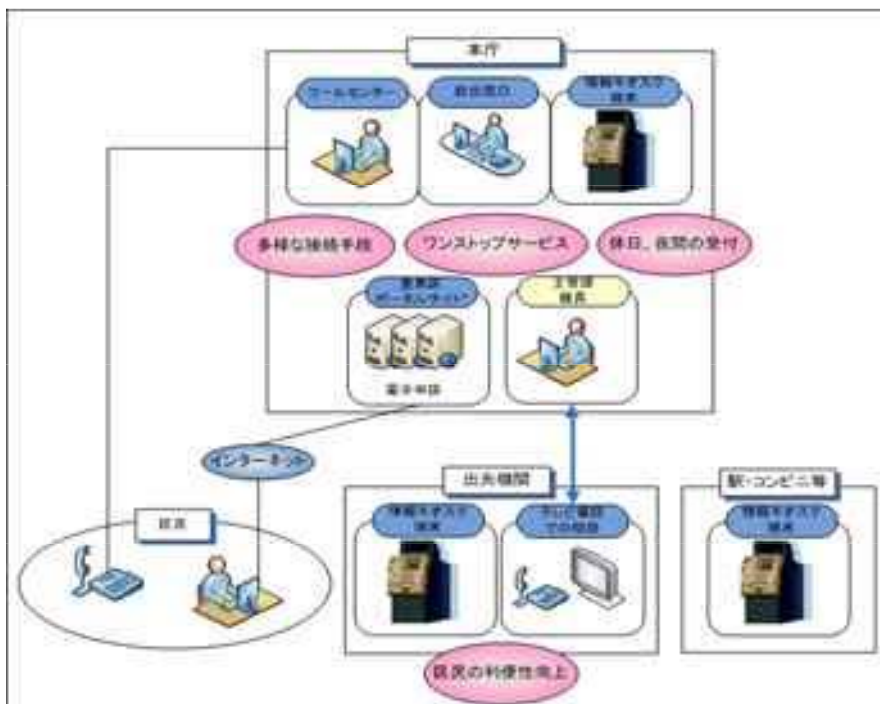
○情報セキュリティ外部監査の実施

情報化の拡大に合わせて、より客観的な監査が要請されるため、第三者による外部監査を実施します。区が保有する住民情報の取扱いに対する区民の不安や不信感を取り除くとともに、区民が安心してホームページ等を通じて、自身の情報を活用できる環境を充実させます。

等

インフラの信頼性の確保

各施策については、社会情勢やIT技術の進歩を考慮しつつ、各計画年次の未来戦略推進プランにおいて、実施内容と実施規模を決定します。



参 考 资 料

豊島区基本構想審議会 審議経過

開催日	会 議	審 議 内 容 等
平成22年 7月23日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・会長選任、会長代理指名 ・諮問 ・豊島区政の変遷について ・基本計画前期終了時における成果指標及び事業量の状況
平成22年 9月 3日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画体系の見直しについて
平成22年 9月17日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画体系の見直しについて
平成22年10月 1日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画体系の見直しについて ・豊島区の将来推計について
平成22年10月25日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策の見直しについて ・後期計画事業について
平成22年11月 5日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画事業について
平成22年11月19日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画事業について
平成22年12月 3日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区基本計画（素案）について
平成23年 1月21日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区基本計画（案）について

答申

平成23年 1月28日

豊島区基本構想審議会委員名簿

職	氏名	区分	役職等
会長	原田 久	学識経験者	立教大学法学部 教授
委員	岡本 三彦		東海大学政治経済学部 准教授
"	蟹江 憲史		東京工業大学大学院社会理工学研究科 准教授
"	後藤 和子		埼玉大学経済学部 教授
"	澤野 由紀子		聖心女子大学文学部 教授
"	長野 基		跡見学園女子大学マネジメント学部 講師
"	宮崎 牧子		大正大学人間学部 教授
"	高橋 佳代子		区議会議員
"	堀 宏道	豊島区議会議員	
"	小林 ひろみ	豊島区議会議員	
"	大谷 洋子	豊島区議会議員	
"	石川 智枝子	区内に住所又は勤務先を有する者	豊島区青少年育成委員会連合会 会長
"	仙浪 博一		豊島区保護司会 会長
"	寺田 晃弘		豊島区民生委員・児童委員協議会 会長
"	春田 稔		豊島区町会連合会 会計・第3支部支部長
"	前田 和加奈		豊島区立中学校PTA連合会 会長
"	柳田 好史		NPO法人としまNPO推進協議会 代表理事
"	大沼 映雄	区職員	財団法人としま未来文化財団事務局長
"	水島 正彦		副区長
"	三田 一則		教育長

注：原則50音順、区議会議員は議席順。

委員任期（平成22年7月23日～平成23年1月28日）

(写)

諮 問 第 1 号
平成22年7月23日

豊島区基本構想審議会

会 長 原 田 久 様

豊 島 区 長
高 野 之 夫

豊島区基本計画の見直しについて

本区では、平成18年に策定した基本計画に基づき、選択と集中を進めながら、「文化と品格を誇れる価値あるまち」の実現に向けて取り組んでいます。

基本計画の計画期間は10年間ですが、前期5年についてのみ計画事業の内容を記載しているため、平成23年度からはじまる後期5年間については、所要の見直しを行う必要があります。

そのため、豊島区基本計画の後期5年間の見直しについて、貴審議会より答申いただきたく、ここに諮問いたします。

豊島区基本構想

平成 15 年 3 月議決

はじめに

新たな基本構想の策定にあたって

豊島区は、平成 7 年、地域社会づくりの基本的な方向を定め区政運営の指針とするために前基本構想を策定しました。

その後、我が国の社会経済は予想を上回る長期の構造的な不況に陥り、日常生活に対する先行きの見えない不安感が広がっています。

区内においては、人口の減少傾向に歯止めがかかったものの、超高齢社会への進行は一層速まるものと予測されています。

一方、従来の成長を重視する考え方は見直されつつあり、地球環境への負荷の少ない社会を次代に引き継いでいこうとする考え方が主流になっています。さらに精神的な豊かさや自己実現への欲求の高まり、多様な生き方への志向など、人々の意識も大きく変わってきています。これからは、さまざまな人々が対等な立場で互いを尊重しあい、共に支えあって生きていく「共生社会」の実現が求められています。

また、社会の変動がますます加速する中、その変化を敏感に受け止め、柔軟に対応し、区民と共に成熟社会にふさわしい新しい地域社会づくりをすすめていくことが必要です。

そこで、豊島区は、あらためて、平和を礎とし、区内に暮らし、働き、学び、訪れるすべての人の人権が守られ、個性が尊重され、人々が誇りと希望を持って住み続けることができる地域社会づくりをすすめる決意をしました。

豊島区のこれからの新しい成長に向け、区の将来像を描くとともに、地域社会づくりの指針として、ここに新たな基本構想を策定します。

策定の背景

1. 構造改革の進展

成長を前提にした社会構造を変革し、新たな時代にふさわしい社会経済システムを構築するため、さまざまな分野で抜本的な構造改革がすすめられています。

地方自治体においても、住民本位の質の高い行政サービスを提供するため、さらなる自己改革を図るとともに、より効率的な行政システムへの転換が求められています。

豊島区では、これまで内部努力の徹底をはじめ、各種白書など行政情報の公表や外部監査制度の導入を積極的にすすめてきました。今後さらに区民の満足感を高め、いつまでも住み続けられる地域社会を創り出していくために、区民の目線から区政運営システムを見直し、魅力ある地域社会の構築に努めていく必要があります。

2. 地方分権改革等の進展

地方分権改革、都区制度改革により、豊島区は、住民に最も身近なところで自己決定、自己責任に基づいた地域づくりをすすめることが可能となりました。

分権型社会を構築し、個性ある地域づくりを行うためには、さらなる情報公開を通じた行政の透明性の向上と計画づくりからの区民の参画と協働を推進する必要があります。

また、地方分権改革、都区制度改革をさらにすすめ、財源配分の適正化や23区横並び行政からの脱却への取り組みを継続していきます。

3. 安定した成熟社会に向けて

これまでのスピードや効率が重視された高度成長型社会から、安定した生活基盤を礎に生きる楽しさや心の豊かさを享受できる成熟社会への移行により、区民の意識が大きく変化することが想定されます。

こうした中、高度情報通信ネットワーク化の進行により、すべての人がいつでもどこでも情報を享受できるユビキタス社会に向けた地域情報化への取り組みも望まれます。

これからの区政運営には、今ある社会資本を活用し、調和のとれた持続可能な社会への転換をめざす取り組みが求められています。

第1章 基本構想の目的

この基本構想は、分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とします。

また、基本構想は、区民、地域で活動する団体、企業等と区に関わりのあるすべての人が、あるべき将来像の実現を共通の目標とし、さまざまな活動をすすめるための指針となるものです。

第2章 基本構想の期間

構想の期間は、21世紀の第1四半世紀とします。

ただし、この間に社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化した際には、基本構想の見直しを行います。

第3章 将来像

豊島区のめざすべき将来像を、次のとおり掲げます。

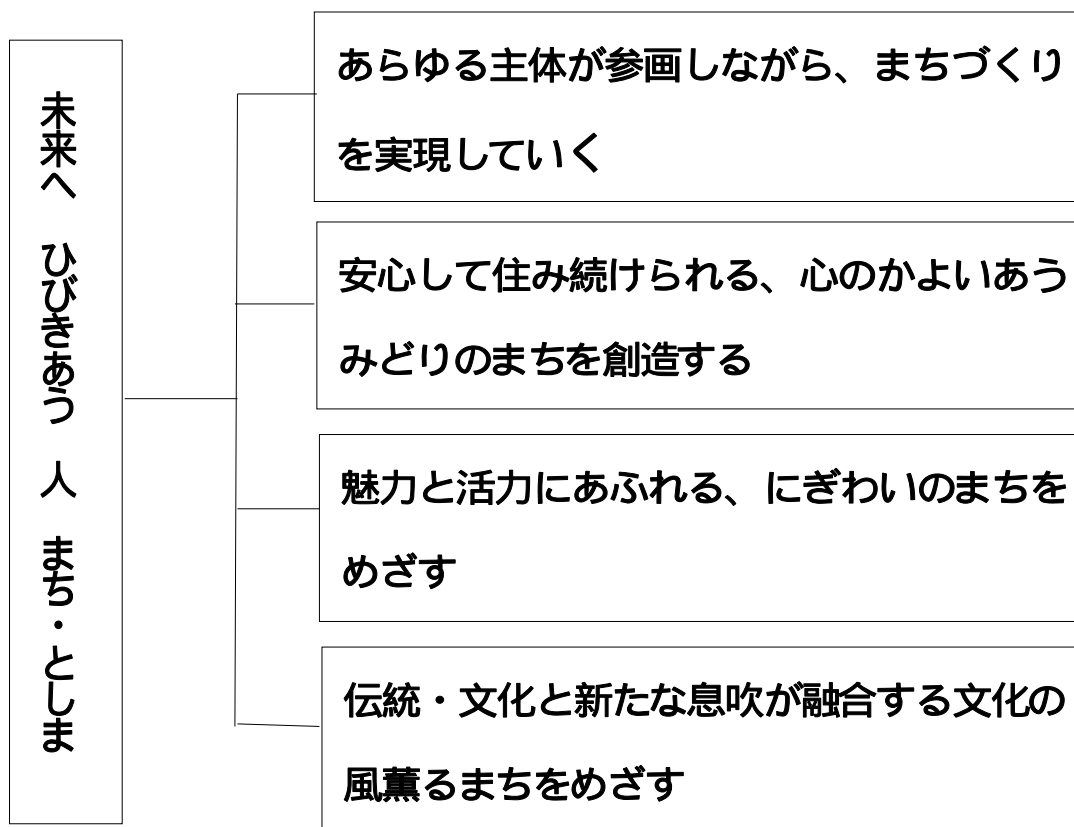
未来へ ひびきあう 人 まち・としま

第4章 基本方針

豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。

区民が誇りを持ち、住み続けることができるまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ区に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。

そこで、基本構想の将来像を実現するため、区に住み、学び、働き、訪れるすべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の4つの柱を示します。



1.あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく

～「参画」と「協働」のシステム構築～

住民に最も身近な自治体として、さまざまな主体の参画と協働による「わかりやすい区政」、「区民の目線での行政運営」をめざします。

また、区は自律的な区政運営をすすめるため、新たな区政運営システムの確立に取り組みます。

2.安心して住み続けられる、心のかよいあう

みどりのまちを創造する

～生活者としての区民が喜びあえるまち～

区に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。

ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安心のまちをめざして地域の連携を構築します。

また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。

3.魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす

～再び訪れたい魅力あるまち～

東京を代表する都市として、業務、商業、文化、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導します。

充実した交通機能を有するという特色を生かした活気にあふれるまちづくりをすすめます。

また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。

4.伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす

～多くの人々が共に創りあげる文化のまち～

都市の風景や街並みを含めた多様な芸術文化を生み出す都市をめざします。地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造に努めます。

また、文化や芸術の息づく都市として国内外の都市との交流をすすめていきます。

第5章 めざすべき方向

基本方針を具体化するため、地域づくりのみちすじや取り組むべき方向性を以下に示します。

1.あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち

区民等の参画の推進

計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめるための仕組みを「(仮称)自治基本条例」として位置づけます。

政策や計画等の政策形成過程に関する情報を公開するとともに、成果についても区民と共に評価していきます。

まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。

区民、NPO、ボランティア団体、事業者、区の役割分担を明確にし、それぞれがその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。

新たな区政運営システムの確立

政策立案や施策実施にあたっては、社会の変化や区民の生活観等に柔軟に対応できる体制を整備します。

区民の立場から見た成果を重視し、真に区民が必要とする施策を優先的に実施していきます。

財源確保の取り組みを行い、財政運営基盤を強化していきます。

2.安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち

すべての人が地域で共に生きていけるまち

性別や国籍にかかわらず、高齢者も障害者も区民のだれもが、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、垣根のない交流ができる環境をつくりまします。

介護が必要な高齢者や障害者が尊厳をもって地域で暮らしていけるよう、総合的・効果的に利用できるサービスの仕組みを整備します。

すべての区民が平等に参画し、持てる力を発揮できるまちをめざします。

地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備します。

子どもを共に育むまち

子どもの権利を保障し、子どもがのびのびと育つ環境づくりをすすめます。

子ども一人ひとりの成長と生活を全体としてとらえ、地域全体が温かい目で子どもや家庭を見守り、支援していくネットワークを整備します。

地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実していきます。

個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざします。

多様なコミュニティがあるまち

それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。
年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくりまします。
国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくりまします。

みどりのネットワークを形成する環境のまち

自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、魅力ある清潔で美しいまちをめざまします。
みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やまします。
区民が主体的に取り組むみどりの価値を再認識する仕組みを整備まします。
水・エネルギー資源等の有効利用、資源リサイクルやごみ処理などの環境に対する取り組みを総合的に展開し、循環型社会への転換をすすまします。

人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち

地域の魅力を高める個性あるまちづくりを推進してまします。
災害に強い情報網の確立と都市基盤の整備をすすまします。
防犯・防災のための地域のパートナーシップをつくりまします。
日常生活に係る危険を予防し、安心して生活できる地域をめざまします。
道路空間がもつ多様な機能に着目した「みちづかい」など、既存の都市基盤を有効に活用したまちづくりをすすまします。

3. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち

商業、業務、文化、娯楽、居住等の多様な機能を充実まします。
近隣自治体等との交流・連携によりさらなる活性化を図ります。
JR線、東武東上線、西武池袋線、都電、地下鉄丸の内線・有楽町線、新たに整備される13号線などが通るターミナルとしての特性を生かしたまちづくりをすすまします。

魅力と活力のあるまち

まちのシンボル、区民が集える場を創造まします。
若者のエネルギーを活用したまちづくりを推進まします。
魅力ある都市として、地域の歴史や特性を生かしたまちづくりをすすめるとともに、地域経済の活性化を図ります。
「他県区民」や来街者と共に、魅力あるまちづくりをすすめてまします。
安心して買物ができる環境を整備まします。

4. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

個性が醸成される、彩り豊かなまち

都市美や風景を多くの人と共に創り上げていきます。
芸術領域にとらわれない総合芸術都市をめざします。

文化に触れ、文化と共に発展するまち

地域の伝統芸能等を継承し、まちづくり等との連携を図ります。
豊島ならではの独自の庶民文化を育てていきます。

文化都市として発展するまち

区内にある芸術文化施設を核として、芸術文化の活動、鑑賞機会を創出します。
友好都市等との交流をすすめ、広く「芸術文化都市 豊島」を発信していきます。
区民が主体的に行っている文化活動の支援を充実します。

第6章 構 想 実 現 の た め に

豊島区は、分権型社会において、自己決定、自己責任による地域づくりをすすめるにあたり、区民等の参画と協働を基本とします。

区民、ボランティア団体、NPO、企業等と区が、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、めざすべき将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に努めていきます。

区は、おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにします。また、施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせ公表していきます。